

平成30年 6月

指宿市議会会議録

第2回定例会

指宿市議会会議録目次

平成30年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月4日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号～報告第3号及び議案第46号～議案第70号一括上程	6
提案理由説明	6
報告第1号～報告第3号（質疑）	13
議案第46号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	14
議案第49号～議案第67号（質疑，委員会付託省略，表決）	16
議案第68号～議案第70号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	18
議案第71号～議案第75号一括上程	19
提案理由説明	19
議案第71号～議案第75号（質疑，委員会付託）	25
新たに受理した請願及び陳情一括上程（委員会付託）	26
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	27
散 会	28
6月20日	
議事日程	30
本日の会議に付した事件	30
出席議員	30
欠席議員	30
地方自治法第121条の規定による出席者	30
職務のため出席した事務局職員	31
開 議	32
会議録署名議員の指名	32
一般質問	32
新川床 金 春 議員	32

1. RESAS活用法について	
2. ヘルシーランドの諸問題について	
3. 地熱の恵み事業について	
新宮領 實 議員	46
1. 地熱発電について	
2. 市営野球場整備について	
3. 環境景観保護条例の制定について	
木原繁昭議員	67
1. 学校空調について	
2. 地熱発電について	
吉村重則議員	77
1. 教育問題について	
2. 太陽光発電について	
山本敏勝議員	91
1. 指宿市望ましい学校づくりについて	
2. 観光誘客対策について	
3. 県下一周駅伝の地元での応援について	
延 会	104

6月21日

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定による出席者	105
職務のため出席した事務局職員	106
開 議	107
会議録署名議員の指名	107
一般質問	107
井元伸明議員	107
1. 危機管理について	
2. 地熱開発について	
前之園正和議員	120
1. 地熱発電計画について	
2. LGBT問題について	
3. ヘルプマークカード等について	
4. 広報紙の点訳と音訳について	
高田チヨ子議員	137

1. 安心・安全な生活のために	
2. 防災月間について（9月）	
3. 予防接種について	
4. 動物愛護について	
恒 吉 太 吾 議員	150
1. 公共施設の管理運営について	
東 勝 義 議員	164
1. 小・中学校普通教室へのエアコン整備について	
2. 小学校再編について	
3. 小・中学生の学習能力について	
議案第76号上程	176
提案理由説明	176
議案第76号（質疑，委員会付託）	177
散 会	181

6月27日

議事日程	182
本日の会議に付した事件	182
出席議員	182
欠席議員	183
地方自治法第121条の規定による出席者	183
職務のため出席した事務局職員	183
開 議	184
会議録署名議員の指名	184
議案第71号～議案第74号（委員長報告，質疑，討論，表決）	184
議案第75号（委員長報告，修正案説明，質疑，討論，表決）	186
議案第76号（委員長報告，質疑，討論，表決）	212
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	214
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	218
閉会中の継続調査について	219
議員派遣の件	219
閉議及び閉会	220

参考資料

議員派遣書	221
-------	-----

第 2 回 定 例 会

平成 30 年 6 月議会

平成30年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（6月4日～6月27日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月4日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・報告第1号～報告第3号及び議案第46号～議案第70号一括上程（議案説明） ・報告第1号～報告第3号（質疑） ・議案第46号～議案第48号及び議案第68号～議案第70号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第49号～議案第67号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第71号～議案第75号一括上程（議案説明，質疑，委員会付託） ・新たに受理した請願及び陳情一括上程（委員会付託） ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
5日	火	休 会	一般質問の通告限（12時）
6日	水	〃	
7日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
8日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
9日	土	〃	
10日	日	〃	
11日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
12日	火	〃	
13日	水	〃	
14日	木	〃	
15日	金	〃	
16日	土	〃	
17日	日	〃	
18日	月	〃	
19日	火	〃	
20日	水	本会議	・一般質問
21日	木	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案第76号上程（議案説明，質疑，委員会付託）
22日	金	休 会	産業建設委員会（10時開会）
23日	土	〃	

第 2 回 定 例 会

平成 30 年 6 月 4 日

(第 1 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

平成30年6月4日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成29年度指宿市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 平成29年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 議案第46号 指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第47号 指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第48号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第49号 農業委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第50号 農業委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第51号 農業委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第52号 農業委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第53号 農業委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第54号 農業委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第55号 農業委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第56号 農業委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第57号 農業委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第58号 農業委員会委員の選任について
- 日程第19 議案第59号 農業委員会委員の選任について
- 日程第20 議案第60号 農業委員会委員の選任について
- 日程第21 議案第61号 農業委員会委員の選任について
- 日程第22 議案第62号 農業委員会委員の選任について

- 日程第23 議案第63号 農業委員会委員の選任について
- 日程第24 議案第64号 農業委員会委員の選任について
- 日程第25 議案第65号 農業委員会委員の選任について
- 日程第26 議案第66号 農業委員会委員の選任について
- 日程第27 議案第67号 農業委員会委員の選任について
- 日程第28 議案第68号 柳田小学校プール移設工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第29 議案第69号 山川中学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第30 議案第70号 指宿商業高等学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第31 議案第71号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第32 議案第72号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第33 議案第73号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第34 議案第74号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第35 議案第75号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第36 新たに受理した請願及び陳情上程（請願第1号，陳情第5号～陳情第7号）
- 日程第37 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 坂 元 茂 教 | 2 番議員  | 東 勝 義   |
| 3 番議員  | 西 田 義 哲 | 4 番議員  | 新宮領 實   |
| 5 番議員  | 前 原 五 男 | 6 番議員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番議員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番議員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番議員  | 東 伸 行   | 10 番議員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番議員 | 西 森 三 義 | 12 番議員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番議員 | 前之園 正 和 | 14 番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番議員 | 高 橋 三 樹 | 16 番議員 | 高 田 ちヨ子 |
| 17 番議員 | 木 原 繁 昭 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新川床 金 春 | 21 番議員 | 福 永 徳 郎 |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|             |      |        |      |
|-------------|------|--------|------|
| 市長          | 豊留悦男 | 副市長    | 佐藤寛  |
| 教育長         | 西森廣幸 | 総務部長   | 有留茂人 |
| 市民生活部長      | 上田薫  | 健康福祉部長 | 山口保  |
| 産業振興部長      | 川路潔  | 農政部長   | 松澤敏秀 |
| 建設部長兼水道事業部長 | 黒木六海 | 教育部長   | 下吉一宏 |
| 山川支所長       | 中村俊治 | 開聞支所長  | 川畑徳廣 |
| 総務部参与       | 中村孝  | 総務課長   | 鶴窪誠作 |
| 財政課長        | 坂元一博 | 税務課長   | 有馬芳文 |
| 地域福祉課長      | 出島雅彦 | 農政課長   | 鴨崎一郎 |
| 都市整備課長      | 東恵一  |        |      |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 岩下勝美 | 次長兼議事係長 | 鮎川富男 |
| 主幹兼調査管理係長 | 木下英城 | 議事係主査   | 上玉利享 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成30年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、坂元茂教議員及び東勝義議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの24日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの24日間と決定いたしました。

### △ 報告第1号～報告第3号及び議案第46号～議案第70号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、報告第1号、平成29年度指宿市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第30、議案第70号、指宿商業高等学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結について、までの28議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費等の報告に関する案件3件、条例の専決処分の承認を求める案件3件、人事に関する案件19件、契約に関する案件3件、条例に関する案件4件、補正予算に関する案件1件の計33件であります。

まず、報告第1号、平成29年度指宿市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、及び、報告第2号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、の2議案であります。

両案は、平成29年度指宿市一般会計補正予算及び平成29年度指宿市公共下水道事業特別会

計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、報告第3号、平成29年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

本案は、平成29年度指宿市水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調整したので、議会に報告するものであります。

次は、議案第46号、指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、平成30年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第47号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、平成30年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第48号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、平成30年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第49号から議案第67号、農業委員会委員の選任についてであります。

これらの議案は、指宿市農業委員会の委員に19名の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員の選任の際には、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関すること、その他農業委員会の所掌する事項に関してその職務を適切に行うことができる者を選任することとされており、提案いたします委員につきましては、これらの要件を満たしているものであります。また、過半数を認定農業者が占めること、農業委員会の所掌に関する事項に関し、利害関係を有しない者を1名以上選任することとされており、これらの要件も満たしているものであります。

なお、本議案につきましては、農業委員会委員定数が19名であることから、議案第49号から議案第67号まで、議案番号及び氏名のみを申し上げます。

議案第49号、石神一男氏、議案第50号、井手康則氏、議案第51号、今村秀一氏、議案第52号、井元清八郎氏、議案第53号、奥村祐樹氏、議案第54号、桐原鈴代氏、議案第55号、坂元

一彦氏，議案第56号，澤山建志氏，議案第57号，田中健一氏，議案第58号，徳留清幸氏，議案第59号，永吉正文氏，議案第60号，西村圭史氏，議案第61号，野元辰雄氏，議案第62号，菱田康彦氏，議案第63号，前原正文氏，議案第64号，松木茂久氏，議案第65号，松下芳子氏，議案第66号，南耕太郎氏，議案第67号，蓑田六雄氏，なお，新たな農業委員につきましては，平成30年7月20日から平成33年7月19日までとなっております。

何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は，議案第68号，柳田小学校プール移設工事（建築）請負契約の締結について，であります。

本案は，指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，予定価格1億5,000万円以上である柳田小学校プール移設工事（建築）請負契約の締結について，議会の議決を求めるものです。

次は，議案第69号，山川中学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結について，であります。

本案は，指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，予定価格1億5,000万円以上である山川中学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結について，議会の議決を求めるものです。

次は，議案第70号，指宿商業高等学校中学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結について，であります。

本案は，指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，予定価格1億5,000万円以上である指宿商業高等学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結について，議会の議決を求めるものです。

なお，議案第49号から議案第67号を省く各議案の詳細については，関係部長に説明させますので，よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは，命によりまして，総務部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

報告第1号，平成29年度指宿市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について，であります。

繰越しの理由につきましては，繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので割愛させていただきます，繰越計算書において，繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。款5農林水産業費，項1農業費，事業名，市単独農業農村整備事業につきましては，事業費が確定したことに伴う減額であります。

款7土木費，項1土木管理費，事業名，建築物耐震化促進事業補助金につきましては，事業

費が確定したことに伴う減額であります。

款7土木費，項2道路橋りょう費，事業名，新設改良事業につきましては，事業費が確定したことに伴う減額及び繰越予定の路線が年度内に完成したことによる減額であります。

款7土木費，項3河川費，事業名，急傾斜地崩壊対策事業につきましては，事業費が確定したことに伴う減額であります。

款7土木費，項5都市計画費，事業名，十町土地区画整理事業につきましては，繰越予定の工事が年度内に完成し，支出増になったことに伴い，翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

款8消防費，項1消防費，事業名，市業務継続計画（BCP）策定支援事業につきましては，事業費が確定したことに伴う減額であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（上田薫）** それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の7ページを御覧ください。

議案第46号，指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

本案は，地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い，特に緊急を要し，本年4月1日までに施行する必要がある指宿市税条例について，地方自治法第179条第1項の規定に基づき，専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして，御説明申し上げますので，11ページを御覧ください。

附則第10条の2は，固定資産税の課税標準の特例措置の割合を各自治体の自主的判断に基づき，条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例制度）の対象項目を改正・廃止するもので，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定再生可能エネルギー発電設備につきましては，発電設備の区分を細分化し，特例措置の割合を改正するものであります。

12ページを御覧ください。

附則第10条の3，次のページの第12項は，バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る家屋の固定資産税について，2年間，3分の1を減額する特例措置が新たに創設されたことから，この減額措置を受けようとする者がすべき申告の方法について新たに規定するものであります。

14ページを御覧ください。

附則第11条の2は，固定資産税の土地の価格について，据置年度においても土地の価格の下落修正ができる特例措置の適用を継続するものであります。固定資産税の土地及び家屋

は、原則として3年ごとに評価替えを行い、評価替え後の2年間は、価格を据え置くことになっておりますが、地価が下落しており、価格を据え置くことが適当でないときは、据置年度であっても土地の価格の修正ができる特例措置が設けられております。平成30年度は評価替えの年度となりますが、平成30年度評価替えの据置年度である平成31年度及び平成32年度においても、この特例措置の適用を継続するものであります。

次に、附則第12条は、宅地等の税負担の調整措置適用期限を3年間延長するものであります。宅地等については、課税の公平の観点から、地域や土地によってばらつきのある負担水準を均衡化させるため、負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させる調整措置が講じられておりますが、この調整措置の適用期限、平成29年度までを平成32年度までに3年間延長するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の16ページを御覧ください。

議案第47号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、特に緊急を要し、本年4月1日までに施行する必要がある指宿市都市計画税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、18ページを御覧ください。

附則第7条から第11条までは、先ほどの議案第46号で説明しました固定資産税と同様、都市計画税におきましても、宅地等の税負担の調整措置の適用を3年間延長するものであります。

次に、附則第6条につきまして、固定資産税と同様、都市計画税におきましても、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置が創設されたことから、この減額措置を受けようとする者がすべき申告の方向について新たに規定するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の21ページを御覧ください。

議案第48号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、特に緊急を要し、本年4月1日までに施行する必要がある指宿市国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の内容につきまして、御説明申し上げますので、23ページを御覧ください。

第2条は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げであります。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるもので、現行の54万円を4万円引き上げ、58万円にするものあります。次に、第23条は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の基準額を引き上げるものであります。5割軽減については、第23条第2号において、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を、現行の27万円を27万5千円に、2割軽減については、同条第3号において、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を、現行の49万円を50万円にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と適用区分を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

報告第2号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

4ページを御覧ください。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので、割愛させていただき、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について御説明申し上げます。

款2事業費、項1事業費、事業名、下水道整備補助事業につきましては、事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

款2事業費、項1事業費、事業名、下水道整備単独事業につきましては、事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

款2事業費、項2維持管理費、事業名、汚水処理事業につきましては、事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（下吉一宏）** それでは、命によりまして、教育部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の43ページを御覧ください。

議案第68号、柳田小学校プール移設工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、5月16日に5社による条件付一般競争入札の結果、落札業者

が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、柳田小学校プール移設工事のうち、建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は1億6,308万円で、契約の相手方は、指宿市大牟礼1丁目24番23号、興南建設株式会社、代表取締役浜田信行であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次に、工事の概要でございますが、国道226号北十町地区歩道整備事業に伴うプールの移設工事で、プール本体、プールサイド、管理棟、外溝の新築に係る建築工事を行うものであります。

なお、工期につきましては、平成31年2月28日の完成を予定しております。

次は、提出議案44ページを御覧ください。

議案第69号、山川中学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結についてであります。

当該請負契約については、5月17日に5社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、山川中学校体育館大規模改造工事のうち、建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は2億2,842万円で、契約の相手方は、指宿市西方2165番地、株式会社堀之内商会、代表取締役堀之内茂であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次に、工事の概要についてでございますが、山川中学校体育館の屋上防水、外壁改修・建具改修、内装改修、床張替え、体育器具更新等に係る建築工事を行うものであります。

なお、工期につきましては、平成30年11月28日の完成を予定しております。

次は、提出議案の45ページを御覧ください。

議案第70号、指宿商業高等学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、平成30年4月24日に5社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、指宿商業高等学校体育館大規模改造工事のうち、建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は2億7,756万円で、契約の相手方は、指宿市山川岡児ヶ水201番地5、株式会社常盤建設、代表取締役尾辻義治であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次に、工事の概要についてでございますが、屋上防水、外壁・建具及び内装改修、床張替

え等に係る建築工事を行うものであります。

なお、工期につきましては、平成30年10月26日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の5ページを御覧ください。

報告第3号、平成29年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による平成29年度指宿市水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

6ページを御覧ください。

繰越しする事業については、お示しのとおり十町土地区画整理事業及び池田配水池更新事業に伴う建設改良事業の4,757万4千円で、十町土地区画整理事業に伴う用地交渉や池田配水池更新事業に伴う関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時49分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第1号～報告第3号（質疑）

**○議長（福永徳郎）** これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

次に、報告第3号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

#### △ 議案第46号～議案第48号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

○議長(福永徳郎) 次に、議案第46号から議案第48号までの3議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○12番議員(吉村重則) 議案第48号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて。これまで4年連続限度額が4万円ずつ値上げされてきています。今年、介護保険、後期高齢分を含めて限度額が91万円に値上げをされております。この値上げをされた分、どのくらいの世帯が対象になるのか。

それと、基準所得でどのくらいの所得がある人が対象になるのか、質疑いたします。

○市民生活部長(上田薫) ただいま議案第48号についての世帯と、それと基準所得について質疑がございました。まだ30年度の課税がされておられませんので、29年度の課税分を試算ということで説明を申し上げさせていただきます。世帯の状況ですけれども、まず、4人世帯のうち2人が介護を受けているということと、それと資産税割がないということで、4人世帯のうち2人が介護というところで答えさせていただきます。今回、上がったのが医療分ということで、54万円から58万円に上がっております。先ほど吉村議員は91万円ということで話をされましたけれども、今回、医療費分が上がったのが58万円、それと支援分と介護分が変わらずに19万円と16万円で93万円ということで、総体では上がっております。でも今回、医療費分が54万円から58万円に上がっておりますので、この関係からいいますと、世帯数でいきますと対象が120世帯でございました。それが改正後になりますと104世帯に減ります。対象がですね、限度額が上がったことによって、その世帯数が減るということで、16世帯減るということになります。

それから、基準額ですけれども、先ほど世帯数4人ということで話をしましたけれども、この限度額を超えるのが770万円、現行でいきますと770万円の所得のある方が、この額を超えるということでございましたけれども、改正によりまして810万円の方がボーダーラインというか、そういうところがございます。以上です。

○12番議員(吉村重則) 限度額93万円以上の世帯が104世帯になると。これまで89万円から93万円世帯が16世帯ということになると捉えてもよろしいのでしょうか。

それと後、業種で言った場合にどのような、観光関係なのか、農業関係なのか、その辺では掴んではいないでしょうか。

**○市民生活部長（上田薫）** 所得の関係ですけれども、先ほど770万円から810万円ということでございますので、その辺の区分について、手元に資料を持ってないところでございます。

先ほどの16世帯につきましては、上がることによってその限度額から16世帯の方々が減ってくるというところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 農業世帯の事業者などは掴んではいないんですか。

**○市民生活部長（上田薫）** 先ほども答弁させていただきましたけれども、いろんな事業がございます。農業関係、漁業関係、それから観光、いろんな商工関係も含めまして、いろんな職業がございますので、どの分野が該当するかというところでございますけれども、その辺の資料についてはちょっと今、分からない、不明というか、はい、そういうことでございます。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告により質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第46号から議案第48号までの3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第38号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第48号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて、反対する立場から討論いたします。

国保税の軽減措置の所得の引き上げが行われておりますが、その一方で国民健康保険税の限度額の引き上げが含まれております。基礎限度額が54万円から58万円に引き上げられ、後期高齢支援金と介護納付金課税分を合わせると93万円になります。限度額に関わる人というのは決して桁違いの高額所得者ではありません。既に国保税の負担が大きな社会問題にもなっている今日、これ以上の引き上げは許せません。被保険者の暮らしを守る立場からも、本議案に反対いたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第46号及び議案第47号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号の2議案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第48号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第48号は、承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第49号～議案第67号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（福永徳郎） 次に、議案第49号から議案第67号までの19議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第49号から67号の農業委員の選定について、選定について19名以上の手を挙げられた方がいたと思うんですけど、選定委員会はどのような判断で選定をしたものなのか。例えば、認定農家が何名とか、女性農業委員が何名とか、その辺ではどういう選定委員会が行われたのか、質疑いたします。

○総務部長（有留茂人） 農業委員会の委員の選任についてですけれども、平成30年3月15日から広報いぶすき、お知らせ版、そのような3月号及び市のホームページで募集をしております。締切りが平成30年4月18日で、応募者が20名でございました。それを受けて、平成30年4月23日に指宿市農業委員候補者評価委員会に選任に係る評価意見を求めるということで諮問がなされております。この諮問を受けまして、4月27日に第1回の評価委員会、それから5月16日に第2回の評価委員会を行っております。その評価委員会を受けて、平成30年5月16日に評価意見の答申がなされまして、平成30年5月17日に市長の方で19名を決定をし、本議会へ

上程をいたしているという流れでございます。過半数を認定農業者が占めることというふうなことが法律で定められておりますし、その認定農業者が過半数を占めるということと、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を1名以上選任するというふうなことで法律要件になっておりまして、この法律要件を満たしているというふうな状況でございます。

**○12番議員（吉村重則）** 認定農業者が何名とか、女性農業委員が何名とか、その辺では答えられないですか。

**○農政部長（松澤敏秀）** 評価委員会の内容なんですけれども、まず、認定農業者等の有無、利害関係を有しない者、女性や青年の登用、自薦か、あるいは農家推薦なのか、団体推薦なのか、それと、応募理由からの意欲とか熱意の判断、農業に関する知見、地域団体活動の状況などを総合的に判断をいたしまして、項目ごとにですね、評価項目を設けさせていただいて、提出された推薦書並びに応募届書から総合的に判断をしているところでございます。吉村議員の質疑の中で、認定農業者はですね、19名中12名ですね、女性の方が2名となっております。

それと、先ほど総務部長の方から説明がありましたけれども、二次審査をですね、15日と16日に両日行っているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** この選定委員会については、あくまでも書類上での選定と。面談とか、そのようなことはなされなかったのか。

それと、青年の農業者は何名ぐらい含まれているのか。

**○農政部長（松澤敏秀）** 評価委員会の、まず第1回目の一次審査につきましては、先ほど答弁したとおり書類審査を行っているところです。それで二次審査については、基準を下回った方を対象に面談を行って、最終的に判断をしたところでございます。

49歳以下の若手の農業委員については、今回3名、選定をしているところでございます。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第49号から議案第67号までの19議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第67号までの19議案は、委員会付託を省略することに決定い

たしました。

これより、議案第49号から議案第67までの19議案を一括して採決いたします。

19議案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第67号までの19議案は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第68号～議案第70号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

**○議長(福永徳郎)** 次に、議案第68号から議案第70号までの3議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第68号から議案第70号までの3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第70号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第68号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第69号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第70号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第71号～議案第75号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第31、議案第71号、指宿市税条例等の一部改正について、から、日程第35、議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、までの5議案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、御説明申し上げます。

まず、議案第71号、指宿市税条例等の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第72号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島県下の市町村で実施する乳幼児医療費助成事業において、平成30年10月診療分より非課税世帯の未就学児に係る医療費助成の方法を現物給付にすること等に伴い、所要の改正をするものであります。

次は、議案第73号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第74号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、体育施設、開閉屋内運動場を老朽化に伴い解体することから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ15億4,032万5千円を追加し、予算の総額を259億8,495万8千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の70ページを御覧ください。

議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成30年度補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15億4,032万5千円を追加して、歳入歳出予算の総額を259億8,495万8千円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

第3条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、地方債の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、16ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料の390万円の補正につきましては、開聞庁舎補強計画策定に伴う委託料であります。同じく、目7企画費、節13委託料3,940万1千円のうち、3,620万1千円の補正につきましては、地熱資源開発に伴う仮噴気試験及びモニタリングに係る委託料であります。同じく、節15工事請負費4億6,930万7千円のうち、3億5,510万4千円の補正につきましては、地熱資源開発に伴う構造試錘井掘削等に係る工事請負費であります。同じく、節13委託料3,940万1千円のうち、320万円と節15工事請負費4億6,930万7千円のうち、1億1,420万3千円の補正につきましては、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業に伴う造成工事に係る委託料及び工事請負費であります。同じく、節17公有財産購入費6億4,280万円の補正につきましては、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業に伴う用地取得に係る公有財産購入費であります。同じく、目11共生・協働推進費、節19負担金補助及び交付金1,843万5千円のうち、1,730万円の補正につきましては、上吹越自治公民館の建設及び五郎ヶ岡自治公民館集会用テント等の備品整備費用に対するコミュニティ助成事業助成金の決定に伴うコミュニティ助成事業補助金であります。同じく、節19負担金補助及び交付金1,843万5千円のうち、113万5千円の補正につきましては、上吹越自治公民館等に対する公民館建設等補助金であります。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、節13委託料81万円の補正につきましては、障害者総合支援法等の改正に伴う障害者自立支援給付支払等システム改修に係る委託料であります。同じく、目4社会福祉施設費、節11需用費128万7千円の補正につきましては、

指宿老人福祉センターの空調機器等修繕に伴う修繕料であります。同じく、節13委託料174万3千円のうち、88万円の補正につきましては、指宿老人福祉センターの改修工事設計に伴う委託料であります。同じく、節13委託料174万3千円のうち、72万2千円の補正につきましては、指宿老人福祉センターのテレビアンテナ設置に伴う委託料であります。同じく、節13委託料174万3千円のうち、14万1千円の補正につきましては、山川・開聞老人福祉センターの建物使用材分析調査に伴う委託料であります。

17ページを御覧ください。同じく、項3生活保護費、目1生活保護総務費、節13委託料291万6千円の補正につきましては、生活保護基準の見直しに伴う生活保護システム改修に係る委託料であります。

款5農林水産業費、項1農業費、目5畜産業費、節19負担金補助及び交付金2億3,209万6千円の補正につきましては、畜産クラスター事業補助金の内報に伴うJA鹿児島県経済連畜産クラスター協議会への養豚業者の豚舎等整備に係る補助金であります。同じく、節11需用費436万5千円の補正につきましては、指宿市開聞農業用かんがい用水施設内の深井戸水中ポンプ故障に伴う修繕料であります。同じく、項2林業費、目3林業維持費、節13委託料203万2千円の補正につきましては、農山漁村地域整備交付金事業の決定に伴う林道松ヶ迫線橋梁診断等に係る委託料であります。同じく、項3水産業費、目3水産業施設費、節11需用費118万8千円の補正につきましては、道の駅山川港活お海道の合併処理浄化槽修繕に伴う修繕料であります。

18ページを御覧ください。款6商工費、項1商工費、目3観光費、節13委託料49万7千円の補正につきましては、国道226号大園原交差点の拡幅工事に伴う看板撤去に係る委託料であります。同じく、節15工事請負費3,900万円の補正につきましては、県の地域振興推進事業の決定に伴うレイクグリーンパーク敷地内への艇庫建設に係る工事請負費であります。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節15工事請負費2,289万3千円と節22補償・補填及び賠償金84万9千円の補正につきましては、社会資本整備総合交付金の決定に伴う松原田和田園線冠水対策工事等の工事請負費及び補償金を増額するものであります。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費260万円の補正につきましては、池田小学校及び川尻小学校の複式学級編成に伴う黒板設置等に係る工事請負費であります。同じく、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料82万円と、節15工事請負費4,890万円の補正につきましては、南指宿中学校の空調機器設置工事に伴う委託料及び工事請負費であります。

19ページを御覧ください。同じく、項6社会教育費、目7社会教育施設費、節11需用費448万6千円の補正につきましては、時遊館COCOはしむれの第3展示室照明設備機器修繕に係る修繕料であります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款14国庫支出金1,525万9千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

款15県支出金2億5,609万6千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

款17寄附金110万円の増額補正につきましては、節及び説明欄にお示しの寄附金であります。

15ページを御覧ください。

款18繰入金5,606万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

款20諸収入4億860万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、助成金等であります。

款21市債8億320万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、市債を増額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（上田薫）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の46ページを御覧ください。

議案第71号、指宿市税条例等の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、47ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正についてであります。第24条第1項は、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人市民税の非課税措置の所得要件125万円以下を135万円以下に10万円引き上げるものであります。第24条第2項は、個人市民税の均等割の非課税限度額を10万円引き上げるものであります。第34条の2は、個人市民税の基礎控除に所得要件を創設し、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に対し基礎控除を適用するものであります。第34条の6は、個人市民税の調整控除に所得要件を創設し、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に対し、調整控除を適用するものであります。

48ページを御覧ください。第92条は、製造たばこの区分を新たに創設し、喫煙用の製造たばこに加熱式たばこを追加するものであります。

49ページを御覧ください。第94条は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法等について明記するものであります。加熱式たばこについては、税率改正が行われますが、

激変緩和の観点から、平成30年度から34年度までの5年間かけて、増税分を毎年5分の1ずつ引き上げる改正となっております。

51ページを御覧ください。第95条は、紙巻たばこの税率について、激変緩和の観点から、平成30年度、平成32年度及び平成33年度の3年間において、増税分を3分の1ずつ引き上げるもので、平成30年度については、1千本につき5,262円を5,692円に430円引き上げるものであります。

附則第5条は、個人市民税の所得割の非課税限度額を10万円引き上げるものであります。附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例措置の割合を各自治体の自主的判断に基づき、条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例制度の対象項目を追加するもので、中小企業が認定先端設備等導入計画により、平成33年3月31日までに取得した設備等に対する償却資産について、3年間、課税標準額を零にする特例措置を新たに創設するものであります。

次に、第2条の指宿市税条例の一部改正について、であります。第94条第3項は、加熱式たばこの税率改正の2年目であり、平成31年度に増税分の5分の1を引き上げるものであります。

次に、第3条の指宿市税条例の一部改正について、であります。第94条第3項は、加熱式たばこの税率改正の3年目であり、平成32年度に増税分の5分の1を引き上げるものであります。

第95条は、紙巻たばこの税率改正の2年目であり、平成32年度に増税分を3分の1引き上げ、1千本につき5,692円を6,122円に430円引き上げるものであります。

次に、第4条の指宿市税条例の一部改正について、であります。第94条第3項は、加熱式たばこの税率改正の4年目であり、平成33年度に増税分の5分の1を引き上げるものであります。

52ページを御覧ください。第95条は、紙巻たばこの税率改正の3年目であり、平成33年度に増税分を3分の1引き上げ、1千本につき6,122円を6,552円に430円引き上げるものであります。

次に、第5条の指宿市税条例の一部改正について、であります。第94条第3項は、加熱式たばこの税率改正の5年目であり、平成34年度に増税分の5分の1を引き上げるものであります。

次に、第6条の指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、であります。附則第5条は、平成27年指宿市条例第27号の改正条例において、紙巻たばこ旧3級品に係るたばこ税の特例税率を廃止し、激減緩和の観点から、4段階に分けて税率を引き上げ、平成31年4月1日から標準税率とする経過措置を講じましたが、平成30年度税制改正による一般品のたばこ税の税率が引き上げられたことに伴い、旧3級品の税率改正の経過措置の3年目につい

て、平成30年4月1日から平成31年3月31日までを平成30年4月1日から平成31年9月30日までに半年間延長し、平成31年10月1日から標準税率となるよう改正するものであります。

次に、第7条の指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。附則第4条、第5条及び第14条は、中小企業者が認定経営力向上計画に基づき取得した機械装置等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が、平成31年3月31日で終了し、地方税法附則第15条第43項が削除され、同条第44項以降の項が1項ずつ繰り上がることから、この条例中、引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と経過措置等を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（山口保）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の63ページを御覧ください。

議案第72号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島県下の市町村で実施する乳幼児医療費助成事業において、平成30年10月診療分より、市町村民税非課税世帯の未就学児に係る医療費助成の方法を現物給付にすること等に伴い、所要の改正をするものであります。

改正の主な内容につきましては、市町村民税非課税世帯の未就学児が受けた保険給付に係る一部負担金について、窓口負担をなくすことを追加するものであります。また、従来の制度では、重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成対象者については、子ども医療費助成の対象外でありましたが、これらのうち市町村民税非課税世帯の未就学児については、新制度の対象となることから、助成対象の子どもに追加するものであります。

なお、附則において、この条例は平成30年10月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の66ページを御覧ください。

議案第73号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、放課後児童支援員の基礎資格について、教諭となる資格を有する者の定義が明確でなかったことから、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者とし、教員免許制度における免許更新の有無を問わず、免許が失効している者についても対象となるよう、基礎資格を明確にするものであります。また、放課後児童支援員認定資格研修において、これまで高等学校を卒業していない者には受講資格がなかったことか

ら、高等学校を卒業していなくても、5年以上の実務経験があり、市長が適当と認めた者については受講できるよう、資格対象を拡大するものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（下吉一宏）** それでは、命によりまして、教育部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の68ページを御覧ください。

議案第74号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、体育施設のうち、開聞屋内運動場を老朽化に伴い解体することから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

条例中、開聞屋内運動場の名称、位置、及び使用時間の規定、並びに使用料の規定を削除するものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時47分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第71号～議案第75号（質疑、委員会付託）

**○議長（福永徳郎）** 質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算の予算書の15ページの地熱資源開発調査費が9,500万円ほどありますけど、どのような調査がなされるのか、調査の内容について詳しく質疑いたします。

**○総務部参与（中村孝）** 今回の地熱資源開発調査の内容でございますけれども、地熱開発を実施するにあたりまして、周辺のモニタリングを行いまして、そして、地熱開発による周辺の影響調査等を評価する仮噴気試験等を行うものでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 九州地熱の近辺で、民間が掘削をして、900mから1kmぐらい掘削したと思うんですけど、実際はまだ地熱発電はされていないんですけど、近くの農家の井戸水、井戸に対して影響が出ていると。掘削をする前は、地下水を農業用に使っていたわけですけど、実際、掘削をしたら泥水が出るようになったと。1か月間、とにかく汲み上げてや

ったら、濁りは取れた状況になったんですけど、ペーハー6.4が7.4、中性がアルカリの方に変わってきたという現実があるんです。そういう面を考えたときに、モニタリングをすることであれば、現在、ヘルシーランドの温泉とか、地下水もあると思うんですけど、近辺のそういう地下水の情報なんか、現時点での分析をする必要もあると思うんですけど、その辺も含めてのモニタリングになるんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 今回行うモニタリングの内容でございますけれども、対象の温泉で定期的に湧出量であるとか、湯量、それと泉源の選定及びサンプリング等を行い、分析項目のペーハーであるとか、電気伝達度をデータの解析を行う予定としているところでございます。先ほど言いました他の井戸の部分につきましては、我々の方では把握をしていないところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** その農家と懇談を、話を聞き取りをした中で、農家がそれまで分析をしていたんだと。そういう結果があるもんですから、掘削をした業者は認めざるを得ないということで、そういう被害に対してちゃんと対応している状況なんですよ。ですから、今回、掘削をするのであれば、地熱発電として掘削をするのであれば、周りのそういう調査を徹底してやって、掘削をする前にそういう結果を知る必要があると思うんです。そういう面で、これまで周りにそういう被害はないのか。それと、市の方でこれから地熱発電の掘削をするわけですので、そういう面言えば、する前にそういう情報を得る必要があると思うんですけど、その辺では今後、対応は考えないですか。

**○総務部参与（中村孝）** これまでそういう状況があるということにつきましては、我々の方では、実際、指宿市の方ではやっておりませんので、その内容については把握をしていないところでございます。今回、市の方で地熱発電の掘削工事を行うにあたりまして、事前にそのようなモニタリングであるとか、そういうものを調査して進めたいという形で考えているところでございます。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第75号を除く4議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第75号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した請願及び陳情一括上程（委員会付託）

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第36、新たに受理した請願及び陳情を議題といたします。

新たに受理した請願1件及び陳情3件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（福永徳郎） 次は、日程第37、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ、県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することになっておりますが、現在、3人の欠員が生じております。平成30年3月29日に告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、候補者の届出数が選出すべき議員の3人を超えたことから、同規約第8条第2項及び第9条第3項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い者から順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知を行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（福永徳郎） ただいまの出席議員は20人であります。

候補者名簿を配布いたします。

（候補者名簿配布）

○議長（福永徳郎） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(福永徳郎) 投票用紙の配布漏れはありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(福永徳郎) 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。  
職員が議席番号と氏名を呼びあげますので、投票用紙に記載の上、順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長(福永徳郎) 投票漏れはありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長(福永徳郎) これより、開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、西田義哲議員、新宮領實議員、前原五男議員を指名いたします。  
開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(福永徳郎) 選挙結果を報告いたします。  
投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。  
そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。  
有効投票中、新屋敷幸隆議員1票、伊勢知正人議員13票、たてやま清隆議員6票。  
以上のおおりであります。

## △ 散 会

○議長(福永徳郎) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 坂 元 茂 教

議 員 東 勝 義

# 第 2 回 定 例 会

平成 30 年 6 月 20 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

平成30年6月20日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	坂元茂教	2番議員	東勝義
3番議員	西田義哲	4番議員	新宮領實
5番議員	前原五男	6番議員	山本敏勝
7番議員	齋藤佳代	8番議員	恒吉太吾
9番議員	東伸行	10番議員	井元伸明
11番議員	西森三義	12番議員	吉村重則
13番議員	前之園正和	14番議員	松下喜久雄
15番議員	高橋三樹	16番議員	高田チヨ子
17番議員	木原繁昭	18番議員	下川床泉
19番議員	新川床金春	21番議員	福永徳郎

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	上田薫	健康福祉部長	山口保
産業振興部長	川路潔	農政部長	松澤敏秀
建設部長兼水道事業部長	黒木六海	教育部長	下吉一宏

山川支所長	中 村 俊 治	開聞支所長	川 畑 徳 廣
総務部参与	中 村 孝	市長公室長	山 下 浩 二
総務課長	鶴 窪 誠 作	市民課長	上高原 明 美
環境政策課長	前 田 安 隆	長寿介護課長	増 永 智 美
観光課長	山 元 成 之	観光施設管理課長	園 田 猛 志
耕地林務課長	田之上 辰 浩	建設監理課長	大久保 覚
都市整備課長	東 恵 一	学校整備室長	中 島 裕 一
スポーツ振興課長	今 村 将 吾	農業委員会事務局長	富 永 敏 尚
水道課長	黒 岩 道 広		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩 下 勝 美	次長兼議事係長	鮎 川 富 男
主幹兼調査管理係長	木 下 英 城	議事係主査	上玉利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、山本敏勝議員及び齋藤佳代議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） おはようございます。19番、新川床。日本税制改革協議会会員として増税をさせない、子供にツケを回さないために通告に従い一般質問を行いますが、的確な答弁をお願いいたします。

1番目の、RESASの活用方法について。指宿市を中心に据えた地域づくりということで、平成30年4月10日火曜日、野村証券の金融公共公益法人部支援研究員和田さんを講師にお迎えし、人口3分の2激減時代の到来と新成長戦略、都市を測る、都市を活かすをテーマに指宿市で講演がありました。講演会を開催した費用と、開催時間及び参加者について答弁を求めます。

2番目の、ヘルシーランド諸問題について。ヘルシーランド利用料金の値上げの経緯についてですが、平成21年第1回定例会で、水道料金の値上げがされたのは、口径別料金体系に変更したからです。同時に、ヘルシーランドの利用料金の値上げがされておりますが、値上げになった要因について答弁を求めます。

3番目の、地熱の恵み事業について。自然公園法ということで、平成30年3月30日に、県へ特別地域内工作物の新築及び土石の採取許可申請書が提出されていますが、間違いはないか。また、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例は、市及び市民の共有資源であると認識の下、市における温泉資源を保護することと、乱開発を防止する目的であると、平成26年12月に説明があり、平成27年3月26日条例が制定されていますが、議会での説明に間違いはないか。この2点について答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 正しく、未来の指宿を見据え、子供たちにツケを回さないような具体的な政治の施策、それを打ち出すことは極めて重要なことでもございます。未来に夢を持った指

宿を担う子供たちを育てるために、市は様々な事業を展開しております。人口減少という、これまで経験したことのない時代に突入しております。講演会等に参加していただき、こうして指宿の未来を自分のこととして考え、そして、学んでいただいている議員に対しては、心から感謝を申し上げます。講演会の費用及びその具体的な内容については、事務担当者の方で的確にお答えをいたします。そして、ヘルシーランド等の料金の体系、この地熱についての具体的な内容等についても、担当者でお答えをさせていただきます。そして、2問目以降の説明、質問については、必要があれば私の方で答弁させていただきたいと思っております。

○総務部参与（中村孝） 4月10日に行われました職員研修会の内容についてでございます。人口減少に関するデータ分析を踏まえた職員研修につきましては、野村証券の研究員の方を講師に招き開催し、107名の職員が参加をいたしました。費用については、講師謝金などは不要であるとの申し出をいただき、資料コピー代等は掛かっておりません。研修会では、各自治体、人口減少の抑制を図る事業展開は絶対に必要ではあるが、それでも人口減少は避けられないという現実を受け止めるというような問題提起をいただいたところでございます。

それと、地熱の恵み事業についてでございますけれども、自然公園法の申請につきましては、開発拠点が国立公園の2種に該当することから、平成30年3月30日に申請を行ったところでございます。

それと、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例につきましては、目的が、この条例は、温泉資源は市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用、並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的に制定している条例でございます。

○産業振興部長（川路潔） 合併前のヘルシーランド保養館大浴場の利用料金につきましては、大人300円、子供200円となっております。平成22年4月に大浴場の大人料金のみ300円から330円に改定しております。また、平成25年4月に大浴場の子供利用料金を200円から160円に改定し、平成26年4月に大浴場の大人利用料金を330円から340円に、子供利用料金を160円から170円に改定し、現在の利用料金となっております。また、平成22年4月の改定理由は、近隣市の類似施設との利用料金の均衡を図るものであります。次に、平成25年4月の改定理由は、第二次集中改革プランに基づき作成しました、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針において、3歳以上小学生以下が利用する場合、大人の利用料の50%を減額するとの方針に則って利用料金を見直したためであります。平成26年4月の改定理由は、消費税法の一部改正が行われたことから、利用料金を見直しを行ったことによるものであります。

○19番議員（新川床金春） 先ほど私は、何時から開催したのかということ聞いてますが、よろしくお願ひします。

○総務部参与（中村孝） 職員研修の時間につきましては、14時30分から16時30分で開催をした

ところでございます。

○19番議員（新川床金春） 市長が先ほど、すばらしい発言をしていただいて私は喜んだんですが、実際ですね、副市長が鹿児島県で一番初めの会議だということ、3月定例会で私に言いました。そして、私も参加させてくれということだったけれども、職員だけが対象だということでした。ですので、参加できませんでしたが、やっぱり、職員だけが対象だったら、15時以降にですよ、全ての職員に声を掛けてやるべきだと思っていたんですが、この107名は職員の何%に当たるのか、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 理想的には、全ての職員に、このような貴重な研修会の機会を設けて参加してもらいたいという思いはあります。しかし、業務を一方では行いながらですので、残念ながら全員は参加できません。そこはお分かりいただきたいと思います。4分の1程度であったと思っております。

○19番議員（新川床金春） 先ほど、人口減少社会を迎えてですよ、いろんなことをしないといけないと言いながらですよ、職員の勤務後にですよ、大変悪いけれども、大半の方に参加してくれないかと言うべきだったと私は思っております。

それでは、参加者の詳細、何部、何課の方が何人ほど参加したのか。全体が勉強しないといけないと思ってますので、お願いします。

○総務部長（有留茂人） ただいまの質問については、その各係のものは今手元にないところですが、各係長職以上に参加を要請をして107名の参加があったというふうなことでございますし、また、その他の職員につきましては、その資料を各課・係で回覧をするなりして、全職員への周知も図るようにしたというところでございます。

○19番議員（新川床金春） 私も担当課からもらいました。やっぱり、周知してもですね、読むのかどうか。理解するのかというのが問題であります。日本の現状と今後の流れ、鹿児島県内と、指宿市の現状と、今後について講演があったと思いますが、現状をどのように捉え、今後の指宿の振興策にどうしたらいいかということ、講師からどのように受け止めたのか、副市長、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 今回の研修の中で、各自治体、人口減少の抑制を図る事業は必要だが、人口減少は絶対に避けられない、という現実を受け止めた対策を講じる必要があるという指摘がございました。戦略に基づき、現在も、南薩地域が連携して、観光や物流における事業を進めておりますが、今後も人口減少を抑制するための雇用創出や定住人口確保策などを講じていく必要があるかと思っております。

○19番議員（新川床金春） 今、南薩地区を中心にとということでしたが、そのような取組していただきたいと思えます。

この書類にも載っていましたが、外貨を稼ぐ政策としてどのような産業を考えているのか。そして、その活性化につながる支援策として、どのようなことを検討されたのか。4月

10日ですので、2か月ありますが、答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 外から稼ぐ力がどうしても指宿市には必要だと、強い認識でですね、まず、産業分析をどういようなものが地域で根付いているのか。そこをまず、強くしないといけないだろうということで、本市においては、農林水産と観光、そこをですね、強くしないといけないと。一方で、付加価値を付けないといけないということが命題でありますので、それについては、儲かる指宿クラスターなどを組織して、付加価値を付ける努力を今取り組んでいると。さらに、その生産性向上を上げないといけないということですので、国が進めている生産性向上の支援に、今積極的に取り組んでいるという状況でございます。一方で、労働力不足というのも、この講演の中で指摘を受けておりましたので、本市の場合は、この労働力を確保するために様々な取組、例えば、高校生への企業ガイダンスなどをやっているところがございます、そうした取組を進める中で、1人当たりの生産性を上げるなどの取組を積極的に今進めている状況でございます。

○19番議員（新川床金春） 今、農林水産業、観光ということで答弁をもらいましたが、国の方ではですね、農林水産業の推進ということで六次産業を進めていますけれども、指宿の取組状況、そして、結果がどのようなデータが出ているのか、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 議員御案内のように、私どもは、第二次振興計画と、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像に、その件は盛っております。この戦略を具体的な事業に結び付けるために、専門家を呼んで学習する機会、講演会を開いているわけでございます。具体的な事務の内容については、議員のお手元にもあろうかと思っておりますので、その人口ビジョン、そして、総合戦略を御覧いただきたいと思っております。

○19番議員（新川床金春） ですから、RESASの研修を受けたので、どのように捉えたか、そして今後どのようにするのか聞いてるんですよ。副市長、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） それを庁議とか関係部署で考えながら、本年度の予算の中にも既に入れ込んでありますので、水産業、農業、観光、総合的な産業の成長戦略を考えているところであります。

○19番議員（新川床金春） 若者が定住、定着するためにですね、指宿市版地方人口ビジョンがありますけれども、平成27年策定したので見ますと、国立社会保障人口問題研究所の予測は、平成57年、2万7,291人。本市は2万9,776人です。しかし、今市長が言いました、私が持ってる野村證券の講演資料では、指宿市は2万5,432人になってます。人口減少があまりにも差があるということをおっしゃるを得ませんが、講師からどのような対策をしたらいいというような説明はなかったのか、副市長に答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 研修においては、何点かキーワードがございましたけども、その一つが20代から39歳、いわゆる、子供を生み育てる層ですね。そうした層の定着、定住が持続可能になる鍵として、結婚、子育ての意思決定がその年代においてしっかりと行われる、そういっ

たようなことが大切だと。生み育てようとする意思決定のためには、年収というのが大きく関与していて、それは、一般的には500万円が一つのラインだと考えられるということでした。ですので、雇用の創出と付加価値の向上を図って、生産性を高め、所得を向上していくということが大きな一つの命題ですということです。それと、空き家が今後、高齢化が進むことによって増加してくることから、新築から更にストック利用への転換というものが急がれている。これについては、全国的に言えることであるけども、本市においても、それを早急に取り掛かるべきであろうというような御指摘でした。

○19番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。交流人口を幾ら増やしてもですね、年間約500人、人口が減少し続ける指宿市の現状の打破はできません。指宿の定住促進策が年間5世帯では、指宿の衰退は免れないと思います。人口ビジョンを達成するために、年間何人が定住したらいいのか、副市長、答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 平成29年度の実績としては、議員がおっしゃるとおりの数が来ていただいております。一方で、平成29年1月から地域おこし協力隊を活用して、移住コンシェルジュを配置しております。その相談件数は、これまでの倍以上にも増え、平成29年度にあっては、約200件弱の移住相談を受けております。一方で、人口ビジョンにおける人口目標につきましては、基本目標の中に、地方への新たな人の流れをつくるだけではなくて、それ以外の基本目標である雇用創出、結婚、子育て等の支援、安心な地域づくり、そうした戦略全体の事業として達成する目標として、今から42年後である2060年には2万1,379人にまで減少するという人口ビジョンの推計になっているところでございます。

○19番議員（新川床金春） ですから、年間何人ぐらいの定住目標しないと、それが実現できないのかと聞いてるんです。答弁求めます。

○市長（豊留悦男） 具体的な数字について、目標としては、やはり、人口減少、1年間に500人程度減っておりますけども、その人口の減少を極力小さくする努力、その政策を先ほど申しました、この総合戦略の中に盛り込んでございます。四つほどありますけれども、具体的には申し上げませんが、この具体的な事業をすることで定住人口、Iターン、Uターンを含めて増えるだろうという、そういう仮説を立てて、事業というのはやらなければなりません。しかし、その仮説の中で、20世帯、30世帯という、具体的な目標を、この議会の場では言えないところであります。それは、社会の情勢もそうだし、ほかの自治体も一生懸命この人口減少の対策については、いろいろ対策を練っているわけですので、その努力をするための具体的な事業について、目を通していただき、その事業の内容について、このようにしたら人口、いわゆる雇用が生まれて、人口減少が減るのではないかというような、議員が学習した成果等を私どもに教えてくださったら非常にありがたいと思っております。

○19番議員（新川床金春） この件は最後にしますけど、目標がなければ何もないですよ。こうやりますと言っても、目標をできないかもしれないけど、これだけしますよって目標があ

ってほしいと思います。

次に入ります。ヘルシーランドの諸問題について。昨年の決算特別委員会で決算書の不備が指摘され、22年度から28年度分までの決算書が全議員に資料提供されました。担当部・課として、ずさんな決算書をしっかり精査したと思いますが、不備箇所についてどのような指摘・改善を命じたのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） 確かに、去年の決算の中では、指定管理の在り方をしっかりと行政としてチェックをしていただきたという御意見をたくさんいただきました。29年度につきましては、今、細かくチェックをしている状況であります。

○19番議員（新川床金春） 第1回定例会で、指定管理者を指定するときに、改善がされたということを答弁もらってるんですけど、何をしたのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） ただいまの質問につきましては、答弁に調査を要しますのでしばらく時間をいただきたいと思います。

○19番議員（新川床金春） あと22分ありますので、それまでに答弁できるようにしてください。

それでは、次に入ります。平成22年から28年度分を精査した結果、水道料の予算と決算の差が約1,700万円ほどあります。市民の大事な税金が無駄に支出されてると指摘しなければなりません。既に、9か月が経過していますが、過払いした委託料の徴収はどのようになっているのか、産業振興部長に答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） 市水から井戸水に切り替えたことによりまして、
(発言する者あり)

○産業振興部長（川路潔） 1,700万円の差額につきましては、予算と決算との差額だと思っております。これにつきましては、平成22年度から平成28年度までの当初予算から決算を引いた額の合計となります。井戸水を利用して水道料が削減されることになることから、指定管理者は、平成23年度から当初予算を見直した額で予算を計上しなければなりません。本来であるならば、指定管理者は、井戸水を利用したことにより、水道料は減額されると見込まれる額を、次の年度は当初予算を作成する必要があったと考えております。

○19番議員（新川床金春） それでは、平成22年度から28年度分について、表とグラフと説明をしたいと思いますので、モニターを見てください。驚くことに、水道料の不用額が年々増加してるんですよ。平成22年度は、指定管理料に含まれる水道代は1,012万円、掛かった費用は567万円。激減し、差額は447万円。平成23年度は更に760万円に増えています。先ほど、驚くと言ったのはですね、24年度は108万円増額になってるんですよ。水道料が減りながら、水道料金は増額になってる。これは市民の税金が無駄に使われていると言わざるを得ませんが、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 指定管理制度について少しお話をさせていただきますが、当初、指定

管理者を選定するときに、指定管理者の応募者からそれぞれ提案を受けるわけです。その提案を受けるときに、その指定管理料というふうなものも、私どもは、これから指定管理をする上では、これだけの指定管理料で管理をしていきますというふうな提案を受けて、それによって協定を結び、やっていくというふうなことでございます。そのあと、その指定管理者の運営によって、歳入が歳出を上回ったというふうなことにつきましては、それは指定管理者が内部保留等として、経営努力のメリットとして享受を受けるというふうなものが指定管理の制度でございます。また、逆に、今度は指定管理料よりも管理経費が、提案を受けたときよりも下回ったというふうなことについては、それはもう協定をしておりますので、自己資金等による補填のリスクを負うというふうなものが、その指定管理制度、そのヘルシーランドは利用料金制を取っておりますので、その当初の提案に基づいて指定管理料が支払われるというふうな制度でございます。

○19番議員（新川床金春） 水道料のグラフをお願いします。これまでですね、指定管理料は、毎年度チェックをしてるということなんです。そして、部長の答弁を聞いたときと、井水を使うという契約はどこにもなかったんです。井水を使ったことで水道料が、先ほどに戻しますので、1,012万円が285万円になってるんですよ。だから、700万円、その次が800万円、安くなってるんですよ。これについて、井水を使うという契約はなかった。なのに、今の答弁聞いてると、この事業者に配慮してるとしか言えませんが、指宿市の税金をどのように思って出資してるのか、産業振興部長に答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） 当初予算で、当初予算と言いますか、当初のそういう予算で見ますと、決算との差額があります。この予算の中には、ほかにも修繕料であったりとか、需用費であったりとか、委託料であったりとか、そういう部分も全て予算化してありまして、その決算の状況を見ますと、例えば、修繕料でありますと、この7年間の間で、予算では3,500万円です。しかしながら、実際、決算を見ますと4,700万円ぐらい使ってます。ですから、その予算と比較しますと、ほかにもいろいろ予算との過不足が生じておりまして、そういう部分に使っているものと考えております。

○19番議員（新川床金春） それでは、平成22年度から、県に申請せず井水を利用した工事です。何件して、指宿市は何件報告されているのか。今回、配管図を作成しましたので、分かると思いますので答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） 指定管理者が無届けで行った工事につきましては、4件ありました。

○19番議員（新川床金春） 指定管理者が井水を使って、285万7千円の、22年度からですよ、配管をいじくってるんですよ。それなのに、利用料を、実際は、指定管理料を増やすためにどんどん配管整備をしているんですが、水道料が上がってるんですよ。この矛盾はどうなってるんですか、答弁を求めます。

- 産業振興部長（川路潔） 水道料が上昇している部分については、利用者が年々増えていた部分、それで井戸水だけで賄うことができない状態があったり、それで市の水を利用したことによる水道料が上昇したものと考えております。また、その井戸水の容量等も問題があったのではないかと考えております。
- 19番議員（新川床金春） それでは、平成23年度と28年度の利用者の人数をお願いします。
- 産業振興部長（川路潔） 温泉保養館、露天風呂、砂むしを合わせまして、
(発言する者あり)
- 産業振興部長（川路潔） 23年度、利用者は21万5,473名であります。28年度は28万7,022名であります。
- 19番議員（新川床金春） 29年度の利用者数はですね、22万6,780人と担当課から伺っています。実際ですね、この井水を使ったことによって、料金が上がってるんですよ。先ほども答弁がありました。これを、利用者で掛けると680万円の指定管理料の増になっていくのかなと思うんですが、そのようなところのチェックはどのようになっていますか、答弁を求めます。
- 総務部長（有留茂人） 議員が先ほどから、指定管理料が上がった、指定管理料が上がったという発言がございますけども、指定管理料というのは、当初の協定の中で確定をしておりますので、指定管理料全体は上がってはおりません。
- 19番議員（新川床金春） 指定管理者の収入が上がっていますが、680万円、これについてどのような指導をしたのか、答弁を求めます。
- 産業振興部長（川路潔） 特に、収入に対しての指導はしておりません。やはり、たまたま箱温泉とかそういうところのPRをしながら、入館者を増やした、指定管理者の努力だと思っております。
- 19番議員（新川床金春） 水道課に、ヘルシーランドの決算が不透明なので、水道料金の利用状況を開示できないかと、私と他の議員も相談しました。非開示だということです。公の施設の管理状況の確認をするのは、市民、議員の役目だと思いますが、なぜ、指定管理者の開示請求ができないのか、条例のどこにうたっているのか、答弁を求めます。総務部長。
- 総務部長（有留茂人） 水道事業が使用水量を基に算定した水道料金というふうなものは、企業の財務に関わる情報であります。指宿市情報公開条例第7条第2号アの、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当すると認めたことから、水道事業としては、開示請求について不開示と判断したと考えております。ただ、それを管理する指宿市、市営ですので、観光施設管理課においては、先ほどから答弁をさせていただいておりますけれども、その水道、モニタリング等によって得た情報については、お示しができるというふうな立場だと思っております。
- 19番議員（新川床金春） 議員、市民に開示ができないんだったら、担当課はできると思っ

ております。担当課としてですよ、8年間の、実際、この決算書とどう違うのか、しっかりした数字を把握してると思いますが、この決算書に間違いはないのか、どうなのか。調べれば分かるところもあるんですけど、調べたのかどうか、答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） 文書の保存期間が5年ということで、22年、23年等の水道料金等につきましても、指定管理者からいただいた分でしかこちらの方も確認、確認と言いますか、しておりません。それと、その後につきましても、決算の報告がありますので、それと水道課の方と合わせてはおりません。

○19番議員（新川床金春） なぜ、昨年の決算委員会であれだけ指摘を受けたのに、実際、調査していないのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） これまでのその水道の部分のチェックをなぜしていないかということではありますが、そこまでちゃんとすべきなのかということも確認をしておりません。それで、今回いろんな指摘があった部分で、そのモニタリングの強化、予算・決算の細部のチェックを強化するよう改善をしようとしているところであります。

○19番議員（新川床金春） 昨年、ヘルシーランドの水道配管がないことが発覚し、再作成の費用についても、指定管理者が払うべきなのに曖昧になっております。そして、平成22年度から平成28年度までの決算書を精査した中でもいろいろ不備がありながら、なぜ、しっかり指導ができないのか、不思議でなりません。主権者は市民ですよ。指定管理者じゃないんですよ。市民の税金がどのように使われてるかっていうのを審議するのが議会であります。私たちが市民の税金の使い道を調べるのに、何が非開示ですか。指定管理者をかばうだけじゃないですか。この先ほどの総務部長の答弁については、あともって調査しますので、やっぱり、市民が汗水流しながら納めている税金がですね、無駄に使われてると言わざるを得ません。そして、ヘルシーランドでは、レジオネラ属菌が出、開聞レジャーセンターでも出ました。砂楽でも出ました。指宿に三つある公共温泉施設がふがいのないことですよ。やっぱり、このようなことがないためにもですよ、指宿が管理してる上水道を使うことが私は一番だと思います。そして、温泉の分析結果もしっかりと毎日するべきだと思っております。レジオネラ菌の件は出たらいけないんですよ。出た施設をどのように今後していく計画で、2度と出ないのか、出ないように指示しているのかどうか、答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） 市が管理する温泉施設において、レジオネラ属菌が検出されたことにつきましては、観光関係者や利用者、市民の皆様大変御迷惑をお掛けしたことは心よりお詫び申し上げます。2度とこのようなことがないように、衛生管理を徹底して安心して利用できるように努めるということで、それぞれの施設と打ち合わせをしながら、清掃の部分、あるいはチェック体制の部分強化する方向で協議を進めているところであります。

○19番議員（新川床金春） 次に、地熱の恵み事業について質問を行います。先ほど、30年3

月30日に自然公園法の申請をしているということでした。それでは、モニターをよろしくお願いたします。実際ですね、自然公園法の書類の中に、指宿市の地方創生に関するアンケート結果があります。アンケート結果はですね、びっくりするんですよ、皆さん、見ててくださいね。地熱に対する意識、複数回答。地熱発電事業を推進するべきが38.4%であります。そして、市民に求める説明の方法として、説明会、講演会を62.7%求められております。これは、28年11月1日から11月30日までに行われた、市長と語ろう会で出たアンケート結果であります。県・国へ提出した書類の内容はどのようになっていたのか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） アンケートの結果でございますけれども、地熱発電を推進すべき、38.4が135人。それとあと、地熱発電の事業についてより詳しい説明を求めるといのがありましたけれども、これについては、賛成であるのか、反対であるのかということもありまして、この部分は除いて集計をした結果をですね、申請をしてるところでございます。このアンケートについては、地熱発電に対する意識のアンケートということで、そのような取扱いをさせていただいたところでございます。

○19番議員（新川床金春） ですから、推進すべきは38.4%で申請してるのか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 自然公園法の関係の申請につきましては、先ほども申し上げましたとおり、推進なのか、反対なのかが分からないということで、それを除いた形の66%という形で申請をさせていただいております。

（発言する者あり）

○19番議員（新川床金春） 県に提出した書類、国もこれは行っております。広報いぶすき5月号に特集として掲載予定の一部を抜粋と書いてあります。実際、グラフを見ますとですね、これ見にくいですけど、もう推進すべきが66.5%、要するに、説明会をしないと分からないという方も含めて、70%近い方が分からなかったわけですよ。それが、38.4%が66.5%で県に、国に提出されております。国・県から指摘はなかったのか、答弁を求めます。すいません、国・県から指摘はなかったかということは、市長公室長に答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） この申請につきましては、自然公園法を所管する国の方から、こういうアンケートもあるけれども、これはどうなっているのかという形での問い合わせはありました。その回答の中で、先ほども言いましたとおり回答をしてるところでございます。

○19番議員（新川床金春） 昨日、環境省の鹿児島事務所に出向いて、担当者と話したら、このようなことがあっていいのかなと、びっくりしますよね、この書類は、と言われたんですが、ありのままを出せばいいんじゃないですか。要するに何%、全てを出せばいいのに、なぜこのグラフが変わってるんですか。答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） このアンケートの部分につきましては、申請書の中で、住民のそいう

う意識の部分で、自然公園法の中で書かせていただいたところがございます。市としましては、先ほどもありますとおり、推進すべきなのか、反対なのか、その部分をですね、明確にするために、こういう集計をして出したというのが実際のところでございます。

○19番議員（新川床金春） あとでも出るんですけど、実際、331人アンケートがあり、参加者の半数近いのは市の職員なんです。市の職員が参加しながら、38.4%しかないアンケート結果なんですけど、これは市の職員を省いているのかどうか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） この参加者の人数につきましては、我々説明をする執行部の人数は除いております。その中で、住民、市民として参加をした職員の数については入っているところでございます。

○19番議員（新川床金春） ですから、331名のアンケートの中に100人なり入ってて、38.4%しかないということをどのように捉えますか。

○総務部参与（中村孝） 職員の数につきましては、100人という形で議員の方が言っておりますけど、その人数については確認はできませんけれども、やはり、職員であっても市民という形で、この説明会等には参加していると認識しているところでございます。

○19番議員（新川床金春） モニターをお願いします。実際ですね、これは私が開示請求した、平成28年4月1日の協議会の会議資料であります。その中にですね、説明会は150人ぐらいの人数とのことだが、全く納得しがたい。もっと周知のやり方が足りなかったのではないかと。四、五百人ぐらい来た方がいいんじゃないかという声があります。一つの地域の方ぐらいの人数しかないよねと、このような声が出ています。このような声も賛成の声になっています。そして、一番驚くのはですね、今から井戸を掘って、蒸気熱量の結果によってということを書いてありますが、大事なものは、出る量をしっかりと見ていかないと駄目ですよと、しっかりと何10年しか持ちませんって書いて。これは、九電さんの説明です。ですから、地熱発電をして、未来永劫温泉があるわけじゃないんですよ。事業者が何10年と言ってます。何100年とは言っていないんですが、説明会でどのような採り方をしたのか、総務部参与に答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 地熱発電につきましては、これまでも説明をしておりますけれども、温泉に影響がないように、慎重に進めていくということでございます。今回の市の事業につきましては、地熱発電の、言えば専門家であるというか、全国でも1位の九州電力にサポートをいただく形でやっております。そういう形では、そういう実績と、そういうノウハウを持っている発電事業者と一緒に、長くそういう発電事業ができるようにですね、慎重に進めていきたいという形で、市の方としては思っているところでございます。

○19番議員（新川床金春） モニターをお願いします。これはですね、事務局員に説明してはいるんですが、事業計画を審議されているかと思いますが、手前味噌で恐縮だが、標準的な手順を踏まえたものではないと思います。というのは、我々がやろうとしていることは、他の事

業者の道しるべとすることが目的の一つでありますと書いてあります。これは、国・県へも提出されております公文書であります。平成26年12月議会に提案があったときは、指宿市と市民の共有の財産ということでした。これが、いつから事業者の道しるべになったのか。私たちは、乱開発を防止するという説明を受けたので、27年の3月に条例を制定したんですよ。このようなのが1年後に説明あるということを知って、皆さんどう思いますか。私たちは、しっかりした審議をしなかったことになりましたが、この書類は公文書でありますので、これに間違いはないのか答弁を求めます。ずっとつけていてください。

○総務部参与（中村孝） 今、議員の方が公文書であるかという形で今ありましたけど、ちょっとその文書を確認ができませんので、答弁は控えさせていただきます。

○19番議員（新川床金春） 私に公文書一覧決定通知集とありまして、私がもらったのがこれです。そして、この前、開示請求した、先ほど言った、自然公園法の書類にこれも抜粋されて、私は、これも開示請求で貰ってあります。開示請求で貰ったものが公文書じゃないということですか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 今、ただいま情報開示ですかね、で貰った資料ということであれば、公文書ということでございます。

○19番議員（新川床金春） この公文書、2通あるんですが、違うところがあるんですよ。私が貰った平成28年5月のやつにないものが、今回の文書にあるんです。これはですね、4ページに書いてあります。本来ならば止めないといけないと思ったところから、5行ですね、私のやつには、28年5月のやつにはないんです。国の方に出したものは、マーカー、黒でマーカーしてあります。それと、国に出した書類の5ページには、国策調査となっております。私が貰ったのは掘削調査となっております。この齟齬について答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 書類を確認させていただく形で、今手元に資料がございませんので、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○総務部参与（中村孝） 先ほどの部分について答弁をさせていただきます。地熱の協議会の会議録の4ページのところで、5行ほど黒くなってるということでございますけれども、一応、この部分につきましては、情報開示の際に、個人の発言で、類推できる部分が含まれておりましたので、黒くなっているという部分でございます。それとあと、国策調査という形でご覧いただいているということでございますけれども、議員の方が情報開示をした時点では、このような形で載っておりますけれども、この部分につきましては、先生の方に国策ということですかと確認をさせていただきます。そのときに、これについては、掘削という表現をしたつもりだとい

う形ですね、修正をしておりますので、その開示時点と、その内容が異なっているところ
でございます。

○産業振興部長（川路潔） 先ほどの質問で、決算審査後に何を改善したかということでござい
ます。モニタリングの強化と、予算・決算の細部チェックの強化。特に、決算書の様式の見
直し。それから、予算額を前年度の実績を参考に、実績に合った予算組をするようにいたし
ました。それから、公課費については、分かりやすく記入するようにしたところです。ま
た、改造申請の文書につきましては、5年保存を永久保存に変えたところであります。

○19番議員（新川床金春） それでは、指宿市地熱開発を凍結ということで、100条委員会が
否決されました。100条委員会を否決するのに、賛否の否の条件というのがありました。こ
の文書を作ったのは誰なのか、答弁を求めます。モニターをよろしく願います。

○副市長（佐藤寛） 最後まで見せていただきたいんですが、

（発言する者あり）

○副市長（佐藤寛） 当時のことですので、はっきりとした内容は記憶にないんですけども、議
員の依頼を受けて職員が浄写してたのを記憶しております。

○19番議員（新川床金春） それでは、この議場に、そのとき立ち会った議員、職員が何名い
ますか。答弁求めます。

○副市長（佐藤寛） 反問権を行使させてもらいたいんですが、どういった趣旨でその質問をさ
れたのか、教えていただきたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） 許可をいたします。

○19番議員（新川床金春） 指宿市の市民の財産がどのように使われたか、使われていくのか
不安でありまして、いろいろと勉強しました。私と、28年3月、修正案を提出した元同僚議
員が、私に、私との約束を反故にしたということで、私に書類が来たんですよ。ですから、
私はこの書類、先ほど出したのは、平成28年10月27日に本人から見せていただいて、タブレ
ットで写して持っていました。ですから、私はそのとき持ってるんですよ。その後いろいろ
あったのが、ここにペーパーとしてあります。あとでモニターにも出しますけど。誰が出
た、どういうことがあったということがここに書いてあります。要するに、指宿の議員が心
配したことが、100条委員会で分かるんじゃないかと。そのことを、100条委員会を阻止す
るということは、何かがあったということなんです、副市長。新聞記事でもですね、副市
長、退席を促すということで、大々的に載ってますよ。これが載っている最中にですね、裏
では、否決に対する工作をやったということなんです。その文書が出てきました。そ
して、本文は私も触りましたので、私の指紋も付いてます。何人も指紋が付いてますので、
それは当局が調べれば分かることなんですけど、そういうことで聞こうとしておりますので、よ
ろしく願います。

○副市長（佐藤寛） 新聞報道の内容についてですけれども、議員宅を訪問したのは事実でございます。文書の作成についてですけれども、議員が自分の裁量権の判断をするに当たって、議員の判断を、その裁量権を求めるに当たり、それを職員に浄書させたものだと記憶しております。

○19番議員（新川床金春） ですから、先ほど、この議場にいる議員と職員の数を教えてくださいと言っております。答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 一昨年だったと思いますので、はっきりと記憶に残ってないので、答弁は控えさせていただきます。

○19番議員（新川床金春） あなたの記録はそこまでなんですか。100条委員会を阻止するときのメンバーはですね、職員が5人、副市長含めて、議員が3名とここに明記されております。それでは、モニターをアップします。100条委員会設置の採択に賛否にということで、市長は10月24日、午後10時、大まか了解ということで、これには書いてありますが、市長、この件に関わったことはないですか。

○市長（豊留悦男） やはり、個人質問、一般質問でありますので、議員の個人的な見解、質問として受け止めております。そのときどきの具体的な内容について、正確な情報として答弁が必要であれば、事前に、是非、聞き取りの場面等と言っていただきたいと思います。でないと、皆さんにも時間的に非常に迷惑を掛けますし、的を射た回答もできないだろうと思います。このとき、どう言ったのか、こう言ったのか、それを問われても、議員のように3年、4年、その前の記憶が不確かでありますので、やはり、そういうところは、質問の中では、事前に必要な資料・数値が必要であれば、通告していただければ、議員の思うような数値が出せるだろうと思います。

○19番議員（新川床金春） 前議員がですね、第2回定例会の議案を見てですね、びっくりして私に持ってきました。それも、聞き取りの後に私はこれを貰ったんですよ、2・3日前に。それまで何もしてなかったのに、私は、ヘルシーランドの質問を一生懸命しようと思ったら、この問題が来たのでこっちにシフトしてますけれども、掘削仮契約の取消は、議会が全会一致でしないと違約金が発生するとか、それが否決されたら契約は破棄しますと、ここに書いてありますよ。モニターを上げてください。このようなことを発したと、そして、これについて問題ないかということで確認したところ、前議員の2人がですね、署名して、そしてこの会場にいる議員も1人います。ここにですね、上記項目について、市長が全て了解すると、する旨を発言するというので、浜田さん、森さん、書いてあります。それに、立ち会った方の名前もあります。実際、指宿市民の財産。

○議長（福永徳郎） 時間がまいりましたので、簡潔にお願いいたします。

○19番議員（新川床金春） 財産がどのように取り扱われるか。本当に市民は残念な思いだと思いますので、しっかりと私の話の続きは同僚議員がしていくと思いますので、よろし

くお願いします。ありがとうございます。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時28分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○4番議員（新宮領實） おはようございます。4番、新宮領實です。この2月の議会議員選挙におきまして議席をいただきました。私を御支持いただきました方々の期待にお応えするために、また、地域住民、東方の皆さん、柳田校区の皆さんをはじめとする指宿市民と、指宿市発展のために誠心誠意尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。私は、議員として4か月余りで2回目の議会であります。未だ勉強途上の真っただ中ではありますが、今議会に地熱発電関連の補正予算が上程されます。待ったなしに市政は動いてまいります。行政が地熱発電に取り組もうとする中、温泉配湯を半世紀、50年近く生業としてきた私にとっては、悠長なことは言っておれない事態になってまいりました。社会の仕組みの中では、資源を守るためにはルール、規則、権利があります。それは、地熱や温泉も然りであろうと思います。私が属する温泉配湯業組合は、地熱発電には反対であります。しかし、地熱の恵みは既得権者だけのものではなく、等しく市民がその恵みを楽しむべきであろうと私も思います。行政が地熱発電をやるということは、誰でも参入しやすくなるということです。それは、大きな意味があります。これまで、温泉は、旧指宿市にありましては市章、シンボルとして温泉マークを取り入れるほど、温泉が身近にあり大事に利用してきました。ホテル、旅館業組合、浴場組合、配湯業組合、観葉植物生産組合や、その他温泉を利用している方々や、温泉をこよなく愛する市民の皆さんも、地熱発電が温泉に与える影響を大変危惧しております。このような観点から、地熱発電を中心に質問いたしますが、同僚議員と重複した質問や前後した質問、また、その質問が一方通行になったりするところがあるかと思えます。私にはまだまだ物語を語れるほどの質問はできません。新人という名にお許しをいただき、御理解くださいますようお願いしまして、質問に入ります。

はじめの質問は、地熱発電についてであります。御挨拶の中でするお話をしました。市長にはリスクある中で、地熱発電を進めるお考えをお聞かせください。

次に、市営野球場整備についてであります。市営野球場は、指宿市のスポーツ施設の中で最古のものと言えます。我々が小さい頃、現在のプロ野球チーム、ヤクルトスワローズが国鉄スワローズと言われた時代に、指宿市を春のキャンプ地として利用していました。金田正一投手が現役バリバリの時代であります。その頃からすると、時代遅れの球場になってしまった感があります。まず、野球場でバックスクリーンに登り、人の手で点数を入れる球場は今時日本広しと言えど市営球場だけのこと。トイレは男女共同になっているため、女の方

は使用しないとのこと。また、照明設備は鉄塔が古くなり、電気保安協会より使用禁止の通達があり、使用していないとのことなどなどです。この球場だけが今、正に市長が推進するスポーツ振興策の施設拡充から取り残されようとしております。そういった現況の中で、3年間の利用状況についてからお尋ねをします。

次は、環境景観保護条例についてであります。再生可能エネルギーを推奨する国の施策により、指宿市も至るところに太陽光発電施設が設置されているようです。建築基準法上や都市計画法の受けることのない、小・中規模の野立ての太陽光発電施設については、いろいろな弊害や問題が出てきております。景観等の阻害、太陽光パネルの反射光、付帯設備の騒音、生活環境の悪化や雨水の敷地外への大量流出による下流域への影響、土地の形質変更に伴う防災機能の低下。設置計画地の周辺住民への説明不足であります。このような観点から、観光地指宿の景観及び環境の在り方をどう考えているか伺いまして、1回とします。

残余の質問は質問席からいたします。真摯に御答弁いただきますように、また、ゆっくりと、はっきりとした口調でお願いをいたします。

○市長（豊留悦男） 三つの御質問をいただきました。リスクのある中で、なぜ地熱発電なのか。私の考えを問う質問でもございました。5月号に、地熱発電に関する思いを幾つか載せていただきました。今、指宿が新たな観光地として、そして、人口の減少社会において、どのような形で地域を元気にするか、というのが一つでもございました。やはり、地熱、リスク、確かにあるのは事実でございます。そのリスクをどのような形で避けたら事業化できるかという、そういう話し合いもここ3・4年続けてまいりました。即ち、その結果、地域総合戦略、つまり、地域振興計画や、ひと・もの・しごとの総合戦略の中にこれを位置付けて、多くの方々の意見、つまり、委員の方々の意見を集約した結果、この地熱の恵みプロジェクトというのは、推し進めるべきであろうという判断をいたしました。そのために、温泉資源の保護及び利用に関する条例もいち早く作ったわけであります。つまり、この中に書いてありますように、周辺温泉への影響に関する事、影響があったらこの事業は成し得ないであろう。そして、地熱発電事業の稼働に関する事、評価に関する事、利益の地域還元に関する事等をこの規則の中に盛り込みました。つまり、この事業というのは、必ずや地域の発展のために重要なプロジェクトであろうという、そういう確信の下でやったのはこの事業であります。5月号にありますように、地域の恵み活用プロジェクトの目指すところ、なぜやるのか、反対意見もある中で、この事業をなぜやるのかということについても、るる書いてございます。そして、そのプロジェクトを推し進めるために、温泉を守る条例というものは何を狙っているのか。つまり、この二つの要項からは、民間企業が安易に地熱事業に参入できる、それを阻止するという一つの目標もございました。やはり、私たちは新たな事業をなすときには、必ずやリスク、その他反対があるのは事実でございます。一つ、確かなことは、そのまま行動に移さなければ何も変わらないというこの事実であります。これでいい

のか指宿観光，これでいいのか農業水産業というのを考えたときには，この事業は是が非でもやりたい，それは私の変わらない思いでもあります。事故に巻き込まれるからいろんな事業をやらない，それでいいのかということでもあります。私たちは外出をします。交通事故の危険もはらんでおります。道を歩きます。乗り物に乗ります。しかし，私たちは行動に移るときには，今より良くなるという，そういう思いや確信がなければ事業は成し得ません。不安やリスクをどう下げていって，市民に理解をいただくのかというのは，行政の大きな役割であろうと思っております。どんな薬にもリスクがあります。特に，この事業についてはリスク，そのリスクを限りなく低く，ゼロにするためにどうしたらいいのか，そういう研究，話し合いをしているわけであります。地熱発電に関する思いというのは，今私が述べたような意味，理由からであります。この地熱発電については，議員が事細かく質問事項として私どもに届いております。ありがたいことでございます。明確に，そしてこの事業に対する思いというものを一つずつ丁寧に説明いたします。

市営野球場の問題，正しくそうであります。今回，春キャンプをしていただいた都市対抗野球のチームが，いよいよ後樂園でその大会に出場いたします。私は，この野球のチームが合宿をしてくれたときに，正しく議員が言われるように，プロ野球のメッカとして指宿は有名でした。だから，私たちはここの指宿市営球場で合宿を張ったんだ，言われる監督もおりました。鹿児島出身の，いわゆる甲子園を沸かせた選手もおりました。そうして，来年は必ず，またこの指宿で合宿を張りたいという，それこそありがたい言葉もいただきました。そのときに，トイレ，そしてバックスクリーン等においては，必ず改修をしますので，是非おいでくださいということを申し上げました。しかし，私の思いだけでは，この改修はできません。市営球場のこの改修の目的，改修の必要性というのを，ここにいらっしゃる議員の皆様が認識していただかなければ，この事業というのは成し得ないわけであります。私は，現在益よりも未来益を考えよう，未来の5年，10年後の指宿がどうなるのか，変わるのか，それに基づいて，事業というのはぶれずにやりますというのを，所信表明演説の中でいたしました。それは，私のこの4年間に対する思いでもあり，やらなければならない事業を大胆に進めますという，いわば私の決意表明となっているところであります。

環境，景観保護条例もそうであります。指宿というのは，なぜ，これほど観光都市，国際観光都市として名が売れてきたのか。正しく，議員がおっしゃるように，環境，景観，そういうものについては保護していかななくてはなりません。

様々な思いを今述べました。2問目以下，いろいろと質問を期待しておりますけれども，私どもの偽らざる素直な考えを今回，議員の質問の中で回答をさせていただきたいと思いません。よろしく申し上げます。

○教育部長（下吉一宏） 直近，3年間の市営野球場の利用状況でございますが，平成27年度は，139件の6,572人，平成28年度は，156件の7,583人，平成29年度は，147件の7,427人の利

用でございました。

○建設部長（黒木六海） 観光指宿の景観及び環境の在り方についての御質問ですが、本市は、美しい自然、地域固有の歴史や文化など、多彩で豊かな景観に恵まれており、更に本市の魅力を高めるため、観光指宿の美しい景観を守り育て、次世代に残していくことが必要であると考えております。国において、平成28年3月に、明日の日本を支える観光ビジョンが策定され、観光振興に資する美しい景観づくりが進められるべき地域としての主要な観光地に本市が選定されました。本市の景観の現状を知り、良好な景観を守り育てていくため、現在、景観計画の策定を進めているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 市長、ありがとうございました。多分、今の再生可能エネルギーに対してもですね、いろんな助成金を使うという気持ちの中で、こういう地熱発電という形が出てこられたんだと思うんですけども。地熱発電の中からですね、まず、地熱発電までのですね、プロセスについて御答弁いただけませんかでしょうか。

○副市長（佐藤寛） 本市が進めております地熱発電までのプロセスについてでございますが、平成27年度にヘルシーランド周辺の縦1.5km、横2.5kmの範囲を対象に地表調査であります電磁探査を実施しております。この地表調査によりまして、地下の構造を推定しております。また、平成27年度に周辺温泉の現状調査を行いまして、継続してモニタリングを行う坑井の選定を行い、モニタリングを開始したところであります。この地表調査結果に基づき、今回予算計上いたしました構造試錐井を掘削し、蒸気の噴出試験などを行うことで、どれぐらいの発電能力があるかを確認します。その後、事業の採算性などを検討した上で、最終的に地熱発電を行えるかどうか判断することになります。

○4番議員（新宮領實） 掘る位置というのは、プロセスに基づいて決定したということによるでしょうか。

○副市長（佐藤寛） はい、そのように思ってもらって結構でございます。

○4番議員（新宮領實） 環境アセスメントは、どういうふうにしようかと思っておりますでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 環境アセスの部分ですけれども、本市の開発案件につきましては、環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業でないことから、環境影響評価は実施いたしません。開発を進めるにあたっては、環境に影響を与えないよう、最新の注意を払って進めたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。多分、7,500kw以下ということで、それに当てはまらないということだと思うんですけども、やはり、指宿市ではですね、規模の大小に関わらず、環境アセスメントはやるべきと思いますが、いかがでしょうか。市の条例にも、やはり、盛り込むべきとも思いますが、いかがでございますか。

○総務部参与（中村孝） 自然公園法の特別地域の場合、条例の特定地域にあたり、3,500kw以

上の発電規模の場合、環境評価が必要という形になっておりまして、あれに基づく環境の部分はやってないんですけども、先ほども言いましたように、環境に影響を与えないよう細心の注意を払って進めてまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） それでは、次に、3億9,130万5千円の工事費の内訳について御答弁いただけますでしょうか。

○市長公室長（山下浩二） 工事費の内訳でございますが、3億9,130万5千円については、仮噴気試験が2,652万4千円、モニタリングに係る経費が967万7千円、構造試錐井掘削等工事が3億5,510万4千円となっております。なお、工事費の内訳につきましては、1本分の坑井掘削工事、敷地造成費、取付道路改修、水井戸掘削費などの土木工事、坑内調査費となっております。

○4番議員（新宮領實） 試錐井の蒸気取り出し口径は幾らで、その深さは幾らを想定しておりますでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 坑口につきましては、約10cmだったという形でございます。それとあと深さについては、1,500mを予定しております。

○4番議員（新宮領實） 先ほど工事費の内訳を言っていたんですけど、その財源はどうなっておりますでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 工事費の財源につきましては、ジョグメックの助成金がありますけれども、これで4分の3、それとあと4分の1につきましては、開発事業者の負担になりますけれども、これにつきましては、予算の方でも説明をさせていただきましたけれども、九州電力からの協定によりまして、4分の1を発電事業者として一旦負担をしていただくということになっております。

○4番議員（新宮領實） そうした場合には、市からの手出しはゼロということで我々は思っておりますよろしゅうございますでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 今回の構造井試錐井の予算につきましては、先ほども申し上げましたとおり、助成金と九州電力からの一旦の歳入ということでございますので、市からの一般財源はないところでございます。

○4番議員（新宮領實） それでは、次に、発電方式についてお尋ねをいたしたいと思えます。御答弁をお願いします。

○総務部参与（中村孝） 地熱発電の発電方式については、フラッシュ式とバイナリー方式の2方式があるところです。フラッシュ方式につきましては、蒸気と熱水の混合流体を気水分離器で分離し、蒸気タービンを回して発電します。バイナリー方式につきましては、地熱流体で低沸点媒体を加熱し、媒体蒸気で発電します。構造試錐井の掘削後の噴気試験を行っていない段階におきまして、発電方式を特定することはできませんけれども、十分な蒸気量が確保できれば、建設費を抑制できるフラッシュ方式が望ましいと考えております。

○4番議員（新宮領實） バイナリーはですね、メンテナンス及び発電設備費も高額になるということですが、九州電力はどちらの方式でも対応するということによろしゅうございますでしょうか。この話はですね、多分ポテンシャルが足りないときにバイナリーを使うかもしれないということで、敢えて設備が高くなる、メンテナンスも結構高額になるという形の中でも、九州電力はどちらでも対応するということによろしいでしょうかという話です。

○総務部参与（中村孝） 今回、本市の方で計画しております地熱開発事業につきましては、現在のところ、資源量を確認いたしましたして、そのあと、事業化になるのであれば、それなりの経費等も計算をして、フラッシュ方式、バイナリー方式っていう形で、そういう採算性があれば進める形になりますけれども、採算性がない場合については、しないということもあるところでございます。

○4番議員（新宮領實） それでは、次に行きたいと思います。モニタリングの全項目と、その試験メーカーについて御答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 本市が実施するモニタリングにつきましては、温泉採取のみでなく、データ解析、総合評価までの2項目を調査いたします。温泉採取につきましては、対象の温泉で、定期的に湧出量・揚湯量、泉温の測定及びサンプリングを行います。データ解析、総合評価については、採取した温泉のデータ及び降雨量等の環境データを収集・整理し、経時変化図を作成いたします。モニタリング結果を取りまとめ、降雨量等と比較を行い、温泉の生成機構や周辺の変動状況、地熱貯留槽との関係等を十分把握した上で、各温泉の変動原因について評価することを求めることにしております。この業務につきましては、高い知識や専門的な技術を求めることから、公募型提案のプロポーザルを実施し、提案内容から応募者の技術力や経験、データ解析・評価方法、提示価格等を審査し、本業務に適した受託者を選定することになります。

○4番議員（新宮領實） プロポーザル、それはもう本当に良いお考えだと思います。そうすると、審査委員のメンバーはどのような人選を考えているのでしょうか。やはり、地下構造に明るい学識経験者でないと判断できないと思いますが、現時点でのお考えをお聞かせいただければよろしいかと思ます。

○総務部参与（中村孝） プロポーザルの選定委員につきましては、本市の方でそのようなプロポーザルの場合の要項等を定めておりますので、予算をお認めいただきましたら、そのプロポーザルの要項に基づきまして、選定委員を選任しましてやっていきたいという形で考えております。

○4番議員（新宮領實） その選定委員は、慎重にお決めいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、試験掘削の入札方法と入札メンバーについて御答弁をください。

○市長公室長（山下浩二） 本市が実施します構造試験井の掘削につきましては、先ほども話を

しましたとおり、掘削深度が1,500mと深いこと、また、傾斜掘削となることから、高度な技術を必要といたします。したがって、これらの掘削実績があることを条件に入札を行う、条件付一般競争入札を予定しております。

○4番議員（新宮領實） その条件というのは、お答えできるものでしょうか。今、おっしゃいましたようにね、掘削実績があることを条件にという、条件付きという形で条件付一般競争入札ということでございますので、その条件の内容というのはあるんでしょうか。

○市長公室長（山下浩二） これまでに傾斜井の掘削の実績があるとか、あるいは、発電所内での1,500mを超える地熱生産井の掘削実績があるとかというものを盛り込みたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） それでは、次に、年間利益5,000万円の根拠とその使途、子育て支援にはお返しできないのかということをお尋ねいたします。御答弁をお願いいたします。

○総務部参与（中村孝） 今年の広報いぶすき5月号の特集号でもお伝えしておりますとおり、構造試錐井を掘削しなければ発電能力を測れないため、現時点では出力や利益も未知数であります。構造試錐井を掘削し、採算性を検討した結果、事業化に至らないこともあるところでございます。これまでの説明会などでは、収益のイメージ図を持っていただくために、仮に出力2,000kw発電の場合、年間約5,000万円の利益がもたされると説明をきてるところでございます。実際の利益率や出力によって変動をすることになります。使途につきましては、地域の課題解決のためのコミュニティ活動にかかる支援や温泉資源を守るための経費、ヘルシーランドを充実させるための経費などに充てることを想定しているところでございます。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時58分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○4番議員（新宮領實） 次に、発電出力2,000kwを生み出すための蒸気はどれだけ必要か、御積算はできていらっしゃいますでしょうか。御答弁をお願いします。

○総務部参与（中村孝） 圧力等によって変動がございますけれども、一般的に100kwで1時間あたり1tと言われてるところです。したがって、仮に2,000kwとするならば、1時間あたり20tという計算になるところでございます。

○4番議員（新宮領實） 2,000kwとか5,000万円とかはですね、確かに、回答は出しにくいとは重々分かっておりますけれども、広報で堂々と活字化されているわけでございます。プロセスの中でのモニタリングで手応えを感じているから、ああいう形の中で広報紙にお載せになってらっしゃるんだろうなと思ってるんですけど、2,000kwで5,000万円という数字が出るということは、2,000kwの年間の売電価格は幾らと想定しているか、お聞かせください。

○総務部参与（中村孝） 2,000kwで得られる売電金額についてですけれども、利用率や所内率をどの程度見込むかで変動をいたしますけれども、利用率が75%、所内率が20%で、約年間で4億2,000万円という計算になるところでございます。利用率につきましては、年間に稼働できる割合、点検等で休止をすることもありますので、そういう率でございます。それとあと、所内率につきましては、運転に必要な電気、所内の方で発電所の中で自家消費する部分が所内率という形で算定をしてるところでございます。

○4番議員（新宮領實） 果たして、この4億2,000万円という中でのですね、5,000万円が妥当の金額かという形でいくと、ちょっと余りにも5,000万円という数字が低いんじゃないかなって、自分なりに、素人なりに思うんですけど、いかがでございますかね。御答弁できますか。

○総務部参与（中村孝） この2,000kwの場合でシミュレーションをしているものでございますけれども、この発電所、発電する場合に、設備維持費、管理費という形で、発電所を建設する経費等も見ないといけないところでございます。法人、国の方に納める税金であるとか、市の土地を借りますので、その土地の賃借料、それとあと、抗井改修費ということで、今後再掘削であるとか、そういう場合にですね、そういうものも必要経費という形で確保しなければなりませんので、そういう経費等を確保した上で、発電者と市の方でその利益を折半という形で、シミュレーションでは算定をしてるところであります。

○4番議員（新宮領實） ここの中でいろいろ関連がありますので、いろいろお聞きしたいなと思ってるんですけど、口径100mmでですね、1,500mの中から来たときに、マックス2,000kwという数字だと思うんですけども、これっていう数字っていうのは、果たして、できる数字なんですかね。いかがでございますしょう。

○総務部参与（中村孝） この2,000kwにつきましては、ヘルシーランドで地表調査であるとか、そういうものを調査をしております。その中で、2,000kwはできるだろうということで計算をしてるところでございます。仮に、この2,000kwというものが、採算の関係でこれを下回るのであれば、なかなか事業化はできないであろうと。この2,000kwを確保できるのであれば、事業化はできるだろうなという形で考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） それでは、2,000kwを望めなかったら断念するというところでございませうでしょうか。御答弁、できますか。

○総務部参与（中村孝） この2,000kwにつきましては、シミュレーションでは計算をしてるところでございますけれども、今回発注をします構造試錐井等をですね、しまして、その資源量であるとか、採算性であるとか、それを全部清算を、清算と言いますか、その事業計算をした上で2,000kwを下回る場合でも、場合によっては、採算性があるのであれば事業化になる場合もあるし、2,000kwを超えても事業化にならない場合もあると考えております。よって、今後、試錐井の分析評価をもって、その時点で、そういう事業化については判断をし

ていきたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 2,000kwを望めなかったら、あと1本掘りましょうという話が出てくるのかなと思ったんですけども、一応、3本掘る予定で、行政としては思ってたんじゃないですか。そうした場合に、2,000kwが望めない、1,200kwぐらいだったら、あと1本掘れば1,200kwが出てくるかもしれない。そうなったら、思ったような2,000kwというのが出てくると思うんだけど、そういうところというのはお考えになってらっしゃらないんですか。今、1本という話じゃないですか。これが、言えばあと1本、三つ掘りたいというお話じゃなかったですかね、最初ね。その中で、あと1本掘りましようとなったときに、2本掘る、そういうお気持ちはないんですかというお尋ねなんです。

○副市長（佐藤寛） 今年、予算計上しております1本は調査井1本です。これで、実際の噴気試験を行ってみて、可能性を判断しようということです。仮に、例えば蒸気圧が少ない、あるいは期待した熱量が得られない、あるいは水質に著しい環境汚染の項目が含まれている、そうしたのも諸々も判断した上でですね、来年度以降、事業性も含めて検討していこうと。仮に、その条件を、今回掘る調査井の中で条件がクリアできれば、あと2本掘って2,000kwを目指そうということを考えているということです。2,000kwを一つのF S調査のラインとしてみてまして、それを下回る、あるいは上回るかについてはこの事業性評価を待たないと今の時点では何とも言えないということで御理解いただきたいと思っております。

○4番議員（新宮領實） ということは、今回掘ってみて、そのポテンシャルを見た中で、次回以降どうするかという形でよろしいんですか。

○副市長（佐藤寛） そのように事業計画を考えております。

○4番議員（新宮領實） 分かりました。次に、発電量の減衰の対策はどうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。御答弁をお願いします。

○総務部参与（中村孝） 井戸の管理についてですけども、熱水の性状等により一概に言えるものではありませんが、山川発電所においては、生産井については、九州電力が引き継いでおりますけれども、以降は掘り替えの実績がないというところでございます。このため、同一の熱水性状と思われまますので、ヘルシーランドの生産井も掘り替えは必要とは考えていないところでございます。

○4番議員（新宮領實） そうしましたときに、後々のメンテナンスというのが完全に出てくるというようなお話をいただきましたんですけども、このメンテナンスは、この費用というのは、どちらが見るような形で考えてらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○総務部参与（中村孝） メンテナンスについてでございますけれども、市は生産井から得られる蒸気を発電事業者に売り、発電事業者がプラントの建設、管理を担うこととなります。プラント管理に係る費用等も含め、採算性があるかどうかによって、発電事業を実施するか判断することとなりますけれども、これについては発電事業者の方で担うということでござい

ます。

○4番議員（新宮領實） はい、分かりました。

次に、地熱発電事業者に対する指導、制約の対策はどうか。また、モニタリングに努める、努力させるはあまくないか。なぜ義務付けさせることができないのか、御答弁をお願いします。

○副市長（佐藤寛） 本市におきましては、他自治体に先駆けまして、平成27年3月に指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例に基づき、調和のとれた地熱活用協議会を設置し、地熱発電事業者からの事業計画を審議しております。この中で、モニタリングについては事業者を実施することを強く求めてきているところでございます。一方で、県の方では、平成28年の12月より温泉掘削申請に当たりまして、周辺泉源のモニタリング計画の提出を求めるように改善しているところでございます。こうしたことから、モニタリングにつきましては、温泉法の許可に当たって付随するものとなっていると考えているところでございます。地熱事業者は、周辺泉源に影響を及ぼすかどうかを判断する手段としてモニタリングを行うことが、関係者をはじめ地域住民に不安要素を取り除くためにも不可欠だと考えているところでございまして、地熱活用審議会の過程において、事業者に対しては、モニタリングの実施を強く指導してきているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 自分が考えている答弁をちょっといただけないのは残念なんですけど、やはり、温泉事業者の方々が一番注目しているところなんです、これを。このところはですね。市の条例は、あまりにも私的からすると何か緩いような気がしてなりません。確かに、言葉尻を取って申し訳ないんですけど、求めてきているとかそういう形じゃなくてですね、努めてもらうようにするというのは、してもらわなければそれでいいのかという話になるんじゃないかなって私的には思うところでございます。ここは、しっかりとしたですね、条例をもう少し厳しくお願いできないのかなと。そういう形であれば、皆さんもある程度御賛同はいただけるんじゃないかなと私は思うところでございます。市長、やはり指宿市、ほか事業者を含むんですが、地熱発電は、ヘルシーランドの周辺とエリアを限定し、20年間ぐらいの経緯を見ていくということと、地熱発電事業者は、地熱発電を行おうとしている地域住民の同意とモニタリングをしなければならぬと明言はできませんでしょうかね。これ、市長にお願いをしたいんですけども、いかがでございませうか。副市長がお答えになりますか。

○副市長（佐藤寛） 現在ある指宿の温泉を守る条例というものについてなんですけども、これの目的を読みますと、温泉資源を市と市民の共有資源と位置付け、市内の温泉資源を保護し、将来にわたる持続可能な活用と地域の産業振興、公共福祉の増進に寄与することが目的となっているのが一つあります。その中で、温泉を利用する事業者には、良好な環境などを守るよううんぬんとありまして、温泉資源の保護のためにモニタリングに努めることを求めて

いるところですが。ここで、温泉を利用する事業者というものについては、現在、温泉を公共の浴用や飲用に利用する者、配湯者、農業、養殖業で利用する者、地熱発電事業者などを指しております。そうしたことから、現在のこの条例の中では、義務付けることは既存の事業者に対しても過剰な投資になる可能性もあるので、努力義務としてるところでございます。一方で、議員が御指摘の件につきましては、現在、メディポリスの方でもモニタリングを実施しております。市においても影響があるかどうかの確認をしているところでもあります。今後、新たに参入する事業者に対してもモニタリングの実施を強く指導していくことにしております。影響の有無を確認させてもらうことにしております。こうしたモニタリング、あるいは、それとヘルシーランドで実施します、市が行うモニタリングに加えまして、市においてモニタリングを一元化に管理し、監視していくことで不測の事態に迅速に対応していきたいと考えてるところでございます。

○4番議員（新宮領實） 確かにですね、メディポリスさんはモニタリングをしていただいております。やはり、一部上場企業という体力の強いところであればですね、確かにそれが可能だと思うんですけど、ただ地熱発電をやる、言えば、失礼な話で体力の弱いところもあったりすると思うんですけど、やはり、そういうところに対してでも、必ずしなきゃいけないという義務付けをですね、していただきたいと思うところでございます。答弁はいりません。

次に、プラントに関する問題点はどうか、お答えをいただきたいと思います。

○総務部参与（中村孝） プラントに関する部分でございますけれども、先ほども答弁をした形になりますけれども、市は生産井から得られる蒸気を発電業者に売り、発電事業者がプラントの建設、管理を担うことになりますので、プラント管理に係る費用等も含めて、発電事業者を実施してもらうことにしてるところでございます。

○4番議員（新宮領實） 再度、しつこく聞くかもしれませんが、どの時点で判断をするのか、もう1回お答えいただけませんか。

○総務部参与（中村孝） 今回、構造試錐井の掘削予算を出しております。その予算がお認めいただけましたら、その試錐井ですね、それを掘りまして、その中で資源量であるとか、そういう事業性の評価をして採算が取れるかどうかという形で、最終的には発電事業者も入れて最終、その時点で、その資源量とか賦存量とか、そのものをもって、その時点で判断をしたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） そういうことが分かった時点で議会にも御報告をいただければよろしいかなと思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

次に、環境負荷に対する問題点はどうか、御答弁をお願いいたします。

○副市長（佐藤寛） 議員の御指摘の件につきましては、硫酸の使用とか、あるいはヒ素の問題についての答弁を求めているということで回答させていただきます。硫酸ですけれども、硫酸

は広くですね、地上に存在する化学成分でありまして、私たちの生活の中では、例えば、食料品とか薬品とか、生活用品などにも使われている無機化学薬品でございます。温泉水の中にあつては硫酸イオンとして、およそ平均的に約千数百ppm含まれている。また、海水にあつてもその2千数百ppmですね、含まれているという状況でございます。還元熱水などに注入しております硫酸につきましては、硫酸イオンと水素イオンに乖離しますけれども、硫酸イオン濃度はおよそ数10ppm程度であります。こうしたことから、自然界に影響を及ぼすものとは考えにくいと思えますけれども、詳細には解明されていないところもございますので、しっかりと、そこはモニタリングをしていきたいと思っております。実際に、山川発電所の方では、環境への影響がないことを確認するため、発電所周辺の泉源、河川で水質測定を実施しておりますけれども、測定値に影響は認められていないという状況でございます。硫化水素についてでございますけれども、地熱発電所では、蒸気が冷却塔から放出されることとなります。この冷却塔からは白い湯気が上がりますが、含有しております硫化水素はこの湯気、あるいは空気と一緒に大気中に放出・拡散されていきます。山川地熱発電所では、硫化水素のモニタリングも実施しておりますけれども、環境上及び安全上問題になったことはございませんので、その辺りもしっかりとモニタリングしていきたいと思っておりますのでございます。

○4番議員（新宮領實） 次に、地熱貯留槽の管理はどうするのか、お答えをいただきたいと思っております。

○総務部参与（中村孝） 地熱貯留槽につきましては、日常的に生産井の噴出量や圧力などの運用データをモニタリングするとともに、定期的に噴出流体の化学成分などのモニタリングを行うことで管理していくこととなります。なお、地熱貯留槽の管理は八丁原や山川発電所で実績のある九州電力が発電事業者として行うため、適正な管理をしていただけるものと考えております。

○4番議員（新宮領實） はい、分かりました。次に、3者協定による地熱発電の役割分担はどうなるのか、お尋ねをいたします。

○総務部参与（中村孝） 今回の地熱開発につきましては、十分なノウハウや実績などが必要でありまして、熱水の有効活用なども実現したいことから地熱の恵み活用プロジェクトをサポートする民間の発電事業者を公募したところでございます。その結果、山川発電所で実績のある九州電力とセイカスポーツセンターが提案をした共同事業計画を採択してるところであります。市と九州電力、セイカスポーツセンターが相互に連携・協力し、地熱の恵み活用プロジェクトを円滑に遂行し成功させることにより、地域の発展に寄与することを目的とし、平成27年5月26日に三者で地熱の恵み活用プロジェクトに関する協定を締結しております。その中で、市の役割として地域資源の調査・開発、発電事業者が実施する発電事業への熱供給の検討、地域振興策の検討・実施となっております。セイカスポーツセンターの役割とし

て発電事業の検討，地域振興の検討・提案，九州電力の役割として市が実施する地熱資源の調査，開発に対する技術支援，発電事業の検討，地域振興策の検討・提案となってるところでございます。市の蒸気提供や発電所の建設，管理などの取り決めについては，発電事業ができると判断したのちに，市及び発電事業者間において再度協定を締結する予定となってるところでございます。

○4番議員（新宮領實） そうした場合に，事業化の判断ができたのち，3者協定を再度締結するとのことですが，協定を結ぶ前に草案は議会に提出くださるものと思いますが，それよろしゅうございますでしょうか。

○総務部参与（中村孝） その事業化になる判断をした場合については，議会の方にも報告をしたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） はい，分かりました。最後になると思いますけれども，地熱発電に関してはですね，費用対効果をどうお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例において，温泉資源を市と市民の共有財産として位置付けております。したがって，このプロジェクトにおいては，地熱の恵みを広く市民の皆様が享受できる仕組みを構築したいと考えております。このほか，地熱発電は，地球の熱で発生した蒸気で発電するため，石油や石炭を用いる必要がありません。そのため，二酸化炭素の排出がほとんどないことから，地球温暖化対策にも寄与するものと考えております。

○4番議員（新宮領實） 最後になりますけれども，広報に示したラグーン施設というのも大々的に広報の中にお示しがあるみたいですが，全体計画の中にこのラグーンというのは入っていらっしゃるのでしょうか。市長，いかがでございますか。

○市長（豊留悦男） やはり，この地熱の恵みというのは発電，それと観光，農業，漁業，全ての分野でこの恵みを活用することによって，経済的な効果，地域振興に役立つだろうと。その中でもブルーラグーン構想というのは，日本の温泉文化が外国の温泉文化と異なるところがあります。つまり，私たちがかねて利用する温泉と外国人が求める温泉とは違うところがあるという意味でもございます。つまり，水着で入ったり，温泉は交流の場であって，そして，そこで外国から来られた方々が指宿の温泉の恵みを享受していただくためには，その構想がなければ観光という面で，今後インバウンドを含めて指宿の魅力というのは発揮できないだろうという思いがあるから，このブルーラグーン構想というのは立てたわけでありませぬ。先日，大分でこのブルーラグーンの関係者においでいただいて，その取組の事例等も話していただきました。実は，この構想というのは本市だけじゃなくて，別府を含めて，今後温泉というのをどう観光と結び付けるべきかということで，様々な観点から協議がなされているのも事実でございます。この地熱の恵みの活用プロジェクトには心配な声が議員の皆さんから寄せられております。リスクの高い，そして，既存の温泉やホテルや旅館やこの観光

施設に影響があるような、そういう事業をやろうと思っているのではありません。そういう影響がないという、それが前提になれば、このプロジェクトはできないわけでございます。ですから、リスク、様々あるかもしれないけれども、そのリスクを一つ一つクリアして、安心して市民がこの事業に賛同していただけるような努力を、今しているわけでありませぬ。リスクがあるのに、敢えてやるという、そういう市政はないと思います。私はそれで、このリスクを、いわゆるハードルと言ってもいいのかもしれない。例えは悪かったですけれども、リスクの例に例えました。しかし、ある程度事業としてこれは地方総合戦略の中でやらないと、雇用も生まれぬ、そして、魅力ある観光もこれから期待できぬ。農業、水産業ももっともっと発展させなければならぬ。だから、これは共有の財産として、大切な事業として、このいわゆる地方総合戦略の中に位置付けたわけでございます。これは、急にやったわけではありませぬ。もう、4年も5年も前から、これは温めて、様々な方々の意見をお聴きしながら、この事業というのは日の目を見る、そういうのを私は期待をしているわけでありませぬ。しかし、議員の皆さんの賛同が得られぬことには、この事業はできないわけでありませぬ。立ち位置によって違ふと言ったのはそこでありませぬ。私どもは、なぜこれ反対するんだらうか、議員の皆さんは逆になぜこんなリスクのある事業をやるんだらうかと。そこをどう落としどころを付けてお互い了解をするのか。私は、この事業は指宿にとっては将来の指宿、その発展のためには極めて極めて大切な事業だ、そういう認識はしております。

○4番議員（新宮領實） 地熱発電の質問は終わります。

次に、市営野球場整備についてお尋ねをいたします。先ほど、3年間の利用状況についていただきましたけれども、もうせっかくでございますので10年分、20年からちょっとお答えいただけませぬでしょうか。

○スポーツ振興課長（今村将吾） それでは、平成20年度から利用件数と利用人数を申し上げます。平成20年度、168件の9,407人。21年度、218件の9,038人。22年度、151件の7,081人。23年度、80件の4,492人。24年度、96件の1万1,676人。25年度、182件の9,346人。26年度、149件の6,628人で、これ以降は先ほど部長が答弁申し上げた数字でございます。

○4番議員（新宮領實） 23、24っていうのは何でこんな少なくなったのかっていうのは、もう聞きませぬ。減ってきてるんですね。この減ってきてる理由っていうのは、何かございませぬでしょうか。

○スポーツ振興課長（今村将吾） 野球場はもちろん、主に野球とソフトボール等で利用されませぬ。大会合宿や大会数は年々増えてはいるんですが、残念ながら人口減少に合わせるように、市内の野球、ソフトボールチームが減少してるのが実情でございます。ちなみに、平成24年度と比べませぬと、野球チームは8チームございませぬましたが、現在4チームです。それから、ソフトボールチームは34チームが現在22チームとなっております。それから、増減につきませぬしては、施設の利用人数につきませぬしては、大会等が県内、あるいは南薩地区大会等で輪番制

で行われるため、年々変動があること、それから、先ほどの平成20、失礼しました、以上です。

○4番議員（新宮領實） 市営球場を利用するっていうような中ですね、やはり、理想としてどれぐらいの方にお使いになっていただいたらいいんじゃないかという感じでお考えになっていらっしゃると思います。理想とする利用者数ですよ。いかがでしょう。

○スポーツ振興課長（今村将吾） もちろん、市内の皆さん、野球をなさる皆さんには是非毎週でも使っていただきたいということを思います。それから、中学校、高校の野球部の皆さんにも使っていただきたい。ソフトボールをする少年団の方々にも使っていただきたい。それらと併せまして、町の活性化のために、合宿も大いに使っていただきたいというのがございまして、具体的に何人使っていただきたいというのは示していないところでございます。

○4番議員（新宮領實） 何かギリ貧になってきそうで、何か心配してるところでございませけれども、これまで整備、改修工事の計画はなかったんでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 市営野球場につきましては、スポーツ施設の総合的な整備と合宿誘致という計画の中で、これまでも整備を検討してきた経緯がございます。

○4番議員（新宮領實） こそくり程度の改修工事止まりだったんじゃないかなと思うんですけど、今後、2020年の国体までに、それこそいろんな補助金や合併特例債を利用して、どこにも引けを取らないような球場をお造りするというお考えは、市長、ないんでしょうか。

○市長（豊留悦男） 正しく、議員の御指摘のとおりであります。昨年度、県中学校の軟式野球の決勝戦は市営球場でありました。保護者の応援、監督含めて多くの方々においでいただきました。たまたま、私はその場を通りかかり、応援に本部席にまいりました。お願いですと。指宿は環境的にもすばらしいところであると。ところが、この野球場、ハード的な面で整備をしていただかないと大変ですと。ここが整備されたら、今高校野球も始良で一部試合が行われておりますけれども、降灰の心配がない、そして交通の便もよい、宿泊施設もある、こういうところでやりたいのでお願いしますと言われたのは事実でございます。そして、都市対抗野球、三菱、日立、三菱エンジニアリングだったでしょうか、そこが50名程度おりましたけれども、常時70名程度来ておりました。それは、マガジン社、その他報道を含めて、そして、女性の方々もその中に10人程度おりました。やはり、野球というのは男子じゃなくて、これから女性に対する、そういうハード的な整備も必要だし、監督、コーチを含めたチームのミーティング室、部屋も必要だろうし、様々な要求を聞きました。それで、今後この機会に、今やると様々な有利な補助金が得られるし、今やらないと大変だよな、いうことで教育委員会には指示をいたしました。当時、スコア版の上には点数を持った生徒が4人おりました。何と、そのスコア版を持って、1回1回点数をかけるのです。もし落ちたらどうするんだろうか。もし、あの子供たちに事故があったら、生徒に事故があったらこれ大変だよな。そういう認識の下で、やはり、今やるべきだと私は思ったわけであります。あと一

つ、忘れられない一言があります。ソフトボール大会で指宿の市営球場でやりますか。知覧に行くでしょう。軟式野球の決勝大会、指宿の球場、それよりも南薩4市では加世田とか、南九州とか、枕崎がずっといいでしょう、言われたときに、本当に申し訳ないと思いました。それは、プロ野球のキャンプのメッカとして、まずはじめに指宿が注目された市であるからであります。つまり、私どもはスポーツ施設というのは今後どうあるべきか、プロのための野球場と言われそうですけれども、それを契機に子供たちが野球、そしてスポーツに親しむ機会があるわけですので、市民を含めて多くの方々にこの野球場を利用していただき、1人でも多くのプロ野球選手、又は都市対抗野球の選手、又は国体やオリンピックのソフトボールの選手が出たとしたら、これはすばらしい経済効果もあるし、やるべきだと思っているから、この市営野球場の整備について、今回予算、補正でありましたけれども、組ませていただきたい。そういう意味で、是非議員の皆さんにはこの趣旨をお分かりいただき、認めていただければありがたいと思っております。

○教育部長（下吉一宏） ただいま、市長の方から今回の補正予算に計上という言葉がございましたが、それにつきましてはまだ計上はしてございませんので、訂正をさせてお詫びを申し上げます。

○市長（豊留悦男） 失礼いたしました。教育委員会の話し合いの中で、本年度中にするようにと。私は今回でもやっていただきたいという、私の思いが先走ってしまいました。そういう意味で訂正をさせていただきたいと思えます。

○4番議員（新宮領實） 力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。市長、やっぱり駅伝も、高校駅伝も指宿、高校サッカーも指宿、高校野球も指宿というのもまんざら夢ではないと思えます。また、そのうちプロ野球も呼び込めるのではないかなと思うところでございます。

次に、プロ、社会人、大学へのキャンプ誘致はどうなっていच्छるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○産業振興部長（川路潔） プロ、社会人、大学へのキャンプ誘致は、どうなっているのかとの御質問ですが、本市ではこれまで、様々な誘致活動に取り組んでおります。具体的には、市内のホテルなどと連携して、大学生を対象とした県主催のスポーツ合宿誘致セミナーに参加し、スポーツと合宿奨励品等支給事業の紹介や、運動施設を含め、本市のPRを行っております。また、県が作成する、体育施設や宿泊施設等を掲載した鹿児島県スポーツ合宿ガイドを活用して、県と一体となった誘致活動にも取り組んでいるところであります。

○4番議員（新宮領實） 今後、市としてどのような誘致の取組をしていくおつもりでしょうか、御答弁をお願いします。

○産業振興部長（川路潔） 本市では、東京オリンピックやかごしま国体を契機として、スポーツ交流人口の拡大を図り地域の活性化を推進するために、この4月に国体・スポーツコンベ

ンション推進室を設置したところです。今後は、この推進室が中心となり、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられました、行政と民間が連携・協働して大会や合宿による誘客を促進するためのスポーツコミッションを設立したいと考えております。このコミッションでは、誘致活動や情報発信、ワンストップ窓口などを一体的に行うとともに、本市の体育施設に見合うターゲットについても検討していくことにいたしております。同時に、現在実施しております市スポーツ等合宿奨励品等支給事業につきましても、拡充について検討してまいりたいと思います。市営野球場につきましても、今後の整備に合わせ、より積極的に誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 確かに、県との連携も大事でしょうし、情報発信も奨励品等の支給事業も大切ではありますが、それではまだインパクトが小さくありませんでしょうか。誘致活動は何と言っても相手方に直接乗り込み、営業なくして相手に熱意が伝わらないものです。国体・スポーツコンベンション室辺りに誘致促進係を発足させ、キャンプ誘致に積極的に取り組むべきと考えますが、いかがでございましょうかね。

○市長（豊留悦男） おっしゃるとおりであります。先週の土曜日、薩摩川内市にブラジルのバレーボールチームが合宿に入りました。たまたま、飛行機便が一緒でございました。日本バレーボール協会、鹿児島県、川内市、大変な歓迎でした。私は、一緒に随行として付いていただいた秘書係に、残念だなど。本当だったら、指宿がこういうオリンピックに備えて、アジア大会に備えて、スポーツ合宿誘致を図れば、市は元気になったのにな、その選手の横を通り過ぎながら、川内の方々もいらっしゃいました、その1人が、くしくも、指宿は何もせんとですか、言われました。鹿屋もそうであります。私は、鹿屋、薩摩川内、鹿児島、指宿、その4市で台湾のオリンピック委員会を含めて、挨拶に行きました。是非、指宿でやってください。ところが、施設を見て、鹿屋に劣る、薩摩川内市に劣る、鹿児島市に劣る。その上空からの写真をオリンピック委員会に見せたときに、ある程度整備の予定が立たないと指宿での合宿はできないと、はっきり言われました。そして、くしくもそのとき、ホストシティタウンとして手を挙げました。東京オリンピックのときに指宿で合宿をしていただく、その国のホストシティとして応援をしようという取組であります。これも、残念ながら県内のほかの市が、今日の新聞によりますと、三島村もやっているということでもあります。今、手を挙げられないわけであります。なぜならば、受け入れるための環境の整備というのが整っていないという、それが大きな理由であります。今やらないと、私どものこの市が観光地指宿、スポーツ合宿の地指宿、そして、スポーツで町を元気にする市として標榜できないという、そういう危機感も持っております。サッカー場、そして体育館がきれいになりました。陸上競技場、御覧になってください。今、多くの方々が利用してござっております。つまり、私どもはこれからスポーツにより、その交流人口、たくさん指宿においでくださることによって、指宿を元気にしよう、夢ある子供たちを育てようと、そういう考えで、この

スポーツ施設の整備，それについても是非目指すところを理解をしていただいて，議員の皆さんには協力し，そして，様々な観点から建設的な意見をいただければありがたいと思います。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。最後に，この整備については最後の質問になりますけれども，企業を誘致するにはインフラ整備から土地の確保等，大変なことがございますけれども，キャンプ誘致は現施設を利用するだけですから，手っ取り早い上に経済への波及効果はかなりのものがあると思います。そこでですけど，市長。私をキャンプ誘致促進特任大使，名称はどちらでもよろしいんでしょうけど，任命くださいませでしょうか。日当はいりませんけれども。その代わりに，プロ野球団はおろか社会人野球を持つ企業，大学等くまなく回りキャンプ誘致を活動してまいります。もちろん，それには大前提があります。2020年までに市営球場を大改造していただければの話ですが，いかがでございますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 先日，電報を打ちました。都市対抗野球に出場になったチームであります。市民の1人が，そこに指宿の黒毛和牛もおめでとうと言って送ったそうであります。私は，秘書係に指示して，指宿のオクラを2箱ぐらいダンボールで送ろうか，そして，都市対抗野球の当日の試合には，応援に行こうか，そこまで今話しました。つまり，そういう努力をしながら多くの方々においでいただきたい。この議員連盟なるものをつくって，誘致協みたいなのをつくってみんなで応援に行こうや。陸上にしてもそうです。いろんなのにしても，そういう誘致協みたいなのをつくっていただければ，それこそ予算化して，多くの方々に，多くのチームにおいでいただけるような施策を構築してまいりたいと思います。そのときには，是非，新宮領議員には誘致協の団長として頑張っていただければありがたいと思います。

○4番議員（新宮領實） お任せくださいと言った方がよろしいんでしょうか。

次に，環境景観保護条例の制定について，に入ります。最初に，観光地指宿の景観及び環境の在り方をどう考えているかの御答弁をいただきました。その中で，明日の日本を支える観光ビジョンというのについて，少し御説明いただければと思います。御答弁お願いします。

○建設部長（黒木六海） 平成28年3月に策定されました，明日の日本を支える観光ビジョンですが，国の方で現在策定しておりまして，世界が訪れたい日本を目指し，観光先進国への新たな国づくりに向けての策定というふうになっております。

○4番議員（新宮領實） その景観が進められるべき地域として，本市以外，どれだけ，どこが，言えば，私どもが分かる範囲の中で，九州ではそこが選ばれましたよとか，そういうのがお答えできるのであれば，ちょっとお答えいただければと思いますけれども。

○建設部長（黒木六海） 主要な観光地として，どれだけの市町村が選ばれてるのかということ

ですけれども、市町村別で申し上げますと、全国で181というふうになっているようでございます。鹿児島県では、指宿市と南九州市の2市が選定されているということでございます。

○4番議員（新宮領實） 景観策定の進捗状況はどこまで進んでいらっしゃるのでしょうか、御答弁いただけますでしょうか。

○建設部長（黒木六海） 景観計画の策定状況につきましては、平成29年度に景観計画策定のための基礎調査を行っております。指宿市内全域について、景観に配慮すべきスポットの調査、住民に向けたアンケート調査などを行っております。今年度は、各種団体や市民参加によるワークショップ、計画策定委員会等において協議を行い、景観計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

○4番議員（新宮領實） 是非、早め早めの手を打っていただきたいなと思うところでございますけれども。

次に、太陽光施設の抑制とエリアの規制は考えていないのかということについて御答弁をいただけませんか。

○建設部長（黒木六海） 太陽光施設等の設置に関しましては、それぞれの法令や要項等によって設置されると思いますが、景観計画で申しますと、景観計画では、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために、景観法に基づき本市の景観の基本的方針を定めることとしております。景観計画における太陽光施設につきましては、例えば、モジュールの色や、高さ、植栽で目隠しするなど、景観形成基準に適合することを求めるなどを考えております。エリアの規制等につきましては、本年度策定する景観計画とは別に、市民や関係機関との合意形成を図る必要もあることから、他市の事例や状況等を含め、今後、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。今ですね、指宿市を見回しても畑だった所とかですね、そういう所にも太陽光が随分できてきております。その中で、太陽光への農地転用の案件はどれぐらいあるか、ちょっとそこところは掴んでいらっしゃいますでしょうか。

○農業委員会事務局長（富永敏尚） 農業委員会長から委任を受けましたので、答弁をさせていただきます。平成29年度の太陽光発電に係る農地転用、農地法による転用許可件数は5件でございます。

○4番議員（新宮領實） その太陽光への農地転用なんですけど、農業委員会でこれはできませんよというような禁止というのはできないもんなんですか。

○農業委員会事務局長（富永敏尚） 農地法に基づきまして、農業委員会の方で審議をいたすところでございますけれども、市町村独自にといったような規制は今のところ、そういった法に基づく許可案件になっておりますので、しておりません。

○4番議員（新宮領實） その農地法とかうんぬんっていうのがあってしょうけれども、独自に指宿のその農業委員会の中でそういう規制っていうのはできないんでしょうか。

○農業委員会事務局長（富永敏尚） 現時点では、農地法に基づく審査を重ねているところがございます。議員言われるようなことにつきましては、今の時点では独自のものは設置していないところでございます。

○4番議員（新宮領實） 指宿市はですね、太陽光を奨励してるんでしょうか。どうなんでしょう。どこかの部署でお答えできますか。

○市民生活部長（上田薫） 太陽光のことでございますけれども、国の方で地球温暖化の対策、それから、東日本大震災以後、国の施策といたしまして、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電に重きが置かれまして、二酸化炭素の排出抑制、それから、地球環境保護の面からも設置の促進が図られているところでございます。また、本市におきましても、再生可能エネルギー発電の設置につきましては、良好な自然、景観及び生活環境と調和を図ることを目的といたしまして、本年1月、再生可能エネルギー発電設備の設置指導要綱を制定してるところでございます。そのようなことから、いろんな基準、設置基準はございますけれども、適切な設置を誘導しているところでございます。

○4番議員（新宮領實） なかなか、おっしゃるとおり、そういう指導が果たしてできているかなというところでございますけれども、やはり、言えば、固定資産税を得んがためにですね、景観を売り渡すのかという、言えば厳しい私、ものの言い方をしてるかもしれませんが、指宿市は、やはり、観光指宿というこの景観をですね、未来永劫残していかなければいけないという思いがするんですけど、誰かこの件に関して御答弁いただく方はいらっしゃいませんか。

○市長（豊留悦男） おっしゃるとおりであります。指宿は観光の売りとして、一つは景、いわゆるこの環境があるわけでありまして、今議員の指摘のとおり、太陽光発電を含めた自然、いわゆる景が壊れるような、そういう事業というのについては、指宿としては、事業の前に厳しい審査を通して、そしてやるとなったら、それぞれ条件を付しながら、この景を壊さないような事業としてやっていただくようお願いをしたいと思っております。例えば、指宿は以前、風力発電の申請があったことがあります。5年、6年前でございます。つまり、これも指宿の景観として果たしてどうだろうか、事業者はこの計画を断念していただく努力もいたしました。今回、新たに太陽光発電を設置するという、そういう地域がありましたけれども、その事業者についても、やはり景観、そして市民の安心、安全に万全を期すように、そして市民に、住民に不安を与えないような、そういう取組を事業の中でしていただくような、そういうお願いも市としてもやっていきたいと思っております。

○4番議員（新宮領實） 最後になりますけども、地熱発電施設のエリアの規制と生態系に及ぼす影響は考えていらっしゃらないでしょうか、御答弁をお願いします。

○市民生活部長（上田薫） 地熱発電施設の設置につきましては、設置場所や規模にもよりますが、国・県の法律及び条例等に基づき対応を行っております。自然公園の地域内であれば、自然公園法に基づく設置許可が必要となります。また、温泉を湧出させるための土地掘削等につきましては、温泉法や指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例を遵守していただくこととなります。生活環境や生態系への影響が心配されます騒音や排水につきましては、騒音規制法や水質汚濁防止法及び県の公害防止条例などに基づき対応を行うこととしてるところでございます。特に、騒音につきましては、音量が基準値を超えない場合であっても、その聞こえ方には個人差がございます。また、地域によって発電施設の立地環境や生活様式、住居環境等が異なることから、可能な限り騒音の影響を小さくするなど、地域の環境の保全に努めていただく必要がございますので、音量の測定や原因主への指導・要請などに努めてまいりたいと考えております。また、排水につきましては、河川・海域の水質、生態系及び地熱資源への影響を小さくするよう努めていただきたいと考えております。このようなことから、地熱発電施設の設置につきましては、環境保全、生態系保護の側面からも、その設置の在り方について、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 最後の質問になると思います。環境景観保護条例は、早急に日本一厳しい条例として制定していただけないでしょうか。ちなみに、今日本で一番と言われているのは、兵庫県芦屋市だそうです。是非、ネットでですね、指宿が一番厳しいんだという条例になっていただければいいかなと思ってるんですけども。今、この条例を作っておかないと、後世に負の遺産を残しかねません。指宿市は、かつて東洋のハワイと言われていました。この美しい自然豊かな指宿市の100年後、200年後のキーマンは豊留市長、私はあなただと思います。指宿市を世界のパラダイスにしませんか、お答えをいただきたいと思いますけれども、どうでしょう。

○市長（豊留悦男） 全く同感であります。昔、浜競馬が行われたという摺ヶ浜地区の養浜事業、昔懐かしい浜出ばいという、そういうところで小さい頃育ちました。あの景観を取り戻そう、そして、山にグミを採りに行ったり、それから昆虫を採りに行ったり、いろいろしたもんであります。あの原風景が私の指宿のふるさとであります。つまり、様々な企業により、指宿の貴重な、そして守るべき景観が壊されるとしたら、どんなことがあってもそれは阻止しなければなりません。それが、子供たち、次代に受け継ぐ今を生きる私たちの責任だ、そういうふうと考えておりますので、議員の皆さんと一緒に景観というのは大切にするようにしたいと思っております。

○4番議員（新宮領實） これで、私の全質問を終わります。今日はありがとうございました。私の議員としてのこれが第一歩であろうかと思っておりますので、また今後とも皆さん、執行部の皆さん、またどうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

○17番議員（木原繁昭） 皆さん、こんにちは。17番、木原繁昭です。昨日は、午後の9時よりサッカーワールドカップで日本対コロンビア戦があり、世界ランキングでは格下の日本が名将西野監督の下、2対1で勝ち、日本中が沸き返って喜んだのではと思います。日本が元気になったなと思うところです。また、もっと活躍していただきたいと思うところがございます。この結果によって、今度できる当市サッカー場にとっても利用に対して大きなインパクトになると思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

学校空調について。南指宿中学校の空調工事内容と使用可能時期について。今議会に南指宿中学校の空調機器設置工事に伴う管理工事委託料及び工事請負費の増、4,972万円、当初予算にありました耐震工事と同時に行うことによって、足場等の共有ができるので、今回補正予算で上程したということですが、その内容はどのようになっているのか。また、工事はいつ行い、その空調設備はいつ頃から使用可能なのか、伺います。

次に、地熱発電について。平成27年3月には指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例を制定しています。これに伴い、地熱発電事業者は事業計画の提出が必要です。目的として、温泉資源は市及び市民の共有財産であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としていますと謳っております。地熱発電は県の許可が必要ですが、指宿市としましても、この条例の制定で見える化ができたのではと思います。そこで、伺います。指宿市で現在運転されている地熱発電は何箇所あり、どこにあるのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。また、少し耳の聞こえが悪いので、この後はイヤホンを使用させていただきます。

○市長（豊留悦男） 昨夜のワールドカップ、日本代表の戦いには大きな感動と夢を与えていただきました。そういう意味で、今日のこの一般質問についても大変気持ちよく参加をさせて、そして誠意ある答弁をさせていただきたいと、そういう気持ちで臨ませていただきました。

学校の空調につきましては、新聞報道等にもありますように、やはり、こういう気象状況の下では、子供たちの学習環境を整えなくてはならないと思っております。エアコン設置につきましては、今御指摘のように南指宿中学校、夏休み期間中に設置したいと考えております。空調工事の内容につきましては、普通教室が10か所、少人数教室が2か所、会議室1か所

の計13か所を考えているところでございます。工事が順調に進みますと、いずれも9月から使用できるのではないかと期待をしているところであります。

次に、地熱発電の件でございます。本市で現在運転されている地熱発電所は、山川伏目地区の山川発電所及び山川バイナリー発電所とメディポリス指宿の敷地内にありますメディポリスエナジーの3か所となっているところでございます。

○17番議員（木原繁昭） まず、学校についてから、2回目からの質問をさせていただきます。この空調っていうのは、9月から使用できるんじゃないかということですが、夏休み期間中に普通教室10か所と、あとほかが3か所ということで、これもう、全部普通の南中は3クラスほどですかね、3クラスと4クラスあるっていうことですか、10クラスあるんですか、普通の教室は。それで全部の教室に行きわたるっていう形でよろしいんでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 普通教室が10か所、それと少人数教室が2か所、会議室が1か所の13か所ということでございまして、加えまして、1階の二つの特別支援室と2階の多目的室には、リースによる床置き型のエアコンを設置すると、そういった内容でございます。

○17番議員（木原繁昭） この空調施設っていうのは、冷房だけなのか、冬は場合によっては暖房使用も可能なものなのか。その辺はどうなんでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 今回の空調につきましては、冷暖房でございます。暖房もできるようになっております。

○17番議員（木原繁昭） 指宿ですので、寒いついていってもそんなに寒い日は多くはないかと思えますけれども、寒い時には洋服をたくさん重ね着すれば対応もできるかとは思いますが。地球温暖化の具合もございまして。ただ、ずっと使わないのも機械のためには良くないということもあるかとは思いますが、暖房としてもこれからも幾らかは使う予定でいらっしゃるんでしょうか。冷暖房機だと言うことですが。

○教育部長（下吉一宏） 今回の冷暖房の空調施設の設置につきましては、今後の空調施設の設置に向けた検証を兼ねておりますので、今回の設置したエアコンにつきましては、冬場も検証という形で使用するということで計画をしております。

○17番議員（木原繁昭） 今回の場合は、検証を兼ねているということですので、冬場も使用してその検証をしたいということですが、後ほどその辺のことはもう1回伺いたいと思います。

それで、私、1年前も丹波小、木造校舎の室温の調査データについて採っていただきたいというお願いをしたんですが、丹波小の木造校舎の暑さについては、先生方の話では、異常ではないのかと言われたこともございまして、また、地区の公民館長さん方からも、私もそこに最初見に行ったっていうのが、公民館長さんからそのような話が出て、暑いので1回来てくれんかということで見に行った次第でございます。この前の教育部長の答えとしまして、現し構造の、それなりの暑さにも対応されたものであるっていうことでしたが、計算通

りの断熱効果が出ているのか、その調査データ結果について伺います。

○教育部長（下吉一宏） 丹波小学校の関係につきましては、木造校舎が暑いと言われておりますけれども、昨年の6月から9月にかけて、夏休みはしてございませんけれども、全教室の室温調査を行っております。その結果、それぞれ1階、2階のこの温度差はほとんどなかったところでございます。また、昨年の7月には、全学校の室温調査をしておりますけれども、その結果と比較しても、特段、この丹波小学校の木造教室が高いと、そういった結果は出てないところでございます。昨年、一昨年、木造校舎の2階の断熱材の効果がないんじゃないかと、そういった御指摘がございましたけれども、昨年の結果から言いますと、この断熱材の効果というのは、それなりに効果があるというふうに私どもは考えているところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 私もこの室温調査のデータをいただきました、今回の件でございますね。確かにこうして、1階と2階と比べた場合、そんなに温度差がないということは、天井が断熱があまり効かない、2階の天井ですね、断熱があまり効かないで、その天井が温まって輻射熱が来るんじゃないかと私はもう危惧していたんですが、そういうことはないようなデータになってるかと思えます。先生方が窓の開閉が重い、大変だっということ、その辺もあったのかとは思っております。結果として、その辺のいろんなデータが出てはいるんですけど、丹波小学校のこの木造校舎が特別暑いってことはなかったのかなと、その辺はそういう皆さんの考えとしてもそのように思っていると考えてよろしいでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 先ほど申し上げましたが、昨年の調査によりますと、特段、その木造校舎が高いという結果が出ておりませんので、現時点におきましてはそのように認識をいたしております。

○17番議員（木原繁昭） それでは、学校空調、今後の計画について伺います。あるデータによると7月の最高気温の高い順に、沖縄県、京都府、鹿児島県、ともに32.0度であります。これが、順位が1・2・3って付けてあったので、その下の位が違うのかもしれませんが、一応、鹿児島3位、1位の沖縄、2位の京都ですか、に続いて同じ32.0ということでございます。小・中学校の普通教室のですね、冷暖房機設置率1位は、最高気温30位の東京都で99.9%、2位が最高気温で言いますと6位の香川県で97.7%だそうです。3位が最高気温25位の福井県で86.5%です。最高気温1位の沖縄県は、設置率は7位で79.6%、最高気温2位の京都府が設置率5位で84.0%であります。最高気温3位の鹿児島は、設置率24位で35.8%です。桜島の降灰の多い鹿児島市が高いのではと思うので、地方の市町村は厳しい予算の中、財政上もなかなか進まないのが実情かと推察されます。最高気温の順位どおりいかない、このエアコン格差は財政上やその自治体の取組状況、どこを削りどこに力を入れるかにもよるかと思えます。指宿市としては、今回、南指宿中学校の空調をやるということで予算を計上したわけですが、全小・中学校の普通教室に空調設備を設置していく考えなのか、お伺いいたします。

○教育部長（下吉一宏） 昨今の地球温暖化によって、もう昔と大分この気温が違ってきてると、そういうことで、今後におきましては、やはり、学校の環境整備を整える上でも、この空調の設置については必要ではなかろうかというふうに思っているところでございます。そういうことで、今年度補正予算におきまして予算を計上いたしまして、南中の空調設置をしてございますので、その検証をしながら、今後どういう計画を立てればいいのかということについて、前向きに検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 今回は南中だけですので、今夏は南中も2学期からだけですが、使用できるのは南中だけになるわけですけど、それぞれの学校、それぞれの教室で机を日の当たらない側に寄せたり、日の当たる校舎にあつては、その時期に別な、特別教室利用の時間割を組み直すなどの工夫も必要かと思えます。暑いときと違って勉強に集中できるし、先生の話もすっと入って来ると、以前とは全然違うという子供の声もあります。これは今、机を寄せたって言うわけではなくて、冷房があるっていう学校の話です。健康と学習効率のために必要という声と、また一方では、空気中の二酸化炭素濃度増による地球温暖化も言われております。富める国、貧しい国による格差もあります。もっと暑いところで、電気もあまり使わないのに、世界の温度上昇により南極や北極の氷が溶け、海面が上昇し住む土地が減っていく国もあるやに聞いております。それを考えると、冷房で電気を消費することは、温暖化の悪循環になるのではと危惧しないわけではありません。快適な生活が多く犠牲で成り立つ。これも原発事故のこともあり、よく知りました。もと住んでいた所へ帰れぬ人が今もたくさんいます。ものすごく悲しいことです。快適さの追及を止めるべき、家でも学校でも冷房の中では子供の身体機能能力も弱まるなど、各人、各自治体によってもいろいろな考えがあるようです。しかし、指宿市は当初に南中の空調の設計予算を通し、今回その工事を上げています。これからあとの教室等がどのぐらいしてできるような形が可能なのかわかりませんが、年数がかかるとするならば、これを検証して造るということですので、年数がかかるということならば、学校間格差による不満は出ないのか、その辺の心配はいかがでしょうか。早い、遅いによったりしてですね。

○教育部長（下吉一宏） 今、議員がおっしゃられますように、南中に設置しますと、他の中学校、小学校も早く付けてくれと、そういった声は、多分あがるだろうということは認識しておりますが、なかなかですね、この計画をいついつからというのは、なかなか難しい状況でございます。現在、私ども教育委員会といたしましては、この3月に望ましい学校づくりの基本方針というのでも策定してございます。そういった内容等もですね、やはり、踏まえて、今後の空調の設置につきましては考えていかなければならないと思っておりますので、現時点で、そういった声はあろうかと思えますけれども、現時点で、いつからどこをとということにつきましては、現時点ではまだお答えできない、そういった状況でございます。

○17番議員（木原繁昭） 南中をやって、その検証データでとかいうこともございますが、ほ

かの学校では、先ほど言ったように、東京都99.9とかございますように、南中のデータを採ってから、それから考えるんだということではなくて、できるかと思います。ほかの自治体に問い合わせたりすればですね、いろんな面で教えてくれるのではないかと思います。できるだけ、さっき格差があると、できるだけ私のところも早くしてくれってということもあるんじゃないかと思います。例えば、やるとして、同じ学校でも、校舎の棟の方向によって、日の当たり具合ですね、それによって温度差があるのではないかとはいいますが、例えば、やるとした場合に、学校ごとに考えるのか、例えば、その学校の暑いところからやろうとか、そういう考えは今あるのでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 今、議員がおっしゃいましたように、暑いところからというそういった考え方もあるでしょうけども、そういったことも含めまして、今回の南中の検証をしながら、そこも含めまして今後検討してまいりたいと、このように考えております。

○17番議員（木原繁昭） ちょっと市長に伺います。できるだけいい環境で、いろいろ温暖化の件はございますが、いい環境でということで、選挙公約の中にも、できるだけ早くやりたいような雰囲気に見えたんですけれども、その辺市長としてどのように考えているか、一言お願いいたします。

○市長（豊留悦男） 議員の御指摘のとおり、空調の整備というのは必要だろうと思います。しかし、6月から7月にかけて、急に学校においては読書好きの子供が増えるわけでありまして。理由として、暑いから、図書室には冷房が設置してあるので、いわゆる保健室とか、図書室とか、私は、空調している学校の校長をしておりまして、検証という意味は、温度のみで判断をしないで、そのほかの環境条件及び児童・生徒等の行動様式、健康状況を把握した上で、この空調設置については、総合的に判断する必要があるかと思っているところであります。学校によっては蔓性の植物を窓際に植えて、作業時間にそれに水をかけて温度を下げるという、そういう鹿児島和学校もございます。あらゆる方法を駆使しながら、子供たちの学習環境というのは整えたいと思います。学校環境衛生基準という、それが今回、改定をされました。ある新聞によりますと、教室、今年から涼しくという、これを受けて先日、30年6月6日、市長会として文科省にお願い、要望の決議書を出しました。その中で、公立小・中学校の整備費について、空調設置、トイレ改修、給食施設整備等の事業を計画的に実施できるよう、財政措置の拡充を図っていただきたいというのが1項目。次に、本年度においては、補正予算による十分な財政措置も考えていただきたいという、この2項を今回、30年6月6日付で、市長会として文科省にお願いをしているところでもございます。今後、政府の、文科省の考え方、予算措置等を見ながら、指宿としてどういう整備の方向性が正しい、つまりやった方がいいのかというのを考えてまいりたいと思います。

○17番議員（木原繁昭） いろいろなことを考えなければいけないのかと思います。ただ、このデータを見ますとですね、7月の第1週から採ってありますが、32・33・34・35という室

温を示す箇所もたくさんございます。これが授業に向けた温度なのかということ、なかなか健康上も問題があるかと思いますので、是非、先ほどいろんな形で前向きに検討するような働き掛けも県の方からもあるようでございますので、是非その辺を、暑いところからということ、できるだけ早くやるんだという考えをもう1回、ちょっと述べられないものでしょうか。

○市長（豊留悦男） ただいま、検証結果を踏まえながらと申し上げましたのは、学習、いわゆる勉強時間、学習時間、各時限における学習の様子、その学習のための温度というのはどれぐらいがいいのか。それが、今回、文科省が示したこの基準であります。それを踏まえながら、空調設置したときの子供の生活様式、行動様式、その他様々な観点からこれは考えていかなければならないと。単に気温、いわゆる、暑いから設置をするというのじゃなくて、設置したあとの行動様式、学校の様子、子供の活動の様子を総合的に判断しながらやらなければならないというのは検証という意味の一つでもございます。そして、今後、学校がどうあるべきなのか。いわゆる人口減少社会、子供たちの数が少なくなる、そういうときに学校の在り方、10年、20年後を見据えた、そのような整備というのもやらなければならないと考えております。単なる、この空調設置というのは暑いからというのでなくて、もちろんそれを大切にしますけれども、様々な観点から検証を加えながら設置してまいります。そういう意味で、教育部長が答弁したとおり、今後そのような形で設置してまいりますという、その今後の意味には2点ほど私が今説明した項が検証の中に含まれているということで御理解をいただきたいと思えます。

○17番議員（木原繁昭） 一応、設置する考えだということですので、承っておきます。

次は、地熱発電についてお伺いいたします。先ほど、現在運転されている発電所は何箇所あるかということでお聞きしたわけですが、3か所ということでございますが、その他に申請されている地熱発電は何箇所あるのでしょうか。

○総務部参与（中村孝） その他で申請されている部分でございますけれども、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例に基づき、設置されております調和のとれた地熱活用協議会において事業計画書等の提示があり、審議したものは15件となっております。

○17番議員（木原繁昭） 15件って、かなり多い数ではございますが、これは今回、条例を制定いたしましたして、市の方にその計画書を出すようになってますが、市としても、県の方に意見書なりを、太陽光発電なんかみたいに出されるわけでしょうか、いつも。その辺はどうなんですか。

○総務部参与（中村孝） 先ほど言いました15件につきましては、協議会で審議をした案件でございますして、その審議結果によりまして同意しているものが6件あります。この6件につきましては、県の方に市の同意書をですね、添付して申請をされているものと思っております。あとの部分につきましては、保留、撤退であるというようなその他というものが含まれてい

るところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 同意の中には、地元の理解が得られたというのものもあるんじゃないかと思えますけれども、その要件の中にですね、温泉の関係がございますので。この辺は、市としては、業者が何かの説明会を行って特段の反対がなかったという形なのか、市の方としても裏を取ってて言いますか、その辺を調査した上で意見書ですかね、そういうのを出しているのでしょうか。

○総務部参与（中村孝） この協議会の方に審議をする案件ですけれども、申請する事業者については事業計画書を提出する形になっております。その中で、発電の施設であるとか、モニタリングであるとか、そういうものをですね、事業計画書の中に盛り込んで市の方に提出をされます。その内容につきまして、市の方で専門家等も含めた協議の委員が8名おりますけれども、その8名の中で本当に影響がないのかも含めまして審議をしております。その審議の結果を同意書の方に定めまして、その申請者の方に通知をしてるところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 6件同意したって形ですが、もう工事をその中で今現在、全部が工事に入ってるのでしょうか。その辺はどうなんですか。

○総務部参与（中村孝） 現在、同意している6件の中で、実際の発電事業を開始しているものはないところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 発電事業をと言いましたけれども、その工事って言いますかね、その発電事業を行うために工事を行ってるのかとちょっとお伺いしたところなんですけど、工事も行っていない、全然準備はされていないという理解でよろしいのでしょうか。

○総務部参与（中村孝） この同意の中には工事に着手をしている部分もありますけれども、今現在、休止になっているとか、事業者の中によっては、今まだ進めていない部分もあるところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 今、休止になっているところもあると言われましたけど、地元住民の反対等で休止していたり、又は、もう開発を断念したりしているようなところもあるのでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 本市における地熱開発の手続を進める上で、事業者の方針等で開発を断念した例はございますけれども、住民等の反対等で開発を断念した事例等につきましては、調停という部分の案件もありますけれども、現在のところでは、その内容については市の方では確認が取れていないところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 断念したかどうか、確認は取れていないということでございます。あんまり進んでいないところを見ると、この条例等もかなり効いて、効いてて言いますか、効果があって、そのようなこともなっているのかなという気もいたします。

ところで、地熱発電はかなり使う量が多い、毎分1千ℓとか、そういう汲み上げるんだというところで聞いたことございますが、例えば、温泉事業者は100ℓの制限の下、自主的に80ℓに

制限しているというようなことも聞いたんですが、この温泉事業者が持っている、今現在持っていると言いますか、持っていて眠ってるところもあるかもしれませんが、汲み上げているという、そういう数です、その辺は、ちょっと通告しておけばよかったですけど、幾らか、約でいいんですが、分かりますでしょうか。

○総務部参与（中村孝） この毎分100ℓという制限の部分でありますけれども、この基準につきましては、許可権者である鹿児島県の方が内径を含めて運用しているもので、自噴泉でないポンプの汲み上げの場合の規制の部分でございます。そういうこともありまして、このポンプで発泡している部分の泉源については数値は把握していないところであります。

○17番議員（木原繁昭） 例えば、自噴泉等も指宿には何百ありそうな気もするんですが、その辺、大体全然分からないですか。汲み上げもある、感じとしては何百ありそうな気はするんですが、それは全然つかめてないでしょうか。

○市長（豊留悦男） おっしゃるとおり、多くの事業者が安易にこの事業に参入でき、そしてその結果、既存の温泉施設、ホテル等に影響があるとすれば、市は、これは許可するわけにまいません。つまり、私が申し上げたいのは、この条例の中で市が同意したとしても、温泉資源、又は良好な環境に著しい影響を及ぼし、そのほか公益を害する恐れがあると認めるときには、同意を取り消しますと明文化してあります。そして、この同意の一つの条件として、地元の説明を大切に、地元の同意を得るという。そして、モニタリングを含め、ある程度本市にとってこの影響がないようになり高いハードルを科してございます。ですから、この現在同意をしているというこの事業者についても、指宿市が行う地熱の恵みプロジェクトのこのハードルが高い、個人の企業にとってはなかなか参入はできないなというような、そういう開発に努めたいというのが私の思いでもあります。この指宿のホテル街、そして温泉事業者に影響があるような開発というものはあってはならないし、しかし、そういうことがあったとしたら、同意を取り消すという、そういうことでございます。是非、その辺のところは、この市に提出したあと、同意を得て県が判断するわけですので、そういう段階で慎重に対応してまいりたいと思います。

○17番議員（木原繁昭） この条例によって、温泉を守るんだという気概を感じられたところでは、是非、しっかりと大切な温泉を守る形で市の方も対応していただきたいと思います。

それでは、ヘルシーランドで予定の地熱発電のメリットと、心配されることはどのようなことが考えられるのか、お伺いいたします。

○総務部参与（中村孝） ヘルシーランドでの地熱発電のメリットについてでございますが、地方創生としての地域活性化のほか、地熱発電参入事業者に対して、環境に配慮した事業モデルを示す重要な役割を担ってるところでございます。周辺温泉への影響を心配される方がおられると思いますが、調査に当たっては、定期的に温泉モニタリングを実施し、温泉への影響がないことを確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○17番議員（木原繁昭） このヘルシーランドの予定の地熱発電はモデルにもなるかと思えますので、是非、しっかりした管理の下にやっていただきたいと思うところです。ある文献によりますと、地球は46億年ほど前にできたと考えられております。そして、40億年前、原始生命、38億年前、バクテリアなどの誕生。その後、いろいろな生物が誕生し、2億5,000万年前、恐竜の出現。700万年から600万年前に2足歩行の人類の出現。気の遠くなるような地球の歴史の中の人類の歴史は、地球の歴史の600分の1以下ほどであります。今も活火山があるということは、これから地球上に人類のいなくなる歴史よりも長く、その火山活動はあり続けるだろうと推測されます。地球の構造は大体ですが、地殻が30kmから40km、上部マントルが400km、下部マントルが2千km。その内側に外殻・内殻とあり、中心温度は6千度だそうです。山川地熱発電所は地下1,700mから2,100mぐらいのところより蒸気を取ってるようなことを聞いておりますが、地球の大きさに比べてどのぐらいの深さなのでしょう。例えば、地球が1mだとか、卵ぐらいだとかの場合、2千mはいかほどなのでしょう。想像がつかますでしょうか。どうでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 単純に比較することができないんですけども、地球のあれに比べましたら、2千mというのはそんなには深いものではないという形で認識しております。

○17番議員（木原繁昭） その通りでございます。地球の直径はですね、1万2,700kmあるそうです。2kmというのは、約6分の1mmほどですね、地球がこのぐらい、1mぐらいあるとしたら、今、山川発電所が掘ってる2千mは6分の1mmですので、紙が3枚分ぐらいでしょうか。外の方が地上で、その3枚上の方が発電の汲み上げて底だという計算になるかと思いません。そう考えるとですね、今取り出してる温泉や蒸気は、地球のほんの皮の部分、表面から取ってると言えるかと思えます。ただ、地中を伝わってくる熱は、そんなに早くはないのではとも考えられます。それぞれ、地中の中は隣どおしの温度差もほとんどないわけですので、温泉にしる、発電にしる、地熱の利用を考えた場合、水なり、熱なり供給される範囲、ポテンシャルの範囲と言いますか、持続可能な範囲、このことが最も大切なキーワードであるかと思います。これを守るなら、有限ではあっても、地熱は無尽蔵と言えると思えます。先ほど言いましたように、まだほんの皮の部分ですのでね。地球の歴史の中では1千年、2千年というのはほんの一瞬であります。人類600万年の歴史の中ででもです。人類はこれから、こののち何千万年栄えることができるのでしょうか。と言うのも、太陽は今1億年に1%ほど輝きを増しているのだそうです。そして、そのとおりに行くと5億年先、5%も太陽が輝きを増すと、地球の水はなくなるそうです。5億年って、もう考えられないような時間ではありますが。地球の歴史、寿命を考えた場合、地熱がなくなるどころか、その地熱の幾%も減少する間もなく、人類の住めない地球になるのですから。しかし、私は子孫のためにこのことは夢幻であることを願うことにいたします。そういうわけで、持続可能な範囲で、この無尽蔵と言える地熱を発電にも利用することは、学校の空調設備を考えてる指宿市にとって

は、二酸化炭素の搬出の少ない地球温暖化へ優しい地熱発電も考えていかなければならないと思います。地熱に関しては、世界でトップクラスのポテンシャルのある日本ですが、日本の地熱発電での電気量は0.2%だそうです。世界1位のフィリピンは20%だそうです。イタリアのバルデル・ディアボロという地熱発電所は1911年にできたそうです。100年以上経った今も、100万世帯の電気を供給し続けているとインターネットで見させていただきました。正しいかどうか、ちょっと検証できてないところもありますが、是非、日本も前向きにしっかり考える価値があるのではと思います。しかし、くれぐれも周囲に影響のない、あるいは共存できる持続可能な範囲です。どのように考えますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 大変貴重な質問をいただきました。これが、つまり地球の様子であります。科学的な検証結果を基に地熱をどう利用したらいいのか、これは国際的な流れでもあります。先日、別府で行われました温泉都市の首長会議の中で、別府版ブルーラグーンは水着で楽しめる大規模屋外温浴施設を備える。建設予定地や規模、費用などはまだ未定である。アイスランドのブルーラグーンは、地熱発電所の熱水を活用した世界最大級の露天風呂を持つ素晴らしい温浴施設である。つまり、これからは遊べる温泉、そして、そのことにより観光開発、インバウンドを含めた総合的な観光施設の見直しを図るべきだ、そういう趣旨のものであります。私は、別府、これよりも前に、指宿はブルーラグーンで研修をし、その研修結果の報告をいただき、そして、様々な審議会を通して、今後、本市の目指す温泉施設はどうあるべきなのか、観光はどうあるべきなのか、十分に検討を加えてまいりました。しかし、様々なリスクを抱えるとしたら、既存の温泉施設、旅館等に影響がないようにしたい。それは今でも変わっておりません。この事業というのは、指宿の温泉施設としての将来を左右される貴重な事業であると、私は考えております。心配していただいておりますリスク等、どう軽減できるのか最大限努力しながら、この事業というのは、是非、議員の皆さんには御理解をいただき、賛同していただければありがたいと思っております。

○17番議員（木原繁昭） 原子力発電も福島事故を考えると怖いことです。それでも、我々が電気をほしがらるのなら、昼夜変わらず安定的な電気を供給できる、また、無尽蔵と言える地熱発電も、国民に、市民に理解してもらって利用することも必要ではないかと思っております。そのような思いを考えてるところです。市民の皆様にも別な形でも伝える機会があったら思っているところでございます。これで、質問を終わらせていただきます。

○副市長（佐藤寛） 貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。国の方では、エネルギー基本計画をエネルギー政策基本法に基づいて定めておりまして、その中で、平成27年7月に長期エネルギー供給見通しを策定しております。その中では将来のエネルギー需要を想定しておりまして、電源構成についてもその中で推定をしております。2013年度比で比べて、2030年度の電源構成に当たっては、電力需要が伸びるだろうと。これは省エネが進む、あるいは少子化が進む等々の電源が少なくなる理由がある反面、電化率の向上、例えば、電気自

動車とかですね、電化率の向上、あるいは、その経済成長を加味した場合には、電源はこれからも必要ではないのかなというようなことをございまして、今後、その原子力に置き換えることの重要性を鑑みたエネルギー源としては、地熱、水力、バイオマス、これを見込んでいくということをございます。こうしたものの再生可能エネルギーに、今後、軸足を落としていきたいということが、長期エネルギー需給見通しの中でうたわれていることをございまして、議員のおっしゃられたとおりをございました。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時13分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次は、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から通告に基づいて一般質問を行います。

今月の18日に大阪府で震度6弱の地震が起きました。亡くなられた方々に心からお悔やみ申し上げるとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。この地震で高槻市の小学校のプールのブロック塀が倒れて、登校中の女兒が亡くなりました。この事故はあってはならない事故であり、行政の責任は重いものであり、二度とこうした痛ましい出来事が起こらないよう願うものであります。文科省は、校舎の外壁や照明器具などの非構造部材の耐震点検や対策の実施について調査を進めているが、学校を囲む同様の壁について耐震点検や対策調査の対象外であることも明らかにしております。日本共産党の地震対策本部の調査によると、ブロック塀真下の道路は緑色に塗装され、学校が右側通行で歩くよう指導していたことを紹介しております。児童は、学校の規則を守ったが故に命を落としました。学校は子供にとって一番安全で、一番命が守られる場所でなければなりません。学校のブロック塀の強度やブロック真下の通学道など、早急に指宿市内の学校関係や公共施設関係のブロックの総点検し、対策を求めるものであります。

それでは、教育問題について質問いたします。学校の備品や遊具施設の整備について。パソコンやモニターテレビ、印刷機、タブレットなどの備品の現状はどのような状況か。また、市内の学校の遊具施設の安全性は点検しているのか。

2番目に、教職員の定数不足の実態と対策について。多くの教職員は、子供たちと向かい合い、よい授業をしたいとしているのが現状ではないでしょうか。また、教員の勤務実態について、1日平均12時間近い長時間過密労働が行われていると報道などもあります。新学年になって、教員の定数不足があるようですが、定数不足の実態と対策に取り組んでいるのか。

3番目に、学校の統廃合について。山川地区は小学校4校を1校に、開聞地区は小学校2校を

1校に、平成33年度に統廃合する計画を立てているが、池田地区や川尻地区などでは、小学校を取り組んで地域活性化の取組をしております。この取組の根本には小学校を存続したいという願いがあると思われまます。少子化の中で、いずれは統廃合をしなければならないと思います。統廃合については地域の説明会なども計画し、統廃合に向けて検討もされると思うが、統廃合ありきでなく、地域における小学校を存続したいという願いの中での小学校を取り組んで地域活性化の取組を吟味し、統廃合に向けて生かす考えはないか。

4番目に、大山区での子供育成の取組について。大山わくわく探検ツアーは、指宿市の提案公募型補助事業に始まり、今では指宿の補助金や大山区や各集落の補助金、全国の有志による寄附金で賄われ、今年も6回目を計画しております。このような取組は、行政が子供育成の一環として取り組むべきではないか。大山区での取組をどのように捉えているのか。

5番目に、タブレット演習教材の導入について。厚木市が採用しているタブレット演習教材ソフトおさらい先生は、個人個人の習熟に応じて学習ができること、また、タブレットを使いこなすことにより、遊び感覚で学習ができることで、学力アップが図られております。教材の導入をする考えはないか、伺います。

2番目に、太陽光発電について。県への意見書について。大山の太陽光発電については、開発業者が県に申請をし、県が審査する中で市に意見が求められ提出しております。開発業者が県の開発基準に基づいて申請がなされ、追認する意見書であります。開発の工法を含め、開発基準に基づいて申請がなされたので安全であるという認識でよいのか。

これで、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 教育問題については教育委員会、部長等、教育長に答弁をさせていただきます。

太陽光発電についての質問でございました。地域の住民の安心・安全、災害、水害防止の観点から県には意見を述べました。主なものを申し上げます。一つ目が、開発区域から排水による河川等に影響が及ぼすことがないようにしてほしいというのが一つ目。そして、沈砂池や調整池等の維持・管理を徹底をすること。そして、3番目が、開発地域から土砂等が流出しないように対策を十分とること。4番目に、住民、地域住民からの要望・苦情に対しては、真摯に対応していただきたいということ。5番目に、様々な災害等が発生したときには、迅速な対応・復旧を行うこと。第6には、開発行為に起因して有害鳥獣被害が増大するようなことがないように、増大するとした場合には駆除活動を実施する、そういう適切な対応をしてほしいという、そういう意見書を提出し、県はこの意見書に基づき、認可許可を出したものと思っております。

以上、私が申し上げました6点ほどですけれども、平成30年3月13日付で県の方には回答をいたしました。

○教育長（西森廣幸） はじめに、教職員の配置状況でございますが、年度当初において、全て

の学級担任は各学級に配置できておりましたので、学級経営に対する影響はなかったところ
でございますが、少人数指導等を行うために加配いただく教員については、1学期の始業式
時点で二つの小学校、2校に4名未配置でございました。現在は全ての学校に加配教員も配置
されているところでございます。

次に、学校の統廃合についてでございますが、教育委員会では、今年度、小・中学校区ご
とに、地域代表者や小・中学校保護者、幼児保護者などで組織する、望ましい学校づくり調
整会議を設置し、委員の御意見を伺いながら、基本方針に基づいた学校づくりを進めていき
たいと考えております。川尻地区や池田地区での取組についても、保護者等への説明会の折
に意見交換をしていきたいと思っております。今後も、小・中学校校区ごとに説明会を開催
するなどして、保護者や地域住民の多くの出席をお願いしながら、理解と協力が得られるよ
う取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大山地区での子供育成の取組についてでございます。大山地区での体験活動事業
を、市としてできないかという御質問であったろうかと思いますが、教育委員会では、平成
28年度までは、指宿ふるさと探検隊実行委員会に対して補助金を交付し、市内の小・中学生
を対象とした、3泊4日のキャンプ体験や開聞岳登山等の自然体験を行う機会を設けていたと
ころでございます。しかし、最近は参加者が減ってきたこと、また、参加する地域に偏りが
あるなど、より多くの子供たちへの体験活動の機会を提供する上での課題があったところ
です。そこで、平成29年度から、地域の教育力を図りながら、青少年の体験活動の機会を増や
し、郷土に愛情と誇りを持つ青少年を育成するため、市内の地域団体、青少年育成団体等が
実施する体験活動事業に対して補助金を交付する、指宿市地域青少年体験事業補助交付事業
を実施いたしました。なお、この大山わくわく体験ツアー事業もこの補助金を活用して、昨
年度事業を実施していただいたところでございます。

次に、タブレット演習教材の導入についてでございます。タブレット教材等の活用につい
ては、学校の授業として活用するのか、また、放課後等の子供教室で活用するのか、そうい
うところが少し分かりませんでしたけれども、学校においてこの教材を活用するとすれば、
実際に授業を行う担任教師等がその選択をするものでございます。そういうことで、教育委
員会が全ての学校に、この教材を導入するということにはならないのではないかなと思っ
ているところでございます。

○教育部長（下吉一宏） 学校の備品、遊具等に関する質問でございますが、学校の備品購入や
施設の修繕等につきましては、学校長が学校全体の状況や要望等を把握し、総括して予算要
求をするよう指導をしているところでございます。教育委員会では、学校長を通じて要望さ
れた内容を伺い、緊急度や優先度などを考慮して予算を計上いたしております。したがいま
して、学校長からの要望がなされず、また、緊急性や優先度などから予算計上がなされてい
ないものにつきましては、年度途中での対応というのは行っていないところでございます。

今後も学校長からの要望に基づき、予算の計上及び執行してまいりたいと考えているところでございます。議員御質問の学校のパソコン等の備品や遊具施設につきましては、年次的に更新や必要に応じた修繕等の対応を行うこととしております。本年度は、小学校6校の児童用パソコン123台の更新を行うとともに、全小・中学校の教職員・事務職員用のパソコン256台を更新することとしております。遊具施設につきましては、学校において毎月安全点検を実施しており、必要に応じて随時修繕をしているところでございます。なお、老朽化して修繕が不可能なものにつきましては、学校と相談をし、随時撤去を行っております。新規の遊具施設に関しましては、学校からの要望に応じて整備を行っているところでございます。

○農政部長（松澤敏秀） 今回の開発に伴っての安全であるのかという質問でございます。今回の場合、関係者の方々とも直接お会いし、その思いを意見書の中に盛り込ませていただいたところでございます。林地開発行為につきましては、森林法の中で、許可要件、四つございますが、災害防止、水害防止、水源のかん養、環境保全、これらの四つの要件を満たした場合、県知事は開発を許可しなければならないとされております。本市から提出された意見書を踏まえ許可されたところでございます。

○12番議員（吉村重則） 先に太陽光発電の件から伺っていきます。県の方に意見書をあげたという中で、4項目が満たされると、安全だと、市としては安全だと認める形になるわけですよ。そうなった場合に、災害が起こったときには、市にも責任が出てくるんじゃないですか。

○農政部長（松澤敏秀） 開発の条件としまして、土砂の流出、崩壊に対する防止措置を講じること、あるいは開発行為に起因する苦情その他の諸問題につきましては、開発行為者が責任を持って適切に対応することが明記されております。計画の面でも防災に配慮されてるものと理解しております。仮に災害が発生した場合、その災害が開発行為に起因すると認められた場合につきましては、事業者が対応することとなっているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 補償の問題になった場合には、なかなか、この前業者が住民説明をしている中で、一応、補償については保険を掛けてると。あとの太陽光の修繕とか撤去とか、そういうものについては積み立てをして、対応していきますよと。だけど、補償については保険を掛けて、保険でやっていきますよということが言われてますよね。そうなった場合に、保険になった場合には、なかなかそれは開発に起因するかどうか、非常に難しい問題になってくると思うんですよ。だから、その辺での、やっぱり、大山地区の場合は集落の山の上、すぐ裏山を開発すると。霧島とかほかの所だったら川の上流で民家の近くじゃないと。だけど、大山の場合は1回災害が起こったら、道路が水路になり、人身事故も起こる可能性は大きいですよ。だから、住民は大雨が降るときには眠れないと。だから、そういう面で今まで4年間、反対運動もしてきたけど、県が認めるんだったらそれは仕方ないでしょうと。だけど、補償だけはどうかしてもらいたいという部分があるわけですよ。ですから、

そういう面からすれば、市の方も県の基準に基づいて、1時間133mmでしたっけ、134mmでしたっけ、その基準を満たしてるから、開発の4項目をクリアしてるから認めざるを得ないということであれば、工法も含めて市としては安全ですよという、住民から考えればですよ、安全だという前提で認めたことになるんじゃないですか。

○農政部長（松澤敏秀） あくまでも森林法に基づいて県の方が許可をしてるわけです。市の方は、それに対して意見書を出してるということです。議員のおっしゃることは十分に分かっています。住民の方が不安視されてるというのも承知しております。しかしながら、全ての許可権者が、全ての案件について責任を持つのかということとは、若干認識が違うのかなと思ってるということです。

○12番議員（吉村重則） この問題については、もう多分認めてはもらえないと。だけど、問題提起としては提案しておきます。

あと、1時間の雨量が133mmになり、それまでは対応できますよということでしたけど、先日、台風6号の関係で、沖縄では48時間雨量が500mmを超した、530何mm、48時間で降ってるわけですよ。1時間雨量にすれば、それは100mmいってないと思うんですけど、こういう場合、災害は起きた場合、これはどうなるんですか。説明会の中でも言われたんですけど、そういう開発基準に基づいて開発してるのに、知覧とか霧島では、側溝の下を洗われて災害が起こってると。だから、住民の方が言いました。自然にはどうしても負けるんだと、開発によって。そういう話もこの前の住民説明会の中で出てきてますよ。こういう積算雨量の場合、災害が起こった場合、想定外だったとかそういうことにはならないんでしょうね。

○農政部長（松澤敏秀） メーカーに、メーカーと言いますか、事業者を確認してるんですけども、調整池につきましては、24時間連続してそういう雨量があった場合も対応できるように設計はされてるということのようでございます。

○12番議員（吉村重則） どうしても災害の場合は調整池だけでなくして、どうしても側溝を通じて調整池まで3か所に集められていくわけですよ。その中で、側溝の段階で災害は起こっていく可能性も十分あります。ですから、そういう面での想定外とか、そういうことは絶対ないんでしょうね。

○農政部長（松澤敏秀） そういう想定外がないように、開発業者の方とも十分な連携を取っていききたいと。また、市の方、我々の方も工事期間中、あるいはその後の管理等についてはですね、注視をしていききたいと。何かあった場合につきましては、開発業者の方に改善とかを要望してまいりたいと考えてます。

○12番議員（吉村重則） 住民説明会の中で、住民からの意見の中で、補償の問題について文書で交わせということが、実際、住民から出されてます。ですから、住民と業者だけじゃ駄目だと。行政、指宿市、できれば県も含めて安全協定なるものをちゃんと作成していくという考えはないですか。

○農政部長（松澤敏秀） 開發行爲に対する住民の不安を取り除くことにつきましては、非常に大切なことだと思っております。市としましては、開発業者に対し、災害防止に万全を期すること、あるいは、住民の苦情や要望に誠意を持って対応すること、また、開發行爲に起因する災害が発生した場合には、迅速な対応・復旧を行うことなど含む協定を締結することを考えているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 20年後、太陽光パネルの撤去の話なんか出たわけですけど、1回山を開墾していったら、元の自然に戻すには相当の年数がかかります。ですから、20年後に撤去したからそれで終わりというんじゃなくして、災害が起こらないまでちゃんと管理をすると、管理をさせるということについて、業者との契約を取っていただきたいんですが。

○農政部長（松澤敏秀） 当然、20年後につきましては事業を中止するのか、そのまま継続するのかにつきましてはまだ不明な点がございしますが、仮に、中止をした場合につきましては、そのパネルを撤去した分については業者の方で植林をしていくと。ある程度森林化するまで管理はしますというようなことを伺っているところです。そういったものを含めてですね、協定の中でもですね、盛り込めないか調整をさせていただきたいと思います。

○12番議員（吉村重則） 安全協定、撤去してからの管理を含めて、住民の意見を今後も反映させていくという部分では今後取り組んでいってもらいたいと思います。十分検討してください。

それでは、教育問題について質問を変えます。今年、パソコンを6小学校の123台、教職員の256台をパソコンを入れ替えるという説明があったわけですけど、パソコンを入れていくと、ということについては、IT教育を行っていくという部分から考えた場合、例えば、パソコンを使って教室でインターネットの授業をするとなった場合に、テレビが全然足りないんですよ。実際として、そういう授業ができないと。このような実態はどのように掴んでますか。

○教育部長（下吉一宏） 今、議員がモニターが足りないということを言われましたけども、私も冒頭の中で話をさせていただきましたが、学校の運営をなさっている校長を通じてですね、いろんな要望というのは承っております。そういった中で、今おっしゃったモニターが足りないということは、私どものところにはあがってないところでございます。ちなみに、モニターにつきましては、全学校で130台あると。それを、その授業ごとにちゃんと使い回しをして、支障がないように使っていただいていると、そのように認識をいたしております。

○12番議員（吉村重則） さっきの答弁の中で、校長からの要望がないんだという答弁がなされたわけですけど、現場からすれば予算が全然足りない。そういう学校に使われる予算の実態はどうなってるんですか。ここ3年ぐらいの推移なんか分からないですか。学校で使える予算額。財政が厳しいということで削減してきてるんじゃないですか。学校現場の人と懇

談する中で、実態として購入したいんだけど全然買えない実態があるということを言われるんですよ。予算としてちゃんと保証してるんですか。

○教育部長（下吉一宏） 具体的にですね、3年の推移ということでございますけども、手元にそういった数字はございませんが、私どもといたしましては、毎年いろんな機会を捉えて、そういった要望を吸い上げて予算計上しておりますので、全然足りないという話というのは直接伺っておりませんので、今後におきましてもですね、学校長を通じて、いろんな要望等を吸い上げて予算計上はしてまいりたいと、そう考えております。

○12番議員（吉村重則） 学校長からの要望があがれば、これはちゃんと保証するということがよろしいんですか。

○教育部長（下吉一宏） 予算につきましては、全体的な予算組もございますので、学校長が要望したから全てが確保されると、そういったことではなくて、やはり、全体的な予算の構造もございますので、そういったことを総合的に勘案して予算付けはされると、このように思っております。

○12番議員（吉村重則） モニターにしても、指宿市内で64台という説明、答弁でしたけど、実際、インターネットを使った教育をするとなった場合には、同じ小学校において一緒に使えないと、だから調整をしながら使ってるのは現実だと言われるんですよ。だから、IT教育を保証するのであれば、各教室に1台ずつは必要じゃないんですか。

○教育部長（下吉一宏） もちろん各教室に1台ずつあればいいんでしょうけども、この130台をですね、効率よく使い回しをしてやっていくということで、まずやっていただきたいと。そういう中で、どうしても支障がある場合においては、学校長を通じて、その現状を私どもにお知らせをいただいて、教育委員会と学校現場といろいろ協議をしながら対応してくと、そういうことでございます。

○12番議員（吉村重則） つまり、校長を通じてしかできないと。教育委員会として、現場に入って教職員の实態とか、その辺について調査したりとか、そういうことは今まで1回もないんですか。

○教育長（西森廣幸） 教育機器等の活用についてのお尋ねですので、私の方からお答えさせていただきますが、毎年、学校を決めて学校訪問を行っています。市の教育委員会独自で行う訪問もございませし、南薩教育事務所と合同で行う学校訪問もございませ。今週の月曜日は北指宿中学校、先週は指宿小学校に伺いました。そういう機会に、どのように教育機器が有効に使われているかということも視察の内容に加えて、学校の実情等を聞いているところでございます。そういう面で、私どもが学校訪問をしたときに全ての教室でインターネットを活用した授業が行われているかっていうと、そういう場面をまだ1回も見ただことはないので。そういうことで、学校では教育計画、指導計画を立てておりますので、その指導計画に則って教育機器等も活用されるはずでございませ。そういう面ではお互いに使う時間帯

の調整っていうのはあるのかなと思っております。

それから、モニターっていうことで、どのモニターを想定しておられるか少し分からないんですが、教室にある昔のテレビをモニターとして使うということではないだろうと思えます。今、学校では、パソコンと書画カメラとセットになったスタンド型のモニターを教室の前に据え付けて、教材ソフト等を活用した授業を行ってるところです。そういうことで考えると、今、学校ではモニター等が整備されつつある、学校の要望に基づいて、又は、学校に配当した予算の範囲内で、それは購入できるようになっておりますので、必要に応じて整備がなされると思っております。

○12番議員（吉村重則） 機材がある中で、それを有効活用と、そういうのは当然もう現場でそういう努力はされてると思えます。ほかの自治体との関係でした場合に、指宿がどうなのかっていうことなんかも今後調査をするべきではないのかと。器具がそんだけしかないから、それを有効利用するのは当たり前ですよ、学校では。だけど、ほかの市町村では各教室に1台ずつあって、常にそれを利用できる状態であるということも聞いております。ですから、ほかの自治体も調査を要望します。

あと、この教職員の定数不足の実態について。今、どうなんですか。正規職員と期限付き職員で言った場合に、どのような割合になっているんですか。

○教育長（西森廣幸） 正規の教職員と期限付きの教員の割合は、今手元に数字的なものを持っておりませんが、期限付きの教諭は大体30人ぐらい配置がなされてるのかなと思っております。割合的には少ないと思っております。

○12番議員（吉村重則） 定数不足については、学級担任については確保されてると。少人数用の担当の教員が今年も二つの学校で4名が不足したという答弁があったわけですけど、こういう不足になるという状況はどの時点で掴んでるんですか。

○教育長（西森廣幸） まず、学校の教職員の配置につきましては、その年度の学級数が定まらないと定数が定まらないわけです。そういう面で、1月、2月の時点で学級数を定めていきますけども、そのほか学校には、例えば、今年は複式学級、来年は複式学級が解消される、又は、そういうのを繰り返し実施しなきゃいけない、そういうようなものも実情としてあるわけです。そういう面については正規の教職員を配置できない、1年で動かさざるを得ない。そういうものもございますし、また、途中で育児休業を取られる、病休を取られる、そういう部分の補充については期限付きの先生を充てざるを得ない。そういうことで、どの時点で決まるのかっていうのは流動的でございます。しかし、子供たちの教育に支障があっては困りますので、できるだけ早く配置ができるようになっていうことを、私ども県教委の方に再三お願いはしておりますが、全県的な立場から教職員が期限付きの先生も教員も含めて不足しているという現状がここ何年か続いているのか状況でございます。

○12番議員（吉村重則） 期限付きの先生方も30名からとなった場合に、保護者からの話の中

では、子供が安心して授業受けられないと。期限付きだったら1年で移動していくもんだから、子供にとっては本当に授業を受ける、安心して授業を受けられない状況になってると。だから、期限付きであっても1年ではなくして、2年、3年、同じ教員が残るような対策はできないものなのか。

○教育長（西森廣幸） 期限付きの教諭だから指導力がどうこうっていうのはないだろうと思います。もう、数年にわたって学校の教室で授業を行っている期限付きの教諭もおられますし、大学を卒業したばかりの正規の職員もおります。そういう面では、指導力に大まかには差はないだろうと思います。もし、そういうのがあるとすれば、子供たちに対して不平等な面も出てきますので、教育委員会としては、期限付きの先生方を集めて研修等も行っております。そういうことで、指導力アップには努めているところです。先ほど申しあげましたように、期限付きの先生を長く置けないかということでございますけども、1年限りで学級数が変わってきますので、残すということは難しい状況でございます。また、人事異動は学校の気風刷新、そういうことも考えなきゃいけないので、いい先生はずっと残したいという気持ちも分からないではありませんが、全ての学校がそうであれば、うまく人事異動、教職員の配置はいかないだろうと思っております。

○12番議員（吉村重則） 教員の定員不足はできるだけないように、今後とも取り組んでいてもらいたいと。

あと、タブレット教材、演習教材の導入については、教材の一環として教育委員会としては取り組まないと。各学校で取り組む方がいいんじゃないかという答弁だったんですけど、教材についても、今の授業の中で教材を導入したくっても、予算がなくて教材が入れないんだという話も聞くんですよ。本当言って、予算がないから何もできませんと、先生方は、実態として言われます。だから、そういうみんな本当に現場の声が反映されていないんじゃないかと。だから、そういう面でもうちょっと、どうなのか。教頭とか校長だけでなくして、教職員といろんな面で調査したことはあるんですか。

○教育長（西森廣幸） 今、そういう面で調査をしたということは、特に項目を設けてしているわけではございませんが、分かる授業、楽しい授業をするためには、授業づくりをしっかりしなきゃいけないということで、私ども、この3年間、指宿たまたま箱プロジェクトというチームを立ち上げて授業づくりを取り組んでるところです。その中で、どの教材を使えば子供たちが楽しく学習ができるかという共同研究も、指導主事が直接学校に行って、校内研修等で研究しておりますし、また、そのほかの学校の自主的な研究授業等にも出かけて行きますので、そういう折に、先生方から直接いろんな話は聞いて、できることをやっていると思っております。再三、話題になりますけども、私どもは、一人ひとりの先生方の要望を聴いていくということには大変なことがあろうかと思っております。学校の窓口として、事務の先生、又は校長先生、そういう窓口を通して教育委員会に要望するなりしていただきたいなど、是

非、これはお願いしておきたいと思います。

○12番議員（吉村重則） 教育現場において、子供が主人公ですよ。子供がメインですよ。そういう、今、教育長が答弁されましたけど、学力、それと、本当に子供たちが学校に行ったら良かった、楽しい場だという方向に変化してきてるんですか。

○教育長（西森廣幸） それぞれの学校では学校経営の方針を定め、グランドデザインを描き、楽しく過ごせる学校づくりに取り組んでいます。それぞれの学校で方向っていうのは違うと思いますけれども、ほとんどの学校では、子供たちが楽しく登校をし、充実した喜びを持って下校していると思っております。

○12番議員（吉村重則） 時間の関係があるんで、あまりはいれないんですけど、本当に学力が向上して、不登校とか、いじめとか、そういうのはどんどん減少してきてる実態があるということよろしいんですね。そんだけ、各小学校・中学校で、各校でそうして取り組むことによって、学力はアップし、不登校とか、非行の問題は起こってないと、改善されてるということよろしいんですか。

○教育長（西森廣幸） 子供たちは毎日、日々いろんな活動を通して成長を繰り返しているわけですが、一律に、このように向かっているということは断言できないのではないかなと思います。学校の実情、子供たちの実態、そういうものを考えたときに、不登校の減ってきている学校もございます。また、逆に不登校気味の生徒が増えている学校もございます。学力が伸びているところもあれば、そうでないところもございます。それは、子供たちが毎年変わっていきますし、そういうことで比較するっていうのも無理があるところでございます。先生方はそういうことがないように、日々努力して子供たちに寄り添っていると思います。

○12番議員（吉村重則） 指導要綱が、今度、変わっていきますよね。道徳とか、外国語が入ってくると。また、子供にとっては、すごい負担になってきて、大変な状況になると思うんです。そういう意味では、本当に子供が楽しんで学校に行ける、そのような方向で是非取り組んでください。

次に、大山区の子供の育成の取組について。28年度まで10年間、市の方で取り組んできてますよね。これの成果と課題についてどのように受け止めているんですか。

○教育長（西森廣幸） 大山地区のわくわく体験ツアーの話であろうかと思いますが。

（発言する者あり）

○教育長（西森廣幸） 市の方では、青少年の体験活動を豊かにするために、ふるさと探検隊という事業を実施するために実行委員会を組織して、その実行委員会に補助金を支出してきたところでございます。そういうことで、市内の小・中学校に参加者を呼び掛け実施してきたところでございますけれども、確かに、体験活動を豊かにするという面では成果があがったのかなと思って評価しておりますが、参加者を見たときに年々参加者が少なくなったり、参加する地域が偏っていたり、そういうようないろんな課題がございます。成果だけじゃない

と思っております。

○12番議員（吉村重則） この10年間の中で、子供の成長って言ったらいいんでしょうか、これに取り組むことによって、いろんなものがあると思うんですけど、具体的にどのような成果があったんですか。課題は、参加者が減ったりとか、偏ってきたりとか、そういう問題があるということ言われたんですけど、成果として、具体的にどのような成果があがってますか。

○教育長（西森廣幸） 私もこのふるさと探検事業には参加して、子供たちと行動したことがございますけれども、まず一つは、異年齢集団活動をしますので、リーダーシップを発揮するリーダーが育ってきている。ひいては、その参加した子供たちがジュニアリーダーに育っているというような実績もございますし、キャンプ体験、炊飯活動を通しては、自活する態度、力、そういうものも生きる力として身に付いてきてるのではないかなと思います。それから、異年齢集団活動でございますので、年長者は年少者の面倒を見る、思いやりの心を育てる、そういうのも成果の一つではないかなと思ってます。逆に、先輩の活動する姿を下級生が見て、目標に定めたりとか、そういうような相乗効果も出ているのではないかなと思っております。

○12番議員（吉村重則） 参加した子供にとっては相当な成果が出てきてるということですね。こういう中で、なぜ28年度で、その前に、その1年間に掛かる、この市の方で10年間取り組んだわけですけど、1年間の費用はどのぐらい掛かっているんですか。

○教育長（西森廣幸） 指宿ふるさと探検事業に要した補助金は、今手元に資料を持っておりませんので、あともって答えさせていただきたいと思います。

○12番議員（吉村重則） 今、大山区の方で取り組んでる、市の方では6万円の補助金を出してると。区として13万円、区が補助金を出しております。それに、集落でまたどのぐらいなのか分からないけど、補助金を貰うと。それと、大山出身の方々に寄附をお願いして、かなりのお金が掛かるわけですよ。そういう中で、大山地区でやるとなった場合に、指導者も元社会教育の方で頑張っておられた方が一生懸命、今取り組んでいるわけですけど、年齢的にももう限界がくるわけですよ。そういう中で、今後、存続という部分で言えば、かなり厳しくなっていくと。だからこそ、今まで10年間、指宿市で取り組んでやって、いろんな成果が出てるんだったら、やっぱり、参加者が少なかったりとか、偏ったりにしても、そういうリーダーを育てるという部分では取り組んでいくべきではないんですか。

○教育長（西森廣幸） 先ほどの事業で二つの事業が重なっているような気がいたします。大山区のわくわく体験事業、それから、市の社会教育課が補助金を出して実施していたふるさと探検事業、そういう二つの事業が一緒になっておりますので、混乱して、私が混乱しているの分かりませんが、先ほど答弁いたしましたように、これまでは市全体の子供たちを対象にして事業を実施してきました。その中で、成果はあったわけですが、参加者が残念なが

ら減ってきたということと、参加する地域に偏りが出てきた。これでは、たくさんの子供たちに体験活動をさせることができないので、それぞれの校区、地域で体験活動をする子ども会とかPTAとかいろんな団体があれば、そのところに補助金を活動費として交付しますよと。ですから、市全体でやる事業と、それぞれの校区で特色を持った体験活動をすることが、ふるさとを学ぶことに大きく貢献するだろうという考え方もあって、事業を転換したところでございます。

○12番議員（吉村重則） 私が言ってるのは、地域でそういう取組をしても、指導者もいなければ、そんなに大きな事業はできないですよ、6万円です。だから、子供の育成にとっては、地域が偏ったにしても、参加する子供が少なくっても、20人、30人なら30人の子供を育てていくんだと。その子供たちが今度地域に帰った中で、そういう地域でやるものに対して補助金を出したらいいんじゃないですか。市として取り組むべきではないのかということをお私言ってるんです。

○教育長（西森廣幸） はじめに、ふるさと体験事業で補助金として交付していたのは、約50万円ということでございます。大山地区のわくわく体験ツアーという事業を、地区の有志の方々が実行委員会を組織して取り組んでいただいております。この事業については、県外におられる大山地域の方々、出身者の関係のある子供さんたちも大山に帰ってきていただいて、都会の子供と大山地域の子供たちが交流する、大変ユニークな事業であると私は注目しております。それを、地域ができなくなったから行政でという考え方も一つの考え方であろうと思いますけれども、大山地域でなければできない、大山地域が教育力、地域力を発揮して独自の事業をされるわけです。そういうことで、是非、大山地域が中心になって事業はしていただきたいなと思いますし、そのために先ほど参加費を取っておられますし、区からの補助金、助成金もあられるようです。29年度は、社会教育課の補助事業として参加者の人数によって補助金のランクがあるわけです。6万円というのは、その参加者がその該当するランクであったらからそうなんです。ですから、補助金が、活動費が足りないということであれば、もう少し参加者を増やして、次のランクの10万円を貰うとか、又は、指導者がいないとなれば、教育委員会では、各校区に青少年育成推進員っていう方をお願いしております。その方々がそういう事業の運営についていろいろ指導・助言をしていただき、そういう地域もこの事業を活用してやっているとございます。青少年の健全育成については、地域ぐるみっていう言葉もございます。人がいないから、予算がないから、じゃどうしようということを、校区ぐるみで、青少年健全育成会議等でも話し合っていていただいて、また、それで足りないところは、私ども行政の方にもどうすればいいのか、指導者の件、財政の面、いろいろ相談をいただければと思っております。

○12番議員（吉村重則） 教育長、ちょっと捉え方を、私が言ってることを勘違いしてます。市がやるべきであって、そういうリーダー的な子供を10年間、取り組んで育ててきたんじゃ

ないですか。今後もそういうリーダー的なものは育てていくべきだと、成果はかなり上がってますよ。サッカー場建設の中で、スポーツを通じて子供たちに夢を育み、次世代を担う人材を育成しますと、サッカー場建設の中でこうたってます。今までこうして社会教育の中で10年間取り組んできて、多くのリーダー育ててきてますよ。市長、どうですか、そういう市として取り組んでいくべきではないですか。

○市長（豊留悦男） 教育問題について様々質問をいただきました。記録に残りますので、ここで私が一部訂正をさせていただきたいと思います。教員の定数が足りない、こういうことは絶対にありません。もしこれが記録に残れば、指宿の教育行政というのはどうなってんだ。つまり、教育、教師の人事異動は3か月かけてやるわけです。何が足りないかという、少人数学級の支援員、特別支援学級の支援員、そういう支援員、加配と言います、それを。定数プラス α で全ての学校に入れてるわけです。それを、定数とは言いません。お分かりでしょうか。これは、文科省の基準にありますから、定数が本市では足りないというようなことが議会の議事録に残ることだけは避けたいと思います。

そして、様々な教育機器についても、議員が学校関係、非常に詳しくてこういういろいろな一般質問をしていただきましたけれども、私が市長になってからは、学校関係の予算は増やしたつもりであります。その一つが指導書であります。前は2人で1冊しかなかったのを、全ての教員に学力向上のために、1,000万円からの予算を組んでやりました。そして、視聴覚機器、各学級にということは、これは私は考えてはおりません。是非、情報教育室、視聴覚室、パソコン室の時間割を見ていただきたいと思います。ぴしゃっと時間割を組んで、支障がないように、いわゆる情報教育ができるような体制は作っているはずであります。それができていなかったとしたら、これは大きな行政の責任でもあります。

あと一つ、様々な問題を指摘していただきました。学校の中には、保健委員会、安全委員会、スクールゾーン委員会、様々な委員会があり、そこで出されたものは各学期ごとに反省をし、その結果は教育委員会の報告をしてあるはずであります。それに、真摯に対応しているのは教育行政の核になる教育委員会であります。私は、このようなことを幾つかお聞きするときに、指宿は、子供たちの学習環境を整えるためには、ほかの市より予算を投入し充実させている、その自負があるからであります。

あと一つ、地域の子供たちをどうするのかということです。地域の子ども会活動、創作活動、体験活動が行き詰ってきてるから、そこに補助金をして、もう少し未来を担う子供たちを育てる、そういう取組をしろということだろうと思います。しかし、地域の子供たちのこの地域で育てるという視点は、例えば、大山地区でやっております、その体験活動というのは、パイロット的な事業として市子連、つまり、市の子ども会育成連絡協議会で指導者研修をする、リーダー研修をする、創作・体験活動をする、そういう事業を通して、その学んだことを持ち帰って、各地域に応じた活動をするというのが、この子ども会地域活動、青少年

活動の基本になるわけでございます。是非、そういう意味で、足りなくなったから大山地区に、そういうことはできないだろうと思っております。もし、そういうことで様々な事業をすとしたら、日本生命財団の補助事業に応募するとか、様々な資金の獲得の方法というのがあります。今、議員のいただいた教育問題については、教育会議の議長を私がしておりますので、これは重く受け止めて、今後の子供たちの教育のために、そして、学習環境の整備のために努力をいたしたいと思っております。やはり、学校の問題というのは、組織として学校の中で各部会で反省をします。これが、まもなく7月頃です。それをまとめて、校長、教頭、職員会議で協議をし、学期の反省として教育委員会にあがってくるはずであります。その具体的な内容について、教育委員会が協議し、来年度予算、その他に生かすわけでございます。是非、そういうところをお分かりいただいて、教育行政と首長部局が深く連携をして、明日の指宿を担う子供たちの教育に当たっているという、そのことだけは議員、是非、御理解をいただきたいと思っております。

(発言する者あり)

○市長（豊留悦男） 地域のリーダーとして育った、いわゆる青少年リーダー、ジュニアリーダーについては、様々な研修の場で、又は交流の場で活躍をしていただいております。つまり、サッカー場の問題もありましたけれども、この子供たちが、ジュニアリーダー、又は地域の活動のリーダーとして活動できる場というのを保障していかななくてはなりません。それを、行政が保障するのではなくて、地域が責任を持ってその子供たちの活動の場をつくっていただいて、ふるさとというものを大切にする、そういうふるさと意識をたっぷり染み込んだ青少年を育てる、それは正しく地域の教育力であります。そういう意味から、地域も努力をしている、そのように私は認識をしております。

○12番議員（吉村重則） 教育長、今、定数不足について、答弁の中で4名不足してるという答弁してるんですけど、今市長の答弁に対していいんですか。

○教育長（西森廣幸） 学校の学級数に応じて国で定めた教職員の定数っていうのは決まっております。それに加えて、正式の教員が病休で休んだ、そのためにあと補充をするという面においては、それは定数には入っていないわけですよ。休んだ人が定数の中に入ってるわけです。そういう面で、加配になっていきますので、全てが定数ではないということです。ですから、定数に応じた配置はしていただいている。ただ、加配の少人数の指導をするとか、あと欠員補充の教諭は配置ができなかった、そういうことでございます。

○12番議員（吉村重則） 地区で子供育成に取り組んでもらうということですけど、地域にはそんだけの人材も高齢化してくればいなくなります。だから、そのためには、やっぱり、行政が取り組んでいくべきだということだけは提案しておきます。

あと、学校の統廃合について、今、大山地区の取組をする中で、地域の教育力とかそういうことは、地域にお任せをするという答弁だったと思うんですけど、統廃合をすることによ

って、若者が学校の方に移住していけば、地域には後継者がいなくなるわけですよ。そういう中で、川尻では空き家対策として自分たちでお金も出し、自分たちで取り組んで、今2世帯の子供がいる、2世帯の方々が移住してきてると。だから、こういう取組こそ合併するときのそういう検討委員会ですか、そういうところで、本当に地域の中で統廃合が駄目ということではなくして、そういう地域力って言ったらいいんでしょうか、そういうのが統廃合の中で寄与されるべきではないのか。その辺はどうでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 学校の再編につきましては、子供を中心に考えたときに、一定規模の学習集団が必要であろう、そういうことで学校再編を考えておりますし、また、地域の教育力、そういうものを考えたときには、再編をしても、そこに子供たちが住んでいるとすれば、地域力は落ちない。そういう地域を作っていかなきゃいけないんじゃないか。そういう努力もしていかなきゃいけないと思っております。

○12番議員（吉村重則） 子供育成は地域の地域力でやれといいながら、合併に、統廃合についてはそういうことが参考になるような方向じゃなくして、方針ありきの統廃合になってると思います。そういう面では。

○議長（福永徳郎） 時間がまいりましたので簡潔にお願い申し上げます。

○12番議員（吉村重則） 地域のそういう取組を十分取り入れた方向で統廃合についても検討していただくよう、要望しておきます。どうもありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時35分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次は、山本敏勝議員。

○6番議員（山本敏勝） 議席番号6番、山本です。よろしくお願いいいたします。月曜日の朝8時前に発生しました大阪北部の地震によりお亡くなりになりました方々、300名以上の怪我をされた方々に対しましてお悔やみとお見舞いを申し上げます。私も35年ほど前には阪急茨木駅から1・2分の辺りに住んでおりましたことから、他人事とは思えないところであります。また、女の子が犠牲になったことは大変胸が締め付けられる思いをしております。長年、PTAの役員をさせていただいておりますが、子供のことになる大変そちらの方が気になるところであります。本日の私の質問も子供たちに関する質問が中心となることから、同僚議員と重複する質問が多々あるかと思っておりますが、確認ということを含めて御返答いただきたいと思っております。

それと、私は、2月の市議選において市議会議員となり4か月が過ぎましたが、まだまだ勉強が必要な中、本会議での質問をさせていただきます。初めてのことで、また、5人目ということで大変皆さんお疲れかとは思いますが、多少のことはお許し願ひましてお答え

ください。

それでは、通告に基づき順次質問をいたします。

指宿市望ましい学校づくりについて。今後、人口減少が懸念される指宿市をけん引していく立場にあるものとして、将来の指宿を託さなければならない子供たちのこれからの学校、教育について、市長のお考えをお聞きいたします。

2番目に、観光誘客対策について。現在、放送されているNHK大河ドラマ西郷どんの影響による観光客の増加、また、外国人観光客の増加などなど、今はそれなりに観光客が指宿を訪れていますが、これを維持、又は、更なる増加を望むとすれば、将来に向けた観光地指宿の事業をどのように見据えているのか、市長にお聞きします。

3番目に、県下一周駅伝の地元での応援についてであります。市町村合併に伴い、揖宿郡であった穎娃町、喜入町がそれぞれ南九州市と鹿児島市となり、川辺チーム、鹿児島チームからの出走になったことから、指宿の代表選手選考範囲が狭くなったことで、選手層が薄くなりながらも、選ばれた選手の皆さんは、指宿チームの一員として一生懸命頑張って走ってくれています。大会初日に地元入りする選手を応援する人が少ないように思われます。学校の土曜授業が第2土曜だけとなった今、子供たちの熱い声援がなくなりました。学校の授業の一環としての対応で応援することはできないのか、また、市民への呼び掛けをもっとすることの対応はできないかをお尋ねしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 学校の在り方につきましては、特に、再編問題につきましては、地域の大きな関心事であり、中でも保護者は、今後学校というのはどうなっていくのか、大変な心配事でもあろうかと思っております。しかしながら、全国的に少子高齢化進む中、避けて通れない、これまで日本が経験したことのないような少子化が進んでおります。その意味からも、学校教育は大きな動きの中にあります。本市の児童・生徒数も減少してきており、今こそ5年、10年、20年後の学校はどうあるべきか、学校の未来年表を描く、そのときでもあります。学校規模の適正化、小中一貫教育など、真摯に取り組む時期でもあると考えております。この学校の問題については、私が教育委員会に籍を置いているときから、今後の学校教育、学校をどうするのか、いう取組をはじめ、もう10年以上経っている課題でもございます。やはり、私たちは現在というものを大切にしなければならない。つまり、現在の地域や子供の実態を踏まえながら、現在というのを大切にしながらも、将来どうなるべきか、それを私は将来益と表現したわけですがけれども、それも考えなければならない、そういう時期でもございます。子供の教育は未来への投資である、表現したのはそういう意味からであります。指宿の宝であります子供たちへの教育は、指宿の先ほど申し上げました、子供たちの豊かな未来年表を描くことにつながります。今こそ、情熱を信念を持って取り組むべきことであると考えております。教育委員会においては、今年3月、指宿市望ましい学校づくり基本方針を策定しております。今後、この方針に基づき、保護者や地域住民の皆様に向けて、更

に丁寧な説明をしていただき、将来を担う子供たちのために、学校がどうあるべきかを保護者、地域住民の皆様とともに考えていただき、スピード感を持って、基本方針の実現に向けた取組をしなければならないのではないかと思います。過去の年表を是非紐解いていただきたいと思います。今和泉中学校、池田中学校が合併をして西指宿中学校、そのときの生徒数、私はちょうど中学校3年でしたので、隣に大きな中学校ができた。何と、その後の活躍というのは御案内のとおりです。野球は強くなる、バレーは強くなる、卓球は強い、何と音楽の、いわゆる県大会で優勝するまでの素晴らしい成績を収めたのは西指宿中学校であります。山川の例もそうであります。山川中、山川西中、大成中、それが一緒になってどのような教育成果を上げたか、これは私が説明することでもありません。特に、小学校においては、今後どのような形で学校が存続していけるのか。子供の持った豊かな個性を發揮するためには、どのような学校があるべきか、それを始点に置くべきだろうと思います。もちろん、地域の方々の切なる声、思いも大切にしながらも、やはり、基本的には子供たちが大きく未来に羽ばたいてほしい、個性を伸ばしてほしい、そして、様々な分野で日本に誇る、全国に誇る技量、知識を生かした、そういう活躍をしてほしいというのは、私だけの夢でもないはずであります。しかし、この学校統廃合においては様々な意見がありますので、私は、その意見には謙虚に耳を傾けてまいりますけれども、私は先ほど申しましたように、今のいわゆる部分的な利益を考えるのではなくて、子供たちの未来という大きな将来に向かった全体益を考えた決断が必要だろうと思います。

次に、観光についてでございます。指宿の観光、大切にしなければなりませんけれども、観光においても国内の旅行客というのは少なくなる。それは、紛れもない事実であります。人口減少という、この課題には単なる地域の問題ではなくて、観光においても大きな影響を落とします。そこで、市は、平成25年度から概ね5か年を期間とする、指宿市観光戦略ビジョンは策定しました。そして、このビジョンが終期、終わりを迎えている今年度は、31年度からの新たな戦略を練らなければなりません。面白い指宿をつくるプロジェクト、その策定を進めているのはそういう意味からであります。本プロジェクトは、市外から観光関係者等をお招きし、外から見た指宿、やはり、私たちは井の中の蛙では困ります。外から指宿をどう見ているのかという視点で、ブランド化、プロモーション、デザイン等の知見を持つ講師を中心に、市内の観光・商工関係者等とともに今後の観光指宿の在り方に関する意見の集約を図ってまいりたいと思います。さらに、市場調査の実施により、具体的で実効性の高い戦略にすることとしております。平成31年度以降は、面白い指宿をつくる、つまり、私たちも観光客とともに楽しめる観光立市の指宿をつくるという意味でございます。それを基本に年次的、かつ戦略的に、各種観光誘致施策及び観光客受入体制の充実を図ってまいりたいと思います。また、市民の皆様にも、観光指宿の方向性を理解していただくためにも、共にこの観光指宿をつくっていくためにも、市の広報紙や観光ホームページ、フェイスブック等で広

く周知に努め、共に観光指宿を盛り上げていきたいと考えております。

以下、いただきました質問等については、関係部課長等に答弁をいたさせます。

○教育部長（下吉一宏） 県下一周駅伝につきましては、以前は、土曜日に児童・生徒が沿道で応援をすることができましたが、近年、第2土曜日が授業日となったことから、学校ぐるみの応援ができない状況でございます。第2土曜授業を第3土曜日に変えることにつきましては、全県的な視点で設定してることから、指宿だけの変更は難しいと考えております。また、市民への周知につきましては、広報いぶすき2月号通常版と、大会の前日に防災行政無線にて周知を図っております。今年の大会では、指宿商工会議所に御協力をいただき、十二町交差点からJAいぶすき南部支所付近までの沿道にて、指宿地区のたすき色であるオレンジのタオルを振り、選手を応援するという新たな取組をいたしたところでございます。来年の大会からは、これまでの周知方法に加え、各自治公民館等に対して、地区放送による県下一周駅伝の郷土入り、応援について周知を依頼し、また、部活動やスポーツ少年団、PTAや子ども会など団体等にも呼び掛け、更に盛り上げてまいりたいと考えております。

○6番議員（山本敏勝） これから、2回目の質問とさせていただきますが、まず先に、今、県下一周駅伝について答弁をいただきましたけども、どうしても学校の授業を1週間ずらすというのは、協定的に難しいことなんでしょうか。できることならば、やっぱり、昔ながらの子供たちの応援というのを沿道でしていただければ選手も力強いことになるんじゃないかなと思います。昔出走されていた教育部長、その辺りはどうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 繰り返しになりますが、第2土曜日にですね、授業日を設定したのは中体連等の大きな地区、全体の行事等の開催に支障がないようにですね、全県的な視点で設定してることから、繰り返しになりますが、指宿市だけの変更というのは難しい状況だと思います。それと、私、13年間県下一周駅伝に走ってまいりましたが、やはり、沿道で子供たちが応援していただけるというのは非常にありがたいということで、以前は走るコースですね、地元の子供たちが応援してくれるというのは非常にありがたいし、懐かしい思いがいたしております。できることなら、そういった形で、子供たちに応援をしていただきたいというのはございますけども、やはり、全県的な取組でございますので、なかなかこの授業日を変えるというのは難しいと、そのように考えております。

○6番議員（山本敏勝） それだったら仕方がないので、どうにかですね、子供たち、先生たちをお願いして、その日は応援に来るようにとかですね、いう形で、ちょっと聞いた話によりますと、丹波小学校ですかね、あの応援をする旗を、竹ひごに付いた旗を先生にぱっと渡して配ってくださいって言ったら、先生が何のこっちゃ分からなくてそのままだったというようなことも聞いてますので、また、先生方にもですね、そういうことも周知していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいということで3番目は終わりたいと思いますが、続きまして、望ましい学校づくりについて、今、市長のお話は聞かせていた

だきましたけども、教育行政のトップとして学校づくりに対する教育長の決意をお聞かせいただければと思いますが、お願いします。

○教育長（西森廣幸） 決意っていうことでございますが、私の思いを述べさせていただきたいと思います。私は、教頭として児童数が79名の小規模校に勤務、また、校長としては、児童数18名の複式学級のある過少規模校に勤務いたしました。そういう学校経営を通して、やはり、学校の適正規模を確保して、子供たちが様々な考えに触れたり、考えを出し合ったり、また、切磋琢磨しながら心身を鍛えると、そういう意味で、逞しく生きる力を身に付けさせることは大事なことであろうと経験上感じております。そこで、市の教育委員会としましては、本市の教育の未来を見据え、望ましい学校づくりについて検討を重ねてまいってきたところでございます。そして、学校再編を通して一定規模の教育集団をつくり、異年齢集団活動の中で交流活動を活性化させ、一人ひとりの能力を発揮されることは、学力向上や生徒指導上の課題解決につながり、これからの時代を逞しく生き抜く子供たちを育てていく上で重要なことだと思っております。私は、子供たちの未来のために、子供たちの教育を第一に考え、これから保護者や地域の皆さん方と一緒にあって、進めるべきは勇気を持って進めていかなければならない、そういう強い気持ちを持っております。

○議長（福永徳郎） お知らせいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○6番議員（山本敏勝） 子供たちの教育を第一に考えて進めていくということなのですが、望ましい学校づくりっていうことは、結局、イコール学校再編、統廃合も兼ねた学校再編という捉え方でよろしいんですか。

○教育長（西森廣幸） この3月に策定いたしました、指宿市望ましい学校づくりの基本方針は三つの柱からなっています。1番目は、適正規模を確保する。2番目は、小中一貫教育を推進する。3番目は、地域と一体となった学校づくりを進める。そういう内容で考えているところでございます。

○6番議員（山本敏勝） 3番目に私が質問しようかなと思った、策定されましたがいつ頃の内容ですかって言う前に、今、教育長が答えていただきましたので。まず、その中のですね、基本的な考え方ってこの中にあるんですが、中長期的な視点に立ちつつっていうふうにあるんですが、ここの部分に関してお尋ねします。中長期的ということは、今、指宿市内の学校をどれぐらいの期間をおいて再編をしていこうというふうに考えていらっしゃいますか。

○教育長（西森廣幸） 中長期的な視点に立ってという意味の中には、二つあるかなと思いますが、実は、この学校の在り方については、平成20年度から取組をしてきてるところでございます。その中で、中長期的な視点に立ってっていうことは、将来にわたって子供の数が増えないとなれば、新しい学校の在り方を考えなきゃいけないんじゃないかという、中長期的な視点でございます。それから、この学校の基本方針を実現するためには、望ましい学校づ

くりの在り方を考える会という部会を山川地域部会、開聞地域部会、指宿地域部会、三つの部会を設置し検討をしていただきましたが、その中では、山川・開聞地域には八つの学校を一つにまとめて、一つの小中一貫校をつかってほしいというようなまとめもしていただいたところがございます。そういうことも含めて、子どもは、現在の子供たちと将来の子供たちをどのように育てていくかという意味での、中長期的な視点があるかと思います。

○6 番議員（山本敏勝） 今、ちょっと今私、聞き間違ったの、八つの学校って今おっしゃいましたけど。それは、八つというのは、どこの学校を指されてるんでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 開聞、山川地域の小学校が6校、中学校が2校ということで、小・中学校を合わせて8校にしたらどうでしょうかという提言、まとめを考える会からいただいたという答弁でございました。

○6 番議員（山本敏勝） 基本方針の中にですね、開聞地域、山川地域の再編を先にされるみたいなんですけど、その中でですね、まずは開聞・山川地域、それぞれ小学校を1校に集約と、集約するとあるんですけど、今の御答弁だと、中学校までもう既に考えた、小中一貫校にしてしまうと、小中一貫校で八つをもう一つにしてしまうっていうふうに聞こえるんですけど、どっちなんですか。小学校を先に、開聞地域は2校を一つにし、山川地域は4校を一つにし、中学校に関しては、まだそのままっていうふうになってるようになると思うんですけど、その辺りは、お聞かせください。

○教育長（西森廣幸） 先ほど、基本方針が3本の柱からなるという話を申し上げましたが、学校の適正規模についての基本方針としては、議員が今話された小学校、開聞地域、山川地域をそれぞれ1校に集約する。その三つ目に、施設一体型小中一貫校の新設については、今後引き続き、その可能性について調査・研究するという方針を出しているところがございます。ですから、このことについては、今後も調査・研究をするという時点で止めていただきますので、考え方によっては、長期的な視点に入ってくるのかなと、そういうのは考えているところがございます。

○6 番議員（山本敏勝） ということであれば、開聞地域と山川地域の小学校をそれぞれまず1校ずつにするということなわけですね。

○教育長（西森廣幸） 近年のそれぞれの地域の学校を考えたときに、複式学級が増えてくる。中には1学年1人、同級生がいない、そういう学年もございます。そういう面では、まずは過少規模校、複式学級を解消することが最優先されなければいけないのかな、そういう意味で、1校に集約するっていう方針を示したところでございます。

○6 番議員（山本敏勝） 学校を1校にするということで、地域の方々の理解というのは得られたんでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 先ほど、答弁させていただきましたが、この望ましい学校の在り方については、平成20年度に検討委員会を設置し、22年に答申をいただいて、その答申に基づい

て、指宿市望ましい学校環境整備計画、未来を拓く子供たちを育成する新しい時代の学校づくりという計画を教育委員会が定めているところでございます。そういうことで、この計画に基づいて、住民説明会等もしてきたところでございますが、初期の段階では、学校の再編の在り方を検討していいか、いくべきかというところから御意見を賜りました。そういう中では、この時期に学校の在り方、再編を検討することは必要であるという御意見等もいただいたところであります。そういう面からは、検討することについては、地域や保護者の御理解はいただいているものと理解しております。

○6番議員（山本敏勝） ということは、検討することに関しては保護者、地域の方々はいいよと。ただ、既に33年度に集約するというふうに明記されてることについては理解を得られたんでしょうか、御答弁ください。

○教育長（西森廣幸） この基本方針に沿って集約が進められる、そのことについては、これから望ましい学校の在り方調整会議っていうのを設置し、先日、第1回の会議を開催しました。北中校区はまだ終わっておりませんが、そういう調整会議の御意見等も伺いながら、それぞれ小学校区で保護者に説明をしたり、幼児を持つ保護者に説明したりしながら、御理解をいただく、そういう面では、賛同したというところではまだないと思っております。これから、説明をして、御理解いただいて、賛同いただいて、そして、その集約になっていくと思っております。ただ、平成33年という年度をお示ししたのは、学習指導要領が改定されて、今年度から新しい学習指導要領の移行措置期間に入っています。33年度には、小学校も中学校も完全実施ということになっておりますので、そのことに向けては、やはり、年度を定めていかなきゃいけないと思いますし、また、集約するとすれば、集約する学校の校舎等、教室等の整備等にもかからなきゃいけませんので、そういう面で33年度という目安は定めているところでございます。

○6番議員（山本敏勝） 今、検討委員、調整会議ですかね、を設けたということなんですけども、その会議のメンバーというのは、今教えていただくことができますでしょうか。

○学校整備室長（中島裕一） 各小学校校区の方々のですね、地域代表者、それから、小学校・中学校の保護者、それから、幼児保護者等の方々に委員になってもらっているところでございます。それと、校長先生もでございます。

○6番議員（山本敏勝） それに関しては、小学校ごとに、小学校が今指宿市内12校ありますけども、12の調整会議っていうか、その委員会を立ち上げたんでしょうか。

○学校整備室長（中島裕一） 基本は、中学校区の中で調整会議っていうのを設置しております。その中に、分科会と申しますか、その中で小学校区の会議っていうのを設けてまして、そこにそういった、今申し上げましたメンバーを委員の方々に選出しているところでございます。そのメンバーがそれぞれ、小学校区がまとまって中学校会議という形で会議を進めていくということになっております。

- 6番議員（山本敏勝） もうちょっとお尋ねしますけども、中学校校区で調整会議をします。各小学校ごとに委員を募ったということですかね。ちょっと、そのところは、仮に、開聞地区でありましたら川尻小学校、開聞小学校ありますよね。中学校は開聞中学校。そうすると、開聞中学校校区でこの調整委員会を立ち上げるということであれば、今言われたその委員の方々は、開聞小学校からも川尻小学校からもそれぞれの人たちがあがってきてやるということですか。
- 学校整備室長（中島裕一） おっしゃるとおりでございます。中学校区会議というのがまずありまして、その中に委員として小学校区のそれぞれの、今申し上げましたPTAとかその幼児保護者の方々に委員になってもらっております。
- 6番議員（山本敏勝） それでは、その委員に選ばれた方の選出方法っていうのは、どういう形で選出されたんでしょうか。
- 学校整備室長（中島裕一） この中学校区の、調整会議を設置するに当たりまして、委員を選出しないといけないということになるわけですが、その際に、やはり、学校再編に関連していくためには地域の方々や保護者の方々の意見もお伺いしなければならないということで、そういう方々を選出させていただいたということでございます。
- 6番議員（山本敏勝） それは、教育委員会の方から指名、委嘱されたんですか。それとも、学校、若しくは地域から推薦をされてあがってきたんでしょうか。
- 学校整備室長（中島裕一） それぞれの地域の代表者につきましては、各校区の館長さん、それから、それぞれのPTA関係につきましては、学校を通じましてPTAの方に推選を出していただいたと。幼児保護者につきましても、それぞれの校区にあります幼稚園、保育園の方から保護者の方を誰か選出していただけないかということをお願いしたところでございます。
- 6番議員（山本敏勝） ということであれば、教育委員会の方から誰々をって指名したわけじゃなくて、地域からあがってきたっていうことでよろしいわけですね。であれば、今後そういった調整委員会、調整会議っていうものを幾度となく開いていくかと思うんですけど、その会議で話された内容っていうのは、各それぞれの地域の保護者、又は地域の方々に開示していくんでしょうか。
- 学校整備室長（中島裕一） 会議の内容になるかと思うんですけど、会議のされた内容については、概要ということで報告しようということで、調整なされてるところでございます。
- 6番議員（山本敏勝） ちょっと、質問が前後、元にちょっと戻るかもしれませんが、この基本方針というものは、何らかの形で配布とか何かされてるんでしょうか。
- 教育長（西森廣幸） 望ましい学校づくりの基本方針につきましては、28年度は、中間報告という形で公表をしております。そして、昨年度は、基本方針ということで、ホームページ、又は市の広報紙、議会等にも報告を、この冊子をもってさせていただいているところでござ

います。

○6 番議員（山本敏勝） この基本方針は今年の3月に策定されてるわけですよね。っていうことは、それを見ようと思ったらホームページを開かないと見れないということなんですね。

○学校整備室長（中島裕一） 基本方針につきましては、現在、ホームページに掲載してございますので、そちらを見ると確認することができることになっております。

○6 番議員（山本敏勝） こういうものをですね、学校再編のために作ったんであればですね、ホームページを見れない方々っていうのは結構いらっしゃると思うんですね。パソコンを持ってない方々がですね。また、地域の方々に関しては、お年寄りには特にそういうものに疎いので、見方も分からないとかなるので、できましたら、やっぱり、この中身をですね、知っていただかないことには、その学校再編をするのも、地域の方々の賛同を得ることもなかなか難しいんだらうと思うんですが、その辺に関しては今後これを配布すると、取り敢えずは、今考えていらっしゃる開聞地域、山川地域だけにでも先に配布して、これを基に説明会を行っていくという考え方はできないんでしょうか、お答えください。

○教育長（西森廣幸） 大変大事なことを御質問いただきました。まずは保護者や市民の皆さん方に、この基本方針を周知徹底するっていうことが大事でございます。これまでもいろんな機会にお示ししてきたところではございますが、今後、それぞれの学校等で説明する、保護者等に説明するときには、この基本方針をお配りし、これに基づいて説明をさせていただくと計画にしております。

○6 番議員（山本敏勝） 是非ですね、この望ましい学校づくりを進めていく上についてもですね、こういった資料というものは配布して、説明会においてですね、ちゃんと説明をしていただいて、理解を得て統廃合というものに着手していただきたいと思うんですけど、統廃合に関して時期尚早という声もまた確かにありますし、地域から学校がなくなるということで、地域の方々には、やっぱり危惧されてるんですけども、今のところで、山川地域、開聞地域、それぞれ1校に小学校を集約するようになってますが、どこに集約するっていう方向はもう示されてるんでしょうか。もう決まってるんでしょうか。ありましたら、お答えください。

○教育長（西森廣幸） 現在のところ、どこの学校に集約するっていう案は決まっていないところでございます。これから、調整会議や説明会等を通して、みんなでどこに集約した方がいいのかっていうのは一緒になって考えていきたいと考えております。

○6 番議員（山本敏勝） では、先ほど教育長の方が33年度を目標にということをおっしゃいましたけども、今からそういった調整会議を行って行って、どっかの学校に決めるということなんだろうけども、長期的な考え方ですと、小中一貫校を最終的には目指してるっていうことでよろしいんですよね、お答えください。

○教育長（西森廣幸） 先ほども答弁が重なりますが、将来の小中一貫校に向けて調査・研究する。その結果によって、1校になるとか、そういうのは具体化されるものだろうと思いま

す。今の時点で、それを目指してっていうことではございません。

○6番議員（山本敏勝） どうもですね、我々議員仲間の方にもですね、もう既に小学校というよりも、小中一貫校を見据えた動きに捉えられてしまってる部分が結構多くあるものですか、その辺りもですね、はっきりとした形で進めていかないと誤解を招くのかなという気もしますが、もし小学校を統合するとなった場合ですね、再編後の残った学校、また跡地ですね、校舎や跡地の利活用のことに関してはお考えがあるのでしょうか、お答えください。

○教育長（西森廣幸） 学校跡地の活用方法につきましては、今後、大きな検討課題であろうと思っておりますが、現時点でどのように考えるかということで、一般論になるかもしれませんが、まずは行政の側でどのような活用をするか、又は地域の方々がどんな活用を望んでいるのか、又は民間の企業等がどういう活用をしたいと希望されるか、そういうこともいろいろお聞きしながら、利活用については、教育委員会だけの問題でございませんので、他の部局と一緒に検討してまいりたいと思っております。

○6番議員（山本敏勝） 是非ですね、ほかの部局とも相談をしながら、よくコミュニティっていう言葉でですね、すぐ片付けられてしまうんですけども、そういうことがないように、各部局ともちゃんと相談をした上で、いい方向に持って行っていただきたいと思いますが、一つですね、もしその学校、教室が余っているとすれば児童クラブとか、そういうことの方角っていうのは考えていらっしゃるのでしょうか。児童クラブは、教育委員会です、違いますよね。答弁をお願いします。

○教育長（西森廣幸） これまでも関係部局とは、放課後の子供たちの安全な過ごし方についていろいろ意見交換をしながら検討もしてまいったところでございます。今、議員おっしゃるように、学校の利活用、これは学校が廃校になったということだけじゃなくて、現在の学校においても、そういう場所があれば活用していきなさいいけない、そういうことは教育委員会としても考えているところでございます。

○6番議員（山本敏勝） 学校というものは地域の方にとってはなくてはならない、子供たちの声が聞こえるっていうことで元気も出てくるし、また、地域の活性化にもつながるということでですね、学校は地元に残ってほしいという考えの方が強いかと思えますけども、できましたら、この進め方の中でですね、ちょっと質問というよりも要望になるかも分かりませんが、学校の施設と教育っていうものを、できたら切り離した形で考えて進めていただければ、要は、教育っていうのは、子供たちが受けるものですし、学校の施設というものに関しては、地域の方々や、またそこのいろんな方々が利用できる施設ですので、その辺りを一緒に考えるのではなくて、ちょっと別々な見方で進めていってもらえればいいのかと思うんですが、これから先、どのようなスケジュールで進めていかれるお考えですか。

○教育長（西森廣幸） まずは、基本方針を定めましたので、その基本方針について十分な理解がいただけるように丁寧な説明会を市内の小学校区・中学校区・地域等で実施して、そし

て、集約に向けた様々な御意見等をいただきながら、集約先を絞っていく。その中で、学校の跡地利用等についても意見交換がなされるだろうと思っております。まずは、33年度を目途にして絞り込みを、集約先を検討していくということで、スケジュール的には考えているところでございます。

○6番議員（山本敏勝） 今後、そういったスケジュールですと、幾度となく会議を重ねていられるんだろうと思っておりますけども、地域住民への説明会があるときは、できましたら、我々議員にも日程を教えていただければ、やっぱり、我々もその会議の中でですね、地元の方々の生の声っていうのも聴いてみたいと思っておりますので、そういうのがあったら教えていただきたいと思っております。一応、望ましい学校づくりについては質問終わりたいと思っておりますが、次に、観光誘客対策について御質問させていただきます。

先ほど、市長の方から観光地の事業について、見据えている御意見をお伺いしましたけども、突拍子もない質問ですが、市長、指宿は海がたくさんあるんですが、海水浴場がないですよ。観光プールとかいうようなことは頭の中にないですかね、お聞かせください。

○市長（豊留悦男） 海に恵まれた指宿で海水浴場のできるところがないというのは、私は、個人的にはこれ由々しき問題だなと。海水浴を楽しみに来る人がおります。実は、青少年交流事業で千歳からの交流でおいでくださる子供たち、青少年も一つは海で泳げるのではないかという楽しみがあるのも事実であります。数年前までは、その子供たちに海水浴をさせたり、魚釣りをさせたりできたわけですけども、今、残念ながらありません。即ち、我々が今後観光という視点で海を生かした魅力ある観光というためには、海水浴場というのは必要だろうと思っております。今後の指宿港海岸の整備に合わせて、是非とも、指宿市の海で泳げる、それを楽しみにおいでくださる観光客を大切にしたい海水浴場を整備してまいりたいと思っております。実は、国交省等にもそのお願いをしてありますので、海水浴場、それはこの整備の中で海水浴場を整備するような形に持って行きたいと思っております。

○6番議員（山本敏勝） 是非ですね、そういう形で、夜も泳げるような施設っていうのが、鹿児島県を見てもですね、夜若者が集うっていう場所がない。その中で、大磯なんかは夜も泳げるんですけども、鹿児島県内にそういうところが1か所もないっていうことで、是非ですね、指宿が観光地ということでやっていくなれば、鹿児島市内はこの間も灰が降って大変なことだったんですけども、指宿はなかなか灰が降って来ないので、今立地的にもいいのかな、思いますので、是非そちらの方もですね、考えていただいて、若者を呼べるまちづくりの一つにもなるんじゃないかなというように思いますので、お願いしたいと思っております。

それと、3月議会においてもう退職されました、総務部にいらっしゃいました廣森参与の中からですね、サッカー場、なのはな館周辺も観光振興にもつなげたいというお言葉を聞いてたんですけども、そこらについて、サッカー場、野球場、陸上競技場、なのはな館、今、グラウンドゴルフですかね、そういったところをどのように観光につなげようと考えていら

っしやるのか、お尋ねします。

○総務部参与（中村孝） 3月議会の方で、廣森参与の方から答弁があったかと思えますけれども、サッカー・多目的グラウンド整備予定地、それとあと、なのはな館敷地につきましては、都市づくりの総合的な指針となる都市計画マスタープランで、健康レクリエーションゾーンの中のスポーツ・レクリエーション整備地区に位置付けられておりますので、将来的には、あの一帯は、そうしたエリアとして、整備・活用されていくことになろうかと考えております。

○6番議員（山本敏勝） 是非ですね、うまいこと活用をしてやっていただければなと思います。平成25年に私が指宿市でですね、夢育スポーツ教室としまして、今、ソフトバンクの監督である工藤公康さん、阪神にいた今岡誠さん、それと、サッカーの日本代表のフルバックをしていた秋田さんを、3人を呼んでですね、指宿で夢育スポーツをやったんですけども、そのときに、西指宿中学校の瀬川君っていう子が実業に行つてエースになったりとか、工藤さんですね、一言のワンポイントの指導で変わる。やっぱり、それをすることで子供たちが夢を持つっていうのは大事なことだろうと思いますので、せっかくそういったいい施設をこれから造ろうとしているわけですから、そういったところも見据えてですね、教育の方にもつなげていくような形でしていただきたいと思います。

続きまして、観光の中でVR、バーチャルリアリティーですね、仮想現実を用いた観光スポットでの案内はできないのか、お尋ねします。

○産業振興部長（川路潔） バーチャルリアリティー、VRを用いた観光スポットでの案内についての御質問ですが、VRは、コンピューター上に人工的な世界を作り出して、あたかもそこにいるような感覚を体感できる技術であります。日本語では仮想現実と呼ばれております。観光スポットにおいて、その場所の昔の映像や、ある瞬間にしか体験できない場面の映像等を作り出して疑似体験をさせたり、一方で、その場所に行かなくても、その場所の魅力を疑似体験できたりする技術であることから、本市といたしましても、誘客活動等において、旅行意欲を高めるきっかけづくりや、指宿の魅力を伝える一つの手法となるものと捉えているところであります。県内では、肝付町がふるさと納税寄附金約2,870万円を活用しまして、宇宙遊泳などが体験できるVR映像を作成した例があります。VRの導入につきましては、先行している自治体等の事例を今後、研究してまいりたいと考えております。

○6番議員（山本敏勝） VRの機械は1台幾らか、お調べになったのでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 費用につきましては、映像規模や作成日数、ゴーグル等のVR専用機器の品質等により、一概には言えませんが、肝付町の例を見ましても約2,870万円と、かなり高額になることが予想されております。また、映像データにつきましても、動画共有サイトにアップロードするのか、独自のサイトにアップロードするのかなど、保管や配信方法等によって、ランニングコストは大きく異なるようでありまして、市がVRを制作するとなる

と、観光客等の旅行意欲を高めるものや、指宿の魅力を十分伝えられるものでなければなりませんので、当然、より中身が充実したものを作成し配信する必要があると思います。一方で、制作費も高くなることが考えられます。このようなことから、費用と効果を十分精査した上で、総合的な検討が必要と考えております。ちなみに、専用のゴーグルでありますと、安いものでは3万円程度からありますけども、その中に携帯を入れないといけないということになると、10万円を超してしまう部分もあるということでありました。以上です。

○6 番議員（山本敏勝） 今、VR、仮想現実を用いた観光っていうのは、ゴーグルなんかは3万円から10万円ぐらい、中身のそういったものを作るのに結構な費用が掛かるっていうことなんですけども、今後の指宿の観光を考えますと、今現在、西郷どんが放映されてますが、鰻に西郷どんが来た、来たんだよっていうだけで観光客が行って、ここで湯治をした。そうじゃなくて、こういったVRがあつてですね、あたかも西郷さんがそこで犬を連れて散歩をしたり、お風呂に入ったりっていうのを見るっていうことだけでも、以前、篤姫が放映されて今和泉に結構篤姫のお客さんが来ましたが、ただ来て歩いて、それでも一時したらお客さんが来なくなったというようなふうにも見えますので、また、篤姫の部分に関しても。指宿市内はいろんなところで史跡などもありますので、是非、産業振興部だけではなくて、市長、これは市全体で各部で一つずつでも作ってするっていう考え方は検討できないものなんでしょうか。

○市長（豊留悦男） ある関係者から、市長、VR体験をしたことがあるのかっていうことでしたので、私、実際やってまいりました。すばらしい効果があると実感をしていました。しかし、私どものように高齢者というのはどうかと思いますけれども、歳をとった人は、あれを付けて見ると気分が悪くなるような現実感があります。臨場感と言いますか。しかし、そのことはこれからの観光にとっては必要だろうと思います。ある業者によりますと、ゴーグルというのは幾らでも安くできる。しかし、そのゴーグルを活用するためには、いろいろなソフトの開発というのが必要だと。むしろ、そっちが高くつくだろうと。恐らく、肝付町というのは宇宙航空研究所、いわゆるロケット基地を中心にして、そういう教材、ソフトはたくさんあるだろうと思います。ロケットの打ち上げ、宇宙遊泳のこと、そういうのは完備されているので、VRというそういう事業というのはうまくいってるだろう。指宿の場合は、これからVRというのを活用した、いわゆる国際的に指宿が売れるような、評判になるような事業というのも今後考える余地はあるだろうと思います。是非皆さんも、鹿児島ではVR体験というのはときどきあります。是非、見ていただいて、指宿の観光振興のために役立つかどうか、そうするためにはどうしたらいいのか、一緒に勉強して、この導入の方法について検討していただければありがたいと思います。もちろん、我々も各部の部長さん方にも是非経験をしていただきたい、そして導入に向かってのいろいろな問題があったら出し合って、導入したら指宿の観光、こうなるという、そういうシミュレーション等描きながら、こ

のVRの利用というものについても体験を通して考えてみたいと思います。

○6番議員（山本敏勝） 是非いい方向で考えていただければいいのかなと思います。

最後にですね、今後、我々は次世代に残すべき指宿をつくっていかねばいけないという使命があると思います。是非ですね、みんなと協力をして若者が定着でき、また、子供たちが将来、指宿を背負って立っていけるような先駆けになるようなまちづくりにしていきたいと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

△ 延 会

○議長（福永徳郎） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

散会 午後 5時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 山 本 敏 勝

議 員 齋 藤 佳 代

第 2 回 定 例 会

平成 30 年 6 月 21 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

平成30年6月21日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第76号 財産の処分について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 坂元茂教  | 2番議員  | 東勝義   |
| 3番議員  | 西田義哲  | 4番議員  | 新宮領實  |
| 5番議員  | 前原五男  | 6番議員  | 山本敏勝  |
| 7番議員  | 齋藤佳代  | 8番議員  | 恒吉太吾  |
| 9番議員  | 東伸行   | 10番議員 | 井元伸明  |
| 11番議員 | 西森三義  | 12番議員 | 吉村重則  |
| 13番議員 | 前之園正和 | 14番議員 | 松下喜久雄 |
| 15番議員 | 高橋三樹  | 16番議員 | 高田チヨ子 |
| 17番議員 | 木原繁昭  | 18番議員 | 下川床泉  |
| 19番議員 | 新川床金春 | 21番議員 | 福永徳郎  |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市長     | 豊留悦男 | 副市長    | 佐藤寛  |
| 教育長    | 西森廣幸 | 総務部長   | 有留茂人 |
| 市民生活部長 | 上田薫  | 健康福祉部長 | 山口保  |
| 産業振興部長 | 川路潔  | 農政部長   | 松澤敏秀 |

|             |         |               |         |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 建設部長兼水道事業部長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長       | 下 吉 一 宏 |
| 山川支所長       | 中 村 俊 治 | 開聞支所長         | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与       | 中 村 孝   | 市長公室長         | 山 下 浩 二 |
| 総務課長        | 鶴 窪 誠 作 | 健康・協働のまちづくり課長 | 谷 口 澄 子 |
| 危機管理課長      | 山 下 秀 一 | 市民課長          | 上高原 明 美 |
| 環境政策課長      | 前 田 安 隆 | 長寿介護課長        | 増 永 智 美 |
| 地域福祉課長      | 出 島 雅 彦 | 健康増進課長        | 西 浩 孝   |
| 商工水産課長      | 上 田 和 成 | 観光課長          | 山 元 成 之 |
| 観光施設管理課長    | 園 田 猛 志 | 建設監理課長        | 大久保 覚   |
| 土木課長        | 西 田 栄 一 | 学校整備室長        | 中 島 裕 一 |
| 学校教育課長      | 中 山 義 和 | スポーツ振興課長      | 今 村 将 吾 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 事務局長      | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長 | 鮎 川 富 男 |
| 主幹兼調査管理係長 | 木 下 英 城 | 議事係主査   | 上 玉 利 享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、恒吉太吾議員及び東伸行議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） おはようございます。本日のトップバッターで10番、井元でございます。昨日より指宿市内は雨が降り続きまして、市道のいたるところで崖崩れも発生しているようでございます。また、何箇所か浸水箇所も発生をしているようでございますので、十分に気を付けていただいて、これ以上被害が出ないように願うばかりでございます。

それでは、通告してございます2点について、順次質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目の危機管理については、砂むし会館砂楽で5月22日、採取した水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出されたことを受けて、5月29日から安全が確認できるまで営業を自粛されておりました。水質検査からレジオネラ属菌検出、営業自粛までの危機管理における指宿市とまちづくり公社間での危機管理対応は正常に機能していたのか、お尋ねをいたします。また、この水質検査においては、22日においては、砂楽とほかに民間温泉施設1件も採取を求められ、その際、この民間施設においては、22日より温泉施設の自粛、いわゆるお風呂の営業をやっておられません、休んでおられますと聞いておりますが、このようなレジオネラ属菌の疑いがある中で、水質検査を求められたときの今回の行政の対応としては、本当にこれで良いのか。今回は結果的には砂楽での菌とは異なるものでございました。万が一、体の不調を訴える方々が大勢いたならばと思うと、本当に心配をいたします。果たして、危機管理についての対応はこれで十分であったのか、不安に思います。危機管理の手順はこれで本当に良かったのか、明確にお答えをいただきたいと思えます。

次、第2点目でございますが、地熱開発についてお尋ねをいたします。一連の地熱開発については、これまでの議会でも様々な動きがございました。まず、一昨年、28年3月25日、市議会定例会におきましては、地熱開発予算を提案をされておりましたが、地熱開発内容

をもう少し、市民への説明や温泉施設関係者などへも事業計画などの説明を理解を深めて、慎重に進めるべきではないかとの意見があり、地熱開発予算の削減案が提出をされまして、賛成多数で可決をされております。にも関わらず、1週間後の3月31日には県知事に対しまして温泉掘削許可申請が提出をされました。議会が認めていない事業案件にも関わらず、このような行政の対応は議会軽視ではないかと言わざるを得ないかと思われまます。また、7月には臨時議会が招集をされまして、当初3本あったものが否決されたので、今回は1本での調査井掘削の費用が議会で議案として提案されました。この調査井1本については採決の結果、賛成多数で可決をされております。また、9月議会においては、一連の地熱開発の地元説明会などに講演会費として24万円が提案をされておりましたけれども、議会では必要ないのではないかということで減額修正案が提出をされまして、これは採決の結果、賛成多数で可決となっております。このように、地熱開発の進め方に対しては様々な意見や疑問があり、10月13日の議会運営委員会で調査特別委員会設置の必要性があるとの方向性が決まり、10月27日の臨時議会招集をされた当日の朝、突然、市長は地熱開発の凍結を表明をされました。これまでは自然エネルギーを活用して指宿市民に地熱の恵みが広く享受できるような体制を整備して、様々な問題をクリアしながら、この事業は進めていくことが極めて重要であると述べておられたのに、なぜか突然の凍結表明には何があったのか驚いておりました。当日の朝の凍結理由にございますように、観光や温泉に関わる方々が影響を心配している。丁寧に説明し、より多くの市民に理解を得る必要があるとの説明でございました。では、今回の地熱再開表明に至るまでには多くの市民、あるいは温泉施設関係者などへの説明や理解を求めての再開の提案をされたと思っておりますが、どのようなことを丁寧に説明をされ、今回の再開の提案となったのか、明確な答弁を求めて1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 二つの項目について御質問をいただきました。一つ目の砂むし会館砂楽の件については担当部長等に答弁をいたさせます。

地熱の恵み、地熱開発についてでございます。この地熱の恵み活用プロジェクトに対しましては、反対をする人もおられますし、一方では、この事業を強く支持し推進していただきたいという方もいらっしゃいます。議員御案内のように、この事業は、唐突に皆様にお示した訳ではございません。多くの方々の意見を頂戴しながら、都市計画マスタープランや第2次指宿市総合振興計画、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略などに掲げ、多くの時間をかけ、多くの方々の意見をいただきながら練り上げたものでございます。こうしたことを踏まえ、私は、この事業が本市にもたらす恵みを市民に説明してまいったつもりであります。今後も一定の手順を踏んで、事業再開をしたいと考えているところであります。

**○産業振興部長（川路潔）** 砂むし会館砂楽でのレジオネラ属菌についてであります。5月22日に市は、県保健所からレジオネラ症を発症した県外の60歳代男性が、ゴールデンウィーク

期間中に利用した施設の一つに砂楽があったと連絡を受け、発症原因の可能性があるということから、県保健所による7か所の水質検査と事情聴取を受けております。すぐに市と指定管理者で対応を協議し、その日の営業終了後と翌日に次亜塩素酸ナトリウムを使用して、浴槽やろ過器の清掃・消毒作業等を徹底的に行っております。5月24日には、1回目の自主検査を鹿児島県薬剤師会で実施しております。5月28日には、県保健所の検査結果で男女浴槽と男水風呂の3か所からレジオネラ属菌が検出されたと連絡があり、指定管理者と営業自粛の緊急打ち合わせを行っております。5月29日から営業自粛による休館措置を実施したところでもあります。5月30日には、2回目の自主検査を鹿児島県薬剤師会で実施しております。5月31日には、1回目の自主検査でレジオネラ属菌は検出されなかったと報告がありました。6月1日には、県保健所からレジオネラ症を発症した男性の菌の遺伝子と砂楽で検出された菌の遺伝子の型が不一致であったと連絡がありました。6月6日には、2回目の自主検査でも菌が検出されなかったことの報告を受け、県保健所と協議し、6月7日から営業を再開をしたところでもあります。砂むし会館砂楽の営業自粛について、5月22日の県保健所の水質検査直後に市と指定管理者とで緊急の対策会議を開催し、営業自粛等も含めて慎重に協議したところでもあります。砂楽におきましては、日頃から衛生管理マニュアル及び清掃マニュアルに則って、浴場内の塩素消毒・塩素濃度管理や清掃作業等の衛生管理に努めており、ゴールデンウィーク期間中には多くの観光客等が利用していただいておりますが、県から連絡のあった県外の60歳代の男性でレジオネラ症を発症した人以外に体調不良等の問い合わせ等もありませんでした。県の水質調査も発症者が立ち寄った温泉施設の一つとして実施したものであり、県保健所からの営業自粛の要請もなく、本市の観光等に大きな影響を与える恐れもあることから、総合的に検討した結果、浴場等の清掃・洗浄作業の徹底・残留塩素濃度の測定頻度の増による水質管理の強化・県が採取した箇所における自主検査などの対策を行うことで営業は続けることに決定したところでもあります。

**○10番議員（井元伸明）** 時間の関係で、ちょっと地熱の方から先にやらせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

今、説明をいただいたようにですね、再発の大きな、あるいは、多くの時間と多くの方々への説明をして、一定の手順を踏んだ上での再開の提案であるということの答弁をいただきました。本当に再開について我々議会としていろんな意見を付けてるわけではございません。その手順についてですね、昨日もちょっと触れられておりましたけれども、その間にですね、100条委員会の話が出るまでには、いろんな経緯があったから、本当のことを聞きたいということで、そういう提案があったんだろうと思いますけども、そういう話の中でですね、後でまたちょっとお尋ねをいたしますけど、10月27日に100条委員会設置に関する臨時議会の当日の朝の1時間前ですかね、地熱開発の事業の凍結ということについて市長から書類を配布させていただいて、見てびっくりしたところでもありましたけれども、驚いたこ

とには、その日の当日の100条委員会設置に関する討論もいろいろございました。その中でですね、100条委員会を設置したらどうかという、議会運営委員会のメンバーでもある委員の方の反対討論があったわけですけど、反対討論があったことに私も驚きましたけども、今までは賛成というか、前向きに設置をするべきだという方の反対討論でありましたので、私もその日は驚きと戸惑いで何がどうなってるのか、一時分からないような状況でもありましたけどですね、私の質問とちょっと関連がございますので、当時のその方の議事録をちょっと、反対討論をちょっと紹介をさせていただきたいと思います。私は、この地熱開発に関する事項の調査に関する決議案に賛同し、また、署名もいたしました。今日ですね、執行部の方の市長から凍結の記者発表がマスコミ面前で行われました。よくぞ英断をしてくださったと私は感じております。修正案を出したのは私でございます。地熱開発に関しましては賛否両論分かれております。私は、手順のことを再三言っておりました。今日、市長からの謝罪もありました。まだ不十分ではございますが、今日、マスコミの前でしっかりと説明責任を果たす、100条委員会の調査事項の中で諸々あります。これをしっかりと説明することを条件に、この議案に対しまして反対を申し述べますということをおられました。このような委員会設置を先頭に立って求めてた議員の方がですね、なぜこのように反対の討論をされる、こういうこと言われるのか、私、非常に不思議でありましたけども、昨日の同僚議員の質問の中でですね、聞いておりましたら、この反対討論を行う前に、こうこう理由でちょっと反対をさせていただきたいということがあったということ、昨日、私、初めて聞いて驚きましたけれどもですね、このような事実があるとすれば、昨日、ちょこっとだけ触れておりましたけども、一連のこの100条委員会設置に関する否決の条件というのをですね、市の執行部の一部の方と一部の議員の方と擦り合わせと申しますか、そういう話をされたというふうにありましたけども、そういう事実があったのかどうか、まず、お尋ねをさせていただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** その件について、今議員がその詳細について申し述べましたけれども、100条委員会の設置という重みを、私は、今後の議会との関係、そして行政の推進のために、この委員会が設置されたら停滞をするだろう。しかも、そのための100条委員会の主な理由が、市民への説明が十分になされていないというのは、主な一つで、項目でございました。ならば、一時凍結をして市民へ説明して、新たに、この地熱開発に関する事業はやるべきだろうという、そういう考えで凍結という苦渋の決断をしたわけであります。決して、突然ではありません。この100条委員会、つまり、この委員会が指宿市議会で設置されたとしたら、どのような波紋を呼ぶかということも深く考えたわけであります。つまり、議会と行政の執行部は両輪であることを標榜しながら、我々は議会との関係を大切にまいりました。そういう意味から、凍結という決断をし、議員の皆さんにも、メディアの皆さんにも、そのことを表明したわけであります。

**○10番議員（井元伸明）** 今、こうしてお尋ねして、答弁を聞きますとですね、本当にそのとおりだと思います、私も我々も、議会として100条委員会を設置するというのは、議会の権限というか、やり方一つだろうと思います。みんな、やりたくてやったわけじゃないと思います、その当時ですね。けれども、時間が経ってこうして見ますと、反対の条件となるべきもの。なんか、昨日聞きましたら、9項目にわたっていろいろ約束をされて、賛成・反対、この時期は、冒頭で申し上げましたようにいろいろな議案がですね、1人の議員がどっぴかに付くということで否決になったり賛成になったりするとか、それはもう明らかでありましたのでですね、だからそういうことを踏まえて、新聞報道でも10月20日でしたかね、申し訳ありませんけど、副市長が市の幹部と議員の自宅を訪問された。本当にこれは良くなかったということ、後で反省をされておられましたけども、時期も悪かったというようなことも言うておりましたけど、その後、僅かですね、1週間、10日後に、またそういうことをされているということを聞いたときにですね、本当に真摯に議会という、議決というのを本当にどういうふうと考えていらっしゃるのか、本当に疑問に思います。議会はあっても、先ほど言いましたように、3月25日、議会で否決をされた地熱の案件をですね、時期を待たずに、3月31日に県に申請をして、その回答を議会で求めると、専門家に意見を聴くために、県の温泉審議会の方々の意見を聴くために申請を出したというような回答もいただいておりますけども、そういう一連の行き違いがあった関係上、どうしてもそれと併せて申し上げたいと思うのはですね、この地熱案件について、現在、九州電力の周辺でハウスを営んでいらっしゃる農家の4名の方々からですね、慎重にやってほしいという陳情書が来た案件についても、市の職員の方が陳情を取り下げるとか、そういう案件の電話をしたと。問い質せば、5時を過ぎた時間外だから、個人の携帯電話からだったから、問題はないと職員を擁護してみたり、そういう案件があったから、この地熱に関してはいろんな賛成・反対という、心配なことが出てきまして、市長が先ほど申されたように、正当に、真摯に、市民に温泉関係者の方々に説明をしていただければですね、こういう事態はなかったんだろうと思うんですよ。ところで、お尋ねをいたしますが、その中で、今までですね、もう1年半以上経っておりますけれども、この再開発に至るまでの間ですね、農家の陳情を出された4名の方々への、こうしてまた再開発をやりたいという話をされたのか。それと、指宿のオウナー会という、ホテル関係の代表者がつくっている会がございますけど、その方々がですね、泉都指宿を守る会ということで、この地熱開発に反対をするということで一生懸命頑張っているように聞いておりますけれども、そういう方々に対してですね、どれぐらいの説明、それと理解をいただいているのか、どういうのがあるか、事例があればお示しをいただければありがたいと思います。

**○総務部参与（中村孝）** 凍結後のことになりますけれども、直接農家の方とは接触はしていないところでございますけれども、この地熱の恵みの事業を凍結した後からですね、住民説明会

等をやっているところでございます。平成28年度ですけれども、市長と語る会を12会場で行っており、また、平成29年度についても3会場で行っているところでございます。それとあと、今年度につきましても、市政事務嘱託員総会の中です、再開について広報紙の特集号で市民に広く広報するので、地区住民も含めて、そういう関係団体の方もいらっしゃると思いますので、周知をしてほしいと。そしてまた、説明が必要な場合については、いつでも赴くことをです、お願いをしているところでございます。そういうことを踏まえまして、また、市長の選挙の中でも、そういう観光の温泉旅館事業者の方に関してもです、個々にはなりますけれども、そういう様々な方とお話をして、その事業推進についての理解を求めているということで聞いているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 今です、説明をしたと、説明会を開いて、それと、市長と語る会の中でも説明会を開いて、いろいろしたから大丈夫だというような説明であろうかと思うんですが、果たして、この市長と語る会とか、いろんな方にです、語る会であれば、特化して地熱開発に関する、そういう話もあったんでしょけれども、地熱だけを取り上げて、そういう説明をしたり、話を聞くという場所じゃなかったんで、言ったかどうかは確認をしておりますけれども、農家の方々に聞きますと、その後1回もお会いしてもいない、話も聞いてないということ聞いておりますけど、それも含めてです、一番驚くのは、指宿のオーナー会の方々が執行部に対して、この地熱に関する説明を聞きたい、話を聞きたい、話をしてほしいということで、執行部に申し入れがあったんじゃないですか。聞けば、討論はしない、説明はしないっていうような話をされたのかどうか、そういうのがあるのか、事実を確認させてください。

**○市長（豊留悦男）** このオーナー会との関係でござい。私は、この地熱の恵みプロジェクト、どういう観点で反対なのかというのは理解に苦しんだわけであり。議員の皆さんも地熱発電そのものに反対なのか、それとも市民、又は議員への説明が不足しているから反対なのか、様々な反対の観点があるかと思っております。この恵みのプロジェクトというのは、数年前から本市の重要政策として掲げてやってまいりました。御案内のように、ある政治団体等においては、原発ゼロで生まれ変わる日本と、そして、その中でこう書いてあります。地場産業の育成、地域の雇用、創出につながるグリーンエネルギー革命をやっていかなければならないという、そういう施策を掲げて、日本の政治の国是として推進をしている事実もあります。つまり、こういう流れを受けて、我々は総合振興計画の中に位置付けたわけであり。これは、未来への責任という大きな標語の中で掲げた、いわゆる国の方針であります。そして私どもは、ひと・もの、地方総合戦略の中にも掲げました。いろいろな流れを受けながら、この事業は実施することにいたしました。そのときどきの報告については、議員の皆様方には振興計画の中で、そして、いろんなプランの中で前広に説明してきたつもりであります。そして、議員の皆様方の理解を得て、これらの計画は冊子としてまとめら

れ、市民にもこの結果はホームページ、その他で知らせてまいりました。私は、この地熱の恵みプロジェクトというのは、現代にマッチした、正しく、指宿が取り組むべき大きな、大切な事業と考えたから、この事業に着手したわけであります。環境とエネルギーの未来を考えるという、当時の大きな見出しであります。エネルギーミックスの実現、温室効果ガスを削減しよう、そういう観点からこの事業はやりました。ただ、そのやり方について、いろいろ問題を指摘されたことは謙虚に受け止めます。しかし、オーナー会の出された反対陳情、そして、その陳情にまつわる事実でなかったことのお詫びの文書、様々なものが出されました。これらを総合的に考えたときに、市がどのような観点でオーナー会に対応すべきなのか、私は、今でも迷っております。それは、皆さん御案内のように、国民休暇村の新設問題でオーナー会とトラブルしました。その轍を踏みたくないという私の思いがあったからでございます。環境省が関わってきました、そのときにも、今となつては、過去にif、もしという言葉はないけれども、あそこに新たな施設ができていたら、知林ヶ島渡島を含めて、あの一帯が指宿の魅力ある観光地になっただろう、そういう意味では、私は様々な思いを持っております。ですから、この地熱の発電のことについても、オーナー会が初めて28年9月7日だったでしょうか、知ったというようなことでしたけれども、決してそういうことはありません。過程を踏んでみてください。ですから、正しい情報で事実に基づいて適切に対応するという、その原点を大切にすることがために、オーナー会との話し合いには、もちろん、他の公務といろいろ錯綜しておりましたので参加できませんでしたが、敢えてそれを避けたり、説明を回避したりするようなことはしていないということは、是非御理解をいただきたいと思っております。

**○10番議員（井元伸明）** その熱意そのもの、本当に私も理解はしております。そういう中でですね、先ほどの討論の中でもありましたように、いろいろな手順とか方法がおかしいんじゃないかということ言われておりますけど、もしですね、このようなことが多い中でもですね、この地熱開発を進めることに問題を感じておりますけど、私も決して地熱開発に対して反対をしているものではありません。これだけは申し上げております。ただ、進め方、手順にですね、多少問題があるのではないかと、疑問を持っている方がいるんじゃないかということ言われております。そこで申し上げますが、市長が言われる自然エネルギーを活用してですね、指宿市の発展、地域振興に役立てていくとするならば、それこそ市民全員を対象にした住民投票とか、そういうものこそ最善の方法ではないかと思っております。ただ、市長の語る会とか、いろんな形で説明をした、何人の方が来て推進派が何%いたとか、そういう数字ではなく、この数字なんか見てもですね、市のホームページに載ってる推進派と、実際申請をしてる文書の中の数字が明らかに違うということで、昨日も指摘があったように、環境省の方もそういう指摘をされたということ、認めておられましたけども、そういうある中でですね、左行ったり右じゃなくして、市民全員に投げ掛けて、こういうことをやりたい、これ

に賛成か反対かというのは、住民投票されるのが一番ではないかと思うんですが、これについてはいかががお考えなのか、お尋ねをいたします。

**○市長（豊留悦男）** 確かに、今後の指宿の観光・農業・水産業を含めた地域振興にとって、極めて大切な事業ということについては、私も認識をしております。地熱を活用した新たな観光、指宿スタイルの農業・発電、その他この事業というのは今後、つまり未来を見据えて、私は、未来への投資という言葉を使っておりますけども、そのためには極めて極めて大切な事業であります。個別の事業について、住民投票、又はそういう手法というのが適切であるかどうか、これは私も判断が付きません。ただ、この事業としては、それぞれの過程、つまり総合振興計画等を含めて、そのときどきで委員会を開き、多くの時間、多くの方々、専門家を交えて、結論として本に、つまり計画の中に盛り込んだわけでございます。そういう意味から、私は、今回の3期目の選挙においても、この地熱の恵みを活用して指宿を元気にしようと、そういうことを訴えてまいりました。ある程度、つまり、それに地熱そのものに反対の方々はどう捉えたかは分かりませんが、私としては、3期目を任せていただいた以上はこの事業というのは、ぶれずに自信を持ってやりたいと、そういうふうに思っております。

**○10番議員（井元申明）** 何回も申し上げますが、議会が全て反対してるとか、市民の一部にそういう反対運動があるとかってというのは、心配事があるから、もう少し丁寧な説明がほしいということだろうと私は理解をしております。そういう中でですね、先ほどありました10月24日であったろうと思いますけど、この賛否の否決の条件という文章を私も見させていただいておりますが、この第1にですね、地熱開発の凍結というのがございます。その中で、参加した議員の中から言われたのは、白紙撤回が大原則ということで書かれているようであります。これがなされていないから、今回またこの再開発が提案されておりますので、こういう文章が出てきたのかなと私は今思っておりますけど、本当にこういうことをですね、議員の一部の方々を対象にして、議会っていうのは大いに議論しながら喧嘩をしながら戦っていったら、市民のため、市の将来のためになることは、大いに議会で議論するべきだろうと思うんですよ。それを、密室とは言いませんけど、一部の議員とこういう取引と、言葉はちょっと悪いかも分かりませんが、そういう方々をですね、こっちに何とか説得すればいいだろうと、そういう安易な考えでやること自体がですね、議会の我々からすると議会軽視でもある、いろんな議員を無視してるということにつながってきてるのであると思うんですよ。この文章を作ったことはお認めになれますでしょうか。それだけ、最初お答えをいただきたいと思っております。

**○副市長（佐藤寛）** そのようなものがあつたことは記憶はしております。

**○10番議員（井元申明）** この文章があつたからですね、どうこうということはありません、けど、この文章を作ったことは、9条まで最初作ってありましたけども、この文章がです

ね、結局、市の幹部と言われる執行部の幹部の方々が中心となって作られ、その中に議員もおられたんですけど、議会の議決をどういうふうに捉えられているのかですね。そのときどきで、やっぱり、みんな賛成もあり、反対もあつたりするだろうと思います。全てにおいて、我々が反対をしてるわけではありません。私も是々非々の立場でここに立たせていただいていると思います。自分の池田校区の地域の池田湖開発についても、いけないことは駄目ですよということを言うと思います。そういうことにおいてですね、自分の身勝手なことじゃなくして、市のこれからのと、今、市長が盛んに言われるようにですね、本当にそういうことをされたいのであれば、議員全員を対象にしながら、一晩でも二晩でも徹夜してでもですね、議論してもよかったのではないかと思うんですよ。なぜ、特定の議員とこういう話をされたのか、副市長がそのとき、その当時は、市長は何か海外に出張でおられなかったということで、副市長が中心になっておられたように聞いておりますけれども、副市長の方から何かございましたら答弁をお願いします。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほど、議員がおっしゃられました執行部が作られたというようなことをおっしゃりましたが、これにつきましては、議員が作成したものを職員の方が浄書したものでございます。

**○10番議員（井元伸明）** この文章の内容については、議員の方から作って提示をされて、これを飲めば我々反対の方に回ってもいいよという形であったような、今答弁をいただきましたけど、これ作ったのは市の職員が作られたんですよ。

**○副市長（佐藤寛）** 議員が作成したものを、職員が浄書したと、そのように記憶しております。

**○10番議員（井元伸明）** これについてはですね、いろんな違反とかそれに当たるのか、いろいろ私も夕べ寝ずに考えておりましたけど、私が到底考えられるような案件でもございません。非常に込み入った問題でもありますけども、これは職員の職務規定違反というか、倫理規定違反にも当たるんだろうと思います。また、いろいろそこ辺りは考えていただいてですね、議員の方々にしてもですね、やっぱり、議会っていうのは行政のチェック機関というのが、大事な職務がございますので、議会と執行部が慣れ慣れに慣れ合い過ぎて、さっきの市長の言葉であったように、やっぱり、行政と議会っていうのは、市長は車の両輪によく例えられましたけども、そういう形で議論は大いに交わしながら、いいことはいい、悪いことは悪いということで、やっぱり、反省をしながら、いいことは我々もどんどん応援をさせていただいて、指宿のためになることはやっていくのが当然だろうと思うんですよ。こういう文章を見ますと、違反とかどうということじゃありませんけども、この11番目に書いたのを見ますとびっくりしますけど、掘削の仮契約の件ということで、28年10月ですから、12月議会にもう1回提出をして、それを全員一致で否決をして、契約破棄、白紙撤回とかそこまでいろいろうたっておりますけど、ここまで行くと、我々議会は、議員は何をしてたのかなという

のをですね、私は、自分で自分が恥ずかしくなるぐらいですね、本当に恥ずかしいと思います。議員がどうか、職員がどうかという問題じゃなくしてですね、するのであれば、正当にさっきのオーナー会の方々でありませんが、反対ばかりじゃないと思うんですよ。やっぱり、正々堂々と相手方の懐に飛び込んでいって、それこそ一晩でも二晩でも語り明かしてですね、信頼を勝ち得るとかそういう方法もあったのではないかと思うんですが、これから先もそういう気持ちはないのか、再度お尋ねいたします。

**○市長（豊留悦男）** 大きなプロジェクトについては、そのときどきの初心を忘れてはいけないと思います。私どもが平成27年10月だったと思いますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを作るときにも、執行部が勝手に作ったものではありません。そして、まとめるときにも、議会の皆さんにお示しして同意をいただいたと私は思っております。都市計画のマスタープラン、山川地域の今後を考えるときに、山川地域の地熱というのは、九州電力が過去20何年やっているけれども、あの地熱というのを大切にしながら、地域の振興に役立つことはできないだろうかという、山川の地域審議会の中でもあったわけでありまして。それは、都市計画マスタープランの山川地域の今後の振興というところに載っておりますので、是非御覧をいただきたいと思います。そして、第2次総合振興計画、様々な計画を立てる、そのときどきにおいて、議員の皆様方には隠していたわけではありません。必ず、然るべきときに説明をし、認めていただいたからこそ、この事業というのはやろうと思ったわけでありまして。そうして、27年12月、アイスランドの研修視察に行きました。これだったら指宿は大きく変わるだろうという、それこそ大きな夢と希望を抱いて、研修に行った方々は帰ってきたわけでありまして。そういう意味から、私は、この事業は自信を持って進めなければならないということで、議会に予算等の提出をしましたがけれども、残念ながら修正案が出され、ときによっては否決をされ、今までのこの地熱にかかる審議の過程というものは何だったんだろうか、極めて忸怩たる思いでありました。議員という立場と、行政の立場というそれを反対に替えた場合に、議員の考え方もよく分かります。しかし、行政側の今後の地域振興や指宿の雇用促進、そういうことを考えたときに、この事業というのは大切にしなければならないという、このことはいずれの立場に立っても恐らく、このことは賛同いただける、私は思っただけでこの事業を自信を持って進めるのかという、そういう質問でしたので、これは、ぶれずに事業として進めたいという、いわゆるそういうことを申し述べたわけでありまして。

**○10番議員（井元伸明）** あんまり、もう時間もありませんけど、ちょっとですね、この今、27年の12月、アイスランドにラグーンの視察に行かれておりますけど、それについてもいろいろ聞いていますと、そのときになぜですね、地熱事業者であります、今やってる九州電力さんが一緒に同行しているのか、そういうことも聞けば聞くほどいろいろ疑問に思われることがいっぱい出てくるんですけど、このときに同行された九州電力さんが行ってると思うんですが、なぜ一緒に九州電力さんが行く必要があったのかですね、その費用は公費で賄われ

てると思うんですが、それに間違いないのか、それだけお尋ねいたします。

○副市長（佐藤寛） 九州電力の方が同行されたのは事実でございます。その費用につきましては、2人行っておりまして、1人は公費、1人は会社負担でございます。

○10番議員（井元伸明） はい、ありがとうございます。いろいろとですね、質問事項をお出ししていろいろと準備もしていただいておりますけど、この否決の否の条件というのに特化して進んでいった関係で、いろいろ前に進んでおりませんが、こういった中で、もう説明十分にされたということで、参与の方が説明を、さっきしていただきましたが、本当にもうこれ以上、説明は必要なく進めていかれるつもりなのか。本当、一般市民を対象としてですね、山川地域の方々だけとかじゃなくして、いろいろそういう説明も必要であったのではないかなと思われるんですが、それについてはいかがでございましょうか。

○総務部参与（中村孝） このプロジェクトの進め方につきましては、広報紙等でも市民から寄せられた質問等に答える形で市民の方にも広報をしております。そういう中で、市民の方から説明があった場合には、当然、市の方からも説明に行きます。そしてまた進める中でいろいろ段階があります。段階の都度、こういう状況であるということにつきましては、市民の方にできるだけそういう説明会をですね、させていただきたいと思っております。

○10番議員（井元伸明） 地熱の関係では最後にお尋ねいたしますけど、この100条委員会設置の採択に関わる賛否の否の条件というのがありますけど、これを見たときにですね、最後の反省としてこれで良かったのかどうか、それについての御感想があれば、一つお聞きをしたいと思います。

○市長（豊留悦男） 率直な気持ち、100条委員会、設置していただかなくてありがたかったと思っております。それは、行政の瑕疵を自ら認めることでもありますし、議会との問題を世間に晒しだすことであります。指宿の将来を行政も議会も一緒になって考えているという、そういうことを広く市民や県民に知らせること、それは本市の発展にとって極めて大切です。凍結したときの気持ち、先ほどそのときどきの初心って私申し上げました。それは、今でも忘れておりません。大きなプロジェクトを凍結する決断というのは孤独なものです。悔しいものであります。しかし、そのときの決断、白紙ということにしなかった理由はそこにあります。ですから、今後、様々な形で議員からいただいた質問の御指摘等については、やはり解決する努力をしてみたいと思います。どうか、この事業については議員の皆様も、そして多くの市民の皆様にも御支持をいただき、新たな指宿の観光戦略として農業、水産業、地域の振興の戦略として皆さんも御理解いただき、御支援を賜ればありがたいと思っております。

○10番議員（井元伸明） どうしてもですね、この議会としても100条委員会がいいとか思っているのは誰もいないと思います。市長にすれば、今、思いはできなくて良かったという率直

なお気持ちであろうと思いますけども、私がお伺いしたのは、否決をされ、できなかったのは本当、事実でございます。それはもう変えられません、どういう形であってもですね。けど、それに至ったこの100条委員会設置のうんぬんについてのこういうのがあったということについて、新聞に出たようにですね、議員の自宅を回って行ったときは、本当にやるべきではなかったと、ちょっと勇み足ではなかったかというような話もされておられましたけど、そういう意味についてですね、反省はないのか。それとも、当たり前のことであったと、やるべきことをやったということの感想なのか、それについてはいかがでございましょうか。

**○副市長（佐藤寛）** これまでも提案議案などの説明、あるいは、その御意見をいただくときには議員宅を訪問することはございました。ただ、今回につきましては、100条委員会の設置が検討されている中での訪問であり、配慮が足りなかったということは反省しているということでございます。

**○10番議員（井元伸明）** この件についてはですね、ひとまず終わりたいと思います。

最初の危機管理について、2問目をですね、どうしても聞きたいことがありますので、2問目の危機管理についてお尋ねいたします。このレジオネラ属菌発生についてはですね、県内でも様々な所で様々な場所でも、また発生をいたしております。これは、25度から35度ぐらいの平温であってもですね、このレジオネラというのは発生をするんだそうです。しかし、これが気化して空中を浮遊した場合にですね、それを人間が吸い込んだ場合には非常に危険度が高いと。特に、高齢者で肺に持病があったりとか、そういう方々については死に至る恐れもあるということで、非常に大変な菌でもございます。これはどこの温泉場においてもですね、新聞の片隅見れば全国毎日と言われるほど、あちこちで発生をしております。さっきあったように、その菌の種類が60歳の男性の体内の菌とは別だったから指宿は安心だじゃなくて、このレジオネラ菌そのものは発生をしてるわけでありまして。ということからすればですね、去年でしたかね、ヘルシーランドと開聞レジャーセンターでも発見をされ、営業を休まれた時期もございましたけど、そういうことからすれば、担当の職員さんというか、そういう方々はですね、4月でまた異動もされているようですけども、そういう方々の異動というのは、どういうふうに考えて人事異動をしているのか。それと併せて、OBの方の再任用というのがありますよね。そういう方々も今、市の砂むし会館とかあちこちで仕事していただいておりますけど、そういう方々の人員配置というか、やっぱりする場合は、そういう専門職に特化した方をお願いしてるのか、そういう方々を含めてですね。今後、この危機管理については最大限の注意をどういうふうに払っていかれるおつもりであるのかですね、決意であるのか、それを最後にお尋ねいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 職員の配置、人事異動につきましては、適材適所及び事務事業の継続性を念頭に在職年数、それから、職員が提出する人事異動調書等を踏まえて実施をしたとこ

ろでございます。今回のその観光施設につきましては、新しい観光施設管理係を設置をいたしまして4名を配置をしておりますけれども、そのうち3名は旧観光課、観光管理係に在職していた職員を配置しているところでございますし、また、開闢施設管理係の部分につきましては、主幹兼係長はそのまま配置をしているところでございます。このようなことから、人事異動は適切であったと考えております。

それから、再任用につきましては、新しい観光施設管理課の開闢施設管理係の方にレジャーセンターの担当と、それから、ふれあい公園の担当に、それぞれ1名ずつ配置をいたしております。また、専門職の配置につきましては、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図る観点から、専門的知識や経験を必要とする部署につきましては、必要に応じて有資格者等の専門職を適切に配置をしているところでございます。専門職の配置が必要と判断される場合につきましては、専門職の確保と育成に努め、専門職の適切な配置に努めていきたいというふうに考えております。

**○産業振興部長（川路潔）** 今回、砂むし会館砂楽でのレジオネラ属菌の検出について、二度と同様な事案を起こさないように、大幅に衛生管理の見直しを市と指定管理者で協議を行いました。具体的には、営業終了後の浴槽清掃作業員を2名から3名に、1名増員いたしまして、月1回以上の専門業者による浴槽清掃作業の実施、3日に1回の浴槽消毒を毎日に変更をし、塩素濃度測定回数を1日2回から6回実施するなど、衛生管理の強化に努めてまいります。また、レジオネラ症の発症の原因となる恐れのある気泡浴を廃止し、浴槽内の塩素濃度が均等になるように男女浴槽の改修も実施する計画であります。市といたしまして、常日頃から現場に出向いて指導・確認を行っているところですが、今後は更にチェックシート等の確認を、抜き打ちで検査するなど指定管理者と緊張感を持った対応をしてまいりたいと考えております。また、広く市内の温泉施設関係者の皆様方にも呼び掛けをしまして、レジオネラ属菌対策研修会も早急に開催をしたいと考えております。以上です。

**○10番議員（井元伸明）** 時間がちょっとありますので、市長に1点だけ。先ほど、別府、大分に行かれてラグーンのいろいろ勉強されたということですが、先日の新聞にですね、3月6日でしたけれども、別府温泉の開発は限界ということ、温泉地であってもいろいろもう温泉の限界が見えてると、もういろんなことはやってほしくないということ、温泉審議会が市長に対してそういう答申というか、申入れを行っておりますが、これについてはいかがお考えなのか、通告外でございますけれども。

**○市長（豊留悦男）** 温泉都市の首長会議というのがありました。それに、私は公務で行けませんでしたけれども、同じ温泉都市の首長として情報交換やっております。熱海、その他いろんな都市の方々とでございます。その報告はいただきました。やはり、温泉都市として観光と温泉というのは切っても切り離せない、大切にしながらインバウンドを含めた新たな魅力ある温泉地というのを目指して頑張りましょうというような、そういうニュアンスでも

ございました。やはり、ほかの温泉地と情報交換を密にしながら、指宿も温泉都市としてこれまでの伝統、そして、観光地としての誇りを大切にしながら、このいろいろな観光の施策を練っていきたいと思っております。それと、最後に私も一つ、責任ある答弁をしなきゃならないのはレジオネラ菌であります。指宿の温泉の魅力は掛け流しであります。ここに、塩素剤、ネオクロールとかハイクロンとかいうのをプールに撒きますけれども、それを強くしますと入ったときに塩素剤の臭いがするわけであります。塩素剤のする温泉というのは観光客に嫌われます。つまり、そのバランスというのも取らなきゃなりません。しかし、安全第一でありますので、先ほど川路部長がおっしゃいましたけども、消毒のその頻度を高くして、安全、健康というのを優先しながらこの公の施設、つまり、指宿の施設の温泉管理には十分留意してまいりたいと思います。

○10番議員（井元伸明） はい、ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次は、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の1人として、平和と民主主義、そして市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、地熱発電計画についてです。一時、計画を凍結していた地熱の恵み活用プロジェクト、地熱発電計画を選挙が終わった途端に市民の信任を得たとして再開をしました。そして、本定例会に関連予算として3億9,000万円余りを補正として組んでいます。なぜ、一時凍結するという判断をせざるを得なかったのか。それは、観光関係事業者や温泉に携わっている方など、市民から既存温泉への影響などについて心配する声が届いていたからと市長自身が答えています。確認の意味を含めて伺いますが、一時計画を凍結した理由は何だったのか。併せて、市長選挙後に計画を再開した理由と根拠は何なのか、凍結に至った理由は解消されたのか、伺います。

次に、LGBT問題についてです。LGBT問題については、全国的に見ても、ここ2・3年大きな問題として自治体で取り上げられるようになってきました。指宿市においても、1年前に私が一般質問で取り上げましてから、執行部においても人権の問題として捉えていただき、すぐに対応をされてきています。他の自治体において、幾つか先進地があるとは言え、まだまだ手探り状態での課題ですから、一気にとはいかないかもしれませんが、引き続き重要な課題であるという認識は必要であります。そこで、これまでの整理を含めて改めて伺いますが、この間に取り組んだ内容はどのようなものであったか、伺います。次に、継続して取り組む課題として捉えているかどうか、伺います。もう1点は、同性パートナーシッ

ブ制度の導入について、すぐにでも取り組む考えはないのかどうか、伺います。

次に、ヘルプマークカードについてです。ヘルプマークは、東京都が2012年に作成したのが始まりです。普及に取り組む自治体は増えていますが、まだまだ認知度は低く、知らない、見たことがないとする人が多数という状況です。内部疾患や難病を抱える人、義足を付けている人、妊娠初期の人など、外見からは分かりにくくても援助や配慮が必要なことを示すのがヘルプマークです。導入してる自治体では、障害者手帳の有無に関わらず、希望者に無償で配布しています。そこで、指宿市としてもヘルプマークカードを発行し普及する考えはないのかどうか、伺います。その他、いわゆる障害者マークと言われるものには、各省庁や自治体が発行するもののほかに、各団体が作成し所管するものなどいろいろとあります。分類の仕方によっては当事者が所持するものと、補助券マークのように施設側が表示するもの、あるいは、両方が所持や表示をするものなどがあるかと思えます。耳マークについては、双方が所持や表示することが考えられます。そこで、指宿市においては、耳マークなどその他についてはどのようになっているのか、伺います。民間事業者の実態も含めて、現状を把握しているかどうか伺います。

広報紙の点訳と音訳についてであります。指宿市に居住している人やルーツのある人にとって、広報紙、広報いぶすきは重要な情報源の一つであります。発行する側から見ても、市民にお知らせすべき重要なこと、各種連絡や啓発すべきことなど掲載しています。読者にいかなる障害があろうともなかろうとも等しく広報すべき内容であります。市として、直営か委託かはあっても、何らかの点訳や音訳を行い、対応をしていると思えますが、現状はどうなってるのか、今後の課題をどのように捉え、拡充についてはどのように考えているのか伺いまして、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 幾つか質問をいただきましたけれども、私の方から二つの質問について回答させていただきます。

地熱発電計画についてであります。先ほども議員の質問にお答えをいたしましたけれども、凍結の理由というのは、市民や温泉利用者から既存泉源への影響について心配する声が挙がっていたこと、そして、市民への丁寧な説明が必要であるということ、より多くの市民の深い理解を得る必要があると、そういうこと等、総合的に判断し地熱開発は凍結をいたしました。今回、この事業を進めるに当たっては、これまでの地域の恵みプロジェクト、この事業の流れというものは大切にしなければならない。この幾つかの課題を解決する努力をしたい、そして、この事業は自信を持って進めたい、というのはこれまでの答弁のとおりであります。

ヘルプマークについてでございます。6月の県議会においても、県としてヘルプカードを導入する旨の答弁がなされたことから、今後、私どもも導入に向けて検討を進めてまいりたいと思えます。

そのほかの質問については関係部長等に答弁をいたさせます。

**○副市長（佐藤寛）** 市長選挙後に計画を再開した理由と根拠についてでございます。凍結後に市政に対する市民の声を聴く市長対話集会、みんなで語る会を市内12か所で開催し、地熱の恵み活用プロジェクトに対する説明を行うとともに、この事業に対するアンケートも実施しております。また、平成29年度に開催いたしました市長と語る会においても、このプロジェクトを推進してほしいという声も複数届いております。このプロジェクトを支持する声が大きかったこと、また、この事業は、市民の代表の方々とともに作成し、御意見もいただき、パブリックコメントなどを行うなど、市民の多くの方が携わって練り上げたものでございます。温泉は市民の共有資源であります。市長はそうした思いを公約に掲げたと思っておりますし、豊留市長が市長に再選されたということが大きな理由と根拠でございます。

**○総務部参与（中村孝）** 私の方からはLGBT問題について。まず、この間に取り組んだ内容についてですが、これまでのLGBT問題についての取組といたしましては、LGBTの当事者の方を招いて、職員研修会や地域人権フェスティバル、人権教育講演会等を開催し、また、LGBTに関する支援団体と共催した事業や生涯学習フェスティバルにおいては、啓発展示ブースを設置するなど、LGBTなどの性的少数者の人権問題について、正しい知識と理解を深めるための周知・啓発を図ってまいりました。男女共同参画推進事業では、LGBTに関する支援団体の関係者の方にも懇話会の委員を引き受けていただき、各分野における課題や問題点等について御意見をいただいております。また、学校等でも、管理職研修会や教職員の研修、男女共同参画学びの広場事業等を実施し、人権についての教育・啓発の推進及び相談・支援体制の充実に努めているところでございます。本年4月からは、申請書類等の様式の性別表記の省略や、多目的トイレに性的少数者の人も利用しやすいような、分かりやすい表示を設置するなど、LGBT問題について取り組んでいるところでございます。

次に、継続して取り組むべき課題として捉えているかについてですが、市といたしましては、LGBT問題を含めたあらゆる人権問題について、誤解や偏見を取り除き、性の在り方には様々な形があることなど、職員をはじめ市民の皆様に対して様々な機会を通じ、学習の機会の提供に努め、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。今後の計画といたしましては、研修会やふれあいフェスタ等での周知や、広報紙を利用したLGBTの特集記事を掲載し、広く市民に周知するための啓発を行っていく計画でございます。

次に、同性パートナーシップ制度の導入についてですが、同性パートナーシップ条例などの制定については、現在、全国的な取組として、平成30年4月に九州で初めて施行された福岡市を含めて、7自治体が制定しております。同性パートナーシップ制度については、市民の意識が付いていかなければ真の解決にはつながらないと考えており、また、どのような仕組みが望ましいのか議論が肝要であると考えてるところであります。今後も当事者に寄り添い、当事者に対する誤解や偏見を除き、性の在り方など多様性が認められるよう、十分周

知・啓発など継続的に取組を行いながら、判断していきたいと考えております。

**○健康福祉部長（山口保）** 耳マークにつきましては、聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークであります。本市におきましては、地域福祉課窓口にて耳マークの表示を行うとともに、手話通訳者を配置するなどの取組を行っているところでございます。また、市の観光協会を通じ、観光協会に所属しているホテル・旅館等への耳マークの表示版を配布し、手話通訳者がいない場合でも、筆談などでコミュニケーションが取れるよう普及を図ったところでもございます。しかしながら、一般的には認知度はそれほど高くないことも認識しておりますので、ヘルプマークやそのほかの障害者に関係するマーク等と併せて、今後も周知を図ってまいりたいと考えております。

広報紙の点訳・音訳の現状についての御質問でございますが、本市におきましては、障害者の社会参加促進事業を指宿市身体障害者福祉協会へ業務委託しております。その中で、点訳及び音訳のボランティアサークルによる点字・声の広報等発行事業を実施してるところでございます。

今後の課題と拡充についてであります。これまで点訳・音訳による広報紙の周知につきましては、市の身体障害者福祉協会へ入会されている視覚障害のある方を中心に必要な方に実施してるところでございます。今後も利用したい方への周知につきましては、障害者手帳発行時における窓口での案内等により、広報紙の点訳・音訳の普及を図ってまいりたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 限られた時間内での質問ですので、2回目以降は、質問項目の順番を変えて行います。

まず、LGBT問題についてですが、同性パートナーシップについては、いわば段階論的に、市民への広報をして広く知らしめると、それからというようなことなんです。並行して検討すると、最初からですね、いうことはできないんですか。九州管内では福岡を含めて七つと言われましたが、もっと、10か所ぐらい広がってるんじゃないですかね。最近では長崎市も導入の意向だということが報道されておりますが。この段階論じゃなく、同性パートナーシップ、すぐにでもという前提で検討はできないんでしょうか、市長。

**○総務部参与（中村孝）** 本市におきましては、職員研修、講演会の実施、トイレ表示の是正、それと申請書等の性別欄の削除等に取り組んでおりまして、これらの取組はまだ今始まったばかりでございます。まずはLGBTの性的少数者に対する誤解を取り除き、性の在り方など多様性が認められるよう、周知・啓発に取り組むことが重要であると考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 答弁の中でも、当事者に寄り添うという意向を示されたんですね。当事者に寄り添うということは、当事者が求めている同性パートナーシップ、結婚に相当するものとして可能な範囲で認めていくということですが、当事者に寄り添うということ

であるならば段階論でなく、すぐにでも検討と、導入に向けてですね、ということが求められるんじゃないですか。

**○総務部参与（中村孝）** その当事者にも寄り添っていかなければなりませんけれども、それを理解する市民の意識というものも醸成を図っていかなければならないと思っておりますので、まずはそういう周知・啓発の方に取り組んで、その中でパートナーシップ制度の検討もしていきたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 市民への周知や啓発、これは重要であります、そのことと当事者に寄り添うというならば、同性パートナーシップについても後回しじゃなくてですね、後回しという言葉はいけないかもしれませんが、こちらからやってということではなくて、最初から寄り添うのであればやるべきだということは申し上げておきます。

それから、現状の体制についてですが、LGBT問題の担当部署はですね、昨年私は最初に一般質問した6月の時点では人権の担当部署はあったけれども、LGBTとしての担当は割り当てられてなかった。それ以降、現在の健幸・協働のまちづくり課だということに明確になってるわけですが、セクシャルマイノリティの当事者の立場に立てば、気楽に相談できる体制でなければならないというふうに思うんです。健幸・協働のまちづくり課に電話をつないでもらってですね、LGBTの問題で相談なんですけど、ここでですね、まず半ばカミングアウトするようなものですよね。そういうことを考えれば、直通電話があって、相談受付用の専用電話があって、そこにはこういう件じゃなくて、中身についてすぐ入れるということを考えれば、専用電話があって然るべきじゃないかというふうに思うんですが、これについてはどうなってますか。また、必要性についてはどう思いますか。

**○総務部参与（中村孝）** ただいま、専用電話の部分についてございましたけれども、現在、専用電話については設置をしていないところでございます。今後、他市等も参考にしながら検討をしていきたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 今言ったように、専用電話でないですね、こういう件でということ自体がもう入り口になってしまって、中身、相談の段階に行かないということも考えられる。専用電話であれば、直接もう相談ができるということですね。そういうことから考えれば、また体制を取るとしても、実際には大変だということもあると思うんですよ。市の職員をそこでずっと構えておくのかということもあろうかと思うんですが、そこについては、例えば、曜日を区切るとか、時間を区切るとかいうことをしてでもですね、やっぱり専用電話の必要性っていうのはあると思うんです。今後の検討と言われましたけれども、そういうことも含めてですね、一刻も早くというふうに思うんですが、どうでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 専用電話の件でそういう曜日を決めてとか、そういうのもありますので、今後、検討をさせていただきたいと思えます。

**○13番議員（前之園正和）** それから、相談体制のもう一つですが、残念ながら、現状として

は専用電話は設けてですね、そこに担当者が付けば一番いいんですが、現状を言えば、LGBTに関する相談を受けても、行政として相談に応じる体制にはないんじゃないか。レインボーポートひまわりや、県の機関などを紹介するということになっているのではないのでしょうか。それで良しとするのか、市として専用電話を設けてですね、直接対応ができるところまで職員を理解を深めてもらうということ、必要じゃないかと思うんですが、市として直接相談に応じられる、そういう体制作りは必要だと思うんですが、どうでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 議員の方からいろいろそういう形の提案をいただいております。これにつきましては、他市の状況等も参考にしながらですね、今後、検討をさせていただきたいと思えます。

**○13番議員（前之園正和）** 他市の状況を見ながら今後検討ということですね、差しさわりのないと言ったら失礼かもしれませんが、無難な答弁だというふうに思うんですね。このLGBTに関する問題自体がですね、ここ2・3年大きく社会問題化してきてて、対応をしてる自治体が増えてきてるとは言っても、まだまだ広がりはいまだこれからということですよ。だから、他市の状況と言っても、その先進とされる場所もですね、まだ手探り状態だと。この間、伊賀市に行ってみましたが、伊賀市の状況でもすばらしいなと思って私自身感じた項目があったんですけど、それも当事者の話を聞けばですね、事実と違って、やっぱり、当事者からしてみれば違うんだということもあったんですね。ですから、言いたいのは、先進とされてる伊賀市でもまだ手探り状態だということが言えると思うんですよ。そういうことからすれば、他市の状況を見てということじゃなくて、それは否定しませんけれども、自らの頭で切り開くという点ではですね、やっぱり、検討というのは自らの力でやっていくと、それも導入する、やっていく体制を作るという前提で取り組む必要があると思うんですが、どうでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 今回、組織再編で健幸・協働のまちづくり課を設置をしております。今後のその事務事業の在り方等もありますし、それについては職場状況ヒアリング等を通じてですね、そういう課題、そういうものを抽出しながら組織の在り方について、今後、検討してまいりたいと思えます。

**○13番議員（前之園正和）** まだまだ、どこの自治体でも手探り状態だということでは言いたくありませんが、それにしても、知恵をいただける場所はですね、やっぱりいただいでいくということは、それはそれで必要だと思うんですね。宮崎市においては、市役所内19部署によって構成される性的少数者支援プロジェクトチームというのが立ち上がっていると聞いております。多岐にわたる性的少数者が抱える課題、問題に対し、寄り添う市政を明確に表明しているようです。当事者団体との意見交換もやっているようです。市役所内にそういう体制を作ってるってことですね。行政としての取り組んでいる内容などについて、是非、他自治体の状況把握というのの中に、宮崎市についても調査をしていただき、参考にしてもらえ

ものがあればですね、取り入れてもらえたらと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 議員の方から宮崎市の取組についての紹介がありましたので、それについて、こちらの方でも、そういう事例をですね、勉強をさせていただきたいと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** それでは、次に、地熱発電の問題にいけます。先ほどの答弁の中で凍結の理由について伺ったところですね、ざっと言えば、市民から既存温泉への影響などについての心配の声があると。市民というのは、観光業者も含めてですけど。これに丁寧に説明する必要があるということなどから、深い理解を得る必要があるということで凍結判断したというようなことがありました。これについては、平成28年10月26日に市長から市議会宛に発せられた地熱開発事業の凍結についてという文書にも明確にそのようにされているわけでありまして。凍結の理由が温泉への心配、説明への必要性、それから理解を得るといふか、賛成していただくということなどというふうにしてるんですが、凍結解除に当たっては当然、凍結理由がなくなる、あるいは、解決することができるということが必要条件になるかと思うんですが、問題を抱えたまま再開があってはならないと思うんですが、凍結理由があるわけですから、再開についてはその凍結の理由がなくなる、解決をする、理解を得るといふことが前提だと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** そのとおりであります。

**○13番議員（前之園正和）** それでは、観光関係事業者や温泉に携わっている方など、市民から既存温泉への影響などについて心配する声が届いているというのが、凍結の理由の大きな一つであります。指宿の主だったホテルなど観光関係事業者が中心になって組織されている団体に、泉都指宿の温泉を守る会、あるいはいわゆるオーナー会というのがあります。このような団体は、現時点においても市の進める地熱発電に慎重というか、反対してると思いますが、そのような認識でよろしいでしょうか。それとも、関係団体、観光業に携わっている業者の皆さん、賛成ということに認識してるんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** これまでの様々な資料等を読みますと、そういう方々というのは、この地熱の恵みプロジェクトには反対であるということが明確に文書上からは分かります。

**○13番議員（前之園正和）** 先ほど、凍結には凍結の理由があった。凍結解除に当たっては凍結理由がなくなる、あるいは、解決することが必要条件だと思うかと言ったらそうだとおっしゃった。であれば、未だに観光関係の業者の皆さんが明確な反対をしてるということを認識してるわけですから、凍結解除に向けての凍結理由がなくなったところか、未だにその凍結にした理由が存在してるってということじゃないですか。矛盾じゃないですか。

**○市長（豊留悦男）** この問題というのは、何が何でも反対という方々にどのような形で説明の場を設けるか、どんな方法で設けるか、極めて難しゅうございます。つまり、これまで様々

な媒体を通じて、反対をしていた方々もいらっしゃいます。その一つが市長選の争点でもあります。つまり、様々なメディアとかそういうところと反対し、又は環境省に働き掛けて、住民の説明・総意を得たという虚偽の報告について、申請の内容は全くの虚偽であると。指宿市長公室の暴走に歯止めをかけなければならないと。そして、市長選に向けては絶対に豊留を通してはならない、そこまで今回の市長選では踏み込みました。ですから、私は、この公約として、私は、この問題というのは、指宿市民だけの問題ではないと思ったから、メディアを通じて明確にこの事業は推進しますと、いわば私の態度を表明した形でこの公約として掲げさせていただきました。これを、政策論争として持ち上げるということですから、やはり、私は、この政策というものについては、これまでの過程というのを大切にしているからこそ、この事業はやります。そして、所信表明の演説の中でもぶれずに事業というのはやっていきますという、そのようなことをこの場で申し上げた次第であります。

**○13番議員（前之園正和）** 観光関係事業者については明確な反対であるという認識だということはおっしゃいました。しかし、今の答弁では、何が何でも反対だというような認識で、もうそれは反対だとしても聞く必要性がないとも聞こえるんですね。そういうことですか。

**○市長（豊留悦男）** 正しい事実を認識し、この事業のこれまでの課題を解決するためにどんな努力を市がしたのか。そして、温泉事業者に影響がないような取組、学者を通じたりしながら、この検討をどのように進めてきてくれたのか、そういう様々なことをお互い理解する必要があろうと思います。私も、温泉事業者、全てではないと思いますけれども、その反対の理由、反対の陳情の各項目、詳しく私も点検をしましたけれども、これ違うだろうというところが幾つもありました。即ち、その後指摘された項目については、お詫びと訂正の文書が来たところであります。正しい情報で正しい判断を、私は、今回の選挙公約の中にも入れました。私どもは様々な事業をするときに、やはり、情報というのは大切にしなければならぬ、正しく認識しなければならぬ。正しい選択をしなければならぬ。そういう意味で、私は、議員に回答、答弁をさせていただいたところであります。

**○13番議員（前之園正和）** 凍結の理由があって、それが解決をしなければ再開にはならないという認識がありながら、観光関連事業者は反対だという認識がありながら、再開をしたということは反対に値しないという認識ということに論理上もなります。

それから、今度は観光業ではなくて、一般市民への説明についてですが、市長は市民の理解も得てきたというふうに、深まったとも言います。事業凍結をした平成28年10月26日以降にみんなと語る会、11月中に12回やったと。ここで、市民の理解を得たということよろしいでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 議会の中で市民への説明、丁寧な説明をすべきだということで、私どもは努力をしてまいりました。5月号の広報紙にも掲載をさせていただきました。人に理解をする場を作るときに集まっていたきたい、かなり苦労します。市民と議会と語る会の中で

も、皆さんはその苦勞というのは分かっているだろうと思います。いかにして理解を深める場を作っていくのか、それは今後ともしなければなりません。あと一つ、私が度々申し上げておりますように、この事業というのは、様々な経緯を経て、このプロジェクトは立ち上げた、ということだけは議員も御理解のとおりだろうと思います。ここに、幾つかそのプロジェクトのときの審議会の様子、委員の様子、そしてどのような形で地域の振興を図るのかという、マスタープランもあります。その中の山川地区は、環境に優しい地熱発電を生かし、再生可能エネルギーなどに関するうんぬんとあります。つまり、これまで山川地区、開聞地区の方々を含めて、指宿が地熱エネルギーを活用して環境に優しいエネルギーとして、あの地域が県内外にも注目されている。そして、その結果、指宿の温泉に影響があったという事実がないとすれば、この事業というのは進めるべきだ、この判断は私は間違っていないと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 11月中に12回開かれたみんなと語る会、市長と語る対話集会ですが、ここで十分な説明をし理解を得たということではないかということ聞いてるんです。

**○市長（豊留悦男）** 多くの方々においでいただきたかったんですが、参加する自由、参加しない自由も保証されております。それが、住民説明会であります。残念なことにこの大きなプロジェクトについては、私どもが予想する参加者は得られませんでした。そこで、私は、今回の市長選でいろいろと市長の政策に反対するという、そういう文言が文章としてありましたので、それだったら説明しようと、市民の判断を仰ごう、それは選挙人としての当然のことです。私はそういう意味で、様々な形で私の施策については、市民の判断が得られるように丁寧に説明して、そして、今回3期目を任せていただいた、そういうことでこの事業というのは解凍して、指宿市民のために、10年後、20年後の観光のために農業のためにやるべきだ、そういう意味で今回解凍した次第であります。

**○13番議員（前之園正和）** 11月中に12回開かれたみんなと語る会で市民の理解を得たのかというと、正面からはなかなか答えないですね。そのことを集約したホームページ上にも語る会の項目があって、そこから入っていけば、地熱発電事業に対する意識ということで掲載がされております。それによれば、つまり、11月に開いた12回のまとめということです。アンケートを採ってそのことが集約されています。地熱発電事業を推進すべきとしたのが、私は38.4%と書いてあるというふうに理解したんですが、そういうことでよろしいでしょうか。ホームページへの記載です。

**○総務部参与（中村孝）** はい、そのとおりでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 今、言ったようにアンケートの集約によれば、地熱発電事業を推進すべきは38.4%、より詳しい説明を求めるが42.3%、凍結をそのままにしておくべきが6.5%、地熱発電事業そのものを推進すべきでないが6.8%となっております。合計で55.6%は地熱発電事業を推進するというに答えていないわけでありまして。地熱発電事業を推進す

べきが38.4%しかないのに、国・県に出す書類には推進すべきが66.5%と記載をしたということでもあります。その論拠としては、より詳しい説明を求めるが42%となっているが、これは賛否不明なので、これを除いて集計したら推進が66.5%になるということです。そういうことでよろしいでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** ホームページでのこの回答の部分なんですけれども、この説明をより詳しく求めるという部分については複数回答でございまして、推進をするべき者もこの中に入っております。それと、反対をする部分もそこに入っております。そのことから、この複数回答の部分を除いて、自然公園法の申請書の中にはですね、そこを推進すべきと推進すべきでないというのをより明確にした方が分かりやすいだろうという形で、そのように集計をし直して提出したものでございます。

**○13番議員（前之園正和）** どのような理由を付けようとも、出た数字をですね、言うならば、恣意的にいじってるってことが言えます。私はその後ですね、統計の取り方、アンケートの集約の仕方というものについて少し調べてみました。興味深かったのは、アンケートの集約、統計の見方について記されたところです。統計は三度嘘を吐くというところがありました。これは、私の私見ではなく、学術として言われていることでもあります。まず、アンケート準備段階の嘘。これは、設問の前に一定の誘導的情報を与えるという手法です。今回の場合も、行政の言う地熱発電のすばらしさを力説してのアンケートではないでしょうか。次に、アンケート実施段階の嘘。例えば、普段パソコンからインターネットを使っていますかという質問を、インターネットでやったらとすれば、当然、はいの答えが多くなります。つまり、語る会に市役所職員が一定数いたとすれば、これと同じということも言えるのではないのでしょうか。そして、三つ目です。アンケート結果の解釈段階の嘘と言うんです。正に、推進すべきは38.4%しかなかったのに、66.5%が推進だというふうに解釈をしている。この学説としての三つの嘘。アンケート準備段階の嘘、実施段階の嘘、解釈段階での嘘。学説的に書かれておりました。このことについてどのようにお考えですか。又は自ら取った態度についてはどのようなようですか。

**○市長（豊留悦男）** 統計については、私のいわば数学の教師としての専門分野でもあります。母数、その他社会情勢によって統計というのは変わってまいります。そして、この統計の在り方というのは、そのときどきで変わるのも事実であります。公平でなくてはなりません。50人参加して、賛成が例えば10人、反対が5人、残りが、申し訳ないです。20人参加して、賛成が10人、反対が5人、残りは意思を示さなかったとなれば、我々はどうそれを捉えるか。10対5であるので、賛成が多かったという採り方の統計もあるのも事実であります。しかし、それは母数いかにあります。私どもは説明の中で、大方このことについては理解をいただいただろうと。なぜ、そういう判断をしたのか。突然、この事業の説明をしたからではないからであります。各地域においては、先ほど申しあげました都市マス、つまり都市計

画マスタープランやいろいろな総合振興計画、その他の中でも、この事業については説明してあるわけでありまして。これに、誘導的な統計、いわゆるその賛否を問うたわけではないと私は思っております。そういう意味で、この事業については市民には分かる努力、賛同していただく努力はした。ところが、残念ながら母数が少ないので、今後解凍するとしたら、何らかの方法でまた理解を深める努力をしたいという意味で、この事業というのはやりたいと言ったのは先ほどと同じであります。

**○13番議員（前之園正和）** 20人いてという話をしましたが、その10対5という理解もできるということでした。正に、そういうことだと思うんです。りんごが好きか嫌いか、どちらでも言えないかという設問を作って、好きも嫌いも30%ずつだった。どちらとも言えないが40%だったと仮にします。これは、りんごが嫌いな人が30%だったというのが、その明確な答え何ですが、りんごが嫌いな人が30%だったにも関わらず、恣意的に表現すれば、先ほど言ったこういう解釈もできるという部分になろうかと思うんですが、嫌いな人が30%だったと言うんですが、恣意的な表現をすればりんごは好きでない人は70%いると言っても間違いではないという論法があるっていうことを言われてるんですよ。それは、誤解を与える。より詳しい説明を求めるという42.3%を除いて集計したというのは、この恣意的な操作と同類だと思うんです。そしてまた、凍結の理由が説明を求めるとというのが、説明しなきゃいけないというのが凍結の理由だった。そして、説明をしてもより詳しい説明を求めるとというのが42.3%ある。まだ、完結してないじゃないですか。何で、そこでより説明を、詳しい説明を求めると言う人を除外してくんですか。母数が足りないと言いながら、一部の部分については削除していくわけじゃないですか。恣意的じゃなくて何なんですか。三つのうち、3番目については今のことも含めて答弁がありました。1番目の準備段階の嘘。これは、るる、言えば推進の立場だけのことが述べられている。そして、実施段階の嘘。これは、市職員が一定数入ってる。これについて、1番と2番について、2番についてはいろいろあると思うんですよ。でも、1番についてはとにかく説明は素晴らしいんですという説明が繰り返されたと思うんです。3番目の解釈段階の嘘。これはもう、逃れようのないことじゃないですか。伺います。

**○市長（豊留悦男）** 言葉というのは大切にしていきたい。嘘という言葉が言われると答弁をする方も、誠意を持って答えたくなくなります。つまり、意思表示をした、しなかったというのは全て反対だということか。全て賛成だということか。それは、意思表示がなかったの、人それぞれでしょう。意思表示がなかった。それを全員がこの反対、説明がないから、同意が得られないから反対だ、これは反対だとカウントすべきだろうとするのか、又は説明をしたら賛成に回るのか。しかし、明らかに右か左か表現をしたその中で、参加者の方々の賛成か反対かというのを判断をするという統計の手法もあります。私どもはこの事業というのはどのような形で進めるべきかということで、地域の説明会をしました。もちろん、その

ためには事前に説明をいたします。こういう事業になり、こういう心配はありません。主催者として、行政として当然のやるべきことであります。こういう心配があります。こういう心配があります。アンケートを採ります。明らかに反対が多くなるのは明白ではないでしょうか。そういう意味で、私どもは事業そのものをやるときに、どういう条件でどういうことが問題になる。そのためにはどのような形で事業を推進するという、それが私は丁寧な説明だと思って、この事業をするときの説明をして、そしてアンケートを採って、その結果、参加した中に明らかに賛成だとした人のその数というのは、丁寧に扱いたいと思って、そのような処理をしたわけであります。

**○13番議員（前之園正和）** 私は、三つの嘘という言葉を使いましたが、冒頭に言いましたように、これは私の私見ということじゃなくて、学術的なものを含めてそういう言われ方をしているという意味で使っております。

それから、今の答弁の中で、統計の手法としてこういうのがあるとか、解釈することもできるとか言うんですね。そしてまた、今言われたのは重要な部分を含んでるんですが、こういう心配がある、こういう心配があるということを言えば、当然、反対が多くなるでしょうと言われてるんですよ。ということは、こういうふうにご利用できるんです、すばらしいんですということを繰り返してアンケート採れば、当然、賛成者が多くなるっていうことを自ら認めてるんじゃないですか、どうですか。

**○市長（豊留悦男）** いわば、事業を推進するという方に立ってみれば、安全性を強調しながら、そして、その事業のメリットを示しながら賛同を得るというのは、これ極当然であります。正しく、事業の在り方、事前の統計に至るまでの過程というのは、議員が幾つかの観点で統計の隠れた、いわゆる隠れた部分と、私は嘘とは言いませんけれども、そういう部分というのはあるけれども、私どもは、そういう形で、統計、いわゆるアンケートを採った結果については、表明をした方々の中の賛同者の部分というのを大切に、この事業というのは進めようと思ったわけであります。

**○13番議員（前之園正和）** 少なくとも、説明をしても理解を得たということにはなっていない、引き続き説明を求めたいという声が多数だと。そして、それは除外して集計されたということだけははっきりしております。言ってみれば、いろんな集計の仕方がある、手法があるという中で、そういう道を選んだ。心配だ、心配だという前提でアンケートを採れば反対が多くなるでしょう、そのことはすばらしいんだ、いいんだと言ってアンケートを採れば賛成が多くなるということを知っていることじゃないでしょうか。

それから、もう一つの再開に向けての理由として、市長選で審判を受けたというふうに言っております。公約にして掲げたとも今も言っておりますが、3月議会での一般質問で、市長は、選挙広報や法定ビラには書いてないが、後援会用のチラシ、後援会討議資料に明記していると答えました。また、6月議会総務委員会においては、後援会討議資料も含めて市民

に訴えてきた。選挙活動の一つとして認識していると答弁しました。これは、市長の認識と一致しておりますでしょうか。

○市長（豊留悦男） そのとおりであります。

○13番議員（前之園正和） それから、後援会用のチラシ、後援会討議資料の配布時期ですが、これは現に後援会であるところだけではなく、後援会に入ってもらいたいというところにも当然配布されると思うんですが、市長選挙の告示日以前から地域配布されていたのではないかなと思うんですが、そのことはどうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 後援会資料というのは、そういう類の資料だと思っております。つまり、立候補する前に、どのような考え方をあなたは持っているのか、市長として。それは、市民に広報する。ここにいらっしゃる議員の皆さんもそうだろうと思います。後援会資料、ハガキであれ、いろんなものであれ、やはり、事前に1人の豊留という男がどういう形で市長になりたいと言っているのか、それは市民に資料であれ、口頭であれ、説明する必要があると私は思っておりますので、このことについては問題と言いますか、それがどうのこうのというふうには私は捉えておりません。

○13番議員（前之園正和） 後援会討議資料も選挙活動の一つとして認識していると認めました。それから、市長選挙の告示日以前に選挙活動の一つとして認識したものを配布してるといことも認めました。後援会用のチラシ、これは政治活動であります。これが、選挙活動の一つであるという認識を示したわけですが、政治活動はあらゆる政治的活動のうち、選挙活動を除くものとされています。しかし、選挙活動の中に政治活動を含むという認識は公職選挙法に違反をするという疑いが濃厚であります。これは、所管する部長はどのようにお考えますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 選挙活動と後援会活動、いわゆる、なぜ後援会活動とするのか、議員が一番お分かりだろうと思います。各政治団体の活動としては、政治活動は団体としてやることもたくさんあります。しかし、この事業、いわゆる、選挙における後援会の資料というのは、選挙活動としてできないから、事前に後援会活動として様々な場で配布し理解をいただく、その手法の一つであります。それが、後援会活動イコール選挙活動、そういうふうなことは、ここにいらっしゃる議員の方も誰一人としてそう思っていないはずです。私もそのようには捉えておりません。

○13番議員（前之園正和） 後援会討議資料も含めて市民に訴えてきた。この後援会討議資料、政治活動の一つです。これも、選挙活動の一つとして認識していると認めたのは市長じゃないですか。

○市長（豊留悦男） それは、解釈の違いだと思いますよ。後援会の活動の資料が選挙活動だと言って出す人がおりますか。当たり前のことでしょう、それ。公職選挙法が分からないで選挙に立候補しますか。そういう意味で、わざわざ後援会資料とする意味はそこにあるわけで

あります。それを、選挙活動うんぬんという、その論点というのは違うと思います。

**○13番議員（前之園正和）** 政治活動と選挙活動を分離して考えていると。政治活動ではこうだと、これではこうだと、別のものだと言うんだったらそれですよ。でも、言われたのは政治活動が選挙活動の一つという認識を示されたんです。だから、言ってるんですよ。

それから、その後援会活動資料、選挙活動の一つとして認識している政治活動である後援会討議資料の配布について、これは告示日前から撒いたと言ってるんです。公職選挙法では立候補届が受理されてから、投票日の前日までしか選挙活動はできないんです。ところが、選挙活動の一環として位置付けている政治活動である討議資料が告示日以前に撒かれていると、これも公職選挙法違反ではないかという濃厚な見方ができるんです、どうですか。

**○市長（豊留悦男）** それはやはり、議員の解釈の違いだと思います。私は、選挙活動、後援会活動と一緒にとは言っておりません。私が、市長としてどういう考えを持っているのか、そういうのを後援会を通じて、多くの方々に分かっていたかかないと、どんな事業して何をやるのかというのが分からない以上は次の市長として指宿市政を担うに当たっては、いろんな方々の意見をいただかなきゃならないので、そういうふうに行っているわけでありまして。それだったら、わざわざ後援会活動資料という、そういうことには書かないと思います。

**○13番議員（前之園正和）** ですから、政治活動と選挙活動は別に考えてやってるという答えであれば何も言わないんですよ。政治活動が選挙活動の一つとして認識してるという明確な答弁があったから私は言ってるんです。政治活動と選挙活動は分離して、分けて考えてますという答えであれば、何もこういうふうに話は発展しませんよ。

そしてまた、このことはですね、何が何でも地熱発電を進めていこうということが根底にあったことというふうに思うわけですが、そのやり方に関係をしますので伺うわけですが、昨日・今日とですね、当時100条委員会の設置を求めて解明すべきじゃないかという話があって、そして、議員提案で議案が出されて、結果、最終本会議では否決ということになったわけですが、その前にですね、副市長をはじめ行政の主だった人がですね、議員宅を回って100条委員会設置にはそうならないようにっていう働き掛けをしたということが明らかになって、副市長もお詫びをした。そういう中でですよ、この100条委員会の設置が議論される時にまで、まだ暗躍と言っても過言ではないと思うのですが、特定の執行部の方と議員の方が9項目とかおっしゃいましたかね、覚書とは書いてはないですが、約束の確認の文章を議員の方が作って、これを執行部の方が書き換えたのか、受け取ったのか、よく聞き取れなかったんですが、認識はしてると。そういう約束が付いたということで、その100条委員会の設置を求める提案者であった当時の議員が本会議で否決の方に回ったと。これは、約束をされたその9項目について合意がなされたからと、そういう態度を取ったんじゃないですか。そしてまた、副市長は執行部の誰と議員の誰がやったのかは記憶にないとおっしゃいましたが、中身については存在を認めてるわけですから、それでもまだ、執行部が誰だったの

か、議員の側が誰だったのか、思い出さないんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 文書があったことは記憶しております。その内容の項目が今おっしゃられた項目、11項目だったですかね、その項目については記憶に残っていません。それと、その文章を浄書したのは職員がしていたことも記憶はしております。ただ、採決に当たっては議員個人個人が採決権、いわゆる議決権を持っているので、議員の良識の判断の中で行われたものと私は認識しております。

**○13番議員（前之園正和）** 議員の方がこういうことをしてほしいということで、それならば100条委員会の設置に提案をしたけど、自分も反対をするということを述べてあるわけです、中にですね。そして、当日取った態度は提案をした議員だったんだけど、本会議では反対をしたわけですから、合意が取れたというふうに議員の側は取ったわけですよ。合意というのは片方の思い込みじゃ駄目なんですね。それでいいですね、いいですよってことができて合意ですから、それが前提でそういう立場を当時の議員は取ったわけですから。これは、執行部においても副市長だったのか、ほかの誰だったのかは分かりませんが、副市長が知らないで、ほかの部長がってことはあり得ないと思うんですけども、その条件が整ったと、言い方を変えれば承諾をしたと、だからああいう本会議の対応になったと思うんですが、違いますか。合意はしてないんですか、してるんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほども申し上げましたけども、本会議での議決権というのは執行部は全く持っているわけではありません。議員の方々のそれは与えられた権利だと思います。その権利をもって、どのように判断されるかは議員の方々の裁量権の中で行われるべきであって、私ども執行部がそれに対してうんぬんということは全く考えていないところであります。

**○13番議員（前之園正和）** 執行部が関与すべきでない、議会の独自の判断でやるべきだということをおっしゃってるんですね、それはもちろんそうです。にもかかわらず介入してるから問題なんですよ。こういうものについて合意が得るならば、100条委員の設置を求めたけれども、それに反対しますということで議員の側が作った、それを浄書した。共通認識になっているわけです、その内容については。それで、議員の方が自主的とおっしゃいますけど、約束が付いたから反対に回ったわけでしょ。そのことを言うんです。執行部が関与しない議員の裁量だからって。そういうものを持ってきたときに、何言ってるんですかと、自主的に判断してくださいと、浄書も何もないですよ、何言ってるんですか、それで、そんなのと。持ち込まないでくださいというのが本当でしょ。協議をし、合意に達したというのが事実じゃないですか。否定をするんですか。承諾をしたのかしないのか、協議をしたのかしないのか、協議をしたかしないか、合意をしたかしないか。

**○副市長（佐藤寛）** 議員の作成したものを職員が浄書したことは記憶しております。あと、議会の中で賛成、反対、そういった議決権の行使については、一切そのようなことはやってな

いとは思っております。そうした記憶も残っておりません。

**○13番議員（前之園正和）** 議員から受け取って浄書したっていうんですから、協議したこと自体は認めてるんだと思うんですよ。合意をしたのかしないのかについては、議員の自主的な判断だとおっしゃって答えようとしな。約束が付かなければ、議員の方が態度を変えるわけじゃないじゃないですか。合意をしたのかしないのか。詳しい数字を聞いてるわけじゃないんですよ、重大な柱を聞いてるんですよ。合意があったのか、なかったのか。今、副市長が答えてますけど、最高責任者としてそれぐらいの重大な岐路の一面ですから、市長も知らないわけがないんです。市長の方も答えてください。

**○市長（豊留悦男）** 先ほども申し上げました。100条委員会という意義を考えて、それは行政とやるべきは、その設置というのは避けていただきたいというのは、私どもも議会も同じ考え方じゃないでしょうか。一応、これだけ答えて、後ほど反問権を使わしてください。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの反問については、これを許可いたします。

**○市長（豊留悦男）** そもそも、100条委員会の問題が今、議員からる質問をいただいております。議員は地熱発電に対する議員の考え方、地熱発電そのものに反対なのか、やり方、手法が反対なのか。手法が反対だとしたら、100条委員会、その他これまでの議会の経緯、それを質問していただくのは結構だろうと思います。やはり、この地熱発電を議員はどう考えているのか。私が先ほど申し上げました、原発ゼロで生まれ変わる日本。我々はこれを大切にした事業としてやっているわけでありまして。ですから、事業そのものが反対だとすれば、自ずと私どもの答弁の方向性というものを考えなければならないと思います。この点はいかがでしょうか。

**○議長（福永徳郎）** 議員、反問についての回答をお願いします。

（発言する者あり）

**○13番議員（前之園正和）** 反問権に答えます。私が地熱発電に賛成か反対かということについては、以前から一つの考えを持っております。それは、今、原発の危険性が言われる中で、自然、再生可能エネルギーという点では大きな将来性を持っているというふうに思うし、原発に替わるべき大きな柱ではあろうという認識は持っております。そういうことからして、地熱発電全て駄目という前提ではありません。しかし、この今心配されているような、既存泉源への影響とか環境への影響とかいうことを心配してる業者の方、あるいは、市民の方がいらっしゃる。ですから、進めるにしても地域の理解、住民の理解、そして観光業に携わる人たちの理解、こういうものが前提となつて、それがクリアしたときに地熱発電がゴーサインということになるのではないかと。ですから、私は、最初から反対とかいうものではありません。その前提となる地域の合意、関係者の合意、それが前提だということをおっしゃるわけですね。そのために、行政が一定のことを言うのは当然あるでしょう。ところが、今やってるのは業者が反対をしても、それは言えば取り合わないってことですよ。反対のため

の反対だからと、言ってみれば。そして、説明会をして、もっと聞きたいというのは、これは除外をして集計をすると。強引さが目立つ。そして、議会の自主性に対しても100条委員会の設置を巡る、その時点も含めてですよ、介入をし100条委を作らないようなことで議員宅を訪ねる、そして今、私が言ってる、こういう直前になってまでも100条委を阻止するためにやってるということは、もってのほかじゃないかと。市民の合意があつてこそやる、関係者の合意があつてからやるという立場に立つならば、私は、地熱、根本的に反対っていうわけではありません。そのことを申し上げておきます。

○議長（福永徳郎） 今の答弁、よろしいですか。反問権の答弁については。

○市長（豊留悦男） はい、十分理解できました。反問権について理解をしたっていうことですよ。

○議長（福永徳郎） 答弁を、市長、今の反問権についての答弁をしてください。

○市長（豊留悦男） はい、地熱発電に関わる議員の考え、そして、質問の意図というのを理解をいたしました。

○13番議員（前之園正和） 今、やり合っていた話ですけど、昨日から出ているその文書のこと。議員の方が持って来て浄書したと、だから、協議はしてることは認めてる。内容については議員が自主的に判断すべきだということで、合意をしたのかしないのかは明確に答ええない。議員の側がああいう態度を変えたということは、了解があったからということですよ。これ、一般的な解釈じゃなくて、事実がそうだと思うんです。それでも、合意があったのかなかったかは答ええないんですか。自主的っていうことは合意はしてないってことに理解していいんですか。

○副市長（佐藤寛） 先ほどもお答えしましたとおり、議員の依頼により職員が浄書した。そういった記憶が残ってるっていうことでございます。

○13番議員（前之園正和） ですから、合意はしてないってことなんですか聞いてるんです。明確に答えてくださいよ。

○副市長（佐藤寛） 先ほど答弁したとおりでございます。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） 副市長、明確にお答えください。

○副市長（佐藤寛） 当時の記憶が残ってないから、そのように答えてることでございます。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時18分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○副市長（佐藤寛） 記憶に残っておりませんので、答えることはできません。

○13番議員（前之園正和） 今のやり取り，100条委設置の賛否に関して，市長も承知をしてたということを含めて，私の手元に書類があります。市長はこのやり取りについて知っていたかどうか。知っていたということになってるんですが。

○議長（福永徳郎） 時間がきましたので，すいませんがこれで終わりたいと思います。

（発言する者あり）

○市長（豊留悦男） 副市長と同じでございます。

（発言する者あり）

○市長（豊留悦男） そのことについては，具体的な内容，今見ておりませんので，知っていたかどうかって言うことに明確に答えることができないところであります。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） 次は，高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） はい。

○議長（福永徳郎） 暫時，休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時21分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行します。

○16番議員（高田チヨ子） 皆様，こんにちは。公明党の高田チヨ子です。6月5日は環境の日，そして，6月は環境月間です。この環境の日は，1972年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められ，6月は環境月間と定められたそうです。本市でもクールアースデイの啓発や緑のカーテンの導入を推進するなど，一貫してCO<sub>2</sub>削減に取り組み，エコカー減税やLED化など温暖化対策を推し進めてきています。これからも更に推進して行ってほしいと思います。

また，18日に起こりました大阪北部の地震でお亡くなりになりました方の御冥福をお祈りいたしますとともに，被災者の方々に心よりお見舞い申し上げます。この地震で小学3年生の娘がブロック塀の下敷きになりお亡くなりになりました。親御さんや関係者の方々のお気持ちはいかばかりかと胸を締め付けられてなりません。災害はいつ，どこで起こるか分からないということを実感させられました。指宿市も昨日から雨が降り続いています。崖崩れもあったとのこと。子供から高齢者まで市民の皆様が安全で安心して生活できるように，住みやすいまちづくりを目指すことが大事だと思います。

それでは，通告に基づき一般質問を行います。

はじめに，安心・安全な生活を送るために，デマンド交通についてお伺いいたします。現在，本市では市内循環バス，イッシーバスが運行されています。市としても検討に検討を重ねて今回の運行になったことは承知しています。しかし，本当に市民の皆様が利用しやすい，使い勝手のよい運行になっているのでしょうか。そこで，お伺いいたします。改めてイ

ッシーバスの現状と今後の計画についてお伺いいたします。

2点目に、9月が防災月間になっていますが、一足早く防災月間についてお伺いいたします。大阪北部で起きた地震のニュースを見て、阪神淡路大震災を思い起こしました。すぐに、大阪にいる息子や親戚に電話をしましたが、携帯電話はつながりましたが、固定電話はつながりませんでした。翌日になって、全員無事だということが分かり、ほっとしたところでした。くしくも、本市では先日、県主催による防災訓練が行われました。私も開聞の訓練の様子を少しでも見てみたいと思い、行ってみました。規模の大きさに流石、県の主催だなと思ったところです。そこで、お伺いいたします。この県の主催で行われた防災訓練の成果はどうだったのでしょうか、お伺いいたします。

3点目に、予防接種についてお伺いいたします。子供が受ける予防接種がたくさんありますが、全ての子供さんが受けているのでしょうか。本市の予防接種の現状についてお伺いいたします。

4点目に、本市の地域猫、野猫対策について、現状をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 4点ほど御質問をいただきました。私の方では2番目の防災訓練の成果等について答弁をさせていただきます。

5月27日に実施されました、平成30年度、鹿児島県総合防災訓練は、自衛隊、海上保安本部、九州地方整備局、地元の建設業組合、医師会、関係79機関、約1,500人の参加の下、大規模災害の発生を想定した、多種多様な訓練を実施してきたところでございます。その中でも、津波の避難訓練については、市内沿岸地域約1千人の住民参加の下、各地域で決めた高台までの避難訓練を実施し、避難経路等の確認ができたと考えております。また、開聞総合体育館での避難所設置・運営訓練については、関係部署の職員が主体的に役割を担い、訓練を実施しました。これらのことから、実動的で実行性の高い訓練ができ、十分な成果が得られたと考えております。

以下の質問については関係部長等が答弁をいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** 市内循環バスとして運行しているイッシーバスの利用と、今後の計画についてお尋ねでございますが、イッシーバスは現在、市内4路線を運行をしております。平成29年度におけるそれぞれの乗車人数は小牧・岩本・宮ヶ浜線が6,730人、池田・東方線が5,184人、尾下・鰻・成川線が3,029人、開聞・徳光・成川線が6,664人で、合計2万1,607人となっております。また、1便当たりの乗車人数につきましては、8.6人でありました。平成28年度の乗車人数の合計は、2万2,278人で、671人の減少となっております。なお、1便当たりの乗車人数は8.9人でした。利用者数の傾向といたしましては、4路線のうち、山川・開聞地域内を運行する2路線は減少しており、指宿地域内を運行する2路線は横ばいの状況であります。市では、イッシーバスの見直しを含め、将来的な公共交通の在り方を

検討する、新たな公共交通体系の構築に取り組んでおりまして、昨年度は、現在の公共交通の利用状況や将来の人口予測による交通需要などの調査・分析業務も実施いたしました。その調査で得られた課題として、バス停から300m以上離れている公共交通空白地があることや、民間の路線バスとイッシーバスの路線が重複していること、長距離の運行路線があり、長時間乗車を強いられること、雇用情勢の悪化でバスの運転手が不足していることなどが、改めて浮き彫りになったところであります。これらの課題を踏まえ、今年度の委託業務として、新たな公共交通体系の計画を策定するに当たり、各交通機関と連携した公共交通体系や、利用者の利便性への配慮、将来にわたる持続性などを考慮し、今年度は、具体的な運行方法や運行ルート、利用料金などを検討していくことにいたしております。

**○健康福祉部長（山口保）** 子供の予防接種につきましては、重症化予防と感染予防を目的に、国の予防接種法に基づき、実施しているところでございます。お尋ねの小児の予防接種の現状でございますが、ヒブ小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん、風疹など定期接種として実施しており、接種率は80%前後となっております。定期接種以外では、インフルエンザ予防接種を実施しており、全体で50%弱の接種率となっているところでございます。

**○市民生活部長（上田薫）** 本市の野良猫対策の現状につきましては、猫の糞害や餌付けに対する苦情等があった場合は、野良猫が近づかないような対策の情報提供や保健所と連携を図り、餌付けをしないよう訪問指導を行っているところでございます。なお、多頭飼育について、飼育困難になった場合や子猫など自力で生きていくことができないと確認された場合は、保護猫として保健所で保護してもらうなどの対応を取っているところでございます。また、猫の糞害マナーの看板設置や適正飼養、譲渡会について、広報紙やポスター掲示等で啓発活動を行っておりますが、飼い主のいない猫も多いことから、対応に苦慮しているのが現状でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問に入ります。

まず、デマンド交通について伺います。今、答弁をしていただきました。本当に市としても一生懸命取り組んでくださっているんだということはよく分かります。でも、これで本当に市民の皆様が使い勝手がいいと思っているのか、また、本当に利用しやすいと思っているのか。周辺地域の方たちはどうでしょうか。また、市街地の方たちもどう考えているのでしょうか。開聞・山川、そして池田方面の方々は、どんなふうに思っているのでしょうか。さらに、このイッシーバスを利用する方は高齢者の方が多いと思います。その高齢者の方々がどう考えているんだろうかと考えていくと、まだまだ市民のニーズには応えていないのではないかと、そういうふうに思います。先ほど、長距離乗るという方、答弁もありましたが、開聞から来ると2時間ぐらい乗ってる、そういう方もいらっしゃるということも聞きました。2時間もバスに乗っていると、もしおトイレに行きたくなったりとか、そ

うときには非常に困ります。バスに乗って来ても、時間的な問題、また、目的地に行くのに限りがある。帰りのバスの時間に合わせるためには、長時間待たなければならない。そうかと言って、タクシーで帰る、そういうことも料金を考えると難しい。いろんな問題があるのではないかと。そういうふうに思います。これは、開聞の皆様だけでなく、池田から来られる方々、山川の方、そして指宿市内の方でも困っていることは同じではないでしょうか。このことについてはどうお考えでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** 昨年度、アンケート調査を、調査分析業務委託をいたしました。その中でも、いろいろな課題が出ております。やはり、今のイッシーバスが全てではないと考えております。この分析を基に、今年度につきましては更にこの計画を策定して、高齢者の方や市民の方が利用しやすい体系を策定をしていきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 5月16日に、文教厚生委員会で埼玉県白岡市に所管事務調査に行っていました。そこでは、デマンド交通、乗り合いタクシーを実施していました。実は、ここ白岡市でも、平成11年から運行を開始した循環バスを、運行経費や利用状況などを勘案して、平成19年3月をもって廃止したという経緯がありました。この乗り合いタクシーを導入するまでにアンケート調査や検討会を何回も何回も重ねて、その結果、交通弱者の方の個別の需要に対応できるデマンド交通の構築を目指すという基本目標の下、現在の乗り合いタクシーの運行が決まったということでした。昨日のM新聞に鹿児島市議会でのデマンド交通に対する一般質問に対して、松元・平田・喜入・瀬々串で乗り合いタクシーを利用することを検討するという記事が載っていました。本市でも周辺地域の方はもちろん、市民の皆様全ての方たちが利用しやすいようなデマンド交通の運行を考えてみてはどうでしょうか。また、高齢者の方々の車の代わりの足になるようにしてあげられたら喜ばれると思いますが、このことはどうお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** デマンド型交通につきましては、事前予約制とすることで、空車をなくしたり、効率よく利用者をお迎えに行ったりすることが一番のメリットと考えております。また、道幅の狭い地域や、主要道路や集合地から離れた交通空白地域などへは、例えば、5人乗りのセダンや10人乗りのワゴン車など、車両が通行しやすいこともあり、大きなバスより効率的に運行できる可能性があります。このデマンド型交通は便利さもありますが、タクシー事業者に運行を委託することが多いことから、長い距離を運行するとすると経費も高くなると聞いております。市といたしましては、将来的な財政負担を考慮した上で、路線バスや巡回バス、小型車両によるデマンド型交通を組み合わせるなど、持続可能な交通体系の構築を検討してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** どうしても循環バスだと限られた場所に、そこに行かないといけない。そしてまた、目的地が離れていても、降りる場所も決められている。そういうところで、なかなか思うように利用しにくいっていうのもあると思います。本当に高齢者の方たち

は、もう一生懸命歩いていくんだけれども、大変な思いをしてるんじゃないかなって、そういうふうに思います。市長、このことに関して、どうでしょうか。是非、この乗り合いタクシー、デマンド交通を、今、部長の方からもお答えがありました。何とか指宿でも取り上げていただけたらありがたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 正しく、議員の御指摘のとおりであります。東京出張の折、2時間ぐらい時間がありましたので、墨田区の循環バスに乗りました。秘書係の主幹と一緒に利用させていただきました。びっくりしました。それは、この循環バスの利用の形態とその運行計画であります。循環バスに1人、高齢者のための補助員が乗っておりまして、止まる場所も大きな商店街の真ん中、医療機関のところ、市民センターのところ、正しくみんなが利用するであろうということが停留所になっておりました。しかも、降りるときには必ず支援員が降りて物を降ろしてくれる。そして、この支援員は荷物も持って上がってくれる。たまたま、私、その墨田区の循環バスに乗ったんですけど、将来、指宿もこういうふうにしなればならないなと思いました。つまり、バス停までどういう方向で来るのかというのもつぶさに見てまいりました。今、担当課を含め将来的な公共交通の在り方を検討する時期でもある。そして、新たな公共交通体系の構築に取り組まなければなりません。その中では、いわゆるイッシーバスと共に、交通弱者に対する、今御指摘のあったそういうデマンド交通の在り方も含めて、取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。早急にこの新たな交通体系を考えたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、交通弱者の気持ちに添えるように、計画を立てていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、防災月間についてお伺いいたします。くしくも大阪で震度6弱の地震が起こり、とても驚きました。それと同時に、いつでも災害に対応できるようにしておく必要がある、そういうふうに痛感したところでもあります。災害はいつ起こるか分かりません。最近では桜島も頻繁に爆発しているようでもありますし、本当に私たちは指宿だから安心ということは絶対に考えられない、そういうふうに思っているところでもあります。防災訓練の会場に、これは県の、この前行われた防災訓練の会場に行ったときですけれども、段ボールで造った簡易トイレがありました。本当に、段ボールで造ってるトイレってどんなもんなんだろうって思っていたんですが、とってもすばらしいものでした。災害時に一番困るのは、水の問題とトイレだと思います。私は、この段ボールトイレに座ってみてくださいと言われたので、えっいいんですかという感じで座らせていただきました。どうなのかなと思っていたんですけど、とっても座り心地が良かったです。そして、終わった後には、底にちゃんとビニールがしてあって、そこで600ccぐらい尿を溜められるシートが敷いてあって、そのシートがその尿を吸い込む。それで、いっぱいになったらそのビニールを外して、ぎゅっと絞って燃えるごみに捨てることのできるんですよって、そういう説明を受けました。本当に、この段ボールトイ

レだったら安定感もあるし清潔感もあるなって、汚くないな、そういうふうに思いました。  
この段ボールトイレについて、市としてはどのようにお考えでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 災害の発生時に問題視される一つが、排泄物の処理だと思います。避難の長期化、上下水道等、インフラの欠損を想定すると、トイレの利用、それから、排泄物の適切な処理が感染症の予防の観点からも重要だと思います。今回の防災訓練においても、段ボールトイレの製作実演が行われ、多くの方が見学をされておりました。改めて、トイレの問題についての認識を深めたということでもあります。

**○16番議員（高田チヨ子）** では、この段ボールトイレを各公民館とか施設とかに備品として置いておくことはできないのか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 今回の訓練でも製作実演が行われた段ボールトイレについては、市販されたものではなく、一般的な段ボールを加工し、製作を行っていたところでございます。製作方法も複雑ではないことから、今後、自主防災組織等の訓練時にこの製作方法を紹介して、みんなで作れるというふうな形を考えているところでございます。各公民館や施設への段ボールトイレの設置につきましては、使用をする際に隔離したスペースが必要だと、見えないうふうなというふうなスペースも必要となることから、まずは蓄便袋、さっき議員がおっしゃいました便を入れる袋、それから、それを固める凝固剤を配備をして、既設のトイレを使用することについて、まず、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 本当に、トイレの問題が一番切実な問題だと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、県主催や市主催の防災訓練は行われているんですけども、果たしてそれだけで大丈夫なんでしょうか。それぞれの地域で自主防災訓練を行うことが大事だと思います。どんなに大きな場所でも地元でやらなければ、全然、災害が起きたときに役に立たない、そういうふうには私思うんです。それで、この地域で行うことが大事だと思うんですけど、このことについてはどうお考えでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 防災、減災のためには自助、自分の命は自分で守る。それから、共助、隣近所が助け合って地域の安全を守る。それから、公助、これは行政による救助、支援のことですけど、この自助、共助、公助の取組が連携することが重要だと考えております。市としましては、共助の中核を担う自主防災組織の重要性を認識をしております。平成27年度から防災士の資格を有する嘱託職員を雇用しまして、各地区において説明会並びに防災講話等を実施し、自主防災組織の活性化、組織化の取組を進めてきているところでございます。また、組織化できた地区については自主防災組織、それから消防団、消防署と連携をし、地区独自の訓練についても取り組んでいるところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 本当に、この自主防災訓練、非常に大事なことだと思います。地域が率先して行えるようにするためには、市としてどのように広めていけばいいとお思いで

しょうか。市民の皆様の命を守る上から、とっても大事なことだと思いますので、これを進めていくために市としてどうしていくかっていうことをお聞きしたいと思います。

**○総務部長（有留茂人）** 市では、自主防災組織活性化基本計画というものを作って、先ほど27年度から職員を雇用してやってるわけですけども、特に28年、29年については、各地区を回って説明会を開いて、自主防災組織の重要性を説明会等を開いてきたところです。その説明会等を開いた上で、新たに自主防災組織を設置したり、また、その強化したりして取組をやってきているところがございます。また、訓練等についても、その自主防災組織の先ずは、まずは作ってから、それから、それを持効性のあるものにといいことで訓練の方法についても、今後は検討していきたいというふうなことで、訓練をするようにまた働き掛けていきたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、自主防災組織のお話を進めてきてるっていいことだったんですけど、本当にそれをやった地域がありますか。

**○総務部長（有留茂人）** 平成30年3月1日現在ですけども、指宿地域に87地区中、73地区で組織をされております。また、山川地域、開聞地域では全ての区で組織をされておまして、組織率とすれば、この自主防災組織の組織率は92.3%となっているところです。

**○16番議員（高田チヨ子）** たくさんのところが、多くの場所が自主防災組織は今、作られたということですね。今度は作られたその組織を、現実に訓練をする、そういうことが大事だと思います。その訓練をするまでに、やっぱり、市としてこういうふうにするんだよっていうのも、教えていかないといけないんじゃないかなと思いますので、それは今からなんでしょう。

**○総務部長（有留茂人）** 市としまして、危機管理課を中心に訓練の実施もお願いをしてるところです。平成27年度には6地区、それから、平成28年度に8地区、29年度に10地区の訓練に市としても危機管理課を中心に参加をさせていただいております。また、防災講話等も実施をしております。平成29年度においては、35の地区及び小学校、職場等で防災の講話等も実施をしております。その中でも、やはり、自助、共助、公助というこの連携を図っての防災というのが大事だというふうなこともお話をさせていただいておりますし、特に、この共助というのは今までの大災害を見ても、この共助が働いたところは、その地域住民の方々が隣近所で助け合ってますね、救助をしたというのが報告されていますので、その大切さを訴えていきたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 私が住んでる弥次ヶ湯地区でも1回だけ、浩然会病院の方と連携して避難訓練をしたことがありました。本当に、実際にやってみると、こんなにしないといけないんだなっていうのがよく分かります。でも、1回だけでしたので、これからもやっぱり続けていかないといけないのかなって、そんなふうに思っております。今、30地区ぐらいということでしたけれども、もっともっとほかの地域も、できれば年に1回ぐらいはそうい

う避難訓練，防災訓練をすることが大事ではないかと思ひます。このことは市長，どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 地域でどのように安全を確保するか，これが大災害が起きたときの第一義的な大切な要素であろうと思ひます。今回，大阪の北部で大震災が起きました。ブロックであるような悲惨な事故が起きましたので，我が地域ではどうなのかということをおも考へました。私の住んでる大牟礼地域にはそういうのはありませんけれども，実家のある宮地域，実家をこう考へたときに，我が実家のブロックは大丈夫だろうかということをおも最初におも考へました。明らかに，あのような地震が起きたら崩れるだろうと，それは容易に予想できることでした。つまり，地域においてどういうところが危険があるのか，そして，そのためにおもどうしたらいいのかということ，子ども会等で行っておりますKYT，危険予知トレーニングという，それを地域でありながら，こういう災害が起きたときにはここは危ない，こういう災害が起きるといふ，そういう訓練を子ども会や地域PTAや高齢者クラブのいろんな話し合ひの場や，そういうのを年次計画の中ですべきだなというのを思ひました。今後，やはり，この防災訓練，地域における防災訓練，その指針も作らなければならないと。ただ，地域によってその実情は違ひますので，崖崩れの危険性がある，ブロックの倒壊がある，川がある，様々な危険が予知できますので，その危険予知，トレーニングを子どもも高齢者もおも一緒になつて行えるような体制を作りたいと思ひます。もちろん，大牟礼地区にも自主防災訓練はあるわけでおもございますけれども，私の住んでる大牟礼地区と私の実家である宮地区を比べたときに，どのような災害が予想できるのか，それを今回の地震を参考にして私の考へを述べさせておもいただきました。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお願ひいたします。

それでは，以前，私が牽引式補助装置ということについて質問をしておもいましたが，市として購入されたということをお聞きしました。この補助装置を使つてみたことがおもありますでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 牽引式車イス補助装置につきては，昨年度指宿市の方でも2台購入をしておもいるところでおもございます。訓練についてはまだ使用をしておもいませんが，毎年，市や福祉施設，自主防災組織等による防災訓練を実施しておもいますので，今後，訓練等で活用し，市民の皆さんや福祉施設等へ広く周知をしておもいきたいと考へておもいます。

**○16番議員（高田チヨ子）** この牽引式補助装置を使つると，本当に不自由な方を助けるのにおもすぐ役に立つ。普通の車イスだと押していくタイプなので，ちょっと段差があつたり，ちょっと坂になつたりとすると，本当に押しておもいけない。そういうところがおもあります。でも，この牽引式補助装置だと，後ろに付いてるので，引っ張つて行けばいいですので，簡単な段差とか，ちょっとぐらのおもの上り坂とか，そういうところでも自由に乗せておもいことができる。だから，施設でおも入所して足の不自由な方とか，高齢者の方とか，そういう方たちを助けて

あげるのにはすごく役に立つ、そういうことも聞いております。それで、この福祉施設に入所されている方の避難対策として、この牽引式補助装置を使わしてあげるといいのではないかと思うんですけど、また、福祉施設に入所している方だけではなく、自宅で介護されている方もいらっしゃるよね。そういう方たちを何かあったときに、いざというときにすぐ助けてあげられるように、この牽引式補助装置を使う。そういうことが大事ではないかなと思うんですけども、この補助装置を使うということに対してはどのようにお考えでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 牽引式の車イス補助装置につきましては、今前でこう引く方、それから、それが後ろで倒れないように車イスを補助する方ということで、補助の方も数名必要だと思います。そういうことから、そういう補助をされる方々がいるというのが前提になるわけですけど、荒れた道路やバリアフリー対策、それから、そういう段差のあるところなどで移動をするというのが容易にできるという装置であると認識をしておりますので、今、普及とか、こういうものがありますよというふうなものの周知を図っていきたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 普及の方は一生懸命していただけるということですけども、あとは、この施設の方々が実際にこの牽引式、イス式補助装置を購入するとしたら、やっぱり経費が掛かることになるわけですよね。それを購入するとしたときのために、少しでも市として助成することはできないのか、その点についてはどうお考えでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 市としましても、去年購入をして実際その訓練等でもまだ使用をしておりますので、今後の訓練等については、その使用もしていきたいと思っております。助成につきましては、そういうふうな今後の防災訓練等で使用し、使用状況、それから、利便性等を見極めた上で、その市民の声も聴きながら判断をしていきたいというふうに思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、よろしく願いいたします。

それでは、3点目の予防接種についてお伺いいたします。先ほどの答弁でワクチンを接種している方が80%ということでした。あとの20%の子供たちはワクチンを接種しているのでしょうか。100%接種されるようになっているのでしょうか。

**○健康福祉部長（山口保）** 小児の予防接種の現状ですが、先ほどお答えいたしました、定期接種の接種率は80%前後ということになっております。

（発言する者あり）

**○健康福祉部長（山口保）** 20%は受けていないとしております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 80%が接種していて、後の20%はしていないということですが、ちょっと心配かなって思いがありましたのでお聞きしました。受けるまで推進をしていくのが大事なかなと思ったので、質問をさせていただいたところです。

それでは、ロタウイルスについてお伺いいたします。2・3年ぐらい前からロタウイルスと

いう病名を耳にするようになりました。私も最初、このロタウイルスというのを聞いたときに、何なんだろうと思ったんですけども、子供たちが非常にかかりやすい病気だということでした。このロタウイルスについて、どのような症状があるのでしょうか、お聞かせください。

**○健康福祉部長（山口保）** 小児の感染性胃腸炎の一つに、ロタウイルス胃腸炎があります。ロタウイルス胃腸炎は、乳幼児期にかかりやすい病気であり、主な症状は、白っぽい水のような下痢、吐き気、嘔吐、腹痛で発熱を伴うこともあります。回復には1週間ほどかかり、5歳までには、ほぼ全ての子供が感染すると言われております。ロタウイルスに効く薬は今のところなく、ロタウイルス胃腸炎を予防する方法としてワクチン接種がございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 実は、私の孫もロタウイルスにかかりました。そのときに、はじめてロタウイルスという言葉を知ったわけですけども、病院に入院しなくてはなりません。子供が入院すると母親も一緒に付いて入院をします。そうすると、後に残された弟、妹、兄弟、そして父親、みんな大変な思いをして、かわいそうだなって思って何とかできないのかなと思ったんですけども、そのときは、私も議会がないときでしたので、お手伝いに行っているいろいろなことがあったんですが、本当にこのロタ、今、胃腸炎だということでしたけれども、昔から胃腸炎っていうのはありましたよね。でも、それが今、このロタウイルスという言葉に変わってきてるのかなと思ったところです。全ての幼い子供が5歳ぐらいまでにかかるというロタウイルスです。この病気に効く薬はないと言われてました。予防するのはワクチン接種のみということです。しかも、生後6週から24週までに2回接種するか、32週までに3回接種しなければならないそうです。そして、保険の取扱いがないので、費用が3万円ぐらい掛かり、とても高額な医療費になります。小さな体で激しい嘔吐・下痢を伴います。防ぐことのできない強い感染力があります。そして、ワクチン代はとても高額になります。働いてるお母さんは、休みを取るのも大変気を使って休みを取って、子供に付いている、そういう状況になります。このロタウイルスワクチン接種について助成している市町村がありますか、お聞かせください。

**○健康福祉部長（山口保）** 今の御質問の前に、先ほどの接種、予防接種の20%のしていない方に補足説明といたしまして、していない20%の方につきましては、脱漏通知や乳児検診時に接種勧奨をして対応してるところでございます。

それと、先ほどお尋ねの他市の状況ですが、昨年11月の県の調査によりますと、ロタウイルス予防接種に全額助成している市町村が3市町村、一部助成している市町村が4市町となっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 全額補助が3市町村、一部助成しているところが4市町ということでした。また、先日の某新聞ですけども、霧島市長の答弁で、来年から検討するということが載ってました。そこで、お伺いいたします。本市でも助成することはできないか、ど

うでしょうか。このことについては市長に答弁していただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** この質問をいただいてから、担当部局が全額助成してる3市町村について、その現状、接種率はどうなのか、様々な観点から報告がありました。一部助成している市町村もございます。やはり、その中に隣の枕崎市もあるようでございます。その現状、そして接種率、保護者のいろいろな感想等を今後踏まえながら、どのような形で本市として実施するとしたらできるのか、検討をしてみたいと思っております。ただ、この全額補助をしている市町村では50%に満たないところもあるようでございます。この50%に満たない市町村の実情、保護者の考えというのもいろいろな観点から聞いて、分析をしなければならないと思っております。今後、先ほど答えました、部長が、その市町村の状況を鑑みながら、どのような形でできるのか、検討したいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 実は、日置市の議員から電話をいただきました。日置市の方はそのロタウイルスだけではなく、その他の予防接種についても助成するようになりそうよっていうことでした。本市はいかがでしょう。

**○健康福祉部長（山口保）** 現在、国においても定期接種化について協議されているワクチンもございまして、国の定期接種化の動向も注視しながら検討してまいりたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、よろしく願いいたします。

それでは、4番目の動物愛護について伺います。地域猫を保護するための今後の対策をどのように考えているか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（上田薫）** 野良猫につきましては現在、登録制度もないことから、現状を把握するのは大変難しい状況でございます。なお、飼い猫の場合は、飼い主に適切な管理を行っていただくことが、増加を食い止める第一歩ではなかろうかというふうに考えております。また、捨て猫などの愛護動物につきましては、動物愛護管理法による規制もございまして、今後、市民へ周知してまいりたいと考えております。その上で、住宅地に住む野良猫を地域猫として見守り、そして管理できればある程度抑制できるものと思われましても、現段階でそのような活動に取り組む組織・システムがございませんので、他市の事例等も参考にしながら、今後、その手法を検討してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 先日、伊集院の方に行って、しっぽの会っていうのがありました。そのしっぽの会っていうのでお話を聞いてきたときに、この地域猫の問題を取り上げてお話をしてくださいました。犬は狂犬病治療があったりとか、みんな鎖をつないで歩くとか、いろいろされてます。でも、猫は放置されてます。そこで、野良猫が発生するわけですけども、そこで聞いたことは、この地域猫、野良猫、なぜ野良猫になるのかというと、人間が野良猫にしてしまってるんだ。飼い主がいなくて野良猫になるわけですね。この地域猫を野良猫にしないためにはどうすればいいんだろうっていうことで、いろいろお話をお聞きしたんですけども、そのときにそこで言われたのが、この避妊、去勢をすることが大

事だ。そうすると、猫は増えないよということでした。避妊をしたり、去勢をすることで子供が生まれなくなる。そうすると、猫は少なくなっていくんだ。それで、野良猫が段々いなくなるっていうことでお伺いしてきたんですけれども、その避妊、去勢に対してどのようにお考えでしょうか。

**○市民生活部長（上田薫）** 野良猫に避妊手術を行うことは、野良猫の増加抑制に効果が高いというふうに思われます。なお、他市の事例としては、鹿児島市が地域猫活動推進グループとして認定したボランティア団体へ野良猫の不妊、それから去勢手術費用の一部を助成している状況でございます。しかしながら、本市においては、助成対象とする野良猫の見極めやその数、保護活動を行うボランティア団体等の把握ができない状況の下では、避妊手術に対する助成制度を設けることは、現時点では難しい側面がございます。まずは、猫を飼っている方が、飼い主の責任で避妊手術を行っていただくことが肝要ではなかろうかと思っております。今後、広報紙等を通じて啓発活動に努めてまいりたいと考えております。したがって、将来的に野良猫の見守りや保護活動に取り組む団体等が設立されまして、避妊手術がその活動の一環として実施される場合には、助成制度の支援策について、検討することになるかというふうに考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 日本動物愛護協会が飼い主のいない猫の不妊、去勢手術助成事業を行っていて、雌猫に1万円、雄猫に5千円の助成をしているようです。本市として、この情報を市民の皆様幅広くお知らせするお考えはないか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（上田薫）** 公益財団法人日本動物愛護協会という団体が、全国を対象に飼い主のいない猫に対しまして、不妊去勢手術費用の一部を助成する取組があるようでございます。今後、このような動物愛護団体やNPO等の活動内容及び支援制度に関する情報収集に努め、地域住民の皆様方へ周知・広報活動を積極的に行うなど、野良猫が増えないための施策に努めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 動物愛護の観点から、環境省が進める、人と動物が幸せに暮らす社会実現プロジェクトについて、本市の取組をお伺いいたします。

**○市民生活部長（上田薫）** 人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトにつきましては、平成26年6月に環境省が自治体に引き取られた犬と猫の殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指すためのプロジェクトとしてアクションプランを発表しております。また、平成27年度から29年度までの3年間、アクションプランに基づき、全国14の自治体でモデル事業を実施しておりまして、平成30年度には、そのモデル事業の成果を踏まえ、ガイドラインを作成するようになっているようでございます。本市においては、このプロジェクトの取組はございませんけれども、今後、国が作成するガイドラインを参考に、また、県や他市の状況を注視しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、市長にお伺いしたいと思います。野良猫の問題はどこ

の地域でも対策について苦慮していると思います。モラルの問題と一言で決めつけられないのではないのでしょうか。猫は元来、きれい好きな動物だそうです。餌をやる場所、トイレの場所を決めて清潔にしておけば、あちこちに糞をすることはないそうです。そうすると、糞に対しての苦情も来ない、そういうふうに思います。猫を野良猫にしたのは、先ほども言いましたが私たち人間です。そうであれば、みんなで取り組んでいくことも大事ではないのでしょうか。また、猫を捨てることは犯罪です。野良猫が少なくなるようよう心掛けていきたいと思いますが、どうでしょうか、市長、よろしく願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 集合住宅等においては、猫の飼い方、そして、猫の近隣住民に迷惑が掛かってるという現実もあります。動物愛護、人間と動物の共生という観点も大切にしなければなりません。是非、野良猫のいるところを見ていただければ御理解できると思いますけれども、あるときに、その野良猫が多いところに行ってきました。買い物のときにできますトレイが幾つもあるわけであります。なぜ、あるのだろうか。朝6時頃、散歩をするときにふと気付きました。車が止まって、そこに餌を置いてるわけであります。一時しますと、5匹、7匹、8匹と寄って来て、そこで食事をしている、その様子を見たときに、餌をやる人の気持ちというの分かるけれども、その野良猫が近隣住民に与えている影響というの考えなければならぬ。非常に難しいなと私自身思いました。しかし、放っておいてはいけぬ。様々な考え方がありますがけれども、今後、市としてどうするのかというのを早く立てたいと思います。今日の新聞、たまたま二つの新聞に、地方紙と全国紙、野良猫対策の様子が載っておりました。やはり、これも一つ参考にしながら、しかし、餌う以上は責任を持って飼っていただきたいと思っております。ある1人に聞きました。餌をやってる人。転勤族でした。不思議だなと思いました。転勤をするときに猫がいなくなって、連れていけなかった。恐らく、この辺にいるだろうと思って、時々餌をやりに来ているんだと言いました。その餌を、周りの猫と一緒に食べているわけであります。様々な問題というのがありますから、この野良猫対策というの、抜本的な取組というの難しいかもしれませんが、本市の取組の方向性というのをしっかり決めて、市民に周知してから、対策は練らなければならぬと思います。それが、市民に対する、猫の対策というのこうやりますよという、前広の説明が必要だろうと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** この猫問題は本当にいろんな考え方があると思います。猫の好きな人、嫌いな人、また、犬が好きだけど猫は嫌い、猫は好きだけど犬が嫌い、いろんな方たちがいらっしやいます。だけど、この指宿市は観光のまちでもありますし、きれいな町にしなければいけない。そのためには、この野良猫対策、野猫対策、しっかりと検討していくべきではないかな、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、昨日の某新聞に高齢者の方に朗報の記事が載っていました。東京の記事でしたけれども、年金で入れるグループホームができたという記事でした。鹿児島県は吹

上に一番先にできました。市が事業者や病院と話し合ってみることも大事ではないか、高齢者にとって年金で入れる施設ができれば、こんなに嬉しいことはないと思います。市長も私と同じ気持ちだと私は信じています。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時34分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。8番、恒吉太吾です。よろしくお願ひいたします。

まず、6月18日に発生しました大阪北部を震源とする地震等によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回の一般質問は、公共施設の管理運営について、ふれあいプラザなのはな館とサンシティホールいぶすきについて、質問させていただきたいと思います。ふれあいプラザなのはな館は、平成29年度県の交付金により補修工事を実施し、平成30年4月1日から北側建物県有施設を除く南側施設が再開いたしました。体育館、芝生広場、野外ステージに加えて、屋内ゲートボール場、中央ホール、会議室や視聴覚室、和室、音楽室なども利用できるようになりました。また、市役所窓口の一部も移転し、健幸・協働のまちづくり課、社会教育課社会教育係及び管理係、2020年かごしま国体・かごしま大会に向けて国体関係業務と産業の振興を図るために、国体・スポーツコンベンション推進室、そして、従来のスポーツ振興課の四つの部署がなのはな館1階で業務を行っています。今回移転した部署の中で、健幸・協働のまちづくり課と国体・スポーツコンベンション推進室については、4月の組織再編により新しく創設されました。なのはな館の北側建物の活用や市民会館の建替えも検討されています。

1点目に、現在のなのはな館の状況や今後の利活用構想についてお聞かせください。併せて、健幸・協働のまちづくり課と国体・スポーツコンベンション推進室が今回の再編により創設された目的についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、サンシティホールいぶすきについて質問いたします。サンシティホールいぶすきについては、私も平成28年9月の第3回定例会の一般質問で、市民の皆様がもっと利用しやすい施設となるために人工芝生化を提案させていただきました。今回、改修に至った理由と改修後の利用状況についてお聞きしたいと思います。

以上2点、なのはな館の現状と組織再編の目的、サンシティホールいぶすきの改修目的と利用状況についてお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** まず、ふれあいプラザなのはな館についてでございます。平成30年度組織機構再編方針に基づきまして、平成30年4月から健幸のまちづくり推進室とパートナーシップ推進係を統合した、健幸・協働のまちづくり課を設置したところでございます。二つの組織の統合の目的につきましては、第二次指宿総合振興計画のキーワードである健幸、幸というのは御案内のとおり幸せと書きます。と総合振興計画の基本理念にもあります、パートナーシップを連携させることにより、本市が目指すべきまちづくりを更に推進しようとする意味からそのようにしたものであります。

なお、ふれあいプラザなのはな館に事務所を置いた理由といたしましては、ふれあいプラザなのはな館利活用構想におきまして、なのはな館を、健康づくり支援機能、文化活動創造支援機能、地域活力創造の機能の三つの機能を担う、健康づくり交流拠点として位置付けていることから、その施策を担う、健幸・協働のまちづくり課の活動拠点として活用を図ったものであります。まずは、2020年開催の、かごしま国体に関する業務を教育委員会事務局から市長事務局へ移管するとともに、市の産業振興行政と連携したスポーツコンベンションの実施に向けた組織の整備を図るため、産業振興部に、国体・スポーツコンベンション推進室を設置いたしました。事務所については、平成29年度までスポーツ振興課内に国体推進係があったことや、今後もスポーツ振興課との連携が必要であることなどから、事務所の位置を変えないよう、なのはな館に配置したところでございます。

以下、いただきました質問等については関係部長等に答弁をいたさせます。

**○総務部参与（中村孝）** 私の方からはなのはな館の北側建物、それと、市民会館の建替えも含めた状況と今後についてでございます。

ふれあいプラザなのはな館は、平成29年度に補修工事が終了し、平成30年4月より市民の皆様が御利用いただいているところでございます。また、宿泊棟・健康増進施設棟の県有建物につきましては、県から、利活用計画を検討してほしいとの依頼があったことを受け、平成27年3月に策定をしました、なのはな館利活用構想で定めまして、健康づくり支援、文化芸術活動の支援、地域活力の向上の支援、この三つの活用の方向性を踏まえ、サッカー・多目的グラウンド、市民会館といった周辺施設との相乗効果が生まれるような利活用構想の在り方について、先日、新聞報道等でもあったとおり、宿泊と健康増進施設の利活用構想は方針でございますけれども、を策定し、現在、財政支援も含め県と事務レベルの協議をしているところであります。

市民会館につきましては、今年度設計予算をお認めいただいておりますので、今後、設計業務に入る予定でございます。

**○教育部長（下吉一宏）** サンシティホールいぶすきを人工芝に改修した理由・目的につきましては、利用者団体からも要望があったところでございますが、利用者の安全性・利便性を図るとともに、更なるスポーツ振興を図ることを目的に実施をしたところでございます。利用

状況につきましては、今年度5月末現在106件、2,523人の利用がございまして、昨年とほぼ変わらない状況となっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** どうもありがとうございます。時間の都合上、先にサンシティホールいぶすきについてから質問させていただきたいと思います。今、サンシティホールいぶすき、改修した理由、改修後の利用状況についてお答えいただきました。施設改修及び管理と施設の利活用についてですね、若干重なる部分もありますので、併せて質問させていただくことを御理解いただきたいと思います。今、まずもって利用状況について答弁いただきました。その中でも詳しくといたしますか、高校生や大学生、社会人のチームの合宿やキャンプ利用というのも、以前はあったと思うんですが、今回はあったでしょうか。

**○スポーツ振興課長（今村将吾）** 毎年サンシティホール指宿につきましては、特に、野球での長期の合宿の際に、雨天又は夜間の練習の際、使われます。ただ、現時点ではキャンプシーズンではないために、まだそういう利用はないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** であるならば、今後、こういった今おっしゃったような野球での活用というのはあるというふうに思われるでしょうか、多く。

**○スポーツ振興課長（今村将吾）** 平成29年度も2月から3月にかけて三菱パワーシステムズや東海レックス、それから、新たに北海道の大学がまいりまして、1か月以上、キャンプを張っていただきました。その際、夜間練習、雨天練習には、サンシティホールは欠かせないものだということでお使いいただいておりますので、人工芝になったことで更に利活用されるものと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。やはり、夜間であったり、雨天時の屋内施設というのは、野球、ソフトボールにおいては、とても重要なところだと思いますので、また後ほど関連して質問させていただきます。

先ほどですね、組織再編のところで触れましたが、今回、国体・スポーツコンベンション推進室が新たに創設されました。係は総務広報係と競技輸送係の2係に分かれるというふうに思います。まず、コンベンションという視点から、スポーツにおけるキャンプ、合宿、大会、イベント、試合、自主トレーニング等も含まれるというふうに思います。そして、スポーツコミッション事業として、総務広報係の方が主にこれから担っていくというふうには思うんですが、誘致や招致、受入れ支援、観光連携、広報事業に対しても、この新しく創設されたということに関しましても、本市として、並々ならぬ意欲で望んでいるというのがですね、この今5名、この推進室にいると思うんですが、大迫課長以下ですね、打越、坂元、園田、田中という、そうそうたる顔ぶれを見ても意欲あふれる、これから本気でやっていくというのが一目瞭然であります。このコンベンション推進室の活動の支点、サンシティホールとの相互補完、相互利用の観点から関連がございまして、市営野球場について御質問させていただきたいと思います。

今回、改修されましたサンシティは、とてもすばらしい屋内施設に生まれ変わりました。野球、ソフトボールなどの合宿やキャンプ利用、増えていくというのは今課長の方からも答弁ありましたが、必要不可欠なものであるというふうに思っております。屋外グラウンド、雨天時に使用する、夜間時に使用する屋内グラウンドが徒歩圏内にあるというのは、とても恵まれた環境であり、アピールポイントになると考察されます。本市は、正に市営野球場とサンシティが隣接している場所にあります。この点をですね、もっとPRして、合宿やキャンプの誘致をコンベンション推進室に取り組んでいただきたいと思います。何せ肝心のですね、市営野球場、昨日も同僚議員の方から一般質問でありましたが、あまり状況がいいというふうには思いません。バックスクリーンや点数板、ネット、フェンス、グラウンドコンディション、数え上げればきりがありません。トイレの問題もあります。更衣室もありません。せっかくですね、サンシティ、屋内施設が良くなった。そしてまた、コンベンション推進室には情熱あふれる職員が集まった。この職員の皆さんも、万全な体制で仕事を待ち望んでいることだと思います。これにですね、メインの市営野球場が改修されれば、もっと多くの合宿、キャンプ、大会を誘致できるのではないかというふうに思っております。誰もが使いやすいトイレや更衣室の設置、スコアボード、電光掲示板、会議室の増設、LED照明やネット、フェンスの改修、そして実際、競技を行う中で一番大元となるグラウンドコンディションの改善と、様々な改修が積極的にできないでしょうか。市長、昨日はですね、市長の熱い思い、溢れ出す、少しフライング気味の答弁もありましたが、もう一度、この野球場改修に取り組んでももらえないか、答弁を市長の方からいただけないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 昨夜テレビで日本とアメリカの女子ソフトボールの中継を見させていただきました。あの中継を見ながら、国体が開かれる本市において、あのような国際大会ができないかなと、夢を見ることでございます。そして、様々なキャンプの経済効果というのは、最近、新聞等で報道されております。特に、宮崎、沖縄が今期の合宿で133億円の経済効果があったとか、何万人の方々がおいでになったとか、具体的な数値が上がるたびに、指宿もあのようにやりたいなと思っております。陸上競技の改修をしたらナイター陸上もやってくれるようになった。様々な大会が開かれるようになった。指宿の陸上競技場は使いやすいし、日本一だと言われた監督もおります。それは塀がない、誰でも使える。そして、それなりに開放感の味わえる、南国情緒あふれる、ああいうところで練習をしたいという、そういう話もいただきました。正しく、野球場もそうであろうと思っております。今後、本気になってスポーツ人口の交流による地域を元気にするという、これは観光にも役立つ、子供の夢を育むためにも役立つ、何よりも地域に元気をもたらしてくれるという観点から、様々な施設の利用の形態を考えながら、スポーツコンベンションの係の職員には頑張ってもらいたいと思っております。

**○教育部長（下吉一宏）** ただいま市長の方からございましたけれども、私ども教育委員会とい

たしましては、現在、2020年鹿児島県で開催されます、第75回国民体育大会開催までに有利な国庫補助の交付金事業を活用して改修を行うように、今、検討を進めているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 少し話がそれまして、サンシティの方に戻りたいと思います。改修前とほぼ変わらない利用状況であるということでした。実際にですね、この2,500人ほど利用されていますが、実際に利用された方の反応、使ったの感想、そうった声が届いて入ればどういったものがあるか教えてください。

**○スポーツ振興課長（今村将吾）** 実際、利用者の反応につきましては、施設を管理しております指宿スポーツクラブに対しまして、改修前に比べてとても使いやすい、あるいは転んでも安全で、靴下や裸足でも利用できるし、しかも汚れないなどの意見が届いているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私の方にもいろんな声、届いておりまして、実際にですね、利用された方々からの評価というのは、おおむね高いと思います。今、裸足でも歩けると言いましたが、逆にですね、今回の人工芝に改修したことでですね、靴を室内履きに履き替えるといったような新しいルールを知らない、まだ利用したことのない市民の方も多いように思います。今言ったように、利用すればですね、この良さが大変分かるんですが、そうでない方からすればですね、履き替えるとか、そういった前より使いにくくなったというイメージを持たれている方が多くいらっしゃるように感じるんですが、まだまだ市民の皆さんが改修したということを知らない方も多い。いろんなルールが変わったということも理解されてない方もいらっしゃると思いますので、周知に関しましてですね、今後、更に市民の利用を増やすためにどのような周知をして、改修したこと、ルールが変わったことを説明していかれますでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** これまで利用していただいた団体には直接文書で案内をさせていただきましたが、今後、市のホームページや広報紙によってですね、広く周知をしてまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** せっかくすばらしい施設に改修されましたので、いろいろな告知方法によってですね、市民の皆様にも広く周知していただき、更なる利用の拡大につなげていただきたいというふうに思います。

次の質問になります。今回の改修によりですね、これまで以上に様々な利用活用が、活用方法ができるのではないかとこのように思いますが、今後、どのような利用が新たに想定されますでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 改修前につきましては、サッカーでの利用が多い状況でございましたが、改修後はフットサルコート1面、ゲートボールコート4面、テニスコート2面のラインを設置しましたので、これらの競技利用が増えるとともに、運動会や幼児、高齢者等のレク

リエーションなどもこれまで以上に多く利用されるというふうに想定をいたしております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今までもフットサルというか、サッカー関係は多かったんですが、フットサル、とても評判がいいみたいで、利用もどんどん増えているというふうに思います。今、併せてありました運動会での利用、幼稚園、保育園、こういったものもですね、以前からあって、この人工芝に変わってからも増えているというふうに思うのですが、そのような中ですね、運動会を利用したときに、親御さん、PTAの方から新しくなったから、もう御飯を食べたりとか、いろんな持ち込みができなくなったんじゃないのというような声が、心配であったり、いろんな声というのをですね、私の方にもいただいております。食事だけです、わざわざ外に出てというのは、大変なのかなというふうに思っております。屋内のサンシティを使うということは、そういった運動会であったり、レクリエーションというのは雨が降ろうが、競技自体は中止になるということは考えにくいわけでありまして。屋外でするのであれば、雨とか風とか、そういった心配もありますが、屋内であればそういった心配もありません。ただ、今申しましたように、運動会とか、レクリエーション、競技はできません、食事は屋外じゃないといけない、できないというのであれば困ることも出てまいります。もっと市民が利用しやすい場所になりますように、ホール内で飲食とか、持ち込みができないのか、しっかりとしたルールの中です、もっと柔軟な対応ができないのか、お答え願います。

**○教育部長（下吉一宏）** 施設の利用につきまして、人工芝になって大きく変更された点は、屋内シューズに履き替えていただくことでございます。また、飲食につきましては、原則禁止でございますが、運動会等ではこれまでどおりシートを敷くなどして利用していただけますので、この点につきましては、しっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。是非ですね、運動会、レクリエーション、様々なところで使いやすいような、また守るべき明確なルールというのはしっかり作っていただいて、後はですね、柔軟に対応していただいて、市民の皆様がもっともっと利用しやすいような環境づくりに協力していただきたいと思っております。

次に移ります。改修によってですね、今ありましたように靴を履き替えるという動作、行為が起こってまいります、運動会などですね、大人数のとき、ホール内に靴が、今ある収納棚にはできないというふうに聞いております。そうすると、外に靴を置きっぱなしになるんです、少し前にあった運動会だったかレクリエーションで、急に雨が降って、外にあった靴が全部びしょ濡れになったということを伺いました。雨除けやですね、靴置きのため入り口部分の屋外に、屋根の設置ができないものか、まず、お聞きしたいと思っております。

それと併せてですね、それが早急に難しいのであれば、正面から見て左側の方、トイレの奥の方なんです、あちらに会議室部分があるというふうに思います。そこを玄関として出入りができればですね、雨など気にせず靴の脱ぎ履き、移動ができると思うんですが、そ

こをまず屋外に屋根を設置する，入口のところですね，もしくはこの会議室の部分を玄関として使うような考えはできないでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 現在，100足収納できる靴箱を設置をしているところでございますが，ただいま議員が言われますように，大きな大会においてはその収納を超えてしまうと，そういった状況もあるわけでございます。今回の工事におきましては，屋外の屋根の設置につきましては計画はしていなかったところでございますが，そういった事情もございますので，今後，どのようなことができるか，その点につきましては検討してまいりたいと考えております。

それと，会議室がございまして，そこに靴を収納できるようなことはできないか，その点も検討してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね，利用される方の利便性向上のためにも検討していただきたいと思っております。

サンシティは今回人工芝になりましたが，今までと同じように土足のまま靴を履き替えることなくですね，使用したいという声も中にはあるように伺っております。そうした場合には，代替となるような施設はありますでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 改修前のサンシティホールいぶすきと同様の施設は，今年4月から利用できるようになりましたふれあいプラザなのはな館の中にですね，屋内ゲートボール場があるところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 屋内ゲートボール場に関しましては，また後ほど，なのはな館のところで質問させていただきたいと思っております。

すみませんが，事務局，資料を用いて説明をしたいですので，映像を変えていただき，ありがとうございます。今，モニターの方に映っているのが，実際，改修後のサンシティの内部になります。とてもすばらしい状況に変わっておりまして，ラインなんかもきれいでですね，とてもすばらしい，本当にありがたいことだと思っております。ちょうどスポーツ振興課長と一緒にここを見学させていただきましたが，今村課長とですね，そのときに，ちょっとだけ気になった点があるので，質問させていただきたいと思っております。ちょっと見にくいんですが，左奥のところに男性の方が一人映っているのが見えますでしょうか。少し大きくしましたが，左の方に銀色のものが見えますが，あれは掃除機なんですよ。ちょうど私が行ったときに，ホール内の清掃作業を行っておりました。今，説明でもありましたが，このサンシティホールというのは，テニスコート2面分以上の広さがあります。この掃除機ですね，業務用ということではあったんですが，たった一人で，手作業で掃除するとなると，大分厳しいのかなと，何時間，何日かかるんだろうというふうに見ていてですね，大変な労力ではないかというふうに思っていました。そこでサンシティに関してなんですが，最後の質問をさせていただきます。業務の効率化，負担軽減のためにですね，ホール内の清掃を，ちょっ

と商品名が言えないんですが、ロボット掃除機、ロボットクリーナーを導入して行う考えはないでしょうか。最近ではですね、家庭内でもよく使われておりまして、動きもですね、とても愛くるしくてかわいいんですよ。私も個人的にとっても気に入っているんですが、家庭用だけでなくですね、今は業務用もあります。大きなものも販売されております。調べますと、業務用ですとバッテリーの組み合わせで、テニスコート2.5面分の掃除が可能になります。これがちょうどびっくりすることにサンシティと同じ広さ1回でできるというふうになっております。価格も調べましたが、10数万円から20数万円程度ということで、イニシャルコストにも優れています。まだですね、こういった掃除機をですね、県内どこの施設も取り入れてないと思いますが、業務の効率化、そして本当、動き、かわいいんですよ。そういったですね、話題づくりの意味も含めて導入してみる考えはないでしょうか。

**○スポーツ振興課長（今村将吾）** サンシティホールを人工芝に改修するにあたりまして、県内の類似施設を指定管理者とともに視察を行い、管理状況等を聞き取りし、調査し、それらを踏まえて、これまで業務用の大型掃除機で週2回程度清掃を行ってきております。議員御指摘のロボット掃除機につきましては、一度試運転をしたところでございます。今後、指定管理者と協議しながら、業務の効率化などを考慮して検討してまいりたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 本当にかわいいので、使っていただきたいと。

次はですね、ふれあいプラザなのはな館についてお聞きしたいと思います。北側建物県有施設部分については、先ほどの答弁でもありましたように、今回、具体的な活用構想が示されたと思います。私も平成29年9月、第3回定例会の一般質問において、なのはな館の屋内に雨の日、暑い日、冬の寒い日でも子供たちが思いきり遊べるような広場や大型遊具を設置する考えはないかと質問、提案させていただいたことがあります。今回の活用構想を見ますと、北側の健康増進施設部分を親子で遊びや体力づくりができる屋内広場に改修するという考えがあるように思われます。是非ですね、未来ある子供たちの明日のために、そして、指宿が夢や希望を持ち、子育て世代にとっても暮らしやすいまちとなるために、今回示されたような思いをですね、しっかりと持ち続けていただきたいと思います。なのはな館の屋内に広場や大型遊具、コンビネーション遊具の設置を行ってほしいと、以前から思っておりまして今も変わりませんが、再度その点、設置ができないものか、お聞きしたいと覆います。

**○総務部参与（中村孝）** 今回のなのはな館の利活用構想という中で、県有施設の方もですけども、子供広場、健康交流、健康増進施設の方は、そういうものも造りたいという形で考えております。それと、今回こういう活用構想の中で、サッカー・多目的グラウンドというのも、市民会館も含めて、周辺一帯をそういう利活用構想の中で考えていきたいと考えておりまして、遊具等につきましては、サッカー場の多目的グラウンドの方にも設置をしたいという形で考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 指宿にはなかなか遊ぶ場所が少ないという声を聞いておまして、私も、今小学生に上がっておりますが、子供がですね、小さい頃、なかなか遊ぶ場所、特に雨の日であったり、暑い日、寒い日、苦慮した覚えがありますので、是非、子供たちの未来のために、前向きに設置に向けて検討していただきたいというふうに思っております。

先ほどサンシティの中で代替施設、土足で使えるというところで、屋内ゲートボール場の話が出ましたので、質問させていただきたいと思います。名称が屋内ゲートボール場となっておりますが、ゲートボールの利用状況について教えてください。

**○健幸・協働のまちづくり課長（谷口澄子）** 屋内ゲートボール場も昨年度の補修工事を終えまして、多目的に利用できるようになったところでございます。4月の利用状況につきましては、利用はございませんでしたけれども、5月が3件、32名の利用がございました。

**○8番議員（恒吉太吾）** ちなみにゲートボール以外にも使うことができるのでしょうか。

**○健幸・協働のまちづくり課長（谷口澄子）** ゲートボール利用以外では、5月に指宿商業高校の女子ソフトボール部21名が利用されております。またこのほか、今後の予定といたしまして、保育園の夏祭り、市内企業のレクリエーション、産業祭り等に加えまして、先日の新聞にも掲載されました、指宿商工会議所青年部主催の婚活イベントも7月に予定されている状況でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** すみません、また、モニターを少し映していただいてよろしいでしょうか。ちょっと見にくいですが、これ今、内部の状況になっていまして、サンシティと同じぐらいの広さありまして、今後、いろんな使われ方がするのかなというふうに思っています。今ありましたように、ソフトボールであったり、夏祭り、いろんな活用方法が考えられますので、まず、是非ですね、今、どうしても屋内ゲートボール場という名称なんですけど、こうだとゲートボールしか使えないのかなというふうに思われる方もいらっしゃるのではないかと思います。今の話だと、いろんなことに活用できるという答弁いただいておりますので、ゲートボールの件数もそんな多いわけではありませんので、名前にですね、固執せず、もっと誰でも使いやすいように、屋内ゲートボール場という名前ではなくて、名称の変更というのは検討できないでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 現在、屋内ゲートボール場という形で昨年度に改修工事を終えまして、本年4月から利用を開始いたしました。名称に関しましては、県の施設のとおり同じでございますけれども、同じ施設利用ができることから、これまでどおり同じ名称を使用することで、市民が戸惑うことなく利用していただけるものとして、現在は変更をしていないところでございます。現在、先ほどもありましたけれども、ゲートボールでの単独利用が少ない状況となっておりますので、今後の利用については、ゲートボールの利用も含め、各種競技や団体、地域のレクリエーション等にも多目的に利用していただくことで、利用者の拡大と利便性につなげていきたいと思っておりますので、名称変更に関しまして

は、市民が分かりやすい表示にすることを検討をしてみたいと思います。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 皆さんが使いやすいように名称の変更，場合によってはネーミングライツですかね，そういったことも考えられるんじゃないかと思しますので，検討していただきたいと思います。

先ほど指宿商業高校のソフトボール部が利用したということを伺いましたが，そのチームの関係者からも，とても使いやすかったと，感想をいただいております。また使いたい，ああいった場所があれば助かるよね，ということで伺っております。ただ1点だけですね，使う中で，やはり，ソフトボールなので，どうしてもボールが飛んで行ってしまいます。であるので，サンシティにあるようなネットが全面に張れないものかといったような声がありました。質問になりますが，今申したように，全体にわたってですね，サンシティにあるようなネットが張れないでしょうか。そうすることができればですね，こちらも野球，ソフトの利用ができますので，人工芝のサンシティ，土の屋内ゲートボール場，そして，新しくなるであろう市営野球場，この三つがですね，それぞれ補完しあえばですね，各施設の利用者も更に増えていくというふうに思いますので，ネット設置，いかがでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 多課にわたる質問でございますので，私の方で答弁をさせていただきます。貴重な意見をいただきました。やはり，屋内ゲートボール場というネーミングもそうですけれども，例えば，多目的屋内スポーツ場と名前を変えるとか，様々な形態で利用が増えるような取り組みをしなければなりません。それに今回，2020年の国体強化校として，指宿商業高校の軟式テニス部が選ばれて，強化校として指定をされました。ほかにもバドミントンの強化指定選手も指宿市にはおります。そういう例えば，雨が降ったときに，指宿商業高校の軟式テニス部がここで技術を磨く，そして国体を目指す，そういう核になるような施設にするのも一つだろうと思っております。サンシティホールと共に，これまでの屋内ゲートボール場という名前にこだわらず，利用者優先，つまり，利用者の声を大切にしたい利用の形態を考え，それにふさわしい施設にしていきたいと思っております。

ソフトボール，確かに，ネットが必要だろうと思えます。どこにどのような施設が必要なのか，利用した方々の感想をお聞きしながら，どのような形でソフトボールにも利用できるのか，検討させていただきます。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 是非よろしく申し上げます。次の質問に入ります。なのはな館が再開された4月からですね，このなのはな館自体，防災拠点施設といいますか，一次，二次避難所，これに設定といいますか，なっているのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 今，市内の指定避難所というのが，一次避難所が28か所，二次避難所が50か所あるわけですけれども，なのはな館につきましては，避難所として指定をしていない状況です。

**○8 番議員（恒吉太吾）** その理由がありましたら，教えてください。

○総務部長（有留茂人） 避難所とすることなんですけれども、なのはな館につきましては、標高が5m未満ということもありますし、また、周辺に県が定めています津波浸水想定区域というふうな区域もあることなどから、その指定に至っていないという状況でございます。

○8番議員（恒吉太吾） 私、危機管理課の防災ハザードマップを見ているんですが、この中では指宿市民会館、2.8mしかないけど避難所に入っていたりすると思うんですが、そちらが、どうなんですかね。そちらは大丈夫で、なのはな館ができないという理由になるんでしょうか。ちなみに、災害としては風水害だけになっているんですが。

○総務部長（有留茂人） 今、議員も見ているハザードマップの災害別の避難所等という、分けていまして、風水害の場合の避難所、それから、地震、津波、火災、噴火というふうなもので設定をしまして、今、指宿市民会館につきましては、風水害の場合の避難所というふうなことで指定をしております。なのはな館につきましても、避難所の災害の種類とか、地域の状況等を今後考慮しまして、どのような利活用ができるか、検討をしていく必要もあろうかと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） この避難所の件に関して、また後ほど質問させていただきます。先ですね、今回、先ほどスポーツコンベンション推進室についてはお聞きしましたが、健幸・協働のまちづくり課では市民の活動、協働についてどのように考えていらっしゃるのか。併せてですね、どのような取組をしている、もしくはしていくのか、お答えください。

○総務部参与（中村孝） 健幸・協働のまちづくり課でございますけれども、健康づくりの観点から申しますと、各施設や芝生広場等の軽スポーツやレクリエーションの利用を含め、敷地内でのウォーキングやジョギングなど、自分に合った健康づくりの場所として活用していただきたいと思っております。協働の観点から言いますと、NPO法人や地域団体等の活動における相談窓口として、また、会議やイベント等の場として利用をしていただきたいと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 先日もなのはな館の方に見学に行かせていただいて、パーティーションで仕切られた会議室と申しますか、早速作っていただいているから、いろんなことを、本当、場を作っていただくという意味では感謝しております。今申したように、場の提供というのもこの係の、この課のですね、大切な役目の一つではないかというふうに思っております。その間点から少し質問をさせていただきます。

以前ですね、共生・協働支援センターがあったと思うんですが、再編になる前ですね。その場所ではWi-Fiが使えていたというふうに思っております。交流の場にこのWi-Fiが使えらるというのは、人が集まりやすい環境づくりのために必要不可欠であります。現在、なのはな館ではWi-Fiなどが使える、利用できる環境にはありません。共生・協働支援センターのときに使えていたものが使えなくなったのはなぜなのでしょう。再編により市民のためと言いながら、この1点だけを見る限りでは、市民サービスが低下している

のではないかというふうに、私は思ってしまいます。そのようなことはないでしょうか。今、なのはな館が避難所になるというのは、ちょっと難しいというふうな答弁がありました。記憶に新しい6月18日の早朝の大阪北部での震度6弱の地震、発生いたしました。その前にも千葉、群馬、そして、この鹿児島でも地震は発生しております。日本中ですね、いつ、何どき、どこで地震をはじめとした災害が起こるかも分かりません。避難所でないとしてもですね、あの場所、なのはな館はあれだけ広大な広場、屋外広場があり、見た目、頑丈に見える施設がございます。そうであればですね、市民があのはな館を目指して自主的に避難してくるということが想定されるのではないかというふうに思っております。また、そのようなこともですね、市として、しっかりと想定しておかなければならないのではないかというふうに思っております。先ほど同僚議員の中でも、なかなか電話につながりにくいという話、ありました、固定電話がですね。地震などのですね、災害時には通話の混雑で電話につながりにくい、先ほどあったとおりでございます。一方、インターネット環境でのアクセスはつながりやすいというふうなことがあります。今回の大阪府北部の地震においても同様なことが言われております。今回の4月からですね、なのはな館は庁舎機能、窓口の一部が入っております。なのはな館の庁舎機能部分は被害状況をはじめとした情報が、いろんな災害によって全く入って来ず、遮断され、孤立したままで構わないということなんでしょうか。市民の利便性向上のためにはもちろんのこと、情報伝達の確保、孤立を防ぐといった防災の観点からも、このWi-Fiであったり、導入設置は急務であると思っておりますが、こういったWi-Fiなどインターネットネットワーク環境の整備、導入ができないでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** まず、共生・協働支援センターにおいては、これまで本庁舎の方であった旧共生・協働支援センターでございますけれども、市民活動が行いやすい環境づくりとして、市民活動団体などが会議等を行う際に、パソコン等を活用した情報収集を行うことを目的に、会議室内での利用できるWi-Fiの環境整備をしていたところでございます。現在、なのはな館におきましては、整備をしておりますけれども、これまでと同様に、会議等の際には情報収集、情報交換を行う場合はコンパクトモバイルWi-Fiルーターを臨時的に貸し出して対応することとしていたところでございます。

それと、なのはな館の方にWi-Fiの整備の部分がありましたけれども、先ほども言いましたけれども、現在は、館内への整備はしていないところでありますが、今後、なのはな館がみんなの集う健康交流広場という拠点として、なのはな館を多くの皆様に利用していただくために、利便性であるとかも考慮して、今後、なのはな館の施設全体の環境整備ということもありますので、Wi-Fiの整備について、どのような形がいいのか、そういうところも含めまして検討をしてみたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** もちろんWi-Fi設置にはお金の掛かる話ではありますが、市民のために、そしてですね、いざというときの備えのためにもですね、是非、早急に前向きに取り

組んでいただきたいというふうに思います。

市民のためにというところからもう1点、市民が多く利用しているなのはな館の2階部分に行くためには、階段かエレベーターになると思います。しかしですね、驚いたことに、現在、このエレベーター、稼働しておりません。停止したままになっておりました。県から交付金約1億8,300万円で補修に係る費用を全て賄え、改修できるといった説明が、以前、我々議員に対してあったと記憶していますが、実際は動いておりません、できておりません。今回、4月の再開に際してエレベーターの修繕、改修ができていない理由は何でしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 本年4月から行政機能も移動して、利用が増えてきて、エレベーターが利用できないということで、どうしてなのかということでございます。なのはな館のエレベーターにつきましては、当初、点検後使用可能の予定でございました。その後、点検使用のみでは使用できないことが判明をしたところでございます。しかしながら、本年4月より、なのはな館の多くの皆様が利用していただいている現状もあるということでございますので、エレベーターの部分については何とかしなければいけないという形では思っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** とても大事な部分に対して、市として見込みが甘かったのではないかと、使えなかったということはですね。エレベーターですね、是非、早急に使えるようにしてほしいと思いますが、なるべくという話ではありましたが、本当にですね、市民の皆さん、待っていらっしゃるんですよ、使えるのを。すぐにですね、つけることはできないですか。それを是非願っているんですが、もう一度。できないものか、いつできるのか、教えていただけないでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 昨年、補修工事をやる中で、エレベーターの部分が点検のみで使用できるということでありましたけれども、その実施設計の中で使用できないということでありました。その中で、補修工事については、県の方にも何とかできないかなということで協議を続けているところでございます。ですけれども、本年、4月から利用開始をされておりますので、エレベーターについては早急に対応が必要だと考えておりますことから、財源等も含めましてできるだけ早く検討をしたいという形で考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 繰り返しになります。もう一度答えてもらえないですか。しつこくして申し訳ないですが、期限を決めて、補正でも組んで、何でもして、すぐ使えるようにしてくださいよ。明確にいつまでにするって、答えてもらえないですか。

**○市長（豊留悦男）** なのはな館の県との協議の中で、補修内容、その点について、エレベーター等は点検程度、そして、安易な補修でできるだろうということで、県との協議を進めてまいりました。しかし、現実的には、このエレベーター、大規模に改修する必要があるということが判明をいたしましたので、これは県にもお願いをしながら、補修の一環ですので、館としての建物の一部という考え方でお願いはしてまいります。しかし、この補修について、

財源をどうするかということが明らかになったら、速やかに補修をしたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** ちなみにですね、このエレベーターの修繕費用、どれぐらい掛かるものなのか。お答えください。

**○総務部参与（中村孝）** エレベーターの補修につきまして、その専門業者に確認をした部分の概算でありますけれども、補修には約1,000万円程度が掛かるという形で聞いているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 1,000万円捻出してくださいよ。本当、必要なんですよ。1,000万円、まず、市としてしていただきたい。それと併せてですね、県とも協議しているということで、当然ですね、全ての修繕費用は県の交付金で賄うという観点からすれば、ここも請求してしかるべきだというふうに思っております。今後、県に対して請求はしていかないのでしょうか。もうですね、市民の利用は始まっています。早急に使えるようにしてほしい。1,000万円ということがありました。いつまでにするということも含めてですね、しっかりと取り組んでいただきたい。そして、併せて県にも請求していただきたい。粘り強くですね、交渉していただきたいというふうに思います。でないとですね、市民の皆さん、2階の利用できないんですよ。あきらめないといけないんですよ。何のためにあそこに皆さん、一部機能を移したんですか。あそこを市民のよりどころとして、皆さんの健康のために、幸せのために使うために、なのはな館を再開したんじゃないんですか。ただ、庁舎の一部を移転するためだけの理由でしたわけじゃないですよ。市民のことを考えて、エレベーター、是非設置してほしい。一刻でも早くしてほしい。その思いだけです。本当にエレベーターが使えるようになるというのは、喫緊の課題であるというふうに思っております。明確な日時はまだいただいておりませんが、つけていただく、しかるべき措置をするというのは、本当にありがたいと思います。

市長、最後、もう一度このエレベーター設置について、もう一度だけ答弁願えないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 宿泊、健康増進施設の改修と併せて、このエレベーターの改修についても可能な限り県にお願いをしていきたいと思っております。おっしゃるとおりであります。この市の庁舎、指宿庁舎もエレベーターが設置されたことにより、非常に市民には喜んでいただいております。特にこの議場、傍聴者にとっては、感謝の言葉を何人もいただきました。そういう意味では、市民が利用しやすい、そういう施設にするのは当然であろうかと思っておりますので、今しばらくこの経緯というものを見守りながら、いつ頃までに設置するということを明確な答弁はできませんけれども、お待ちいただきたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 早急なエレベーターの設置をお願いして、質問を終わりたいと思いません。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時41分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番議員（東勝義） こんにちは。議席番号2番の東勝義です。議員になりましてまだ4か月ですが、議員というのはこんなに体力が必要なものと、常々思っております。今日も本当に疲れました。議員の皆さんも疲れております。市長も副市長もお疲れのところですが、くじ運がいいのか悪いのか大トリで、誰も聞いてくれないと思っておりますが、一生懸命質問させていただきます。よろしく申し上げます。また、私の質問内容ですが、既に同僚議員の質問でお答えいただいている箇所もございますが、再度、新鮮な気持ちで御説明お願いいたします。短時間で終わらせていただきたいと思いますと思っておりますので、早速質問に入らせていただきます。

小・中学校普通教室へのエアコン整備についてです。市長の候補選挙公約に小・中学校全教室にエアコン設置をすると書かれておりました。3月議会の施政方針に述べられていなかったように思います。サッカー場・多目的グラウンド整備の建設計画はありますが、エアコン設置の計画はないのでしょうか、お尋ねします。

2, 小学校再編について。平成33年度をめぐりに、山川・開聞地区は、小学校をそれぞれ1校に統合する計画と伺っておりますが、集約予定される既存校は決まっているのでしょうか、お尋ねいたします。

3, 小・中学校の学習能力について。小学校においては、外国語学習が追加強化、道徳が評価対象になるなど、児童や生徒の負担が増しているように思います。そこで、児童・生徒の様々なテスト等の平均点の推移や理解度についてお尋ねしたいと思います。

その他の質問については、質問席からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○市長（豊留悦男） 小・中学校普通教室へのエアコン設置について答弁をさせていただきます。良好な教育環境整備を充実し、教育活動を行うことは、必要なことであります。学校の普通教室については、学校によっては西日が当たるとか、校舎位置によっては風通しの悪い所もあります。普通教室の温度が高くなっている所も、調査によって一部見受けられたところでもあります。これらのことを踏まえながら、学校ごとに、どのような形で空調等の整備を行っていくか検討し、事業として行っていく必要があると思っております。今回、エアコンの整備につきましては、南指宿中学校での検証結果等を考慮しながら、立地条件などを含めて、総合的に検討していきたいと考えているところであります。

以下、いただきました質問等については、関係部課長、教育長が答弁いたします。

**○教育長（西森廣幸）** 学校再編後の集約についてでございますが、望ましい学校づくり基本方針において、開聞地域と山川地域では、それぞれの地域で小学校を1校に集約する方向性を示しておりますが、現時点で、どこの学校に集約するかについては、定めていないところでございます。

次に、3・4年生の学力等についての御質問でございました。小学校3・4年生の学力については、市全体としては全国と同水準であり、大きな落ち込みは見られないところでございます。議員御質問の算数の学習は、学習指導要領に基づいて、児童の発達段階を踏まえながら、繰り返し学習できるように工夫をしています。ただ、3・4年生になると学習内容が増加するため、十分に理解するには時間のかかる児童もいることなどから、個人差が見られるところでございます。そのことを踏まえて、各学校では、学習の習熟度に応じて小人数の学級編成をしたり、教師が複数で授業を進めたりして、個別指導や補充学習ができるよう工夫しております。また、月1回の土曜授業を実施し、授業時数を確保するとともに、補充学習の時間をつくり、基礎学力の定着を図っている学校もあるところでございます。教育委員会としましては、ITP、いぶすきのたまてばこプロジェクト事業を実施し、子供たちが、主体的・対話的で深い学びのできる授業づくりの研修を進め、その成果をセミナーや公開授業等で市内の全教職員に還元する取組も行っているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** ありがとうございます。教育長は本当に早く終わらせたいのか、私が質問していない2番から回答をいただきました。本当にありがとうございます。びっくりしております。1番に戻ります。

エアコン設置についてですが、今年4月から学校環境衛生基準が変わりましたが、それについて御説明をお願いします。

**○教育部長（下吉一宏）** これまでの学校環境衛生基準につきましては、10℃以上30℃以下であることが望ましいということでありましたけれども、本年4月1日から改正をされまして、17℃以上28℃であることが望ましいと、そういったことになっているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** そうなりますと、市内16校、普通の教室が全て当てはまるということになると思うんですが、そこでお尋ねします。市内16校、普通教室は全部で何教室あるか分かるでしょうか、お答えくださいませ。

**○教育部長（下吉一宏）** 正確な数字ではございませんが、140を超える普通教室があったと記憶をいたしております。

**○2番議員（東勝義）** それでは南指宿中学校、今度、エアコンが付きますが、13教室に天吊り用のエアコンが付くということですが、その1台当たりの価格は分かるでしょうか。外機も含めて設置費用も含めてですが。

**○教育部長（下吉一宏）** 今回、補正予算で計上させていただいております。1台当たりと申し

ますか、いろんな工事が含まれますので、1台当たりという形での算出はいたしておりません。総体の事業として今数字を申し上げられませんが、4,800万円台だったと思います。それを1台当たりで割るのかどうかということになりますけれども、そういった数字でございます。

**○2番議員（東勝義）** 入札では1台当たりというのはいらないものなんでしょうか。工事の部分で全体的な費用というのは分かるんですけど、1台当たりの費用というのは、入札で幾らですというのはいらないものなんでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** その契約はしてございませんので、積算としては、配線とか、いろいろございまして、積算はされておりますでしょうけれども、総体の金額をエアコンの台数で割るということにはならないかと思っております。

**○2番議員（東勝義）** 分かりました。1台当たりの設置の費用が分かれば、今からの計画が立てられるのかなど。逆に言えば30何年度にまでできるのか。140個、今から小学校の統廃合をされると思うんですけど、それについて140個あれば1台当たり幾らかと、そういう積算をして補正をするなり、国が納める空調設備の国庫補助金制度、これが大規模改修負担率が3分の1、下限が400万円、上限が2億円という、それを市から県に、県から国に上げて補助金が下りる制度があると思うんですが、それを使うためには、やはり、そういう計画を立てるためには、1台当たりの試算が必要じゃないかと思うんですが、それについてお願いします。

**○教育部長（下吉一宏）** ちょっと概算的な数字を申し上げましたが、今回の補正予算におきましては、設置工事費が4,890万円と、そして、管理委託料が82万円と、今回の補正予算の総額は4,972万円でございます。設置箇所といたしましては、先ほどからございますように13か所ということでございまして、今回のこの補正予算が今後のエアコン設置の参考という数字にはなっていないかと、そのように考えております。

**○2番議員（東勝義）** 今、私なんかの大人の環境というのは、ほとんどエアコンが入っていると。それで1964年の基準が設けられたときには、家庭のエアコンは1.7%だったと。今現在、去年の7月によれば、91.7%がエアコン設置ができていますと、各家庭によってですね。それによって、全国が今49.6%が学校の普通教室に付いていると。鹿児島県で言えば、この前の同僚議員が言われましたとおり35%の状況であると。今、私も調べさせていただきましたが、鹿児島市内は100%、これはやっぱり灰の対策があるらしいです。それと鹿屋市は78%、これは自衛隊の関係で78%と。それとほかに、こちらの方で南薩でないかといったら、どこも0%でした。南九州市も南さつま市も0%、そして薩摩川内市が3%ということで、ほかに調べたところでは0%だったんですけど、それで今、指宿市がこうして南指宿中学校に付けた。それでまた市長が言われたとおり、エアコン設置を進めていけば、本当に周りの市のモデルになるんじゃないかなど。それに対して、やっぱり、それを国が17℃から

28℃にしたということは、ほとんどの教室に付けてほしいということの表れだと思うので、できるだけ早い時期に計画を、何年度計画というのを立ててもらって進めていってもらえればと思います。よろしくお願いします。

次にいきます。33年度をめどに山川・開聞が1校になるということで、どの既存校か決まっていってないということですが、今、小学校の検討委員会が開かれていると思うんですが、その検討委員会は各小学校作られているのでしょうか。お願いします。

**○教育部長（下吉一宏）** 今年度要綱を制定しまして、各小学校区、中学校区、望ましい学校づくり調整会議というのを設置をさせていただきます。

**○2番議員（東勝義）** その会議によって、今、山川・開聞、それぞれありますが、手応えというのはどうでしょうか。集約した方がいいか悪いかという手応えはあるのでしょうか、ないでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 3月に教育委員会といたしまして望ましい学校づくりの基本方針というのを策定をしました。これにつきましては、広報紙、それとホームページ等で公表をいたしておりますが、この方針を今後、それぞれ、保護者、幼児保護者、児童・生徒の保護者、そして地域に理解をしていただくために、この説明会をしていくということの中で、私どもといたしましては理解をしていただくと、そういう段取りをいたしております。

**○2番議員（東勝義）** それでは伺います。山川・開聞地域、今、30年度です。31年度、32年度、33年度と、今、既存の子供たちが何名ほどいて、その推移をちょっと教えてもらえれば助かりますが、山川地区、開聞地区のその合計でよろしいと思います。各地区じゃなくてもよろしいですが、保育園の数で転入提出がなければという話でよければ、分かりますか。持ってないですか。

**○教育長（西森廣幸）** まず、山川小学校が来年度は73、32年度が69、33年度が58、34年度が55、35年度が45、今の1年生が6年生になったときの平成35年度でございます。同じように大成小学校、平成30年度、本年度ですが247、242、236、228、216、210、徳光小学校、現在63、来年度64、57、49、43、41、利永小学校、現在17、来年度15、17、18、16、16、開聞小学校でございますが、現在150、来年度が146、139、129、120、118、川尻小学校、本年度47、来年度も47、32年度45、43、42、42、このような推移で児童が推移すると推計しております。

**○2番議員（東勝義）** 私が思っていたよりも減りが少ないんですね。私はすごく減りが多くなってから一貫校にするのかなと思っていましたけど、余りにも減りが少ないということ、これは全体の数でよろしいんですね、1年生から6年生の数で。

**○教育長（西森廣幸）** 1年生から6年生までで、その年度の児童数でございます。

**○2番議員（東勝義）** ここで複式学級を使っているのは、今、利永と川尻でしたっけ、複式学級があるのは。

○**教育長（西森廣幸）** 山川地域では、山川小学校、利永小学校、徳光小学校、そして、開聞地域で川尻小学校4校でございます。

○**2番議員（東勝義）** 私が知っている中では、複式学級というのは、すごく先生の負担があるという話も聞きます。また、少なくなれば子供たちの遊ぶ相手がいなかったりとかいうことと、それからまた、今住んでいるところが少ないから、そこに、やっぱり、じいちゃんばあちゃんがいるんだけど、家を建てないという方もいるし、なかなか難しいところがあると思うんですが、これ、今から市の方で検討委員会を通してやっていくんでしょうが、市としてある程度の道筋を立てて、こういうことでやっていって、こうしたいということを説明しながらした方がいいかと思うんですが、それについてはどう思うんでしょうか。

○**教育長（西森廣幸）** まずはじめに、先ほど複式学級のある学校を徳光小学校も加えて答弁しましたが、徳光小学校は年度ごとに複式になったり、ならなかったりということがありますが、本年度は徳光小学校は複式がなくて三校になります。

ただいま御質問いただきました、教育委員会の方で早く方針を示してという話も、これまでも随分伺いました。説明会をする中で、私どもが積極的に説明をしていくとすれば、再編ありきじゃないかと、今から説明しても、というような御意見、お叱りをいっぱいいただきました。そういうことで、これまでは、市民の皆さん、保護者の皆さん方の御意見を聴いて、教育委員会が方針を定めるという方向でまいりましたが、今年3月に基本方針を定めましたので、今度からは、説明会においても、この基本方針をきちっと説明して御理解をいただく、そういうような計画にしているところでございます。

○**2番議員（東勝義）** 今、子供たちが危惧している、親が危惧しているのは、やっぱり通学手段なんです。今、中学校においても、山川中学校ですね、大成地区の子供たちは歩いて行くんですが、徳光、利永、山川は自転車で通学すると、自転車も自己負担だと。それに対して、雨の日とか合羽を着て子供たちが登校するのは非常に危険だと。だから、一つは市長、やっぱり、こうして交通手段、子供たちが安心して通える地区を、皆、どこに住んでいても平等な施策を、市政をとれば、こういう統合とかもすごく安心してできるのかなと思ってるんです。今、スクールバスなんかもお金が要るでしょうけど、その中学校に対しても、小学校に対しても、そこをどこに住んでいても同じ条件で通えるよということを、まず、最初整備してから統合した方がいいかと私は考えているんですが、それについて交通手段については、お考えがあるでしょうか。

○**教育部長（下吉一宏）** 通学手段のことであつたかと思えますけれども、子供たちの通学手段については、集約する学校の場所によって異なってくるところでございます。そういった意味から、今後の検討となっているところでございますけれども、文部科学省では、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校では、おおよそ4km以内、中学校で、おおよそ6km以内とされております。また、スクールバスなどを活用する場合は、おおむね1時間以内を一応

の目安とした上で、各市町村において判断することとされております。このようなことから、教育委員会といたしましては、このような文部科学省の基準を参考に今後検討することになるところでございます。

**○2番議員（東勝義）** ということは、小学生、もし集約した場合は、自転車通学になるということでしょうか、4kmということになれば。

**○教育長（西森廣幸）** 通常は4kmは徒歩で通学、小学生の自転車通学というのは例がないと思っております。

**○2番議員（東勝義）** 今、子供たちの通学手段についてですが、ここが本当にクリアされれば、今、私が知っている方もいらっしゃるんですが、自分の地元みんな住みたいと。だけど、そこから中学校になったときに自転車で通わないといけないから、今、指宿に家建てたという方がいらっしゃると。そうなれば、地域がそこにあれば、引っ越さざるを得ないという状況になれば、やっぱり、地域が活性化しないんじゃないかと。だから、どこにでも住んでも通学できるような姿勢、方針を立てていく。その中で、やっぱり、お金が必要でしょうけど、それも計画的にやっていくと。だから、私が言う、この小学校・中学校のこの再編についても、なぜエアコンについても言うかということ、エアコン設置についても、やっぱり、そうして集約した中で、エアコン設置もしていくという中で、一連の流れとしてやっていければ、計画としてやっていければ、すばらしい環境になっていくんじゃないかと思うのですが、そこについては、その大々的な見通しを立ててやっていきたいという考えがあるでしょうか、ないでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 再編につきましては、この交通手段というのは、非常に大切なことではなかろうかと思えます。交通手段がしっかりしておけば、そこに学校がなくても、そこに住み続けて、そこから通っていくと、そういう形で、その地域の活性化も保たれると、そのように考えているところでございまして、この交通手段につきましては、やはり、集約するところが決定しないと、なかなか細かいところの検討は始められないと、そういった状況でございまして、現段階におきましては、まだ協議するということには至っていないと、そういった状況でございまして。

**○2番議員（東勝義）** 33年度をめどと言いますから、後3年しかないんです。だから、できれば早く、そういう方針を市として皆さんで揉んでもらって、その方針によって検討委員会で、皆さん、親御さんたちに検討してもらって、やっていくという方法をとってもらいたいというお願いです、これは。これがまとまれば、多分、小学校の子供たち、先生方、また父兄の方々も賛成するところもあると思えます。逆に言えば、私としては、開聞地域が反対が多いと、川尻地域が反対が多いとなれば、やっぱり、開聞と山川を一時期にするのか、それとも、今、山川がもし賛成が多ければ、山川をモデル校みたいな感じで設置して運用していったら、それをモデルに参考として開聞をするのか、そういう、分けてするという方法を考え

ていらっしやるか、いらっしやらないか、お願いします。

**○教育長（西森廣幸）** 先日、第1回の調整会議を開催いたしました。その中では、まずはじめに、自分の学校の課題等について、お互いに共通理解を図ろうということで、グループ討議、ワークショップをして、実態把握を意識していただいたところでございます。そういう結果をもって、今後、各小学校区で説明会をしてみたいと思いますが、その中で御意見を伺いながら、大体の方向性が定まってきたら、その校区についての方向性というのは、どの校区も同じスピード、同じ感覚ということではないだろうと思いますので、そのところはその校区の実情に応じて、スピード感を持って対応していきたいと。できるだけ早い時期に方向性が定まれば、その計画で33年度に向けた準備等もできるものと考えております。

**○2番議員（東勝義）** 元に戻るかもしれませんが、ごめんなさい。33年度というのは、私が推移を聞いたのはなぜかと言ったら、33年度というのは、すごく少なくなるのかなと思ったんですけど、あんまりそんなに変わらないと。33年度をめどというのは、どこからきたのか。それとも耐震性、学校の規模とか、体育館の整備の関係なのか、ちょっとそこが分からないんですが、33年度をめどというのは、何を以て33年度なんですか。お願いします。

**○教育長（西森廣幸）** まず、33年度をめどにしたという根拠なんですけど、1番目には、学習指導要領が改定されて、本年度から小学校も中学校も移行措置期間、その準備の期間になっております。平成33年度から完全実施ということで、私どもは今、小中一貫教育を進めておまして、その充実を図るためには、教育内容等から考えたときに33年度。それから、ハード面で、どこの学校に集約するかということを考えてときに、それなりの改修等も必要があるかと思いますが、そういうことも考えて、3年間は準備をする期間をいただきたいなど。また併せて、もし集約がされるとすれば、教職員の人事異動等にも関わってくる問題でございますので、そういうところも勘案しております。また、先進校でのそういう再編のスケジュール等を見ましたときに、大体3年ぐらいは必要だと、そういうようなことも参考にして、33年度というめどは立てたところでございます。

**○2番議員（東勝義）** 私は今思っているのは、学校の子供たちの教育に対してですね、一発で1校に集約するというよりも、まず子供たちありきで、子供たちがどういう教育を受けられるか、しっかりした教育を受けられる環境にあることを創っていききたい。まあ言えば、30人学級を25人にして集約するとか、そういう考えはないでしょうか。やっぱり、そこは指宿市としての考えなのか、それとも、県の教育委員会の指導要領によって先生の配置をするのか。そこはどうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** まず、学校の教職員の配置につきましては、学級数に応じて定数が決まります。その定数に応じて県の教育委員会が配置するわけでございます。そういうことで、教職員についてはそういう状況でございますが、教育の内容等については、ある程度学校の方で教育課程を編成しますので、学校の計画によります。人数については、学校と学校を再

編しない限り、学校を二つに割って25人と30人にするという、そういうことは無理ではないかなと思っております。そういう面では、学校と学校を再編していくことが方法だろうと思っております。

**○2番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。しっかりした計画を立てて、皆さん方に説明してもらえれば助かると思います。よろしくお願いします。

3番目に行きます。政府の方針で外国語教育なんかが出てきました。それで私が聞いたところ、今、私のスポーツの陸上の子たちに聞くと、各教科の平均点が30何点、40何点と聞くんですが、それに対して教育委員会は学校の先生方に聞いて、平均点は何点ぐらいで推移しているか、御存知でしょうか。お願いします。

**○教育長（西森廣幸）** 学習の成果を評価する方法としてテスト等も行われるわけですが、この平均点というのは、その学習を評価するテストの内容というんですかね、学習のひと固まり、単元と言いますけども、単元が終わったときに、どの程度理解をしているかというテストもございますし、学期末に1学期のものを評価するテスト、また、全国と比べてどうだろうかというテストがございますので、一概に平均点が上がっている、下がっているというのはなかなか言えない部分だろうと思います。

**○2番議員（東勝義）** すみません、申し訳ないです。先月、先々月かな、この前、中学3年生と6年生が対象になった全国テストがあったと思うんですが、その点数は把握しているのでしょうか。

**○学校教育課長（中山義和）** 29年度、小学校ですけれども、全国国語と算数がありますが、国語、全国と比べて指宿の方が若干低くなっております。後、算数もAとBという問題がありますが、ほぼ全国平均になっております。ただ、これまでの全国平均と市の平均の差というのは、年々縮まってきている状況でございます。

**○2番議員（東勝義）** 平均で何点ぐらいというのが分かっていませんでしょうか。すみません。

**○教育長（西森廣幸）** 毎年、全国学力学習状況調査を6年生と中学校、実施しておりますけれども、大体、指宿市の平均が72、全国が74.8、それから、算数が78、78.6、こういうような数字での、これは点数じゃなくて数化率という表現、評価数字でございます。数化率ですね。今、数字を申し上げましたけれども、分かりやすく言えば、全国と指宿市の差は1点、できたか間違ったか。ですから、この1点を私たちは大事にして、復習をしたりしていかなくちゃいけないという取組をしているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。この前、所管研修で行きました厚木市ではですね、小学校3年生、4年生の数学が非常に進みが早いと。そして吸収率が、理解率が本当に悪いもんですから、学校でサマースクールを行っている。今の小学校の現場の先生方はどうおっしゃっているか、聞いたことがあるでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** サマースクール、想像するに、夏休みに子供たちを出校させて学習させるということであろうかと思いますが、基本的に、夏休みは子供たちを家庭や地域に帰して、かねて学校でできないことを、地域や家庭で体験していただきたいというのが基本的な考え方でございますので、学校に、夏休み学校に子供を出して、そして、補習授業をするというのは小・中学校では行っていないところでございます。

**○2番議員（東勝義）** このサマースクールというのは、私が言うのは全員じゃなくて、希望者なんです。厚木市がやっているのは希望者の方々に、今、中学校の先生方からも言われたとおり、やっぱり、3年生、4年生、分数が入ってくると、中学校の数学の理解度に非常に差が出てくると。そこでサマースクールみたいな、希望者の子供たちを学校に呼んで、先生方がするんじゃないで、地元の学校の教員上がりの方々、60代の方々が希望としてやってくれるということを知ったんです。だから、そういう取組も指宿市でも取り入れて、希望者だけでいいんです。うちの孫も本当にばかなのか分かりませんが、こんなことを言ったらだめか、私も理解がすごく難しい。教えるのも難しい。私に似たのか、本当、とんちんかんなものですから、それに対して、やっぱり、学校として、市としても、その学校の先生方に、希望があれば、子供たちが希望があれば、そういうサマースクールみたいな、1日・2日でもいいです。そういう取組を考えてもらえないかなと思っているところなんです、どうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 子供たちに学力をつけて、生きる力をつけていくというのは、大きな願いでございます。ただ、今、学校の教育課程としてそれをやるのか、学校の課外、又は地域でそういうのをやるかというのを分けて考えないといけないのではないかなと思います。先生方が勤務時間内に、子供たちを集めて指導するというのは、先ほど申し上げましたように夏休みの趣旨がございまして、先生方が子供たちを集めて補習授業をするというのは、無理だろうと思っております。ただし、議員が先ほどおっしゃいましたように、地域の皆さん方がお世話をして、そういう学力向上のお手伝いをするというのは、あるのではないかなと思います。厚木市に行かれたということで、少し情報を集めてみましたが、多分、放課後の子供教室に類する取組ではないかなと、学校の教育課程の中でやっていることじゃなくて、放課後の子供たちをどう過ごさせるかという中で、この学力向上、学力アップに関わる取組がなされている、そのお話かなと、今、私も答弁をしながら、どっちで答弁しようかなと迷ったところでございました。

**○2番議員（東勝義）** 確かに、厚木市ではそういう取組なので、その前に、サマースクールがあったという過程です。今、放課後授業でやっているんですが、その前に放課後授業ではだめで、その放課後授業に行く前に、サマースクールをやっていたという経緯があるものから、それでタブレットを教育をつないだという。だから、やっぱり、希望する子供たちがおれば、それで、放課後児童クラブが学校でできるようなシステムに今からなっていくと思う

んですけど、それも一連に加えて考えてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

学校の児童クラブについてですが、関連して、今、保育園で児童クラブをやっているんですけど、学校の児童クラブの移行については考えていらっしゃるのでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほどの答弁に付け加えさせていただきたいと思いますが、学校の先生方が仕事として、勤務としてサマースクールをするには、趣旨が違うんじゃないかという答弁をさせていただきました。教育委員会としましては、これまで英語のサマースクールを実施しております。希望者を募って開聞、山川、中央公民館、3か所でALTの方々が指導してくださっています。それに加えて、今年度から、小学校1年生から英語活動が始まりましたので、AEA、民間の英語指導者、外国の人じゃなくて日本の方々に支援員をお願いして、今、小学校に3名派遣しているところです。その方々を中心にして英語のイングリッシュスクールを実施しようと、これは今、計画を立てている段階でございます。そういうのをやっております。

今、議員がお話なさいました、放課後児童クラブと放課後子供教室は別の活動であると認識しております。教育委員会が所管する放課後子供教室については、放課後ですので、平常、月曜日から金曜日までに授業が終わった後、子供たちを希望者がおれば集めて学習活動をしたり、体験活動をするという分。児童クラブにつきましては、放課後も当然ですが、夏休み等も対象になっていくのかなと。そういう面で、また、それは違う所管のところ放課後児童クラブは実施している。先ほど議員がおっしゃいましたように、幼稚園、保育園等で実施していただいているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** この放課後児童クラブというのをば、今、保育園がやっているんですけど、これ、今から学校で行うという方針、国の方針はなかったですかね。ごめんなさい、私が勘違いしているのかな、すみませんが。

**○市長（豊留悦男）** 本市においては、この放課後児童クラブを幼稚園、保育園をお願いをしています。それが指宿市の放課後児童クラブの出発でありました。私は何回も、これは学校ですべきだと、放課後児童クラブは、カバンをしょったまま、その児童クラブに3時なり4時に帰っていくわけです。学校の中の一部にただいまと言って帰って来ます。そこに指導教員等が、支援者がいるわけです。そして、まずカバンを下ろして机で宅習をしたり、その日のおさらいをしたり、普通はやります。その後、おやつを食べて校庭で遊ぶと。そして、保護者が迎えに来るときまで放課後児童クラブでは子供を預かると。これが放課後児童クラブ。児童クラブと放課後児童クラブは違います。児童クラブは、土曜日・日曜日等に家に誰もいないというようなときに、公民館とか、そこに集まって、子供の世話をするというのがあります。そして、様々な形で、これは形態が違いますけれども、やはり、理想的には、学校で放課後児童クラブは設置すべきだと。つまり、なぜかと申しますと、その恐らく児童クラブの運営委員長は地域の代表者その委員長であります。そして副委員長というのが学校

長、そして鹿児島では愛護会の会長、つまり子ども会の会長、そして、その支援をしてくださる方が地域から4・5人選ばれていると。つまり、地域が責任を持って学校を核にして、そこの子供を見守り、そこで育てていくという、そういう趣旨があります。しかし、このシステムというのは学校ではできません。つまり、首長部局、市長部局がこの放課後児童クラブという教育委員会ではなくて、うちでは別の部局がやるわけです。そこが同じ子供なのに、教育委員会なのか、福祉なのか、保育園と幼稚園の問題とも同じような形態があるので、これは一元化しなければいけないと、私は、個人的には首長として思っております。その方が子供たちにとって、利用者にとっていいからであります。ここの壁を取り払って、指宿市では、是非学校でやりたいと。その方が安全であるし、子供のためにも、親のためにも、安心・安全してこのクラブに預けることができる。だから、私はこれはどうしてもやりたい。学校に放課後児童クラブは設置したいというのが、私の首長としての思いであります。

**○2番議員（東勝義）** 本当に申し訳ございません、勉強不足で。私が今まで思っていたのは、学校が子供たちを預かるのであれば、すごく安心するんじゃないかなと、保育園は狭いと、保育園の先生方も困っているところがあるということで、やっぱり、学校で今の児童クラブですか、児童クラブというのをばすするためには、学校じゃなくて、これは市、市じゃなくて、どこが所管するんですか、ごめんなさい、申し訳ないです。

**○健康福祉部長（山口保）** 放課後児童クラブにつきましては、放課後、このプランで、国の放課後子どもプランというのが計画がなされております。その中で、学校でやるのが安全であるという基本的な考えがございます。先ほど市長も申しましたけど、指宿市としては、出発が保育園・幼稚園等で、放課後児童クラブを現在9施設で実施しているところでございます。今後、保育園・幼稚園等でなると、どうしても学校からその保育園等への移動が伴いません。保育園から迎えに行くと、また学校に迎えに行くと、保育園で放課後児童クラブをします。そういった面からすると、学校で実施されると、とにかく子供は移動しなくていいと、そういった安心・安全な面がありますので、今、教育委員会とも協議をなさっているんですけど、そういった学校でできるような、今検討をしているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** ありがとうございます。是非、私は本当にそういう、なるのかと思っていました。申し訳ないです。そうなってもらえれば、親も子供たちも安心するんじゃないかと思っていますので、指宿市が先駆けて一生懸命やってもらえれば助かると思います。よろしくをお願いします。

今、今度で質問を終わるわけですが、今、学校の中学校の交通手段についても、遠くにいる子供たちが、市の、指宿市の子供たちですから、平等で通えるような、交通手段、通学手段を構築して、何とかできるようにしてもらえれば助かると思います。それに対して、やっぱり、これもお金が必要でしょうけど、私も医療費、指宿市の医療費がすごく気になってお

ります。それに対して、私もスポーツの専門家として、こうして医療費を削減して、その削減した医療費を何とか、そういう教育の場に使ってもらえれば助かると思いますが、市長、どうお考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 私も同感でございます。医療費に一般財源から支出する額を教育に当てはめることができたなら、子供たちの教育環境は大きく変わるだろうし、学力も向上すると、私は思っております。ただ、今日、学校関係のことを御質問をいただきましたので、首長部局としても、独立した教育委員会の行政機関ですけれども、それに無責任であるわけにはまいりません。つまり、今日3点ほどいただきましたけれども、このクーラー設置についても首長として、この空調の設置は必要だということは県や国に強く訴えかけて、補助率が高まるように、そして、この設置ができるような取組をいたします。学校再編については、教育長が答弁したとおりでありますけれども、これまでの歴史を是非振り返っていただきたいと思っております。西指宿中学校が池田中と今和泉中と統合して、名前が変わってすぐ、今の西指宿中学校として出発したわけではありません。今和泉教場だったのでしょうか、名前は少し違いかもしれません。池田教場としてやっていきながら、今の現在地に新しい新生の西指宿中学校を造ったわけであります。様々な地域でこの学校再編、顕娃もやりましょう、日置も、東郷も、大口も、それから垂水も、あらゆるところが今後の学校の在り方、子供の教育を考えて、この再編を含めた動きというのは急であります。そしてその結果、どのような成果が得られたか。それは新聞報道で見るとおりであります。垂水中央中、大口中央中、すばらしい成果を上げております、スポーツ面でも。つまり、私たちが今後、子供たちの教育に責任を持つという観点で、再編というのはなされなければなりません。もちろん、環境もそうですけれども、子供たちにどういう教育を保障するのか、これは極めて重要であります。小・中学校の学習能力においてもしかりであります。指宿の子供たちが全国平均以上あったとすれば、親も子も、ここにいらっしゃる議員の方々も、指宿の教育という、そのことに誇りを持つはずであります。大きな課題がありますけれども、一つ一つの課題というものが、なぜそのように問題、課題として残るのか、課題解決にはどうしたらいいのかということ、皆さんと共に同じ目線で今後考えていきたいと思っております。少々長くなり、私はこういう話をするのは、先ほどの議員がフライングと言われるかもしれませんが、これは私の思いであります、首長としての。学力、これについても責任を持って、教育委員会任せにしないで、首長部局もその責任の一端を担ってまいりたいと思っております。議員の皆様は地域の声が届くと思っておりますので、是非、いろいろな意見をお寄せいただきたいと思っております。

最後に一言、この学校統廃合、再編に向けては、ほかの市が、つまり、県内においては、このことは議員とともに、地域とともに語って、どんどん進んでいるのは事実です。本市は、10年以上経っても、まだなかなかできません。それはなぜか。地域の思いを大切にしたいという考え方があるからであります。地域が納得できるような、その方針を出すと、地域

の子供たちのためには、ここは我慢しないといけないという、そういう声も起こってくるだろうと思います。そういう意味で、地域の声を大切にしながら、これは是非やっていかなければならない。それが未来を生きる子供たちへの親の責任であろうかと、地域の責任であろうとっております。どうか、この問題についても、いろいろな場で議員の皆さん方と議論を戦わす場も必要なのかもしれませんが。私もそのときには一首長として、元教育行政に携わった者として、忌憚のない意見、そして、御意見をいただきながら、いい方向で学校がなるように、いい方向で子供たちが育つように、いい方向で指宿の子供が未来を生きていくような、そういう施策を教育委員会と共に作りあげていきたいとっております。学校問題についての私の思いを述べさせていただきました。

**○2番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。大変、本当に貴重な意見をいただきました。この学校再編もですね、私としては1校にするんだったら、ついでに、ついでにというか、エアコンの設置、それから放課後児童クラブ、それも一辺倒にして計画を立ててもらえれば、全てがうまくいくんじゃないかなと。それと、指宿市が周りの市よりも、こういう教育問題に指宿市はすごい、素晴らしいと言われるぐらいな施策をもっていければ、本当にエアコン設置は、本当にこの周りにはありません。南九州も南さつまも、それと枕崎も1校もないと、その中で南指宿中学校を造ったということは、まず前進。それに対して、やっぱり、ほかの学校もいろいろあるでしょうけど、それを中心に全部をまとめていって、すごい計画を立てていってもらえれば、私としても、本当に一般質問をした価値があるんじゃないかなと思っております。どうかよろしくお願いします。

以上をもちまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

**○議長（福永徳郎）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第76号上程

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第3、議案第76号、財産の処分について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今回、追加して提出しました案件は、財産の処分に関する案件の1件でございます。

議案第76号、財産の処分について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、5千㎡以上である国民宿舍かいもん荘跡地の財産の処分について、議会の議決を求めるものであります。なお、議案の詳細につきましては、産業振興部長に説明させます

ので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（川路潔）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。議案第76号、財産の処分について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、5千㎡以上である国民宿舎かいもん荘跡地の財産の処分について、議会の議決を求めるものであります。

処分する財産の内容につきましては、地番が指宿市開聞川尻字大月5,390番3、ほか3筆、地目は、宅地及び雑種地、地籍は5,167.92㎡、処分の金額は2,614万5千円、処分の相手方は、岩崎産業株式会社、代表取締役社長岩崎芳太郎であります。これまでの経緯といたしましては、平成29年2月1日に応募事業者によるプレゼンテーションにおいて、かいもん荘跡地の開発と、それを核とした開聞岳一周線道路や開聞岳への登山道整備、ゴルフ事業の強化、かいもん山麓自然公園と本市の開聞山麓ふれあい公園の一体的な活用などを提案した岩崎産業株式会社を優先交渉権者として決定いたしました。その後、市と岩崎産業株式会社は、契約締結に向け鋭意協議を進め、平成30年6月1日に国民宿舎かいもん荘跡地土地売買契約に係る仮契約を行ったところであります。

なお、岩崎産業株式会社の提案内容を踏まえ、本市の地域振興及び観光振興を連携して実現するために、国民宿舎かいもん荘跡地利用に係る開聞岳一周線道路新設事業等に関する覚え書きについても、併せて締結することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時47分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開きます

#### △ 議案第76号（質疑、委員会付託）

**○議長（福永徳郎）** これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松下喜久雄議員。

**○14番議員（松下喜久雄）** 今回、国民宿舎跡地がいよいよ動き出すということで、長年の懸案でありました、いよいよ解決がつくのかなという思いで、うれしさと感謝の気持ちでいっぱいでございます。今回、質疑通告させていただいた理由は、覚書中にある一周線の問題についてなんです、長年私も一周線については、何とか早く開通をさせていただければなと

いう思いで来ていた者として、そしてまた、所管外ということもあったものですから、一つ、1点だけ心配ごとがあるものですから、是非お聞かせをさせていただきたいということで通告をさせていただきました。

今回、覚書中の一周線として計画しておるわけですけれども、新たに新設の部分を含めて、山麓公園内の私道を加えての市道・県道につなぐという計画になっておりますけれども、この部分について、新たに設置する部分について、私道も含めて、市道認定はできないものなのかどうかということでお尋ねをさせていただきます。

**○建設部長（黒木六海）** 今回、暫定的に接続する私道、公園内道路ですね、園内道路について、それを市道認定できないかということですが、園内の道路につきましては、今回は、今回と申しますか、これまでも土地利用計画ということがございまして、今のところ、現道の部分を使わせてもらうということになりますが、今後、土地利用計画が進むと、道路の位置が変わる恐れがあるということもございまして、それが確定した段階で、いずれにしても私道については買収なりさせていただいて、市道認定はしていきたいというふうに考えております。

**○14番議員（松下喜久雄）** 今の答弁は、岩屋線につなぐための一周道路を含めての話なのかというふうに聞こえたんですが、そこにたどり着くまでの問題として、今現在の道路、民有地なものですから底地が、所有権者の事由によって、いつ何時遮断されないとも限らないという前提があるものですから、喉元に小骨が刺さっているような状態でもって一周道路を通行しなければならないと、そういう状態が続くわけですね。ここを解消するためには、とりあえず今、計画されている部分を市道認定させていただけないかということで、岩崎さんと交渉をやって、とりあえずそこを市道として認定させてもらって、また、別途新しい取り付けの部分ができる場合には、そこをまた改めてと、今、建設部長が答弁されたようなことで進められたらどうかというふうには思っているんですよ。問題はそこなんです。

**○建設部長（黒木六海）** 園内道路につきましては、これまでも権原の取得、道路用地の取得について岩崎さんの方とは協議をさせていただきました。先ほども申しましたように、公園内の道路につきましては川尻の方に行っている道路があるんですが、そこを利用させていただくと。それにつきましては、今後、土地利用計画もあるということですので、新たな市道認定ができるまでは、現在の市道をそのまま使えるように管理をしていきたいと。将来的に園内道路を、今回は使用させていただくということですので、園内道路を市道認定するように、今後も努めてまいりますけれども、市道認定できた段階で、現在のトンネル部分の市道については付け替えか廃止という形になるかというふうに考えております。

**○14番議員（松下喜久雄）** 市道を守るという、市道を担保するという意味合いからも、やはり、今現在のトンネル部分はずっと継続的に維持していかなければならないだろうなというふうには思っています。もちろん、別途市道認定がされれば、それはその時点で、また新た

な考え方も出て来るのかというふうに思いますけれども、市長、どうですか、岩崎さんとの交渉の中で何とかその部分を、これは一周道路そのものの交渉がもう決裂してしまうというようなことになれば大変ですので、そういうチャンスがあればということで、是非、岩崎さんとですね、交渉の一つに上げていただければなというふうに思っているんですよ。そこまではもう必ず、あのトンネル部分の底地は岩崎さんのものなわけですから、市道認定をしているということで、何とかずっと使えていけるのかなというふうに思っています。そこらとの絡みですね、是非、新たな新しい道路がですね、市道認定ができるように交渉していただきたいなというふうに、どうですか、お考えありますか。

**○議長（福永徳郎）** お知らせいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

**○市長（豊留悦男）** 議員御指摘のそれが微妙な問題をはらんでおります。やはり、間もなく10年経とうとしております。実は、その一番の問題が市道認定をするか、県道にするか、これは県の交通政策課を含めて非常に協議をしましてまいりました。まずは、一周道路として指宿観光の振興を図るためには、是非、開聞・川尻地区、長崎鼻を含めてこの地域は大切にしたいと、だから、一周道路を造っていただきたい。じゃあ、造るということはいいだろうと、しかし、権原、つまり底地を岩崎産業さんのままで県道・市道認定は難しいだろうと。それはなぜかと申しますと、底地が私有地であるところに、県道市道認定というのはどうなのかということが、まず一番の問題になりました。私どもとしては、本当は県道認定をしていただきたい。道路の管理がありますので、そういうお願いをしましてまいりました。しかし今回、開聞地区が大きく変わろうとしております。来年度の日本プロゴルフもありますし、そして、2020年度の観光振興、つまりオリンピック、国体を含めて、そして、2025年は恐らく関西大阪万博が開かれるだろうと、そういう様々な今後のことを考えたときに、まずはこの一周道路というものを通そうじゃないかというのが私の考え方でした。しかし権原、つまり底地をそのままにしていえるものかどうか、これも非常に決断には迷いました。しかし、この道路というのは、今後の指宿のためには大きな大きな役割を果たすだろうということで、今のところは建設部長が答えたように、今の有料道路のところを使わせていただき、そして、市道・県道認定という協議の中で、また新たな道路として、あの横に川尻からの上に通すのか、今ののをそのまま一周道路として残すのか、様々な微妙な問題がありますけれども、今の段階では、市道認定、県道認定、それを協議してまいりますけれども、今日はこの一周道路というのを、民間企業岩崎さんとの間で、このかいもん荘跡地と絡めて協議をして整ったという段階で、議員の方々には御理解をいただきたいと思っております。しかし、問題が残らないように、今後、責任を持って対応したいと思っております。底地、権原の問題、市道・県道の問題、そこを含めて対応してまいりたいと思っております。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

新川床金春議員。

**○19番議員（新川床金春）** 開聞一周道路ができるということは、大変すばらしいことだと思っております。この書類を見ていますと、かいもん山麓ふれあい公園との連携の今後検討するということでもあります。書類に青線で載っているんですけど、これは岩崎産業のゴルフ場の中を通るようになってはいますが、ここを通して市道を造るように、話し合いとかあるのでしょうか。お願いします。

**○建設部長（黒木六海）** ふれあい公園と接続する道路についてでございますけれども、まだ具体的にはそのような話はしておりません。ただ、御存じのように山麓の部分ですので、山の高さとか、仮につけるとすれば、市ですとすると、道路構造令に沿った形で道路を造らないといけないので、それが可能かどうかということも、今後、調査・研究をしていきたいということで、今回、載せさせていただきました。説明も全協のときもあったんですけども、ふれあい公園が利便性が増すためにも、この道路についてはあった方がいいだろうということで考えているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** ゴルフ場のクラブハウスに行く道路があるんですけども、あそこを活用することで、ゴルフ場自体は全然手をつけなくて済むんじゃないかなと思うんですけど、今後、協議するときに、なるべく指宿のすばらしい景観のゴルフ場は残し、そして、利便性のいい道路ができるように協議するということはできないのか、市長、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** 議員のおっしゃるとおりの観点で協議は進めてまいりました。一周道路、それは開聞のあの景観を生かして観光道路として重要な役割を果たす、そのためにはどのような道路、それがいいのかという協議も進めております。一つの案として、今ありましたように、ゴルフ場に行く道路、三差路になっておりますけれども、開聞の山岳救助隊が行く道路もあります。そういう方向に行ってふれあい公園に落とし、そして、脇の集落を通過して、それこそかいもん山麓が一周できるような、そういう景観的に優れた道路もいいというのが一つの案として示されておりました。しかし今、それがどうなるということとは言えません。なぜならば、私有地を通るからであります。あと一つは、私有地を市道とするのか、県道にするのか。そして、ふれあい公園に落とすときに、あの高低差をどう克服するのか。今までも幾つかその案が出まして、いろいろな観点で協議をしてまいりました。やはり、観光という思いでは、今、指摘のありましようたような、そういう一周道路ができると、正しく開聞岳を一周する道路になるはずであります。今後、どのような形で一周道路としてもっていくのか。今はトンネルの上、そして有料道路を通過して一周道路、いわゆる顛娃の方に抜ける道路、そして下の方は、既存の今の県道を通してふれあい公園の方に行く道路、様々な案がありますけれども、これも取りあえずは一周道路として今回整備してほしい、ある程度、この

国民宿舎との連携の下で、協議の下でやっているのは、先ほど土木部長が答えたこの部分だけは、今回、ぴしゃっとして整備をしていただければありがたいということでございます。

今言ったことは、次の段階での話し合いになろうかと思えます。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号については、産業建設委員会に付託いたしますので、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

### △ 散 会

○議長（福永徳郎） お諮りいたします。

6月22日は、本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、6月22日は、休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 5時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 恒 吉 太 吾

議 員 東 伸 行

# 第 2 回 定 例 会

平成 30 年 6 月 27 日

(第 4 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

平成30年6月27日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第71号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第72号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第4 議案第73号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第74号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第75号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第76号 財産の処分について
- 日程第8 審査を終了した請願及び陳情（請願第1号及び陳情第5号～陳情第7号）
- 日程第9 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果
- 日程第10 閉会中の継続調査について
- 日程第11 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	坂元茂教	2番議員	東勝義
3番議員	西田義哲	4番議員	新宮領實
5番議員	前原五男	6番議員	山本敏勝
7番議員	齋藤佳代	8番議員	恒吉太吾
9番議員	東伸行	10番議員	井元伸明
11番議員	西森三義	12番議員	吉村重則
13番議員	前之園正和	14番議員	松下喜久雄
15番議員	高橋三樹	16番議員	高田チヨ子
17番議員	木原繁昭	18番議員	下川床泉
19番議員	新川床金春	21番議員	福永徳郎

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	上田薫	健康福祉部長	山口保
産業振興部長	川路潔	農政部長	松澤敏秀
建設部長兼水道事業部長	黒木六海	教育部長	下吉一宏
山川支所長	中村俊治	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	中村孝	総務課長	鶴窪誠作
財政課長	坂元一博	税務課長	有馬芳文
地域福祉課長	出島雅彦	観光課長	山元成之
建設監理課長	大久保覚		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩下勝美	次長兼議事係長	鮎川富男
主幹兼調査管理係長	木下英城	議事係主査	上玉利享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び西森三義議員を指名いたします。

△ 議案第71号～議案第74号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第71号、指宿市税条例等の一部改正について、から、日程第5、議案第74号、指宿市体育施設条例の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） おはようございます。文教厚生委員会に付託されました、議案第71号、指宿市税条例等の一部改正について、から、議案第74号、指宿市体育施設条例の一部改正について、までの4議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

当委員会は、去る6月8日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、4議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第71号。地域決定型地方税制特例措置ということですが、わがまち特例制度特例についての説明をとの質疑に対し、固定資産税の課税標準額は税率をかける前の数字で、その固定資産税の課税標準の特例措置が地方自治法で定められております。地方税法では、例えば、2分の1にすると定めておれば、どこの自治体も2分の1にするのが通常の特例です。しかし、わがまち特例制度はある程度の範囲が設けられており、例えば、地方税法でいきますと、2分の1を参酌して、2分の1から4分の1までの範囲で、各自治体で定めなさいという特例になっておりますとの答弁でした。

この特例制度がなかったときの税金の金額と、特例制度を使ったことによって幾ら市民の

税金が抑制できるのかとの質疑に対し、わがまち特例制度の適用対象項目は、固定資産税の課税標準をゼロにするという内容のものであります。仮に、取得価格が1,000万円の償却資産税を導入した場合に、この特例措置を適用した場合に、通常、3年間で固定資産税が約30万円掛かるわけですが、これが今回、本市の特例制度ではゼロということですので、30万円の税収が減りますが、この減額分については、国から交付税措置されることになっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第72号について。未就学児の医療費に係る窓口負担をなくす条例だと思のですが、何人ぐらいが対象になるのかとの質疑に対し、平成29年1月から12までの助成実績は、未就学児全体で対象人員は1,876名、そのうち非課税世帯の対象者は、実人数は約200名になります。そのほか、ひとり親の助成対象者が約66名います。重度心身障害者については、現在のところ対象者はいないところですよとの答弁でした。

29年度において対象者が1,876名、未就学の子供がいるわけです。そういう意味では、非課税世帯に対して今回できるようになったわけですので、今後、県に対してどんどん要請していく考えはないかとの質疑に対し、今後とも県の方には要請を続けていきたいと思っておりますとの答弁でした。

現物支給は医療機関との兼ね合いでかなり難しいと、今まで言われてきました。今回、非課税世帯とか、ひとり親とか、重度身障者の条例改正の中で定めていますが、現物支給そのものはできるということになるのかとの質疑に対し、今回の改正につきましては、あくまでも未就学児が対象となっております。これについては、これまで県内各市でも県に対して要請しており、これがようやく一部ではありますけれども実現したということになりますとの答弁でした。

この現物支給ができないのは、鹿児島県と沖縄県だけです。県知事の公約で、できない理由は県全体を見れば24億円掛かり、負担が大きいということでした。指宿市がすれば1,000万円の費用で済む事業ですが、県内各自治体で負担するからと伝えていくようなことはできないのかとの質疑に対し、これまで市長会を通じて県にも要請しており、今後も全対象者を現物支給してもらえないかと要望してまいりたいとの答弁でした。

意見として。質疑の中で出たように、九州管内でも沖縄と鹿児島だけが現物支給されていない。全国でいえば高校までとか、そういうところで多くの県がなされております。これまでいろいろな課題があっても簡単にはできないという説明をされてきたわけですが、非課税世帯とか、ひとり親について実現できたわけですので、今後、早急にできるように、県の方に要請していただきたいというものと、県が財政負担が大きいということできなかつたわけですから、各自治体で負担するからということ県の方に要請することで、子供が重篤にならない、指宿の子供の安心・安全を担保することができると思います。今後、市長

会なり、どんどん発言していただきたいというものがありました。

次に、議案第73号について。教育職員免許法、幼稚園教諭、小学校、中学校、高校の範囲はどのようになっているかとの質疑に対し、その辺の範囲はないところですよとの答弁でした。

放課後健全育成事業で、これまで支援してきた人たちは免許を持っていたのかとの質疑に対し、放課後児童クラブは、放課後支援員が2名以上配置という基準になっております。ただし、そのうち1名は補助員という形で、正式な資格を持っていなくても業務に携われるような体制を取っているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第74号について。この条例が改正された後、解体の予定はいつ頃を想定され、総工費をどのくらい見込んでいるかとの質疑に対し、入札、契約まで7月中に行う予定で、工事の開始は8月になると考えております。なお、完成は11月になりますが、工事の内容は解体と、跡地に駐車場整備をする予定で、当初予算額は3,400万円でございますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第71号から議案第74号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第74号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第75号（委員長報告、修正案説明、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第6、議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） おはようございます。総務水道委員会へ分割付託されました、議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、地熱発電について、一時凍結されていたことについて、質疑の中で反対意見もあったからという理由であったが、そのことが解決しない状況の下で再開をされているということだけを見ても問題と思います。それから、サッカー場について、サッカー場を造ること自体に異論はありませんが、どの程度のものを造るかという点で疑義を持っています。今の予算措置は、市の方で考えている規模の内容のものを前提とした財政措置ということですので反対いたしますというものがあり、また、賛成討論として、地熱資源の開発については、もし、地熱発電ができるとすれば、多くの市民に利益還元ができるということからすれば、この地熱発電は前向きに進めるべきだと思うことから賛成します。また、サッカー・多目的グラウンドについても、周辺のエリアを総合スポーツエリアと考えてみると、陸上競技場を含めて最適でないかという観点から、これについても賛成いたしますというものがあり、起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により可決と決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、開聞地域振興課所管分について。平成28年度から検討委員会が実施されていますが、その検討委員会は何名で構成され、どのような方々がいるのですかとこの質疑に対し、検討委員会につきましては、公共的団体等の役員又は職員から10名、学識経験者の中から1名、そして、開聞地域に居住する方の中から4名、市職員が2名の合計17名で構成されていますとの答弁でした。

検討委員会の中で、開聞地域の使っていない施設、例えば、農村環境改善センター等を活用しようという検討はなかったのですかとこの質疑に対し、開聞庁舎の改修に至ったのは、地域審議会等で、現存施設の有効活用という答申を尊重してのことです。既存の施設として、農村環境改善センター、ふれあい公園の愉徒里館等、様々な場所を検討してみましたが、工事や行政に必要な機器の移設、バリアフリー改修等を検討したときに、今の庁舎が最適ではないかということで進めてまいりましたとの答弁でした。

検討委員会の中で、どういう方向にするのかということは決定されていないのですかとこの質疑に対し、いろいろな案を示して、検討委員会の中で提言をいただきたいと考えていま

す。ですから、今の段階でどの方向にという決定はまだできていませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について。上吹越地区の公民館の建設には、総予算として幾らぐらいを計画しているのですかとの質疑に対し、総事業費として2,467万8千円で申請していますとの答弁でした。

そうしますと、1,480万円と100万円の金額以外は、上吹越地区独自で準備されるということですかとの質疑に対し、そうです。自治会の負担金としては、残り890万6千円と、解体などもありますが、それも負担していただきますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。サッカー場に対するこれまでの議会でのいろいろな意見を総合すると、サッカー場そのものは要るのではないかという点では、大体合意形成できていると思っています。ただ、どのような規模、内容にするのかについては、いろいろな意見があります。土地を確保するというのは、あくまで市の行政としてどの程度の規模のものを造るのかということと、一体の面積、一体の金額ということが前提となっているのか。それとも土地は準備するが、財政的にどのような規模のものを造るかは、必ずしも一致しない。場合によっては、設計上の規模についての補正があり得るのか。どう理解すればよろしいですかとの質疑に対し、サッカー場の規模や用地面積については、基本計画を基に、今回、実施設計をしています。実施設計を行う中で、用地面積が確定したことに伴い、用地取得費の費用を計上させていただきました。建物につきましては、これまで説明している実施計画の段階と大きく変化はないということで作っていますとの答弁でした。

今回の地熱の関係で井戸を掘るわけですが、この許可申請は前回のものがまだ残っているのか、それとも、新たに申請を出し直すということなのかとの質疑に対し、また今回、新たに出し直すという形になりますとの答弁でした。

申請を新たに出し直すということですが、すぐに許可が出るものなのですかとの質疑に対し、大体、申請してから、期間が2か月程度かかると見込んでいますとの答弁でした。

許可申請等については、今議会が終わってからという話でしたが、自然公園法などについての許可申請も同様なのですかとの質疑に対し、自然公園法の許可については、3月30日に申請しています。というのも、申請手続を行う中で、期間が相当かかるということが環境省の方からもありましたので、申請させていただいているところですとの答弁でした。

そういう計画があるのであれば、3月議会のときに、議会に報告した上で得るべきだろうと思います。そういうことがなかったように思えるのですが、そのあたりはどうですかとの質疑に対し、自然公園法の手続については、3月議会の一般質問の中で答弁をさせていただいていますとの答弁でした。

一般質問の中で答え、申請を出したということですが、一般質問は質問者と執行部とのや

りとりですので、他の議員の方々が意見を出す状況ではありません。議会に対して報告ということであるべきではなかったのかと思いますが、考え方としてはどうなのでしょうかとこの質疑に対し、今までも、この地熱に関しては、手続上の関係で議会への報告も遅かったというようなことがありますので、今後、そのようなことがないように、事前に報告していきたいと思っておりますとの答弁でした。

地熱発電については、一時凍結となっていたわけですが、この凍結にした主な理由は何だったのですかとこの質疑に対し、平成27年度からこの事業を始めてきていましたが、各団体からの賛成や反対の陳情、要望をいただきました。そういった中で、観光事業者や温泉に携わる方々から反対陳情が出され、それらを重く受け止め、総合的に判断した結果、地熱発電事業を凍結したということと考えていますとの答弁でした。

観光業や温泉業の人たちが反対陳情を出したことが凍結の主な理由と聞きました。その後、いろいろな所で説明を繰り返し、広報紙でも特集を組んだ。これはいわば説明です。市の主張を言ったということであって、反対した人たちが分かりましたと言っていることは違います。凍結の理由がなくなったということですが、一切凍結の理由はなくなっていないのではないのですかとこの質疑に対し、先ほど観光業の方々の反対も大きな理由の一つであったということもありましたが、そのほか、市民の方々への説明も十分ではなかったというようなことも一つにはありました。そういう中で、凍結後に様々な場面で理解していただけるように説明してきたつもりです。これまでの取組、今後の取組についても、今年度に入って説明していますので、御理解をいただきたいと思っておりますとの答弁でした。

意見として。地熱発電について、今までの経験もあった中で、執行部として再開ということを出していることは結構なのですが、申請を出してから時間がかかるからといったようなことを前提とした申請というのは、いろいろな問題やあつれきを生む可能性がありますので、きちっとした段階を踏まえてやっていただきたいと思っておりますというものと、地熱資源開発については、これからの掘削により地熱発電ができるとなれば、その利益を市民に還元していただきたいので、是非成功していただきたいと思っております。もう一つは、サッカー・多目的グラウンド整備については、陸上競技場等も含めて、あの周辺一帯を広くスポーツエリアにして活用すべきであると思っております。また、開発公社の土地の活用もできることから、問題なく整備していただきたいというものがありません。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、生活保護の基準の見直しで、今でさえも生活が苦しい中で、支給額を減らすという項目も含まれておりますので、反対討論いたしますというものがありません。

起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。南指宿中学校の空調設備は、耐震工事に伴う整備ということで、合計13か所と、今、説明を受けたところですが、南指宿中学校の教室は、全体的に幾つあるのかとの質疑に対し、普通教室が10教室、特別支援教室が2教室、そして、特別教室が13教室で、合計25教室ありますとの答弁でした。

空調施設は吊り下げ型ということだが、安全については十分担保されていますかとの質疑に対し、今回、設置される吊り下げ型のエアコンは、天井裏のスラブといわれるコンクリート部分からしっかり固定をされております。地震などでも落ちて来る危険性は低いと考えられておりますとの答弁でした。

今後、ほかの学校への設置については、どのように考えているのかとの質疑に対し、どの時期にエアコンを設置するかということについては、まだ計画されていません。今回、南指宿中学校について検証するために設置し、その結果を基に、それぞれの学校について、どの時期にとということも含めて検討させていただきたいとの答弁でした。

クーラー設置について、将来的にはどうというような計画はなく、これからの検討課題であるという説明でした。現状の生徒数で16校にクーラーを設置した場合の費用の積算をしたものがあればお示しいただきたいという質疑に対し、2・3年前に試算しました、4億円という金額につきましても、時代の流れもあり、ある程度上がってくると思っているとの答弁でした。

市長の公約はエアコン整備でしたが、部課長会議で話は出ていないのかとの質疑に対し、部課長会議の中ではなく、庁議の中でそういった公約についての話は出ていますとの答弁でした。

公約を見た市民は1年でできると期待していたが、他の小・中学校のエアコン設置について、教育委員会はどのような協議をされたのかとの質疑に対し、市長の公約を実現するために計上したものです。エアコンの設置については、今後やるという方向性の下で検証し、今後の計画を立てていくということは、教育委員会、市長では話をしています。繰り返しますが、南中の結果を検証しながら、設置に向けた計画を策定していくという方向性は定まっているところですよとの答弁でした。

国の教室における温度設定が、30℃から28℃に引き下げられ、教育委員会として各学校に

通達しているということでした。これまでの調査結果で28℃以上の学校が何校あるのかとの質疑に対し、下の28℃以上の学校ということで、昨年7月の調査によりますと、全ての学校において28℃を超えているということになりますとの答弁でした。

文科省の基準としている温度は10℃から30℃だったが、高い温度は28℃になり、低い方は何度になったのかとの質疑に対し、下の方は10℃から17℃に上がっております。17℃から28℃が望ましい温度だということになりますとの答弁でした。

全ての普通教室で毎日、朝・昼・夕、朝から1時、3時に室温を測り、定期的には子供たちが授業の一環として、それをグラフ化するなど、取り組む考えはないのかとの質疑に対し、各教室の中では、室温でありますとか、熱中症でありますとか、インフルエンザとか、そういった部分が多機能的に付いている温度計を置きながら、それも一つの授業の一環として行っているところであります。ただ、ここで調査を受けている部分は教職員がしております。各学校にそんな方法もあるということは、こちらから提案できると思いますとの答弁でした。

池田小学校と川尻小学校の複式学級に対する黒板の設置ということで、260万円の事業費が上がっておりますが、整備状況の内容についてお示しいただきたいと思いますとの質疑に対し、教室の正面の方に、現在、黒板があります。後ろの方に今回、スライダ黒板を設置することにしております。中心に置いたときに、上下30cmぐらいずつ動く。児童が書くときにはちょっと下げて、見るときには上げるというような形になります。そして、照明的なものがありますので、上の方に電気を点けて黒板を照らすような形になります。それと、黒板を設置する関係上、後ろの棚を外さないといけませんので、それを横の方に棚を設置するという工事も併せて行いますとの答弁でした。

パソコンの入れ替えで、開聞小学校は説明がなかったと思うが、ほかの小学校については、パソコンを入れ替えるということで、今年度中に電子黒板が入るのかとの質疑に対し、開聞小学校以外は既に電子黒板が設置されております。開聞小学校は今年、パソコン整備がありますので、それに併せて購入予定になっておりますとの答弁でした。

意見として。南指宿中学校だけがエアコンを今年設置するというので、ほかの小・中学校については今後まだ検討するけれど、いつになるか分からない。特に夏場は室温もかなり上がり、暑いときには窓を開けても風が通らないような状況もある中で、熱中症に対する対策なんかも必要であると思います。そういう意味で、本当に早急にエアコン設置について検討していただきたいと思いますというものと、エアコンだけの話ではなく、逆に体力を付けるということで、高くてもいいという、どこかの行政がありました。これなんかも含めて、教育委員会で検討していただきたいと思いますというものと、教育委員会としては、国・県より学力が低下していると、教育長は発表しています。子供たちの学力、体力をどんどん上げるために、夏場の体調管理をしっかりすれば、授業に身が入ると思います。先ほど4億円というお金がありますけれども、実際、いろんな補助金を使えば1億円ででき、1日で

も早く全ての普通教室にエアコンを、将来を担う子供たちのために早急に教育委員会として市長に申し込みたいと思いますというものがありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。老人福祉センターのアスベストについて、合併する前から公共施設はかなり調査が行われ、その時点で改修がなされたと思っておりますが、今回出てきたのは、漏れていたということですかとの質疑に対し、28年度に県から高齢者福祉施設等のアスベスト含有の建築材料がないか、改めて実態調査をする旨の文書がありました。含まれている可能性がある建築材があることを把握したものですとの答弁でした。

10年以上前にそういう調査が行われたと思うが、結局、漏れていたということですかとの質疑に対し、アスベストについては、その後の改正で、アスベストの種類の対象に追加があり、基準値も大幅に低くなっているというような当時の検査とは全く違った検査内容になっていますとの答弁でした。

アスベストの場合、肺気腫の関係で浮遊するという部分から考えたときに、老人福祉センターの場合、かなりの人が出入りすると思うが、基準が厳しくなって新たに分析されている状況ですが、その辺の問題はないかとの質疑に対し、今の吹き付けの状況は、固着化した吹き付けで、空中に浮遊するとか、アスベストが暴露している状況ではないので、今の利用状況で問題はないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。障害者福祉法の支援の見直しは、どのような方向になっているのかとの質疑に対し、今回の補正はシステム改修で、これまでの障害福祉サービスのサービスコードと事業コード等が変わることによるシステム改修であります。障害者総合支援法の改正内容には、新たに障害者の望む地域生活の支援ということで、自立生活支援や就労定着支援の創設、それから、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応として、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大が主な内容となっていますとの答弁でした。

指宿には、わかばとさつき園があるが、そういう事業所は、これまで以上に保育園を巡回することになっていくのですかとの質疑に対して、そういう形になりますが、それをするかどうかは事業所の判断になりますとの答弁でした。

生活保護の基準の見直しについて、どのように見直されているのかとの質疑に対し、今回の改正につきましては、生活保護費が全般的に見直される形になっております。主なところは、年齢区分や世帯構成の区分の係数が変わり、基準額の部分では大まかに食料費の相当分が増額、光熱水費相当分が減額されているような中身になっておりますとの答弁でした。

基準の見直しという部分で、指宿市において保護をもらっている方々はどのくらい減額になるのですか、基準でもよろしですとの質疑に対し、例えば、母子世帯で、母親が35歳、小・中・高の子供が1人ずつおられるケースでいきますと、現行の生活扶助費15万6,250円

が、改正後は14万8,440円になり、7,810円の減額になります。単身者の場合、今回新たに75歳以上の高齢者の区分が設定されました。例えば、74歳の単身者である場合、現行の生活扶助費が6万2,960円で、改正後は、6万5,710円と2,750円の増になっております。対しまして、76歳である場合、生活扶助費が現行では6万2,960円ですけれども、改正後は6万1,970円になり、990円の減額になります。75歳以上の高齢者は若干減っていく改正になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） おはようございます。産業建設委員会へ分割付託されました、議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月11日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。畜産クラスター事業費に係る補助を受けるときに、資格とか、何か必要な条件とかがあるのではないかと思うのですが、どうなのですかとの質疑に対し、畜産の収益性の向上を図るため、畜産業者ほか外部支援組織、JA、県経済連といった関係者が連携して、畜産クラスター協議会を設置し、実施をすることになっております。この協議会の要件は、まず、運営事務局が設置されており、組織規約を定め、実施事業の会計手続を適正に行うことができる体制であること、それから、畜産事業者のほか、2者以上の異なる役割を担う者が参画しているということで、農林水産省の基準に沿って、鹿児島県知事が認定します。そして、協議会が計画を作り、この事業が実施されていくことになっていきますとの答弁でした。

養豚業者の豚舎などの説明がありましたが、市内は何箇所、場所はどこに設置する予定なのですかとの質疑に対し、取組主体は指宿市の子豚の生産農家1戸で、山川地域の成川にあります養豚業者になりますとの答弁でした。

子豚の生産の関係とか、母豚の関係について、もうちょっと詳しい説明をとの質疑に対し、この協議会自体は、全県で子豚の生産量を増やしていこう、拡大していこうというような目的を持っており、今回、指宿市内で子豚の生産をしている農家が、その生産量をふやし、拡大しようという施設整備事業になります。具体的には、現在、450頭いる母豚を、平成32年3月を目標に700頭まで増やした上で、現在、年間1万1,500頭出荷している子豚につ

いても、1万7,500頭まで拡大しようという計画になっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。開聞のかんがい用水施設の深井戸水中ポンプの故障ですが、今現在、ポンプは使えない状況なのですかとの質疑に対し、現在、ポンプが停止している状態ですとの答弁でした。

議会報告会でも、市民の皆さんから、かんがい用水施設が大分老朽化してきているのではないかという心配の声もあったのですが、この施設は築何年ぐらいですかとの質疑に対し、この施設は、平成11年度に完成しておりますので、約18年経過したところですよとの答弁でした。

敷設してから18年ということですが、一般論として、そのくらいで老朽化するというふうを考えていいのですかとの質疑に対し、ポンプメーカーに確認したところ、耐用年数は通常10年ぐらいだということでありましたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。えぷろんはうす池田の前に艇庫を造りたいという計画でしたけれども、30艇で、縦・横の大きさは大体どのくらいになるのでしょうかとの質疑に対し、平屋建ての鉄骨造りで約190㎡を予定しております。今から設計にかかりますが、その中身によりまして縦・横がはっきりしてくると思っておりますとの答弁でした。

シャワー、トイレまで完備するというものでしたけれど、この艇庫ができた後の管理は誰がするのかとの質疑に対し、基本的にはレイクグリーンパークの指定管理者であります池田興産に管理をお願いする予定で協議を進めておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。拡幅工事のために大園原交差点の看板は、一時撤去して、また再利用するのですか。処分じゃなくて再利用ということで理解してよろしいかとの質疑に対し、指摘の部分につきましては、次年度以降の予算で移設を考えております。国の方から市の方に、正式に今年度で移動させるということで連絡があったのが3月になってからで、今度の補正予算の計上も同時の撤去・移転まで考えておりました。しかし、同場所の背後地の用地取得が困難であり、今のところ新たな所、例えば、道の駅の彩花菜館から指宿商業までの間の国道の空いている所とか、いろいろと検討しておりますが、まだどこが最もふさわしいのかという結論に至っておりませんので、次年度以降の予算でまた再移築ということで予算計上させていただく予定ですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。道の駅山川港活お海道の汚水処理を行っている合併処理浄化槽の修繕について、この浄化槽は平成21年9月にできたということでしたが、保証期間は過ぎているのですかとの質疑に対し、浄化槽の耐用年数というのは設定されておませ

ん。ただ、税務上の償却資産としては15年となっています。浄化槽の外回りは問題ないですが、中の部品が破損したということで、今回、その部品の修繕という形になっていますとの答弁でした。

9年という数字が経年劣化と言えるのかと思う。118万円というかなり高額な修繕料ですが、処理能力というのは何人槽ですかとの質疑に対し、道の駅山川港活お海道の浄化槽は、160人槽仕様です。経年劣化の問題ですが、今、9年経ちまして、約9割5分の部品は耐用年数を過ぎているという形になっておりますとの答弁でした。

耐用年数を過ぎるということですが、メーカーによっても持ちがかなり違ってくるんじゃないかと思います。そういうことも考えながら、これからの浄化槽等の設置においては、耐用年数を延ばす選定を考える必要もあるのではと思うが、どう考えますかとの質疑に対し、恒常的な施設になりますので、いろいろなものにおいても耐用年数が長く、ランニングコストも低く維持できるものを選んでいくというのが必要だと思っております。道の駅の指定管理についても、いかにこの修繕料を補填していくのかということが重要になってくると思いますので、今の在り方も含めて、今後、ランニングコストを安く抑えながら続けていくシステムを検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。岩本宮ヶ浜吹越線の斜面660mは、大雨とかには大変なのですが、この補償費84万9千円はもう全て合意ということによろしいですか。それとも、何人かまだ残っているのですかとの質疑に対し、岩本宮ヶ浜吹越線の用地買収を昨年度から実施しておりまして、全45筆のうち、昨年度が29筆完了しています。今年度は16筆を引き続き用地交渉に入っているところでありますとの答弁でした。

合意ができた場合、その後、工事完成までどのくらいかかる見通しですかとの質疑に対し、工事の方は来年度、31年度から予定しているのですが、660mのうち、北側の方の斜面については約半分、遺跡調査の対象になっているため、その発掘調査の関係もあり、工事全体としては10年程度かかる見込みですとの答弁でした。

意見としては、岩本宮ヶ浜吹越線は崩れやすいので、台風とか、長雨、集中豪雨で危険を感じたら、通行止めにするなどの対処をしていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） 本案に対しては、新川床金春議員ほか1名から、修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

○19番議員（新川床金春） 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の修正案を説明いたします。

別紙でお示しのとおり、平成30年度一般会計補正予算（第2号）の中の第1条中追加の額15

億4,032万5千円を11億4,902万に、予算の総額259億8,495万8千円を255億9,365万3千円に改めるものです。詳細は参考資料の2ページ、3ページにお示ししております。

歳入において、款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節5その他雑入4億860万5千円を3億9,130万5千円に減額し1,730万円にします。歳出において、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節13委託料3,620万1千円を減額し、節15工事請負費3億5,510万4千円を減額するものがあります。

減額の理由は、平成28年10月27日、市長自ら地熱発電事業の凍結をすると説明いただきました。その内容は、市が進めている地熱発電事業について、観光関係事業者や温泉に携わる方々など、市民から既存温泉への影響などについて心配する声が届いております。こうした声に丁寧の説明するとともに、より多くの市民に深い理解を図る必要があると判断し、現在進めている地熱発電事業を凍結しますと議会に説明し、承認されました。平成28年度、調和のとれた地熱活用協議会が、平成28年4月11日開催されていたので、平成28年5月17日、議事録の開示請求をし、精査した結果、次のことが判明しました。平成26年12月、指宿市温泉資源の保護のため、乱開発を防止する必要があるとの議会説明がありました。温泉資源は、市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域産業振興及び公共福祉の増進に寄与することを目的とした条例が、平成27年3月26日に制定されました。

議事録の中であったことを、一つ一つ説明します。九州電力の説明では、大事なのは涵養する分以上に取り出すとなくなってしまうので、バランスを図りながら、とりきる量ですと、何十年もできるという説明でした。涵養の意味は恵みを与えとか、潤うということになっております。この発言で、地熱発電事業で利用すると数十年で温泉が枯渇するということを暗に発しております。

次に、事務局、いわゆる市長公室担当者の説明の中で、手前味噌だが、標準的な手順を踏まえたものではないと思いますという発言があります。驚くことに、我々がやろうとしていることは、他の事業者の道しるべとする目的の一つになりますと、条例と違うことをやっているんですよ。是非その辺を踏まえて御審議いただければと思いますとの発言が議事録に記載されております。指宿市民の財産が民間企業に売り渡されるということが、暗に記載された文書でありました。

次に、議会が制定した条例と間逆なことを執行部が推進しているわけですので、平成28年4月11日現在の実績、条例ができてから1年間にですね、地熱発電事業者が14社申請をします。これは乱開発になっているということになります。その後、指宿市街地でも地熱発電事業者の申請があり、特に、摺ヶ浜地区では、地域住民の反対運動が起きているのが現状であります。

さらに、100条委員会に関する問題行動について、新聞やテレビなどで、副市長の動向に

対して議会や市民の批判がある中、副市長をはじめ、市長公室の幹部職員がさらに100条委員会を阻止するため、100条委員会設置の採択に係る賛否の否の条件の裏取引があったことが判明し、その書類も手に入れました。その書類を提示したところ、市長公室の職員が議員が持って来たものを浄書し、作成したものだということを副市長は認めています。そのことがあったということを認めていることをここで報告しておきます。

地熱発電事業凍結発表は平成28年10月27日で、市長と語る会は、平成28年11月1日から30日まで市内12会場で開催され、参加者は371名で、市民アンケート数は311人分あり、アンケート結果は市のホームページに掲載されているので、議員の皆さんは確認済みだと思いますが、読み上げます。

地熱発電に関する市民の意思は、地熱発電事業を推進すべき38.4%、地熱発電事業について、より詳しい説明を求める42.3%、地熱発電の凍結をそのままにしておく6.5%、地熱発電事業そのものを推進するべきではない6.8%、分からないが6%、無回答0でした。これは、ホームページの内容そのまま報告しております。地熱発電事業を心配する市民の声は61.6%ありました。さらに、市に求める説明の方法等についてのアンケートも取っていました。結果は、説明会・講演会62.7%、広報紙25.4%、その他11.9%で、過半数の方がより詳しい説明会や講演会を求めています。しかし、平成28年12月から1年半が経過していますが、地熱発電事業単独での説明会、講演会は開催されていないのが現実で、主権者である市民、納税者である市民の声をないがしろにする暴挙であると言わざるを得ません。

環境省に提出したと先ほどもありましたけれども、平成30年5月16日、公文書の開示を求め、全ての書類の写しをいただきました。環境省へ提出した自然公園法の書類を精査した結果、国へ提出した書類に広報いぶすき5月号特集予定記事一部抜粋、地熱発電の凍結と再始動、凍結表明後の平成28年11月には、市内12か所で市長対話集会、みんなで語る会を開催し、地熱の恵み活用プロジェクトの説明を行うとともに、この事業に対しアンケートを実施したところ、半数以上の参加者がプロジェクトを推進してほしいという声が寄せられています。

ホームページの円グラフじゃなく、市が出した円グラフでは、地熱発電を推進すべきが66.5%、記載されています。ホームページは先ほど言いました38%なんです。市民の声をどのように思っているんですか。これは2年前の修正案のときもあったように、いわゆる、文書改ざんと言わざるを得ません。環境省鹿児島保護官事務所の保護官は把握し、市にアンケート結果が間違っているよという指摘もしております。

最後に、市長の地熱発電凍結の意思決定の問題は、28年10月からいまだに何も解決していないこと。市長と語る会に参加した371名の市民の声は、より詳しい説明会や講演会の開催の要望であり、執行部の手続は、市民の知る権利を無視した行為と言わざるを得ません。決める前に市民に説明するのが民主主義ではないですか。地熱の恵みプロジェクトは、掘削費

用は今、4億円足らずです。しかし、総事業費は30億円を超す事業であると議会で報告しております。市民に大きな税負担がのしかかってくる事業であります。さらに、基幹産業である観光業に及ぼす影響は甚大であり、指宿市の未来が繁栄するか、疲弊するかを左右する重大な問題でもあります。ですから、全ての地区で地熱の恵み事業に特化した住民説明会を実施し、市民や観光関係事業者及び温泉に携わる方々に地熱発電事業、地熱の恵み事業についてしっかり理解を求めていただきたいと思います。

今回の提案は、地熱発電事業について、市民により詳しい説明会、講演会を求めているアンケート結果を基にした行動がなされていないことから、市民へ十分な説明がなされてから議案を出してもいいんじゃないかということで修正案を出しております。

さらに、地熱発電事業に係る事業経費や、事業が失敗したときの損失補てん、全てここにいる市長、副市長、幹部職員、議員がするんですか。市民や子供につけを回さない。そのために議員の皆さんの常識ある慎重な判断をしていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時28分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 修正案について、質疑をさせていただきます。通告していた中

で、地熱発電について、そもそもどういうお考えをお持ちなんですか、ということでお尋ねをさせていただきました。と申しますのが、指宿市議会自体は地熱発電について全員が賛成だったんです。思い返していただきたいと思います。平成27年6月定例会になるようですが、ここで将来地熱発電を行うための資源調査として、地表探査の予算がジョグメックから100%ということで提案されています。この提案された予算についての説明の中でも、今後、九電とセイカの共同体による、もし、地表探査をして、有望な資源があるということが確認されれば、その次、ジョグメックの100%支援をいただいて、調査井を掘って、その後、地熱発電に我々が考えている熱量が確保されるよねというようなことが、調査の結果出れば、調査井がそのまま生産井に替えて地熱発電事業を進めると、そこまでの説明をやった上での議決において、本会議場では簡易採決で、異議なしで終わっているんですよ。ですから、新しく議席を得られた新人議員の皆さん方はいらっしゃらなかったわけですけども、そのほか、継続されてこの席に座っていらっしゃる議員の皆さん方は、少なくとも、指宿市内において地熱発電をすること、そのものについては反対ではなかったんだと。むしろ、異議なしということでしたので、賛成だったというふうに、間違いなくこれは推測できるというふうに思っているんです。そのことも含めて、提出者、指宿市内における地熱発電について、どのような基本的なお考えをお持ちなのか、まず、お伺いをさせていただきなというふうに思うわけです。

○19番議員（新川床金春） 先ほども提案理由の中で説明しました。平成26年12月の議会での報告はですね、指宿市で民間が乱開発してはいけない、ですから条例を作りますということでした。実際、そのときの条例がですね、先ほども読みましたけれども、同じことで、資源は市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な開発及び地域産業振興及び公共福祉の増進に寄与するということがあったので、多数の議員が賛成をし、条例は制定しました。その後、市長公室から地熱の問題が出たときに、ジョグメックが探査するんですよということで、どれだけのポテンシャルがあるか調べることは、私は同意したつもりでいます。しかし、その後にあった説明の中で、議員は27年3月26日に条例を通しましたよね、皆さん、と言われました。私たちは乱開発のための条例を、防止のための条例を作っていると思っていたら、全然違う方向に動いたんですよ。執行部がそのときに、自分たちがするということは、どこでも発していません。あったのは12月定例会で、アイスランドに行って、ブルーラグーンを見て来ると、その予算を通してくださいということでした。ただ、そういうところに視察に行くのはいいだろうという思いはありました。しかし、指宿市がそれを30億掛けてやるという話は、条例制定のときにはどこにもなかったんですよ。実際、27年の第1回定例会前の副市長の説明でですね、こういうのがブルーラグーンというのがありますよと、いいでしょうということがあって、それに対して心配する議員が28年の定例会で、これは指宿市の未来が危ういな

ということで、28年の修正案が出されて、採択されております。市民は知らない、議員には説明したと真逆のことをされている。しかし、市民が同意するんだったら議会は仕方ないよねと思うので、今回もしっかりと、2年前と同じで、しっかりと市民に説明し、主権者であり、納税義務者である市民に、しっかりした報告説明会をやっていただきたい。実際、44%のアンケート結果があり、その中で60数%がですね、しっかりと説明会を求めています。それをしてからでも遅くないと思いますので、私は、地熱発電は、指宿の基幹産業である観光業に多大な功績があるかもしれません。しかし、リスクもあるということで、私は反対という立場です。ただ、調査をするのはポテンシャルがどれだけあって、その民間企業がするときには何キロしかできないですよとか、いろんなことがあるかもしれません。だけど、ポテンシャルを計ることは同意しましたので、先ほど松下議員から言われた調査に対しては私は賛同したつもりでおります。よろしいでしょうか。

○14番議員（松下喜久雄） 質疑回数が3回しかありませんのであれですけども、調査はしてよろしいと。その調査費についてお認めくださいねという段階で、将来的に地熱発電をするんですよ、明確に説明をしているわけですから。調査をしていいですよということは、地熱発電オーケーですよということを、行政側に議会としてサインを送ったことになるんですよ、間違いなく。調査までは認めました、そんなばかな話はないです。きちっと将来に向かって説明をされているわけですから。それと、ヘルシーランドのブルーラグーンに似た再開問題については、これはまた別途事業で、ジョグメックのその地熱発電とはまた別途議案に提案されて、そこで我々が判断するんですよ。ですからそれをごっちゃにして、今、反対理由にするということは、これは当を得ていないというふうに思っているんです。少なくとも今、地熱発電については、指宿市内において地熱発電をすること自体については、絶対反対ではないんだと。反対ではないんですよ、賛成者もこの間の一般質問の中でもおっしゃいました。地熱発電については、我々は反対ではないんですよ。反対ではないということは賛成なんです、誰が考えても。反対か賛成か分からなければ、全くの中間なんです。反対ではないということであれば賛成なんです。もちろん、積極的な賛成なのか、消極的な賛成なのかの程度の差はあるかもしれません。しかしながら、地熱発電そのものについては、指宿市内における地熱発電そのものについては賛成なんですよ。議員も今、提出者も地熱発電によって指宿市の観光が潤うこともあり得ると。しかしながら、それを超えるリスクがあるような気がするから反対なんだということです。私たちは常に地場産業を守りつつ、また、新しく本市発展のために、振興のために、いろんな事業導入について協力していかなければならないと思っています。それは人口減少を食い止めるための地場産業振興、定住促進につながるからであります。そこで、最新の技術をお持ちの九州電力さん、日本国内では有数の地熱発電事業者ですよ。その方々が携わってやるということですので、いっぱい、モニタリング等、定点観測等も行っ、万が一異常があれば、即これは止めますよという約束の中の事

業なわけですから。それすらも信用できないということになれば、もう議論の余地もありませんけれども、そこらも含めて判断をすべきだろうというふうに思っております。先ほど地熱の恵み審議会の会議録の中身を、一語一語、言葉だけを抜き出して自分なりの解説をしていらっしやったようですが、その中で特に気になったのが、九電さんの職員が、我々がモデルになって、どんどんどんどん新規参入者を増やす方向でいきましょうよみたいな発言があったというのは、提出者の説明であったように、私は聞こえました。ただ、提出者の説明を聞いて、私はふと思ったのは、九電さんがそういった、ああいう優良企業の職員がですよ、そういったむちゃくちゃな話をするはずがないかと、まず思いました。であれば、これは我々が新しい地熱開発に対しての新規参入者に対する高いハードルを設けるためのモデル的な事業の進め方をやっていかなければなりませんよね、というような発言だったのかなと、ただ単に私はそういう想像をしていたところで、確かにその会議録、見せていただければ何とも言えませんが、それ以外の言葉についても、どういう会議の流れの中でそういう言葉が発せられたのか、意味合いを深く、やっぱり、考えていかなければならないのだろうなということも思ったりもしています。

次の質疑ということになるわけですが、指宿における地熱発電が、ヘルシーランドにおける地熱発電、それをまた活用した新たな観光再開発、そこらについて、どれほどのメリットがあって、どれほどのデメリットがある、それだからこそ反対なんだということを表明されておられるのか。プラスマイナス、そこらについて見解をいただきたいなというふうに思います。

- 19番議員（新川床金春） さきほどですね、九電がということで、九電の職員がということで言われたことから言います。会議録にはですね、九電はですね、大事なものは涵養する、要するに、恵みを全部取ったらなくなってしまうと。バランスを図りながら取ったときに、10数年しか使えないということを言っているんですよ。ですから、条例の中、そこは言って、後で議事録をメールで送りますよ。実際、それがあつたんですよ。要するに、条例は、作るときは、将来にわたってということです。しかし、数十年という、もう期限が決定しているんですよ。数十年、取れますよと。取り過ぎたら枯渇します、なくなりますという文言があるんですよ。そして、私は、市長公室の担当者が、手前味噌だが、標準的な手続方法は踏まえてないのではないかと思っています。我々がやろうとしていることは、他の事業者の道しるべとすることが目的の一つであります。その職員は、条例改正のときに、乱開発を防止するんですよということで説明しております。そして、一般質問の前に直接電話で本人に確認しました。26年12月にそのような説明をしておりますという答弁を、私自身がいただいておられますので、一般質問の項目にそれも入れました。実際、先ほども指宿の繁栄か衰退か分からない事業ですよと、説明しております。地熱事業をしながら、やる所はヘルシーランドです。4年連続日本一の露天風呂であるたまたま箱温泉があります。その温泉が出なくなった

らどうなるんですか。あそこに、山川町時代に20数億円掛けた施設がですね、温泉事業のために温泉が枯渇する危険性があるということ、28年3月に察知したから、指宿の基幹産業がどうなるかなということ、28年の3月1日、指宿商業の卒業式のときに同僚議員と、これは危ないよね、どうかせんないかんよねということ、私は、修正案に賛成者として名前も連ねました。ですから、27年のときはそこまでなかったんですよ。28年度の予算の中で大変なことが起きると。ですから、26年の条例制定のときと、27年の説明と、聞いていたときには、ああ、いいことをしていると。28年の予算の説明の中に、これは指宿市民が大変になる。サッカー場はあり、市民会館の建て替えもある。地熱の恵み事業、地熱の発電だけじゃないんですよ。地熱の恵み事業ということで、30億円というお金をもう説明しているんですよ。そのときだけで100億円近いお金が必要だ。そして、昨年3月の議会終了際に提案された指宿市の公共施設の整備関係、建物が古くなっている。40年間で1,613億円必要であると。私たちのタブレットに提供していただきました。指宿はどこに向かっているのかなと。繁栄すればいいんだけど、もしも大変なことになったらいけないというのが私の思いであり、当初は指宿のためになるかもなと思ったけれども、その28年の3月以降は、私は、地熱事業が指宿の繁栄、先ほども言いました繁栄、衰退か、どちらかになるので、しっかりと市民の声を聴いてください。議員20名では判断しかねる問題じゃないのかなと思って、私も2年前修正案を出し、今日も修正案を出しているんです。市民が知らない中で、大型プロジェクトが、繁栄すればいいですよ、財政負担は市民に税金が上がりました、簡単に言えるものじゃないですよ。ですから、私たち議員は、市民の負託を受けてここにいますけれども、市民は地熱発電の30億円の問題は知りません。30億円掛かって夢バラ色の広報紙が5月号で出ました。しかし、5月号で載る予定の記事が国には提出されております。市民の声は66.5%、推進すべきだと。これは44%のより詳しい説明を求める市民の声を取り除いているんですよ。市民の声はどこにあるんですか。職員に言いますよ。皆さんは市民のために仕事をしているんじゃないんですか。どうですか。私はそう思います。以上です。

○議長（福永徳郎） 質疑者に対しての答弁をお願いします。注意申し上げます。

○19番議員（新川床金春） はい。

○議長（福永徳郎） 答弁漏れはなかったですか。

○19番議員（新川床金春） ごめんなさい、答弁漏れはあったかも。

○議長（福永徳郎） 2回目の答弁漏れはよろしいですか。いいですか。じゃあ、3回目です。

○14番議員（松下喜久雄） やっぱり、基本的に地熱発電は、指宿市内における発電、賛成なのか、反対なのか、まともに私が聞くもんですから、はっきりと、やっぱり、明確に言いづらいところがあるんだろうと、そういうことは、皆さん、この場にいらっしゃる方はお分かりになったんだろうというふうに思っています。

それと、30億円、30億円を続けて言いますけれども、私、言いましたよ、地表探査、地熱

発電につながる地表探査については、我々はゴーサインを送ったんですよ。30億円についてはゴーサインは送っていません、一切。それを行政側が、市長が自分の夢としてこういう構想を持っているんだということで説明しただけの話で、予算化も何もされていないんですよ。これは、地表探査というのは、もう即地熱発電につながる予算ですから、これは間違いなくセットなんです。ヘルシーランドの再開発は、この地表探査の予算と直接つながるものじゃないんです。そこはやっぱりきちっと分けてお話をいただきたいなというふうに思いました。もう感想にしかありませんけれども、最終的にもう一回、あなたは指宿市内における地熱発電、賛成なのですか、反対なのですかということを、やっぱり、ここでお聞きしたいわけですね。私たちもですね、むやみに温泉都市指宿市の将来に大きく影響するような事業というのを導入するということはいかなるものかと、全員思っていますよ、それは、理性ある議員なら、全て。この間も一般質問の中で出ました。しっかりと既存の資源を守るために、地熱発電の禁止区域エリアの設定というのはできないんですかというような一般質問もございました。我々はその間もですね、議会としても、行政側としても、調査・研究する必要があると思っていますよ。是非そういった方々にも、市長、お答えいただきたいなというふうに、この場をお借りしてお願いもしたりするわけですが、そうやってお互いが協力し合いながら、情報を持ち合いながら研究して、何しろ指宿市政発展に我々は尽くしていかなければならない。以前、地熱に反対陳情を持って来られた民間の方が、名前も直接申し上げるわけにいきませんが、私に言いましたよ、直接。観光地というのは、常に何年目かに新しい魅力というものを付け加えていかなければ廃れていきますよ。資本主義はモデルチェンジの世界なんですよ、経済を発展させるためには。自動車屋さんが常に新しい形の車を開発して世に送り出して、購買意欲をそそって、そうやってまた設備投資をしていく。その中で経済が大きく膨らんで、みんなの分け前が増えていく。モデルチェンジなんです。観光地もモデルチェンジなんです。もちろん古くからのいい雰囲気も、指宿の雰囲気も守っていかなければなりません。ただそれだけでは、もうじり貧なんです。そんな中で、今後の観光指宿、どうして守っていけばいいのか、どうやって発展していけばいいのか、インバウンドの外国からのお客さんをどうやって増やしていけばいいのか。そのところから今回の地熱発電と、それに、そのバックに、バックにと申しますか、そこをまた廃熱を活用したヘルシーランドの再開発、そこが出てきたと思うんですよ。誠に、私は、指宿にとっては夢のある構想であって、まず地熱発電を、これは直接的な収入も得られますので、固定資産等も得られますので、指宿にとって有効な事業だろうというふうに考えております。改めてお伺いします。指宿市で、市内において地熱発電を行うことについて、是非か、単純にお答えください。結構ですよ、以前、探査予算について、私は間違っていました。私は間違った、行政に対してサインを送ってしまいましたよというのであれば、それでも結構ですよ。お答えいただきたいと思います。

○19番議員（新川床金春） 27年にあった議案はですね、条例の中で乱開発ということがあり、その部分が私たち議員の中では防止する条例だということでした。そして、地熱の資源がどれだけあるか。実際、ポテンシャルを計る事業でありますということで、地熱事業をするという話は、そこでは私たちはポテンシャルだったので、指宿市が地熱発電事業をするという認識はありませんでした。私はありませんでした。ですから、私は、地熱発電事業は指宿の観光産業に大変な被害をもたらすと思っておりますので、私は、地熱発電は反対であります。この前の新聞に大分県別府市も地熱の利用は大変なことになるよねってありました。ああ、別府市もそういうふうにとったんだと、私は、新聞記事を見ながら思ったところであります。実際、指宿の発展について、しっかりと市民と議論して、市民が市長が言うことはいいよということであれば、私は今、反対と言いましたけれども、市民の声に従う気持ちであります。実際、私は反対ですけど、市民の声というのは大事にしないといけないということであります。だから、私が今回ですね、松下議員は30億円、30億円と言いますけれども、国に提出した書類にですね、地熱の恵み活用プロジェクトと題して、自然公園の開発を行いますよということをやっているんですよ。要するに、今、松下議員は井戸の掘削ということで言われていますけど、要するに、国の方にはもうその次のプロジェクトまでするんだということで書いてあります。私は、そのままここに貼り付けてありますので、市の職員が、主幹が環境政策課を通して県に出しております。その文書を今読んでいるだけです。ですから、地熱の発電の掘削事業だけじゃないんですよ。もう先まで国には提案しているんですよ。ですから、私自身は、しっかりと指宿の振興策は別にできないかなと。地熱以外でできるものはないかと思いながら、以前はですね、山川町時代、尾下牧場ということで、44町歩あった土地がですね、広域農道の道路整備の中で2町歩ぐらいなくなりましたけれども、40何町歩ある、あそこがですね、指宿の観光の池田湖の、鰻池も、佐多岬も見える、ああいう所をですね、生かした事業展開とすることによって、広域農道も生きますし、今まで見たことのないロケーションを見れる地域ですので、やっていって地域振興につなげていただければと思っております。私の考えはそうです。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、山本敏勝議員。

○6番議員（山本敏勝） 議案第75号、修正案に対して反対するものとして討論いたします。

人口減少に直面している指宿において、未来を見据えた事業、地熱の恵み活用プロジェク

トは、これからの時代にマッチした事業ではないでしょうか。なぜなら、国も提唱している再生可能エネルギーの一つである地熱発電の要素である、地熱のポテンシャルがとても高いからです。指宿にとって資源を最も生かすことのできる地熱発電は、蒸気を売却して、その利益で地熱の恵みがもたらす地域振興基金として市民に還元でき、また、その先には将来の観光地指宿の拠点になり得るであろう、ブルーラグーン構想も魅力ある事業と考えます。今のままでは観光客も減っていくに違いないと思われま。やはり、何らかの策を講じなければいけないと思ひます。将来を見据えた観光地指宿にあつて、この事業は成功させなければいけないと強く思ひます。確かに、反対を表明している方々がいるのは承知しています。また、既存の温泉への影響を懸念していることも分かつております。がしかし、この事業は、これまでに地表調査を行い、その上で今回ようやく補正を組み、まずはこの事業そのものが生産性のあるものかを調べるものであり、地熱発電事業を行うものではないことを承知しています。執行部の説明によると、今回の構造試錐井は1本掘り、その結果、ジョグメックへの報告をして次の指示を仰ぐとしています。その間、構造試錐井の掘削事業中は、工事中は縦1.5km、横2.5kmの範囲内においてモニタリングを4か所で行い、その経過を見守るとあります。さらに、今回の指宿市が手掛ける発電方式は、周辺に少しでも配慮した構造試錐井の大きさ、直径が10cmのもので還元井の不要なものであることも聞いております。費用に関しても4分の3がジョグメックからの助成金、4分の1を九州電力が持つことで決まっていることと、また、事業を推進することができないときは、ジョグメックの方で責任を持って構造試錐井に蓋をすることや、九州電力への返金はないこととなっています。それと、工事に携わる業者は、日本でも有数な技術を持っている企業がやってくれるということも聞いておりますので、私は、地熱の恵み活用プロジェクトの実現のために、指宿の未来のために、議案第75号修正案に反対いたします。以上です。

○議長（福永徳郎） 次に、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 私は、議案第75号、修正案に賛成をし、原案に反対の討論を行います。

地熱開発事業については、観光関係事業者や温泉に携わっている方々など、市民から既存温泉への影響などについて心配する声が届いている。こうした声に丁寧に説明するとともに、より多くの市民に深い理解を図る必要があるとして、これまで計画の凍結をしておりました。一般質問で市長自身がお認めになったように、凍結を解除するには、凍結に至った原因がなくなることが必要です。つまり、観光関係事業者や温泉に携わっている方々をはじめ、市民が持っている既存温泉への影響についての心配が払拭され、地熱発電計画について一定の理解と合意に達することが必要であります。また、丁寧な説明が必要なことも、市長自身がお認めになったとおりであります。では、現実はどうか。丁寧な説明がなされ、凍結の理由となった事項は払拭されたのかどうかであります。一般質問の中で、市長がお認めに

なったとおりに、観光関係事業者や温泉に携わっている方々などは、引き続き反対の態度を明確にしています。そして、市長自身もそのことを認識しています。つまり、凍結に至った原因が解消されていません。また、市長と語る対話集会後におけるアンケートでも、より詳しい説明を求めるという人が42.3%もいます。凍結の理由の一つに丁寧な説明の必要性を言われたのですから、これに応えることが必要であり、その声を無視することではありません。市長は説明の段階で、いろいろな懸念材料を述べてアンケートを取れば、反対が多くなると一般質問の中で答えました。この言葉は逆のことも言えるわけで、行政が地熱発電のことについてすばらしいものだと言った位置付けで説明をし、アンケートを取れば賛成者が増えると言っているに等しいわけであります。それでも推進すべきは38.4%に過ぎなかったわけです。しかも、より詳しい説明を求めると42.3%あったのに、これは集計に入らずに、いわば数字のトリックで推進すべきが66.5%だったと解釈し、あまりにも恣意的であります。凍結の段階では更なる説明が必要だとしながら、実際には、説明を求める声を抹殺し、勝手な解釈で推進すべきを多く見せる。この問題も凍結理由が解消されたことにはなりません。もう1点、市長選挙で公約に掲げて信任を得たということに関してです。これも一般質問で明らかになりましたが、まず、地熱発電問題は、選挙はがきにも選挙公報にも記載がないということは市長も認めました。その限りにおいては、選挙公約に掲げてないということになります。市長は選挙公約に掲げたとする根拠として、後援会討議資料に掲載してあるとしています。しかし、後援会討議資料は政治活動であり、選挙活動とは区別されていると指摘すると、政治活動であり、後援会討議資料も含めて市民に訴えてきた。選挙活動の一つとして認識していると答えました。選挙活動の中に政治活動を含めるとすれば、告示日以前に配布したことも含めて、公職選挙法違反の疑いが濃厚であります。いや、選挙活動は選挙活動で、政治活動は政治活動として区別しているから公職選挙法には触れないというのであれば、後援会討議資料、すなわち政治活動の一環で地熱問題を訴えたとしても、選挙で信任を得たとは言い難くなります。現に、候補者間において市民の前で論争がなされたわけでもなく、いずれにしても選挙で市民の信任を得たという根拠には、客観的にはないと言わざるを得ません。また、地熱発電を巡って不可解な部分があるとして、100条委員会設置の動きがあったときに、副市長をはじめとして市の幹部が複数の議員宅を訪ね、100条委設置に反対するよう働き掛けていたことに対し、不適切だったと反対の弁を述べながら、それ以後も同じような行動を繰り返しています。100条委設置を回避するために、直前まで特定の議員と密約とも言われるような交渉をしております。そして、計画を凍結するというのもって、ある議員はそれまでの主張を覆し、100条委設置に反対したことから、市の思いどおり僅差ながら100条委設置を免れております。これらは地熱発電をめぐる議会への介入や強引なやり方に対して何ら反省のないことを示しています。また、提案者への質疑の中で、反対でなければ賛成なんだとありました。なぜ調査することそのものに反対するのかという話も

ありました。しかし、今問題なのは、そもそもの賛成か反対かということについては、市長からも一般質問の中で反問権で私にも求められました。私はそのときも言いましたように、原発が危険な状態にあるときに、それに代わる代替のものとして大いなる希望の道でもあるということには、私もそのように思っております。しかし、その前提となるのは、地域地域における環境への影響がないことや、関係住民の理解と合意が前提であります。今問題なのは、市長自ら凍結をした理由が解消されていない。もっと説明がほしいとの声を聴かない。そういう中で再開の方針を出している。予算措置をしていることであります。今必要なことは、地熱発電事業を再開することではなく、より詳しい説明を求めるという声に応えるべきであります。その上で、理解と合意に至ったとすれば、次のステップに進めるべきではないでしょうか。本修正案は、地熱開発事業、地熱発電事業に関する部分の予算を減額することであり、当然のことと考えます。よって、修正案に賛成をいたします。

議案第75号のうち、その他の部分についてですが、サッカー場建設に係る諸経費が含まれています。サッカー場の建設自体には理解を示すところですが、どのような内容で、どのような規模なのかについては、市民の間でも議論の最中ではないでしょうか。共通認識を得られているところまでの経費なら問題はないでしょうが、今回の予算は、これまで市が予定してきた内容を前提としての予算措置であります。このようなことから賛成しがたいものであります。

また、生活保護基準の見直しに伴うシステム改修に係る予算が計上されています。見直しといっても中身は生活の基準の切り捨てであります。生活保護は憲法第25条に基づく文化的で最低限の生活保障であります。これを切り捨てるということは、生活保護受給者だけの問題ではなく、全国民、市民に関わる問題です。文化的で最低限の生活の基準を切り捨てるものです。一部に生活保護受給者の方が恵まれているケースがあると問題視されることがあります。それを生活保護の切り捨て理由としたりしています。これは論議が逆で、生活保護基準以下にある労働形態があるとすれば、それが問題であり、場合によっては生活保護の申請を勧めるべきであります。システム改修経費とは言え、生活保護の切り捨てを前提とする予算は容認できません。

以上のようなことから、修正案に係る部分以外にも反対すべき事項がありますので、修正案賛成、原案反対として討論を終えます。

○議長（福永徳郎） 西森三義議員。

○11番議員（西森三義） 議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の修正案に反対、原案に賛成の立場から討論を行います。

今回上程された議案第75号は、これからの指宿市にとって非常に大事な事業の補正予算となっています。特に、修正案が提出されました地熱資源開発事業は、指宿市発展に欠かせない事業ではないでしょうか。その一つが雇用の創出であります。指宿市を背負っていかれる

子供たちが地元で働ければ、執行部やここにおられる議員の皆様が心配している人口減少の改善にもつながるのではないかと。そして、これまで何回も説明を受けた水着で温泉に入れる施設ができるならば、多くの観光客を呼び込むことができ、交流人口が増えることで地域経済の拡大と振興にもつながると思います。先日の同僚議員の一般質問においても、地熱発電は再生可能エネルギーとして将来性があり、原発に代わる大きな柱になり得るとの発言があったように、ここにおられる議員の皆さんも地熱発電に対する思いは同じではないでしょうか。以前もこの議場において発言したかもしれませんが、地熱資源は、地下に眠る膨大なエネルギー源であり、輸入に頼らない純国産資源であることから、指宿市は地熱資源を持つ自治体として、資源を守りながら持続可能な活用をしていくことが肝要であるのではないかと。さらに、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の目的には、温泉資源は市及び市民の共有資源であると位置付けているので、地熱の恵みを指宿市民が広く享受できる体制をいち早く構築し、地熱資源を活用した新たな付加価値を創造することで、地域活性化にもつながり、魅力ある指宿市に発展すると考えられます。よって、この事業は、指宿市にとって是非推進すべき事業ですので、議案第75号の修正案に反対し、原案に賛成いたします。

○議長（福永徳郎） 次に、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 議案第75号、地熱開発削減案に賛成の討論を行います。

本議案は、平成27年3月25日開催の定例会で、地熱開発予算が減額修正されてから、賛成、反対の一進一退の繰り返しでもございます。しかし、その間、100条委員会設置採択に関して、議員自宅訪問報道が新聞報道されたことで、執行部は不適切な行為であったと陳謝しながらも、今度は庁舎内におきまして複数の議員と水面下での交渉を行っております。このような強引な進め方ではなく、今こそ原点に立ち返って、この地熱開発の必要性を多くの市民への説明責任を果たし、理解を求めることが肝要ではないかと思われまます。現在の行為は手順を踏まえての事業推進ではございません。我々も何が何でも反対をしているわけではございません。このようなことから、数名議員に対しての交渉をしたことこそ大問題であります。議会制民主主義の中であってはならないことであると思われまます。まだ遅くはございません。今こそ原点に立ち返り、しっかりと手順を踏んで、説明責任を果たして再度事業提案をするべきだと思います。指宿市議会の正義と良識のある判断をお願いして、本議案削減案に対して賛成討論といたします。

○議長（福永徳郎） 次に、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第75号の修正案に賛成し、原案に反対する立場から討論いたします。

修正案に賛成の理由は、前之園正和議員の討論と同じ中身です。私は、農業関係にこの地熱開発における被害状況が出ていることを明らかにして討論をいたします。原案に反対する立場から討論をいたします。

観光や農業、漁業など、地場産業の振興のために地熱開発をすると説明しており、地熱開発をする中で影響が出たら、地熱開発はやめるとも明言しております。地熱開発と温泉の温度低下や枯渇等の因果関係を科学的に証明することは不可能であります。しかし、この間、民間企業が地熱開発の掘削をする中で、地下水に対して影響が出ております。掘削することによって地下水が泥水が上がるようになり、1か月間放水をして、汲み上げて、泥水は解消されております。しかし、ペーハーが6.4が7.8まで上がり、今でも7.4まで上がっているそうです。地下水は施設農家にとっては栽培のかん水用として使っております。雨水が入らないためにペーハー7.4の水をかん水しなければならず、花卉栽培ではありますが、もう影響が出ている状態です。このように地熱発電をすれば、地下水、温泉だけでなく、影響が出る可能性が十分ある。さっき、質問の中でも九州電力は相当の技術を持っているということが質問の中でも出ておりましたが、九州電力も含めて、今のペーハーを6.4でなければ、農家は本当に経営が成り立たなくなっていく。このような状況が起こっているにも関わらず、開発をしていくわけですので、九州電力、また、今度の地熱開発の相当な技術力をもって、このペーハーを6.4に戻すことこそ検討すべきであります。

もう1点、市の施設であります伏目の塩田跡地の蒸気、あの温泉の蒸気によって、近くのハウスの施設が腐食によって大変な状態になっております。これについては市長も現地を調査しております。市の施設であるだけに、やっぱり、蒸気に対する対策を検討したり、また、硬質ハウスのため、改修するにはかなりのお金が必要になってきます。農家はそれだけの体力を持っておりません。台風が来たら、屋根ごと持って行かれるでしょうと、農家は言っております。九州地熱の周りの施設についても、ハウスに対する腐食はどんどん進んでいる状態であります。この対策も検討すべきであり、また、ハウスで地熱を使っている事業者は、今まではそんなに掃除をする必要はなかったけど、今では1年に1回は掃除をしなければ、配管の掃除をしなければ影響が出て、どうにもならないと訴えております。このような事案が出ているにも関わらず、地熱開発がいかにも影響がないという方向での開発そのもの、本当にこれが影響が出だしたら、対策は取ることはできません。ですから、地下水のペーハーを戻す。これを九電も含めてお願いしながら、対策を取るべきだという理由で反対討論いたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 第75号修正案に反対、原案に賛成する立場から討論申し上げます。

詳しくは申し上げますけれども、先ほど提出者、最後の言葉の中に市民の判断に委ねま

すというようなことをございます。おおまかそういうことだったろうと思います。市民の判断に委ねるのであれば、私たち議員も、指宿市議会も必要ないというふうに思っております。間接民主主義ということで我々の議会も成り立っております。我々はその中の代議員として、市民の代表として議論をやって判断をしているわけです。市民の判断に委ねるのであれば、市民総会を開いてその中で決めてください。議員も市議会も要りません。そういったことも含めて、どうぞ、議員の皆様方、我々は市民の安心・安全を守り、少しでも、幾らかでも、指宿市の発展に向かわせるための方策を、お互い議論して進めていかなければならない。そのことで、今回の議案についても判断をいただきたい。厳しいです。本当に厳しい判断だと思えます。どうぞ、修正案反対、原案賛成、お願いいたしたいと思えます。終わります。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東伸行議員。

○9番議員（東伸行） 私は、修正案に賛成の立場で討論をいたします。今、いみじくも修正案に反対の方がおっしゃったように、議員も市民の一員、代表であります。その議会に対して、これまでいろんなことが出てまいりましたが、何ら提案されない間に進んでいることが多々あったということで、これほど問題がいろいろ大きくなってきているのも事実であります。そういった意味でも、しっかりとした議会での討論を執行部としてもやっていただきたい。そういう思いで現在おります。今までいろんな問題が出てきました。私、山川の出身の町議時代からの山川の人間であります。あのヘルシーランドを造るときに、いろんな当時の執行部との議論がありました。その中で、いろんな議論をする中で、ようやくあの施設ができて上がったのも事実であります。そのヘルシーランドの中に、私としては先ほどからいろいろ問題が出ておりますけれども、地熱発電そのもの自体には反対するものではありません。ただ、ヘルシーランドのあのの中に、それを造る必要があるのかということ、非常に疑問に思っている、重要に思っている一人であります。再度検討を願いたいという中に、前山川町の町長をしておられた合併前の二人の前町長は、そのことはよく言っております。市長にも多分それは届いていると思えます。そういった中で、再考をしていただきたいという意味で、私は思っております。このようなことを踏まえて、きちっとした形で再出発するためにも、今回の地熱開発に関する補正予算は認めることはできないということで、よって、修正案に賛成いたします。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 前原五男議員。

○5番議員（前原五男） 私は初めて発言をさせていただきますけれども、分かりやすい、市民が

本当に分かりやすいような言葉で話をしたいと思います。大きく言えば、山河を守って人を守れない、そういう中では我々は生きていけないということです。じゃあ、そこでお話しします。簡単に話をすると、地熱開発じゃなくて、地熱活用だと思っております。そして、その地熱活用は、今回の活用というのは、いわゆる不透水層を突き抜けた1kmの地下から持って来るものだということを教えられております。・・・の温泉を守る会の皆さんは、地表水といいまじょうか、地下それこそ300mぐらいのところの温泉水を活用していると、私は理解しております。そういう中で、皆さんが枯渇、枯渇と言いますが、じゃあ、枯渇しなかった井戸がどこにありますか。たくさんあるんですよ。そういう自然の中で、枯渇というのは絶えず繰り返しながら、そして、私たちは井戸を掘り替えながらやっていくわけです。だから、そういうことから、私は難しい話をするんじゃないくて、執行部の皆さんが400名ぐらいの相当な頭脳集団がつくったものを、私はむげにはできないと思っております。したがって、原案に対しては賛成であります。以上です。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時30分
再開	午後	0時32分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前原議員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○5番議員（前原五男） 先ほどの討論の中で、固有名詞を使って、全く新人議員みたいなことを言いまして、申し訳ございませんでした。・・・というのを削除いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（福永徳郎） ただいま取り消しの申出があったわけですが、削除してよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福永徳郎） はい、じゃあ、そのように決定いたしました。
これより、ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第75号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、を採決いたします。

まず、本案に対する新川床金春議員ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（福永徳郎） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時35分

再開 午後 1時33分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第76号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第7、議案第76号、財産の処分について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(木原繁昭) こんにちは。産業建設委員会へ付託されました、議案第76号、財産の処分について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月22日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

かいもん荘跡地利用事業提案競技で、2社が応募して岩崎産業に決めたわけですが、何が決め手になったのか、その点を伺いますとの質疑に対し、岩崎産業からの提案は、かいもん荘敷地内にレストハウスと温泉施設を備えた宿泊施設を建設すること。また、併せて、開聞岳一周線や開聞岳の登山道の整備、ゴルフ事業の強化、かいもん山麓自然公園と、本市のかいもん山麓ふれあい公園の一体的な活用など、複合的な提案があったことから、かいもん荘跡地利用の優先交渉権者に決定しましたとの答弁でした。

処分金額2,614万5千円になった根拠、鑑定してもらったのか、何かの委員会でこうなったのか、その点を説明願いますとの質疑に対し、金額は、最低売買価格を確定するために、指宿市公有財産価格評定委員会に今回の案件を提案しました。売買の条件の対象地は4筆あり、2筆は宅地の評価、2筆は雑種地の評価で、固定資産評価額を基本に算定された最低売買価格を設定しました。そこで、その額が2,490万円となっております。この2,490万円を上回った2,614万5千円で岩崎産業との売買の契約をしたところでの答弁でした。

坪単価は幾らになるのですかとの質疑に対し、宅地の方は1万8,935円、雑種地の方が1万3,249円という坪単価になりますとの答弁でした。

この金額は、周辺と比べてどうだったのか伺いますとの質疑に対し、税務課の固定資産税の評価が、平成26年度に鑑定を入れており、この近傍地、具体的に言いますと、すぐ前の宅地を参考に評価をしておりますとの答弁でした。

10年を経過する日までの間、指定用途に供さなければならないとあります。つまり、10年過ぎたら指定用途を変更しても問題は発生しないということですかとの質疑に対し、10年までは買戻し等の制約がございますが、10年を超えた後につきましては、その縛りがなくなりますとの答弁でした。

これを議決した場合は、大体いつ頃完成、開業予定なのか、その点は聞いていますかとの質疑に対し、あくまでも予定ですが、議決をもらえれば、今後、土地の代金を支払ってもらいます。その後、登記が終わってから1年半以内に着工と、契約上、決まっております。そして、契約上は、最長で10年以内に宿泊施設等をオープンさせるというふうになっており、少しでも早くできるように調整したいと思いますとの答弁でした。

説明だと開聞岳一周道路もプロポーザルの中で、そういう提案を岩崎産業からされたので、優先交渉権者決定の評価の一つとの認識でよろしいでしょうかとの質疑に対し、はい、岩崎産業から宿泊施設等の建設と併せまして、開聞岳一周道路も整備をしたい、協力したい、そういう申し出がございますので、市としてはありがたいと思って提案を受けたところですよとの答弁でした。

そういうことであれば、一周道路に関しては、一般的な認識として、スムーズに進むのではないかと思います。現時点で、その交渉はどの段階まで進んでいるのですかとの質疑に対し、開聞岳一周線も同時に進行するというので、市としましては、接続させてくださいというお願いをしており、取り付ける部分については、用地を買収させていただくという形で話をしているところですよとの答弁でした。

意見として。開聞岳一周道路など、岩崎産業株式会社さん側と十分協議して、成果が得られるよう努力を願いますというものがありませんか。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、同意することに決定いたしました。

△ 審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第8、審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

まず、陳情第5号から陳情第7号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） 総務水道委員会に付託になりました、陳情第5号、隣地建物崩壊に関する陳情書、陳情第6号、広報いぶすきの地熱特集での井戸の再掘削費用を市が持つのか、発電事業者が持つのかの記述があいまいであるため、どちらが費用負担をするのかを明確にすることを求める陳情、及び陳情第7号、指宿市によって行われた地熱資源量調査結果が非公開とされ、また、そのきっかけとなった指宿市からの調査会社への問い合わせに、公印ではなく私印が押されているなど、不合理な点が多いため、その非開示理由を100条委員会で調査をすることを求める陳情、の陳情3件について、去る6月7日に本委員会を開催し、全委員出席の下、審査いたしましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、陳情第5号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

この陳情は、現状を1日でも早く視察した上で、一刻も早く、早急な回復をしてほしいといったものです。願いは分かるものの、民民の問題について、議会としては介入できないことから、不採択とせざるを得ないと思いますという意見と、それぞれの民事の場に議員が立ち入って解決していくということに関しては、違うのではないかと思いますので、不採択とさせていただきたいという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第6号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

再掘削の費用負担をどのように行うのかを、議会としてはっきりさせるという明言をされておりますので、まだ執行部自体も、費用について明確な答弁ができていません。そういう状況の中では不採択にするべきだと思いますという意見と、陳情書が求めているのは、再掘

削の費用負担をどのように行うのか、議会としてはっきりさせることとなっており、この陳情書の文書に限って言えば重要な事項の一つであり、やはり必要なことと思います。議会として明らかにさせるということが必要だと思いますので、採択すべきだと思いますという意見と、どちらが費用負担をするかを明確にすることを求めるという陳情ですので、不採択にすると明確にする必要はないのではないかと捉えられると思います。ですから、明確にするということに関しては、採択すべきということであると思いますという意見が出され、起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、不採択と決しました。

次に、陳情第7号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

公印なのか、私印なのかは別としても、質問事項、疑問事項等については、相手方との十分なやりとりで解決できると思われしますので、議会として100条委員会を作つてまでということにはならないと考えますので、不採択にすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 陳情第6号に対して、委員長報告は不採択であります。採択すべきものとして委員長報告に反対の討論を行います。

陳情第6号は、地熱発電計画に関して再掘削の必要が生じたときに、その費用負担はどのように行うのか、議会としてはっきりしてほしいということであります。この件に関する当局の説明は、これまで必ずしも一貫したものではありません。凍結前の説明では、九州電力が持つということでしたが、発電電力2千kwと見込んだ場合に、九電と分ける利益分の折半として、それぞれ5,000万円が見込まれるとしています。また、九電が再掘削費用の原資を確保するために、5,000万円が変動する可能性があるとも説明されてきました。計画再開後の説明では、市が持つことはない、九電が持つと説明したときもあるし、経費分として差し引いてから利益が算出され、それを市と九電で折半するとも答えています。より根本的なことを言えば、熱源を供給するのは市の責任だということからすれば、再掘削の責任は市ではないかということも言えます。そのようなことを踏まえて、再掘削が必要になったときに、費用負担をどのように、費用負担がどのようになるかを議会として明確に把握しておく必要

があります。つまり、陳情が求めていることは当然のことと考えます。仮に、陳情を不採択にするとすれば、再掘削に関する費用負担はどうなるのか、議会として明確にする必要はないということになります。よって、委員長報告は不採択であります。採択すべきものとして委員長報告に反対いたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） この陳情を採択すべきということで。陳情第6号、広報いぶすきの地熱特集の井戸の再掘削費用を市が持つのか、発電事業者が持つのかということですが、議会に28年5月、説明があったときに、掘削費用は九重町みたいにできますよと、九重町は一切井戸の掘削費は持たないということがあり、しかし、蒸気の益金から一部を減らすということで、九電はそれでもいいということで、議会の場で説明会がありました。それから2年経ちますが、いまだに井戸の掘削費を市民が負担するのか、事業者が負担するのか、明確になっておりません。もし、1年目で井戸が枯れた場合、幾らになるのか。議会の場でしっかりと説明するべきだと思いますので、この陳情は採択すべきだと思います。市民の負担を少なくするためにしっかりと判断していただきたいと思います。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、請願第1号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(新川床金春) 文教厚生委員会に付託になりました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、6月8日、全委員出席の下、紹介議員の説明を求め審査しました結果、本請願にも示されているとおり、子供たちにとってより良い教育環境づくりを目指さなければなりません。そのため、優良な教育施設の整備、児童・生徒数に応じた適正規模の確保、適正な教員の配置、そして、子供たちを取り巻く社会環境総体の健全化等々、目指していかなければならないことがあります。その意味から、1、2についてはおおむね妥当な要請になっていると思われませんが、3については、少子化、人口減少という今日的課題が派生的に生じている問題を考慮していないばかりか、適正な教育環境を無視した本末転倒の内容となっていると言わざるを得ません。複式学級解消のために教員を増やせということではなく、子供たちにとってより良い環境とは何か、原点に立ち返って考察の上、要請すべきと考えていますので、不採択とすべきという意見と、私は、この請願を採択すべきという立場から討論いたします。教職員の長時間労働改善のための項目もあります。現時点でも、指宿市においても、全県的にもそう思われますが、教職員の定数に対し、不足が起こっているようです。南薩の方では、専科の理科の教員も不足するなど、重大な事態も起こっているような状況です。統廃合したからといって、教職員が定数に達するようなことはあり得ません。それと、統廃合に絶対反対でないと、地域の中で、住民、保護者の皆さんがいろいろ取り組んで、学校を残そうということで、行政がすべきことを地域で取り組んでいるという部分も考えれば、地域の意見を十分に尊重した中で統廃合すべきであります。一方的な統廃合そのものではなく、地域の住民の声が活かされる方向で統廃合すべきだという部分から考えれば、私は、第3項目についても採択すべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択となりました。

以上で、報告を終わります。

○議長(福永徳郎) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 吉村重則議員。

○12番議員(吉村重則) 請願1号について。委員長の報告に反対し、採択すべき立場から討論いたします。

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に、小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため、授業時間数の調整など、対応に苦慮する状況となっております。子供たちの豊かな学びを実現するためにも、教職員が人間らしく働き続けられるためにも、長時間労働是正が必要であり、そのためには教職員定数改善は欠かせません。また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元させることが必要です。鹿児島県は複式学級が多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えません。教育の機会均等を保障するためにも、国の学級編成基準を改めるなど、適切な処置を講じる必要があります。

以上の理由で討論といたします。

○議長(福永徳郎) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長(福永徳郎) 次は、日程第9、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

平成30年6月22日付けで、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、同

広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたので、お知らせいたします。

得票総数404票、投票のうち、有効投票400票、無効投票4票、有効投票のうち、新屋敷幸隆議員106票、西江園明議員113票、伊瀬知正人議員109票、たてやま清隆議員72票。

以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、お手元に配布の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙当選人名簿のとおりでありますので、御了承願います。

△ 閉会中の継続調査について

○議長（福永徳郎） 次は、日程第10、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

広報特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

広報特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、広報特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△ 議員派遣の件

○議長（福永徳郎） 次は、日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、8月2日に鹿児島市で開催される鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会、及び8月28日の鹿児島市で開催される鹿児島県町村議会議長会主催の広報研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 閉議及び閉会

○議長（福永徳郎） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、平成30年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 井 元 伸 明

議 員 西 森 三 義

参 考 资 料

議 員 派 遣 書

平成30年6月27日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 平成30年8月2日（1日間）

(3) 派遣議員 議長ほか19人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

議 員 派 遣 書

平成30年6月27日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 議会広報紙作成に係る研修会参加のため

1 鹿児島県町村議会議長会主催の議会報告研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 平成30年8月28日（1日間）

(3) 派遣議員
木原 繁昭 議員，齋藤 佳代 議員，東 勝義 議員
山本 敏勝 議員，恒吉 太吾 議員，新川床金春 議員

なお，内容変更の必要がある場合は，その取扱いを議長に一任する。